ISSN 1341-268X

長野県立歴史館

研究紀要

野尻湖遺跡群における先土器時代石器群の変遷　谷　和隆

二つの環状ブロック群　大竹憲昭
——野尻湖遺跡群日向林B遺跡と貫ノ木遺跡——

屋代遺跡群出土煮沸具の胎土分析（上）　水沢教子
——分析資料とその概要——

中世の図師について　村石正行
——市河文書延慶二年卯月日「志久見郷田在家目録」の検討——

明治前期の長野県行政文書の管理と保存　児玉卓文

丸山晩霞にみる「崇高」と「壮美」について　岸田恵理
——明治末期における二つの翻訳語の問題——

大岡芦ノ尻道祖神の系譜　宮下健司
——山間畑作地における道祖神信仰とワラ文化——

第13号
2007.3

Nagano Prefectural Museum of History

長野県立歴史館

研究紀要

第一三号

二〇〇七年三月

日向林B遺跡出土品

先土器時代
長野県宝
当館蔵

【解説】

上水内郡信濃町日向林B遺跡から出土した先土器（旧石器）時代の石器。日向林B遺跡は野尻湖の南岸から約一㌔㍍の丘陵裾部に位置する。野尻湖周辺は先土器時代から縄文時代草創期の遺跡が集中しており、野尻湖遺跡群と呼ばれている。

日向林B遺跡は一九九三年（平成五）～一九九五年（平成七）に、上信越自動車道の建設に伴い発掘調査がおこなわれた。六五〇〇平方㍍の調査範囲の三〇か所の石器集中地点（ブロック）から、九〇〇一点の石器が検出された。そのうち三分の一弱が道具として使用された製品で、残りは石器製作時に出る石屑（剥片・砕片）である。製品には斧形石器、台形石器、砥石などがある。これらの石器は同じ地層から検出されること、また、石器接合資料の分布や環状ブロック群といった出土状況から、すべてが同時期に残されたものとしてとらえられている。これらの石器の年代は、出土層位および炭粒の放射性年代測定により、約三万年前の年代があたえられている。

斧形石器は「刃部（磨製石斧）」とも呼ばれ、約三万年～二万数千年前に使われた。木の伐採や加工、動物の解体に用いられたと考えられている。日本全国で七〇〇点前後発見されている斧形石器の半数強は、砥石により研磨された磨製石器である。世界史における磨製石器は、約一万年前から始まる新石器時代に登場する石器とされる。しかし、日本列島の広い範囲で約三万年前の磨製の斧形石器が出土している。この年代の磨製石器は日本以外での発見例はない。そのため、研磨が施された日本の斧形石器は、いまのところ世界で最も古い磨製石器といえる。

斧形石器は通常一遺跡から一～二点が出土する。しかし、日向林B遺跡からは国内で最も多い六〇点が出土している。

これらの斧形石器は蛇紋岩という石で作られている。蛇紋岩の採集地点は、石質や表面の磨耗などから、新潟県糸魚川市の姫川河口付近から、富山県朝日町一帯の海岸線と考えられている。野尻湖から採取地までの距離は五〇㌔㍍程度である。蛇紋岩で作られる石器は斧形石器のみである。遺跡内で斧形石器を製作したとすれば、蛇紋岩の石屑が多数出土するはずだが、日向林B遺跡の蛇紋岩の石屑はごく少量しかない。そのため、斧形石器は遺跡外で製作されたものが持ち込まれたと考えられる。少量の蛇紋岩の石屑は、使用による機能が劣った斧形石器の刃の作り直しなどによるものと思われ、砥石も刃の磨耗直しに用いられたものと考えられる。

台形石器は鋭い刃を持つ石器である。また、刃の反対側（基部）に丹念な加工により、同じ形が作り出されていたため、柄が付けられていたと考えられる。この石器も日本列島に広く分布するが、日向林B遺跡の五九点の台形石器は画一的でよく整った形態を持つ。五〇点以上の画一的な形状の台形石器がまとまって出土した例は他にない。台形石器と斧形石器を除くほとんどの石器は黒曜石や玉髄といった石で作られている。これらの石は野尻湖近くには産しない。黒曜石の産地は八県郡長和町の和田峠から星糞峠一帯で、野尻湖からの直線距離は南南東方向に八〇㌔㍍である。玉髄の産地はわかっていないが、新潟県以北が予想されている。黒曜石と玉髄・蛇紋岩の採取地の野尻湖からの方角は大きく異なり、両採取地を含む範囲の直径は一〇〇㌔㍍以上となる。この遺跡に持ち込まれている石材から、狩猟採集による移動生活をしていた当時の人びとの、移動・行動範囲がかなり広域であったことが予想できる。

日向林B遺跡の斧形石器は、もっとも一括性の高い世界最古の磨製石器を含む資料群として評価され、二〇〇七年（平成一八）一月一一日に長野県宝に指定された。

（谷　和穂）

目　次

◇口　絵
日向林B遺跡出土品……谷　和隆

◇研究報告
野尻湖遺跡群における先土器時代石器群の変遷……谷　和隆　3
二つの環状ブロック群……大竹憲昭　22
――野尻湖遺跡群日向林B遺跡と貫ノ木遺跡――
屋代遺跡群出土煮沸具の胎土分析（上）……水沢教子　37
――分析資料とその概要――
中世の図師について……村石正行　53
――市河文書延慶二年卯月日「志久見郷田在家目録」の検討――
明治前期における長野県行政文書の管理と保存……児玉卓文　63
丸山晩霞にみる「崇高」と「壮美」……岸田恵理　86
――明治末期における二つの翻訳語の問題――
大岡芦ノ尻道祖神の系譜……宮下健司　96
――山間畑作地帯における道祖神信仰とウラ文化――

◇研究活動（学芸研究会）……125

研究報告

野尻湖遺跡群における先土器時代石器群の変遷

谷　和隆

はじめに

一九四九年（昭和二四）の群馬県岩宿遺跡の発掘調査により、出土層位が異なる複数の石器群が認識され、日本の先土器時代研究の幕開けと同時に石器群の編年研究も始まった[1]。その後、先土器時代遺跡の発掘調査は全国に広まった。

高度経済成長に伴う開発の増加により、一九六〇年代の後半から発掘件数が爆発的に増え、同時に調査規模も拡大した。特に首都圏近郊の相模野台地や武蔵野台地の所在する南関東の調査成果は著しく、「月見野・野川以前と以後」として、先土器時代史を二分する画期に位置づけられている[2]。

南関東地域は西方に位置する箱根山、富士山の火山灰による厚いローム層の堆積を持つ。このローム層の厚みは石器群の出土層位の把握と、台地内の出土層位の遺跡間対比を可能とした。一九七〇年代には、層位的出土事例に裏打ちされた南関東の編年案が発表された[3][4]。これらの編年案の完成度は高く、現在でも南関東地域の編年の軸となっている。

その後、開発の波は首都圏から地方に波及し、全国各地で先土器時代遺跡の発掘調査件数が増えた。しかし、南関東のように厚いローム層の堆積を持つ地域はほとんどなく、層位に基づく編年を組むことができなかった。また、地方の石器群は、南関東と比べると数が少なく、地域の枠組みを作成できるだけの全体像が見えなかったことも事実だろう。

「月見野・野川以後」となってから四〇年近くたった現在、いまだに南関東編年に並ぶ地域編年はないといえよう。しかし、全国で確実に調査事例が増え、徐々にその姿も見えつつある。そのようななか、一九九〇年代におこなわれた野尻湖遺跡群の大規模発掘調査で、層位的事例を伴い多種多様な石器群が検出された。本稿はこの成果をまとめ、南関東編年に対峙しうる地域編年の確立を目指す。

一　野尻湖遺跡群の発掘調査

野尻湖遺跡群での先土器時代研究史は、一九五三年に芹沢長介と麻生優によって杉久保遺跡のナイフ形石器が紹介されたことから始まる[5]。

野尻湖岸からナウマンゾウの臼歯が採集されたことを契機に、一九六二年には「野尻湖発掘」が始まる[6]。ナウマンゾウやオオツノシカの化石が多く発見され「ナウマンゾウの湖」として全国的に著名となった。野尻湖の発掘は野尻湖発掘調査団により定期的に実施されており、二〇〇六年三月には第一六次発掘がおこなわれた。

一九六二―一九六六年に杉久保遺跡の調査[7]、一九六三年に伊勢見山遺跡の調査[8]が実施され、野尻湖周辺に複数の先土器時代遺跡の存在が知られるようになった。また、一九七七年から一九九八年の間、野尻湖発掘調査団による八回の陸上発掘がおこなわれた。この調査により野尻湖周辺のトレンチ調査や、表面採集調査により、多くの先土器時代遺跡の存在が確認され[9]、野尻湖遺跡群と呼ばれるようになった[10]。

一九八九年からは、開発に伴う緊急調査が実施されるようになった。特に一九九三年から始まる上信越自動車道の建設に伴う調査[11]、一九九九年から本格化した国道バイパス建設に伴う調査[12]では、一〇万点を超す膨大な数の石器が検出され、

野尻湖遺跡群が国内有数の遺跡規模、密度を誇る遺跡群であることが明らかとなった。

二〇〇三年に「野尻湖遺跡群の旧石器時代編年」と題したシンポジウムが開かれ、筆者らが野尻湖遺跡群の大規模発掘調査の成果を基とした編年案を示した[註3]。この編年案はシンポジウムの発表資料としてだされたものであり、整理作業中の資料も存在した。本稿では、これらの成果に新しい資料を加え、再考したものを正式な論考として公表する。

二　編年の方法

二つの要素を組み合わせて編年をおこなう。一つは、石器の型式学的な分析、もう一つは、石器群の生活面を捉え、出土層準を位置づけることである。石器型式の検討は石器群の内容記述でおこなうこととし、ここでは、野尻湖遺跡群の層序と、生活面の把握方法について触れる。

1　野尻湖遺跡群の層序

野尻湖遺跡群は、西に位置する妙高山、黒姫山、飯縄山の三か所の火山からの、火山灰によるローム層が堆積している。多くの石器群はこのローム層中から検出される。遺跡間のローム層は対比が可能で、共通した層名が与えられている。図1に遺跡群の中から堆積が厚い貫ノ木遺跡と日向林B遺跡の土層柱状図を示した。貫ノ木遺跡は作図断面でも石器が出土する。日向林B遺跡は石器群出土地点から一〇㎝程度はなれた地点の図となるが、堆積情況は石器出土地点と同じである。先土器時代遺物包含層は第Ⅲ層以下となる。Ⅲ層は黒色土とローム層の漸移層である。野尻湖発掘調査団の上部野尻ローム層Ⅱモヤ層に対比される。ローム層上面付近への黒色の染込み部分のため、地表の植生等の影響等と考えられる遺跡差がみられる。層厚は一五㎝から二五㎝程度。Ⅳ層は黄褐色のローム層で、野尻湖発掘調査団の上部野尻ローム層Ⅱ上面～下部に対比される。下層と比較するとやわらかく粘性が低い。層厚は四〇㎝程度と厚い。Va層は下層の黒色帯と上層の黄褐色ローム層が混ざり合う漸移的な層で層厚は二〇㎝程度である。野尻湖発掘調査団の上部野尻ローム層Ⅱ最下部に対比される。姶良丹沢火山灰（以下AT と記す）のピークがある[註4]。Vb層は黒色帯で層厚は三〇㎝程度である。粘性があり締りがよい。野尻湖発掘調査団の上部野尻ローム層Ⅰ黒色帯上部に対比される。Vc層は黒色帯下部のやや明るい色調部である。日向林B遺跡のようにVc層が認識できない遺跡では、Vb層下部に含まれていると判断している。Vb層よりスコリアを多く含む。野尻湖発掘調査団の上部野尻ローム層Ⅰ黒色帯下部に対比される。Ⅵ層は黄褐色のローム層で層厚は二〇㎝程度である。粘性があり締りがよく、スコリアや小さな火山礫が含まれる。野尻湖発掘調査団の上部野尻ローム層Ⅰの下半部に対比される。今のところⅥ層以下に生活面を持つ石器群は発見されていない。

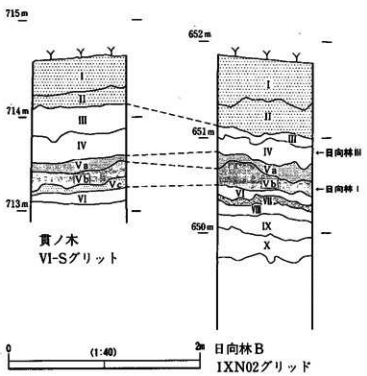

図1　野尻湖遺跡群の層序

2　生活面の把握

相撲野編年の論考[3]では「先土器時代の遺跡の発掘では、当初は遺物が少なく、極大に達するとまもなく急激に遺物の出土量が減少するのが一般的な傾向である。礫群等の遺構が遺物の極大値に達した直後に確認されるのもまた一般的な傾向のようである。」とされている。この時に示された模式図が図2である。この現象は現在でも先土器時代遺跡ではごく一般的なことで、筆者も野尻湖遺跡群で多くの発掘調査をおこなってきたが、まさにこのとおりの遺物出土状態であった。相模野編年論考ではさらに「相対的に安定した面として礫群面を重視して、これを生活面と推定した」とされている。

図3に日向林B遺跡日向林Ⅰ石器文化BL1の出土層位別の垂直分布図と層位別石器出土数を示した。日向林B遺跡では、石器僅個の取り上げ時に、出土座標と出土層位の記録を実施している。石器数が最も集中するのが、垂直分布図と層位別出土数の両者でⅤb層となる。Ⅲ層からⅤb層に掘り下げるにつれ、遺物密度が増し、Ⅴb層を越してⅥ層になると、遺物が出土しなくなる。この現象は、相模野台地の例と共通しており、同じような捉え方ができることを示している。通常のローム層の堆積がみられる野尻湖遺跡群の遺跡については、いずれも日向林B遺跡と同様の垂直分布を示すことから、野尻湖遺跡群の生活面の把握は相模野台地における生活面の認識方法を適用した。

図2　遺物垂直分布模式図
（文献（3）から転載）

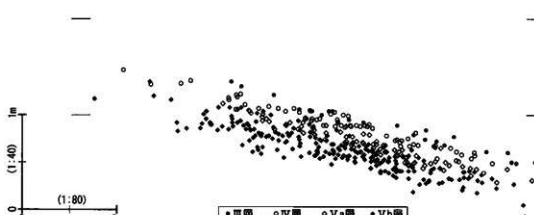

層位別石器出土数

Ⅲ層上面	1	Ⅳ層上面	1	Va層上面	12	Vb層上面	29
Ⅲ層上部	2	Ⅳ層上部	21	Va層上部	14	Vb層上部	43
Ⅲ層中部	6	Ⅳ層中部	18	Va層中部	27	Vb層中部	80
Ⅲ層下部	17	Ⅳ層下部	26	Va層下部	52	Vb層下部	44
Ⅲ層合計	26	Ⅳ層合計	66	Va層合計	105	Vb層合計	196点

図3　日向林Ⅰ石器文化BL1の遺物垂直分布図と層位別石器出土数

三　野尻湖遺跡群の先土器時代石器群の編年

1　野尻湖第Ⅰ期

(1)　野尻湖第Ⅰ期の出土層準と古環境

野尻湖第Ⅰ期の石器群の生活面はⅤb層中にある。野尻湖遺跡群針ノ木遺跡低地部の花粉分析によると、ナラ類とブナ林の拡大期とされている。[6]現代より気温が低いが、氷期としては温暖期にあたり、降水量も多めで森林が発達していたようだ。貫ノ木遺跡ではⅤb層中からクマザサ属型のプラントオパールが検出されており、周囲に森林があったことが裏づけられている。[7]

(2)　台形石器群（図4－1～23）

台形石器を特徴とし、石刃を素材とするナイフ形石器を組成しない石器群を台形石器群とする。日向林Ⅰ石器文化、大久保南Ⅰa石器文化、上ノ原Ⅰb石器文化、貫ノ木Ⅱ1石器文化、貫ノ木Ⅱ2-1石器文化、仲町遺跡BP3地点が該当する。台形石器（6～11）、槍器状石器（12～16）、局部磨製石斧（17～23）、削器類、斧形石器（1～5）を主な組成とする。

台形石器は、貝殻状剥片を素材とし、素材打面と末端を側縁に厚き加工をほどこす。加工には器面を覆うような平坦剥離と、素材を折断する急角度の剥離が用いられ、両面あるいは片面にほどこされる。平刃状と切出状の刃部形態があるが、基部形状は共通しているため同じ柄が付けられていたと想定できる。大きさは長さ四㌢㍍前後にまとまっている。

槍器状石器は貝殻状剥片の末端に連続する急角度の加工による刃付けがほどこされている。「ウワダイラ型台形石器」[8]、「立野ヶ原型ナイフ形石器」[9]、「台形様石器」の一部に相当する石器と思われる。これらの器種認定にあたっては、加工されない素材の鋭い縁辺を刃部、加工部位を側縁として認識しているようだ。筆者は後述する貝殻状刃器との比較検討の中から、槍器状石器に施される連続的な加工は単なる側縁加工ではなく、刃部作出のための加工と判断した。野尻湖第Ⅱ期に出現する槍器のプロトタイプ的な器種の意味合いも含め、槍器状石器の名称を与えた。[10]野尻湖第Ⅰ期に共通してみられる器種である。日向林Ⅰ石器文化で二七六点もの数が検出されているが、他の石器群には数点の組成がみられるのみである。鋭い縁辺と切り立った側縁を持つ石器を貝殻状刃器とした。切り立った側縁が確保できればよいため、加工部位はわずかであり、素材剥片の形状がほぼ維持される。また、側縁に鋭い縁辺がある槍器状石器の多くは、貝殻状刃器としても用いられていた。「台形様石器」[11]「敲石系ナイフ形石器」[12]の一部がこの器種に相当すると考えられるが、加工頻度が低いため、多くの報告書で微細剥離を有する剥片や、二次加工のある剥片とされているものが多いと思われる。使用によるものと想定できる微細剥離と、側縁部のわずかな加工が器種認定の根拠となるため、黒曜石や珪質岩のような微細な剥離が残る素材について器種判別が可能だが、無斑晶質安山岩のような、風化しやすく気泡を多く含む石材での認定は難しい。貝殻状刃器のような簡易な石器はどの時期にも存在するが、ある程度の数量がまとまりがないと、器種として認定することができない。日向林Ⅰ石器文化では、一一七六点もの貝殻状刃器が検出されている。

削器類には削器、抉入削器、鋸歯縁状削器等が存在するが、いずれも、機能部位のみに加工がほどこされており、素材形状のばらつきも大きく、定まった形状がない。

斧形石器の組成数は他地域と比べ突出して多い。片面に滑らかな磨面を残す蛇紋岩の分離礫や剥片を素材とし、左右側縁にやや粗い面的な加工をほどこし、刃部には研磨をほどこすものを基本とする。平面形は短冊形、撥形、わらじ形などの形状があるが、中間形も多く一定の形態にまとまらない。小型が多い傾向はあるが、大きいものから小さいものまで、一定の大きさにまとまることはない。

石刃および石刃製石器は基本的に組成しない。縦にも横にも長くない貝殻状剥片を目的とした剥片剥離が確認できる。

石材は黒曜石を主体とする石器群と、黒曜石を用いない石器群に二分される。大規模な遺跡では黒曜石が主体となる。

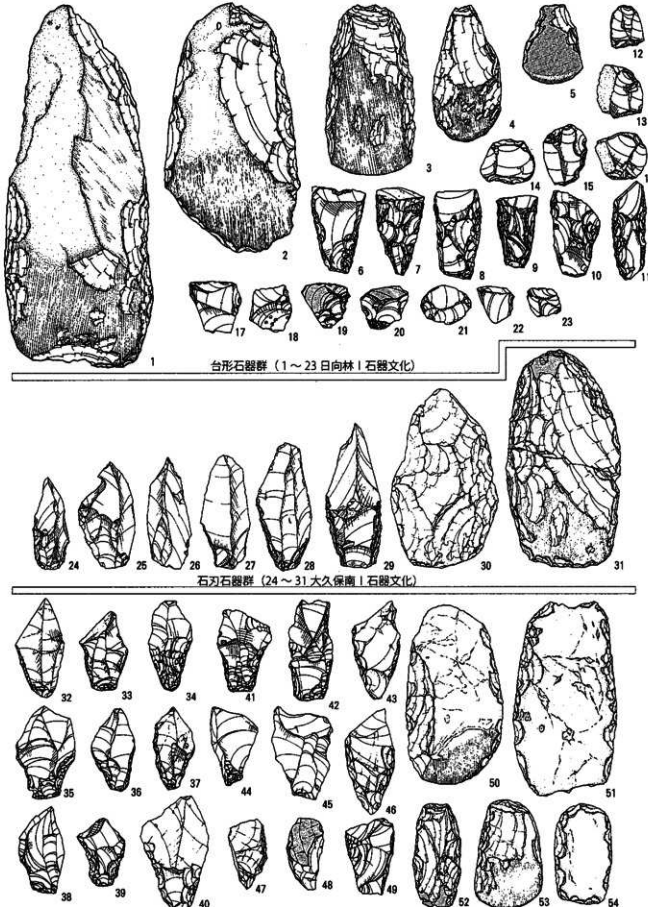

図4　野尻湖第Ⅰ期の石器群

日向林Ⅰ石器文化には大規模な環状ブロック群が、大久保南Ⅰａ石器文化と上ノ原Ⅰｂ石器文化には小規模な環状ブロック群がみられる。

(3) 石刃石器群（図4・24～31）

石刃を素材とするナイフ形石器を特徴とし、貝殻状剥片素材の石器を組成しない石器群を石刃石器群とする。大久保南Ⅰｂ石器文化が該当する。ナイフ形石器（24～29、石刃）、斧形石器（30・31）を主な組成とする。

ナイフ形石器は、打面が広く残る厚手の石刃を素材とする。基部を中心に加工がほどこされ、加工により尖端が作出されるものも含まれる。基部には打面が残され、厚手で横側面形のそりが大きい。

また、石刃が目的的剥片となる。石刃石核の調整頻度は低く、大型剥片の打面や折れ面などの小口面を作業面として石刃を剥離している。そのため、厚手で打面が広く残る石刃が目立つ。

斧形石器の特徴は台形石器群と大きな違いはない。数量も複数まとまって出土する。

明確に位置づけられるのは、大久保南Ⅰｂ石器文化のみだが、環状ブロック群が認められる。石材は黒曜石が主体となる。

(4) 台形石器群と石刃石器群の両者がみられる石器群（図4・32～54）

貫ノ木Ⅲ3Ⅰ石器文化、貫ノ木Ⅲ4Ⅰ石器文化、東裏Ⅲ1Ⅰ石器文化が該当する。ナイフ形石器（32～40）、台形石器（41～49）、掻器状石器、貝殻状刃器、斧形石器（50～54）を主な組成とする。

台形石器群と石刃石器群の両者を併せ持つ石器群だが、本石器群に特徴的なペン先形のナイフ形石器と台形石器がある。寸詰まりの縦長剥片を素材とするもので、素材打面を基部に置き、基部周辺に加工がほどこされる。素材末端が尖るタイプをペン先形のナイフ形石器（32～40）、素材末端が開くタイプを台形石器（41～49）としている。両者の基部形態は共通する。

斧形石器は他の石器群と共通しており、複数まとまって検出される。

大規模な石器群の石材には黒曜石が多用され、小規模な石器群の石材に無斑晶質安山岩や古輪などの黒曜石以外の石材が多用される。

貫ノ木Ⅲ3Ⅰ石器文化には大規模な環状ブロック群がある。

2 野尻湖第Ⅱ期

(1) 野尻湖第Ⅱ期の出土層準と古環境

野尻湖第Ⅱ期の生活面はＶａ層中にあるＶａ層中にはＡＴの極大値があるが、層厚が薄いため、ＡＴの上か下かの判断はつけがたい。花粉分析ではカバノキ属の拡大期とされており、気候が寒冷化したとされている。野尻湖第Ⅰ期より寒く、野尻湖第Ⅱ期より暖かい時期とされる。

(2) 台形石器群（図5・1～20）

野尻湖第Ⅰ期と同じで、台形石器を特徴とし、石刃素材のナイフ形石器を組成しない石器群を台形石器群とする。仲町遺跡ＪＳ地点の石器群が該当する。台形石器（1～10）、ナイフ形石器（11～14）、掻器状石器（15・16）、楔形石器（17・18）、斧形石器（19・20）を組成する。

台形石器は、貝殻状剥片を素材とし、素材打面と末端を側縁として加工をほどこす。腹面側から、急角度の剥離がほどこされ、ノッチ状の側縁が作出される。また、野尻湖第Ⅰ期同様に粗大な剥離がほどこされるものも存在する。

ナイフ形石器は多様な形状の剥片を素材としており、加工も多様で、斉一性が低く定まった形態がない。

楔形石器の数は多く、長さ二～三センチメートル程度の大きさが多い。また、楔形石器によると考えられる傷が付いた敲石が特徴的に存在する。

斧形石器は、蛇紋岩の礫面を有する剥片や、分割礫を素材としており、第Ⅰ期の特徴がそのまま継続している。傾向としては第Ⅰ期と比べ、平たい刃部が減り丸くて幅の狭い刃部が多くなる。また、礫を素材とする表裏両面に礫面を有する斧形石器（20）もある。

いまのところ、仲町遺跡ＪＳ地点の石器群のみで、石材はチャートや鉄石英、無斑晶質安山岩が用いられており、黒曜石は少ない。

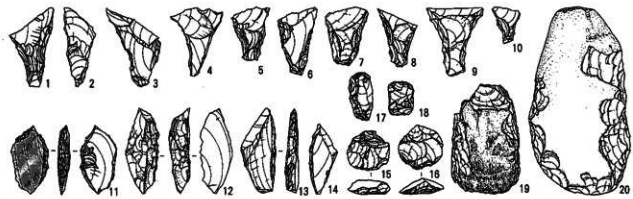

台形石器群（1～20 仲町 J5 地点）

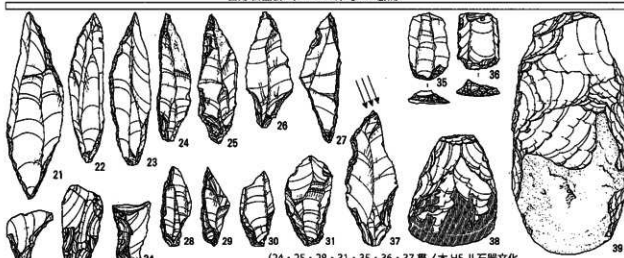

石刃石器群　（24・25・28・31・35・36・37 貫ノ木 H5 II 石器文化
26・27・29・34 飛月台 I 石器文化上駒以外仲町 BP2 地点）

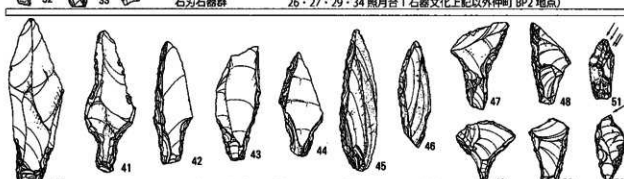

石刃石器群＋国府系石器群（40～52 東裏 H2 II 石器文化）

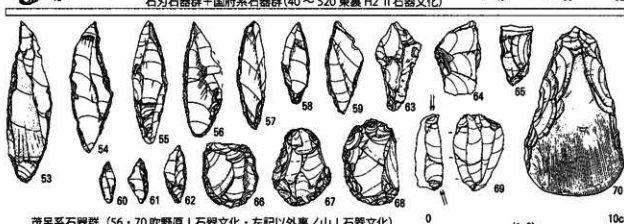

茂呂系石器群（56・70 吹野原 I 石器文化・左駒以外裏ノ山 I 石器文化）

0　(1:2)　10cm

図5　野尻湖第II期の石器群

(3) 石刃石器群（図5・21～39）

石刃を素材とする基部加工のナイフ形石器を特徴とする石器群をいう。[8] 仲町遺跡BP2地点、貫ノ木H4Ⅱ石器文化、貫ノ木H5Ⅱ石器文化、照月台Ⅰ石器文化が該当する。主な器種組成はナイフ形石器（21～31）、台形石器（32～34）、掻器（35・36）、彫器（37）、模形石器、石刃、斧形石器（38・39）である。

ナイフ形石器は石刃を素材として、基部を中心に加工がほどこされる。加工による鋭い尖端を持つものも多く含まれる。五㌢を越す大型品が目立つ。二側縁加工のナイフ形石器も一定量存在する。これらは素材の剥離軸と石器の長軸がほぼ一致する。また、基部へ加工がノッチ状となり、剥片尖頭器のような形状となるもの（26）も含まれる。

台形石器の特徴は台形石器群と共通する。

確実に掻器と彫器に認定できる器種がこの時期に登場する。掻器は分厚くやや寸詰まりの縦長剥片を素材とし、素材の末端に刃部加工がほどこされている。平面形は撥指状を呈するものが多いが、刃部再生が繰り返されたためか、短いものや、刃部加工が素材打面側までおよぶものもみられる。彫器には特に定まった形態がないようだが、明瞭な傾斜剥離打面の作出が認められる。また、基部形態がナイフ形石器と共通するものが特徴的にみられ、ナイフ形石器と共通するものが特徴的にみられ、ナイフ形石器の刃部再生を傾斜剥離でおこなったと考えられる彫器（37）が含まれる。

模形石器は台形石器群と比べると数量が少ないが、模形石器のあたりとみられる傷が付いている敲石と共に組成する。

斧形石器は第Ⅰ期と同様に片面に礫面を残す鉱物岩の剥片や分割礫を素材とする。

量が多いわけではないが、遺跡内での石刃剥離があり、後付の石刃、頭部調整、打面調整が認められる。

石材は珪質頁岩が中心となる石器群と、黒曜石が主体となる石器群がある。

(4) 石刃石器群と国府系石器群の両者がみられる石器群（図5・40～52）

無斑晶質安山岩を主要石材とし、板状の剥片素材の石核から連続して剥離される横長剥片を素材とするナイフ形石器を主体とする石器群を国府系石器群とする。いまのところ単独の国府系石器群はみつかっていないが、石刃石器群中に、国府型ナイフ形石器が伴う東裏H2Ⅱ石器文化が存在する。器種組成はナイフ形石器（40～46）、台形石器（47～50）、掻器（51・52）を主とする。

石刃素材のナイフ形石器と台形石器の特徴は石刃石器群と共通する。国府型ナイフ形石器の背面には底面がみられ、底面以外の主な一次剥離は一枚である。素材打面は一側縁に鋸歯状の加工がほどこされる。遺跡内に国府系石器群の石器製作の痕跡はほとんどない。

石刃素材の石器には珪質良岩が、国府系石器群には無斑晶質安山岩が多用されている。

(5) 茂呂系石器群（図5・53～70）

二側縁加工のナイフ形石器を主体する石器群を茂呂系石器群とする。裏ノ山Ⅱ石器文化、吹野原Ⅰ石器文化が該当する。ナイフ形石器（53～63）、台形石器（64・65）、掻器（66～68）、斧形石器（70）を主な組成とする。

ナイフ形石器はブランティングにより二側縁に加工がほどこされる。石刃のほか、寸詰まりの縦長剥片を素材としている。石刃素材の縦長剥片を素材とするものは、素材剥離軸と石器の主軸のずれは少ない。寸詰まりの縦長剥片を素材とするものは、素材剥離軸と石器の主軸がずれる場合が多い。大きさは五㌢を越す大型もみられるが、数量的には三㌢前後の小型が多い。

掻器は黒曜石等の厚手の幅広剥片を素材とするものと、鶏卵状のチャートの分割剥片を素材とするものが存在する。平面形は撥指状、円形を呈する。遺跡内での石刃の剥離は少ない。吹野原Ⅰ石器文化に斧形石器が組成するほか、裏ノ山Ⅱ石器文化にも斧形石器が組成すると考えられる。[9] 石材は黒曜石が主体となる。

3 野尻湖第Ⅲ期

(1) 野尻湖第Ⅲ期の出土層準と古環境

野尻湖第Ⅲ期の生活面は第Ⅳ層下部から中部にあたる。花粉分析による植生は亜

寒帯針葉樹林となる。最終氷期の最寒冷期に相当し、寒冷で乾燥した気候であった。また、水生植物の花粉が産出することから、低地での開水域が広がったされている。

(2) 尖頭器石器群（図6・1～48）

主に二側縁加工のナイフ形石器に、槍先形尖頭器が組成する石器群を尖頭器石器群とする。東裏Ｈ2石器文化、貫ノ木Ｈ2Ⅲａ石器文化、七ツ栗Ⅰ石器文化が該当する。槍先形尖頭器（1～17・24・29～37）、ナイフ形石器（8～15・22・23・38～48）、掻器、彫器を主な組成とする。

二㌢㍍程度の小型で左側縁に肩を持つ左右非対称形を呈する槍先形尖頭器（1～7・24）を特徴としている。尖端から肩の部分に樋状剥離がほどこされるものと、同部分に素材の縁辺が残されるものが多く含まれている。これらは切出形を呈するナイフ形石器（14）と共通する用途が想定できる。両面に加工がほどこされる横断面形が凸レンズ形を呈するものと、加工が片面に偏り横断面形が三角形を呈するものとがある。また、貫ノ木Ｈ2Ⅲａ石器文化には五一〇㌢㍍程度の中型で平面形が左右対称で、尖端から樋状剥離がほどこされる両面加工の槍先形尖頭器が、前述した小型で肩の張る槍先形尖頭器の他に組成している。

ナイフ形石器は五㌢㍍以下の小型が中心となる。縦長剥片を素材とするが、石刃と呼べるような定形的な素材は少ない。加工は二側縁にほどこされ、素材が折断され形状が大きく変化するものが多い。完成形の斉一性は低い。切出形のナイフ形石器にはブランティングの他に、平坦な剥離による加工がみられ、槍先形尖頭器との中間的なナイフ形石器が存在する。

掻器はとにかく数が多い。チャートや黒曜石を石材とする小型で、掻指状あるいは四形を呈する一群と、無斑晶質安山岩を石材製の分厚い石刃を素材とする縦長の一群がある。

彫器はあまり多くなく、定まった形態はなかったと考えられる。

(3) 国府系石器群（図6・49～53）

無斑晶質安山岩製の横長剥片を素材とするナイフ形石器を特徴とする石器群を国府系石器群とする。貫ノ木Ｈ1－Ⅱ石器文化が該当する。

ナイフ形石器の素材は、板状の無斑晶質安山岩製の大型剥片から連続して剥離された横長剥片である。この剥片の背面には素材の底面が残されており、底面以外の剥離面は複数みられ、野尻湖第Ⅱ期の国府型ナイフ形石器にみられる一枚とは異なる。これは、板状剥片石核における打点の移動が、第Ⅱ期は直線的に移動するのに対し、第Ⅲ期は左右に振れながら移動することを示している。二次加工は素材打面側の側縁全体と、末端側側縁の基部側の二側縁にほどこされる。この際、左右の側縁で加工がほどこされる面が、背面と腹面で異なる場合が多く、横断面形がひし形となる。また、これらには縦長剥片を素材とした基部加工のナイフ形石器も共伴している。

(4) 石刃石器群（図6・54～60）

石刃素材の基部加工のナイフ形石器を特徴とする石器群を石刃石器群とする。貫ノ木Ｈ1－Ⅱ石器文化に石刃石器群があり、候補として検討されている（18・30）。しかし、貫ノ木遺跡Ⅰ1地点における、石刃石器群の出土層位は、Ⅲ層下部からⅣ層上部であり、層位的には野尻湖第Ⅳ期となる。同地点には黒曜石を主要石材とする野尻湖第Ⅳ期の杉久保系石器群が存在することから、この石器群が杉久保系石器群に属す可能性も考えられる。そのため、本稿では明確な位置づけはせず、候補として取り上げることとする。

器種組成はナイフ形石器（54～60）、掻器となる。ナイフ形石器は五㌢㍍以上の長さを持ち、珪質頁岩あるいは珪質凝灰岩の石刃を素材として、基部に加工がほどこされる。基部端には素材の打面が残される。

4 野尻湖第Ⅳ期

(1) 野尻湖第Ⅳ期の出土層準と古環境

野尻湖第Ⅳ期の生活面はⅣ層上部からⅢ層下部にあたる。花粉分析による区分では、野尻湖第Ⅲ期と分かれていないが、最寒冷期を過ぎたものの、依然寒冷な気候であったと推測される。

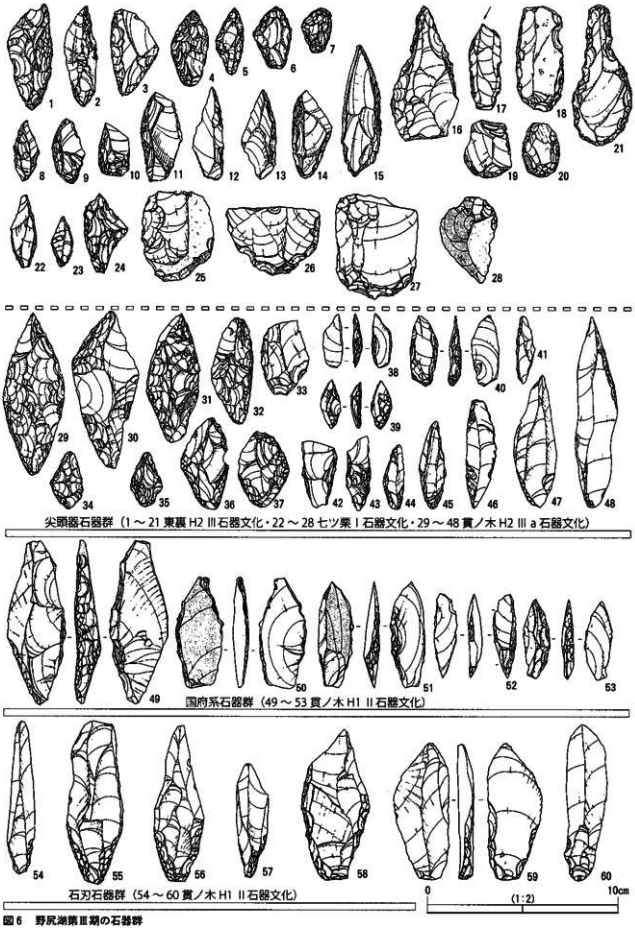

図6　野尻湖第III期の石器群

(2) 尖頭器石器群（図7・1～16）

槍先形尖頭器を主体とする石器群を尖頭器石器群とする。貫ノ木ⅡⅢc石器文化、西岡Ⅲa石器文化が該当する。槍先形尖頭器（1～11）、掻器（13・16）、削器（12～14）をおもな組成とし、ナイフ形石器は組成しない。

貫ノ木ⅡⅢc石器文化の槍先形尖頭器（1～5）は五万数千年前後で、両面に加工がほどこされる。平面形は尖端が鋭く尖り、基部は丸く、最大幅が基部側に偏る涙滴形を呈する。一方西岡Ⅲa石器文化の槍先形尖頭器（6～11）は三万数千程度と小型で、加工部位が片面に偏るものが多い。

貫ノ木Ⅱ-ⅢcⅠ石器文化では隣接する石器文化との関係から、共伴器種がはっきりしない。西岡Ⅲa石器文化には片面加工の槍先形尖頭器と大きさや加工が共通する掻器（15・16）、小型の縦長剥片にノッチ状の刃付けを施した抉入削器（13・14）、小型の角錐状石器が伴う。

(3) 国府系石器群（図7・28～36）

無斑晶質安山岩製の横長剥片を素材とするナイフ形石器を特徴とする石器群を国府系石器群とする。野尻湖第Ⅱ期の国府系石器群と明瞭な差が認められないが、検出されている石器群数が増え、規模も大きくなる。西岡Ⅲb石器文化が該当するほか、東裏遺跡特別養護老人ホーム地点、上ノ原遺跡県道地点でも野尻湖第Ⅳ期の国府系石器群が検出されている。

無斑晶質安山岩製の横長剥片を素材とするナイフ形石器（28～34）の素材、加工、形態は野尻湖第Ⅲ期と共通しているが、縦長剥片素材の基部加工のナイフ形石器の共伴は明らかではない。

掻器や削器も組成するが明確な目的形態はないようで、残核等を素材としている。また、角錐状石器（36）も組成する。

(4) 杉久保系石器群（図7・17～27）

杉久保型ナイフ形石器と神山型彫器を組成する石器群を杉久保系石器群とする。

七ツ栗Ⅱ石器文化、貫ノ木Ⅱ1Ⅲb石器文化、仲町B P 4地点が該当する。その他、杉久保型ナイフ形石器の標識遺跡である杉久保A遺跡、上ノ原遺跡県道地点、東裏遺跡特別養護老人ホーム地点にも杉久保系石器群がみられる。器種組成はナイフ形石器（17～21）、彫器（22～24）、石刃を主体とする。

ナイフ形石器は、細長い石刃を素材として、基部と尖端に加工がほどこされる。素材の形状自体が完成形に近いため、加工頻度は低い。基本的に素材の打面は除去され、基部調整面に平坦な剥離面がほどこされるものが含まれる。

彫器は杉久保型ナイフ形石器の素材より、幅の広い石刃を素材としている。背面から素材軸を斜めに折断する樋状剥離打面調整を施し、背面側に樋状剥離を施す神山型彫器（23）が主体となるが、樋状剥離打面調整と彫刀面の背面、腹面が入れ替わるものや、彫刀面が素材側縁に平行する小坂型の範疇に入るもの（24）も多い。

数量が多い石刃は幅が広く、ナイフ形石器の素材となるものは少ない。

杉久保系石器群には槍先形尖頭器が伴わない例が多いが、貫ノ木Ⅱ2Ⅲb石器文化に組成するほか（25～27）、上ノ原遺跡町道地点ではかなりの数の杉久保系石器群のナイフ形石器と槍先形尖頭器が同一範囲内から検出されている。

遺跡内での石刃剥離痕跡はほとんどなく、遺跡外で製作されたものが持ち込まれ、細部調整等が遺跡内でおこなわれていたと考えられる。

石材は珪質頁岩が主体となるが、無斑晶質安山岩も多い。珪質頁岩よりも産地が近い無斑晶質安山岩は、珪質頁岩の補完的な石材として用いられているものと思われる。無斑晶質安山岩が多い石器群には、七ツ栗Ⅱ石器文化の他に、杉久保遺跡があげられる。

5 野尻湖第Ⅴ期

(1) 野尻湖第Ⅴ期の出土層準と古環境

野尻湖第Ⅴ期の生活面はⅢ層上部以下は野尻湖第Ⅳ期の生活面が想定されているが、第Ⅳ期と第Ⅴ期の明瞭な境目はない。また、Ⅲ層上部には縄文時代早期の生活面があり、縄文時代早期、草創期との層位的な区分も明瞭では

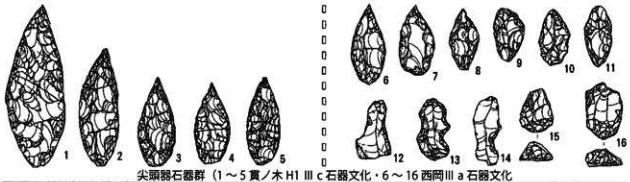

尖頭器石器群（1～5 貫ノ木 H1 Ⅲc 石器文化・6～16 西岡Ⅲa 石器文化）

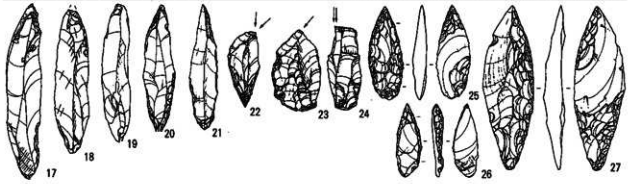

杉久保系石器群（18・22～24 七ツ栗Ⅱ石器文化・21 仲町 BP4 地点・左記以外貫ノ木 H2 Ⅲb 石器文化）

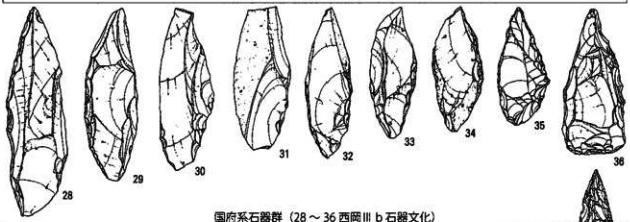

国府系石器群（28～36 西岡Ⅲb 石器文化）

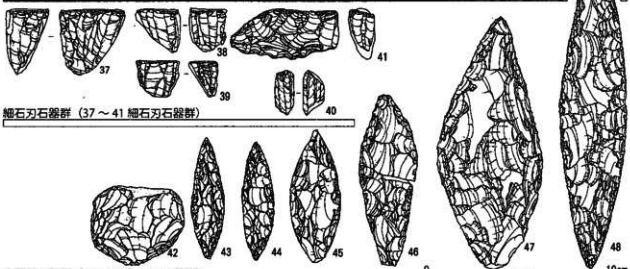

細石刃石器群（37～41 細石刃石器群）

尖頭器石器群（42～48 細石刃石器群）

図7　野尻湖第Ⅳ・Ⅴ期の石器群（1～36第Ⅳ期・37～48期第Ⅴ期）

ない。

長野県埋蔵文化財センターの発掘調査では、この時期の花粉分析のデータは得られなかった。最終氷期が終わろうとする時期であり、寒冷から温暖へ気候に変わりゆく、気候変動が激しい時期であったと考えられる。

(2) 尖頭器石器群（図7・42～48）

野尻湖第Ⅳ期に引き続き、槍先形尖頭器を主体とする石器群を尖頭器石器群とする。上ノ原Ⅱ石器文化、西岡Ⅱ石器文化が該当する。かつて上ノ原Ⅰ石器文化を野尻湖第Ⅳ期として位置づけたことがある。[3] 野尻湖第Ⅴ期の尖頭器石器群として、大型の槍先形尖頭器と石斧を特徴とする神子柴系石器群を想定していた。そのため、石刃を特たない等の性格が異なる石器群については、前の時期として位置づけた。しかし、槍先形尖頭器の大型化と、神子柴系石器群の登場に関連があるとの考えから、これらを野尻湖第Ⅴ期と位置づけなおすこととする。

槍先形尖頭器は、一〇センチを越す大型が目立ち、両面に加工が施される。平面形は柳葉形や木葉形を呈し、滑らかな縁辺形状を持つ。断面形は凸レンズ形を呈し、側面からみる縁線は整った直線となる。槍先形尖頭器以外には、掻器や削器等が組成する。遺跡内での槍先形尖頭器生産はほとんど見られないことから、遺跡外で製作されたものが持ち込まれていると考えられる。

石材は無斑晶質安山岩や珪質頁岩等、黒曜石以外が多く用いられる。

(3) 細石刃石器群（図7・37～41）

細石刃や細石刃核を組成する石器群を細石刃石器群とする。長野県埋蔵文化財センターの発掘調査では、断片的な細石刃、細石刃核の出土があるものの、石器文化・石器群と位置づけられるようなまとまった資料はない。上ノ原遺跡北部高校地点でまとまった資料が検出されているが、[4][5] 評価については本報告を待ってからとする。

細石刃核の形状としては、船底形と稜柱形の二つがみられるが、稜柱形の中には、船底形の細石刃核の剥離が進んだものが含まれていると思われる。

石材は黒曜石や珪質頁岩が多用されている。

四　野尻湖編年と南関東編年

日本列島の中で層位的事例に基づく編年研究が最も進んでいるのが、相模野台地と武蔵野台地である。多くの研究者に引用される諏訪間順による相模野台地の編年と、[2] 武蔵野台地で検出される石器群の層位との比較検討をおこなう。野尻湖編年による主要石器の変遷および、他地域との時対対比を図8に示した。

南関東の発形石器、台形石器、環状ブロック群と武蔵野台地X層から区層段階の石器群に限定的にみられる。そのため、野尻湖第Ⅰ期は武蔵野台地区・X層段階に並行すると位置づけられる。諏訪間編年では区階Ⅰ～段階Ⅱとなる。諏訪間編年の段階Ⅰと段階Ⅱは明確な石刃・縦長剥片剥離技術の成立を持って画されている。野尻湖編年では石刃・縦長剥片を持たない向林Ⅰ石器文化と、石刃が主体となる大久保南Ⅰ石器文化や、石刃を含む貫ノ木Ⅱ3Ⅰ石器文化についてはそれぞれが、次の野尻湖第Ⅱ期へのつながりが認められ、時間的並行を考慮せざるえない状況がある。そのため、野尻湖遺跡群での明確な石刃・縦長剥片剥離技術の有無を時間差として画することはできない。

野尻湖第Ⅱ期は武蔵野台地Ⅶ・Ⅵ層段階、諏訪間段階Ⅲ～Ⅳに対比される。石刃剥離技術が発達し、仲町BBP2地点や、照月台Ⅰ石器文化にみられる中～大型の基部加工や二側縁加工のナイフ形石器の特徴は武蔵野台地Ⅵ層段階と諏訪間段階Ⅲのナイフ形石器と共通する特徴を有する。いっぽう、裏ノ山Ⅱ石器文化にみられる大型～小型の二側縁加工のナイフ形石器は武蔵野台地Ⅵ層段階、諏訪間段階Ⅳに対比できよう。問題となるのは、武蔵野台地Ⅵ層段階に対比される石器群と、Ⅵ層段階に対比される石器群を単純に時間差として区分できない点にある。

照月台Ⅰ石器文化は、遺構の埋土中にATが多く含まれることから、AT降灰直後の時期を与えることができる。そのため、石器群の内容は層位的だが、層位的には武蔵野台地Ⅵ層に並行することとなる。また、裏ノ山Ⅱ・東裏H2Ⅱ石器文化と仲町BBP2地点では堆積が薄く細かい層位の区分が不可能である。さらに、Ⅶ層段階、Ⅵ層段階に対比できる石器群それぞれに発形石器が共伴する。南関東

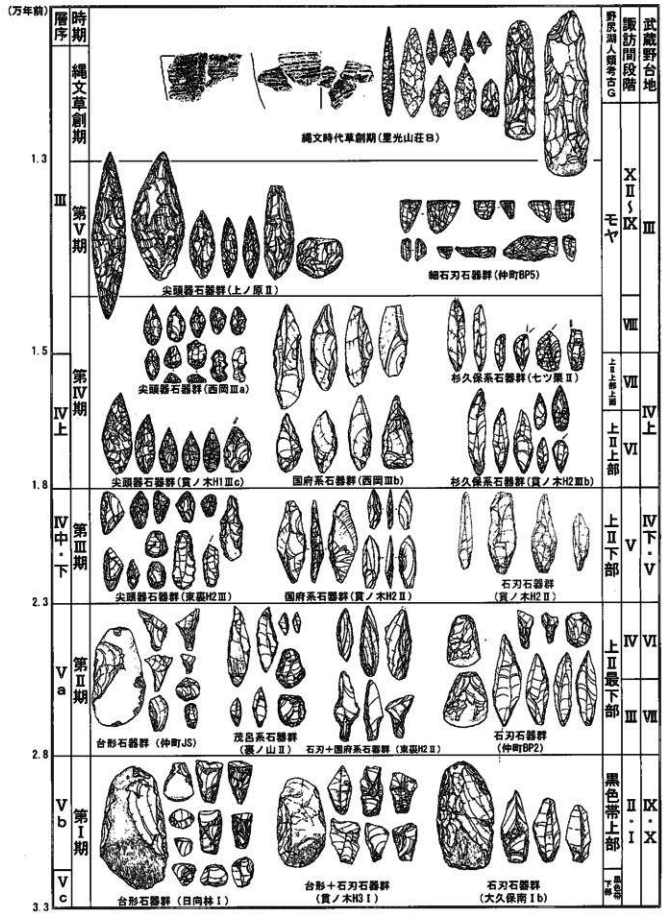

図8　野尻湖編年

（注）石器のスケールは1：4・年代は文献11から13による。

での斧形石器の出土事例は、X－IX区層に限定されている。野尻湖遺跡群ではその後の時期となる野尻湖第Ⅱ期の多くの石器群に斧形石器が共伴している。野尻湖第Ⅰ期に斧形石器が多いことから、それらが混入しているとの指摘もある。

しかし、もともと数が多いといっても、野尻湖遺跡群での総点数が二〇〇点あまりしかない斧形石器が、照月台Ⅰ石器文化、貫ノ木Ⅱ石器文化、吹野原Ⅰ石器文化、仲町ⅠS地点、仲町BP2地点で複数点の共伴がある上に、裏ノ山Ⅱ石器文化、東裏H2Ⅱ石器文化でも、斧形石器が共伴する可能性が高い。[9] そうなると、斧形石器が共伴する石器群よりも斧形石器群の方が少ないことになる。これらの石器群のブロックの平面、垂直分布の状況は、共伴すると判断すべき分布を示すものが大半であり、もはや偶然の混じりこみとして説明できる数量をはるかに越えている。もともと斧形石器が多く利用される野尻湖遺跡群に、武蔵野台地より後の時期まで斧形石器が組成していても不思議はないと考える。

野尻湖第Ⅲ期は武蔵野台地Ⅴ層・Ⅳ層下部段階、諏訪間段階Ⅴに対比される。南関東におけるこの時期は、切出形ナイフ形石器、角錐状石器に国府系ナイフ形石器に象徴される。野尻湖遺跡群の国府系石器群は、第Ⅱ期に出現する。第Ⅲ期はAT降灰直後まで含まれている。九州島ではAT層直上で国府系石器群が検出されることから、野尻湖でも第Ⅱ期の終盤に、国府系石器群が出現するとの理解が可能であろう。また、国府系石器群は層位的出土事例から、次の野尻湖第Ⅳ期まで継続することが確実視される。斧形石器の組成については、今のところ明確な石器群はない。しかし、第Ⅱ期と評価した仲町BP2地点は、層位的に第Ⅲ期に属す可能性も考えられる。仲町BP2地点が第Ⅲ期ならなど、斧形石器はさらに後まで継続して組成することになる。また、第Ⅳ期の杉久保系石器群にも斧形石器の複数の共伴例がある。

野尻湖第Ⅲ期から出現する槍先形尖頭器には「東内野型有樋尖頭器」（図6・1～7・24・36・37）と、「男女倉型有樋尖頭器」（図6・29～32）がある。[10][11] 「東内野型有樋尖頭器」は東裏H2Ⅱ石器文化にまとまった事例があるが、残念ながら時期を確定できる層序がない。明確な出土層位を持つ石器群としては、七ツ栗Ⅰ石器文化に「東内野型有樋尖頭器」に類する槍先形尖頭器が一点だけ存在する（24）。こちらについては、隣接する野尻湖第Ⅳ期の杉久保系石器群（七ツ栗Ⅱ石器文化）より、明らかに層位的に下位に位置する。この槍先形尖頭器は、小型のチャート製で、樋状剥離は施されていないが、片側側縁の調整が張り左右非対称形を呈している。他に小型の二側縁加工のナイフ形石器（22・23）に、無茎凸鏑型安山岩を石材とする、円形・楕円状横型の調整が伴っている。この七ツ栗Ⅰ石器文化の層位事例を根拠として、東裏H2Ⅲ石器文化の位置づけをおこなった。

いまのところ明確に野尻湖第Ⅲ期に位置づけられる石刃石器群はない。候補としては、貫ノ木H2Ⅱ石器文化の石刃石器群があげられているが、これらは層位的にはⅤ層上部に位置し、隣接する野尻湖第Ⅳ期の杉久保系石器群である貫ノ木H－Ⅲb石器文化に伴う可能性も考えられる。また、仲町BP2地点の石器群については、層位的に野尻湖第Ⅲ期に位置づけてもよいブロックも複数存在した。石器型式的にも第Ⅲ期にこの手の石刃石器群が存在してもよいと考えるが、複数の斧形石器の組成と、堆積が厚くブロックでは、Va層主体の分布が見られたため、いまのところ、野尻湖第Ⅲ期と判断しておく。

野尻湖第Ⅳ期は武蔵野台地Ⅳ層上部～Ⅲ層下部、諏訪間段階Ⅵ～Ⅷに対比される。南関東では槍先形尖頭器が発達する時期からが相当するが、野尻湖周辺では槍先形尖頭器が発達している。また、尖頭器石器群とは別に、発達した石刃石器群と位置づけられる杉久保系石器群が存在する。杉久保系石器群は南関東にはない石器群であり、野尻湖遺跡群では尖頭器石器群と同一層準から検出される。薄い石刃を素材として、鋭い尖端と尖った基部を持つ槍先形の形態は、槍先形尖頭器と同一機能をもするナイフ形石器として評価できよう。また、第Ⅲ期から継続する国府系石器群もこの時期まで継続している。左右対称の平面形と、相対する側縁の加工面の入れ替わりによる表裏対称の横断面形は、槍先形尖頭器の形態を意識したものだろうか。

野尻湖第Ⅴ期は武蔵野台地Ⅲ層、諏訪間段階Ⅸ～Ⅺに対比される。諏訪間段階

Ⅸ とⅩは細石刃石器群である。この時期の相模野台地は尖頭器石器群が姿を消し、細石刃石器群に変わってしまうとされている。野尻湖遺跡群での細石刃石器群は規模が小さく量も少ない。そのため、段階Ⅸ・Ⅹにみられる細石刃核の型式変化を確認するだけの資料数がない。しかし、細石刃石器群の遺跡数の少なさと、遺跡規模の小ささは、他の時期の野尻湖遺跡群との比較であり、遺跡群の面積の狭さを考慮すると、一般的な遺跡密度と評価できよう。一方、置換間段階Ⅸ・Ⅹで姿を消す尖頭器石器群が野尻湖遺跡群では継続している。第Ⅴ期の尖頭器石器群は「神子柴系文化」と位置づけられ[4]た神子柴系石器群につながる。神子柴系石器群はその変遷過程の後半期には土器が共伴するようになり縄文時代へと移り変わっていく。

五　先土器時代社会と野尻湖編年

1　野尻湖第Ⅰ期とそれ以前の日本列島

野尻湖第Ⅰ期に並行する本州、四国、九州には斧形石器やナイフ形石器など日本列島固有の石器が分布することから、大陸とは異なる独自の文化を形成していたと評価できる。この時期の野尻湖遺跡群を他地域の遺跡群と比較すると圧倒的に遺跡数が多く、遺跡規模が大きい。いまのところ、野尻湖遺跡群に匹敵する規模の遺跡群は発見されていない。日本列島で野尻湖第Ⅰ期より確実に古いと位置づけられる明確な石器群は未確認である。

野尻湖第Ⅰ期の斧形石器、ナイフ形石器は、台形石器は形態的に整っており、発達した石器製作技術の存在を指摘できる。さらに、黒曜石、珪質頁岩、無斑晶質安山岩等の遠隔地の石材が、多方面から大量に持ち込まれている事実から人びとがどこに行けばどんな石材を得ることができるのかという情報を持っていたことになる。また、石材の地理的情報を把握していたとすれば、同一空間内の植生、動物相等の情報も把握していた可能性が高い。大陸から日本列島にやって来た最初の人びとの様子は解明されていないが、来て間もない人びとが、このような生活に必要な詳細な地理的情報を持っていたとは考えられないため、野尻湖第Ⅰ期の人びとは、最初の人びとが来てから一定期間を経た人びとと評価できる。

日本列島にやって来た人びとは黒曜石、珪質頁岩、無斑晶質安山岩などの石材の産地と、野尻湖周辺などの食料資源に豊かな地域を発見した。これらの発見により安定した石器生産、食料生産を手にいれ、人口が増えたのであろう。このような地理的情報の入手により日本列島の環境に適応した人びとは、日本列島の全域に遺跡を残したと考えられる。剥片石器に有効な石器石材産地がない野尻湖遺跡群は、食料獲得活動の中心的な場、すなわち、周期的な移動生活の中で必ず立ち寄る場所であったと考えられる。

2　野尻湖第Ⅱ期の日本列島

人びとが日本列島に定着してから時間を経過するにつれ、さらなる石器生産、食糧生産の発展があったと考えられる。それが、よりよい石器石材の活用、石材の特性を生かした石器の製作と考えられる。野尻湖第Ⅰ期の剥片石器には、ほとんど石材による差は認められなかった。それが第Ⅱ期になると、黒曜石、珪質頁岩、無斑晶質安山岩などでそれぞれ異なる石器製作がおこなわれるようになる。黒曜石、珪質頁岩では石刃製作技術が発達し、完成されたナイフ形石器が作られるようになる。無斑晶質安山岩産地では連続した横長剥片生産技術が生み出されつつあった。このような石材適応が、それぞれの石材産地を中心とする地域性を生むこととなった。野尻湖はまだ多くの人びとの活動領域に組み込まれていたため、広域の異なる地域性を持つ石器群が共存することになったのであろう。

3　野尻湖第Ⅲ期の日本列島

野尻湖第Ⅲ期には最終氷期最寒冷期を迎える。依然として広域の人びとの活動領域に組み込まれていた野尻湖ではあるが、遺跡数の減少から訪れる人びとの減少が読み取れる。これが、日本列島全体の減少であるのか、標高の高い地域の特性であるかはわからないが、石器製作技術は進歩を続け槍先形尖頭器製作技術の

登場など、次の時期への新たな道筋の土台が築かれたと考える。

4　野尻湖第Ⅳ期の日本列島

最寒冷期を越えた頃、寒冷化に適応し新たな石器製作技術を手に入れたひとが再び活動を増すことになった。第Ⅰ期で生まれた地域性はさらに個性を強める。石刃石器群の杉久保系石器群では、極めて斉一性の高いナイフ形石器と彫器が製作される。尖頭器石器群は面的調整の発達により、斉一性を高めた槍先形尖頭器が発達する。また、無斑晶質安山岩による国府系石器群も継続していた。

5　野尻湖第Ⅴ期の日本列島

大陸から北海道と九州に伝わった細石刃により、日本列島の多くの地域で、ナイフ形石器が消滅し、細石刃石器群が広まる。野尻湖遺跡群にも細石刃石器群が伝播してきた。しかし、これまでの石器群と比べると規模が小さく、密度が低い。

いっぽう、前時期まで中部高地黒曜石原産地周辺で発達した尖頭器石器群は、石器の大型化を追うこととなる。その要因が列島内外のどちらにあるかは定かではないが、尖頭器石器群が主体となっていた中部高地地域では、大型の槍先形尖頭器を製作する文化が受容されたと考えられる。大きな石材の入手が困難な黒曜石では、槍先形尖頭器の大型化の要求にこたえられなかったことから、槍先形尖頭器の製作遺跡は黒曜石原産地周辺から、無斑晶質安山岩などの大型石材の入手が可能な地域へと移り変わった。野尻湖遺跡群でも第Ⅳ期的な様相を持ちながらも、大型槍先形尖頭器を組成する尖頭器石器群が存在する他、石器製作を伴わない「神子柴型石斧」[4]や「神子柴型尖頭器」[5]の出土例が多数確認されている。出現期の神子柴系石器群は土器を組成しない野尻湖第Ⅴ期に属す尖頭器石器群として理解される。神子柴系石器群は途中段階で土器を組成するようになる。野尻湖遺跡群では、複数の神子柴系石器群と土器が共伴しており、石器土器型式の違いや放射性年代測定値の差が確認されている[6]。先土器時代全般にわたり利用されてきた野尻湖遺跡群は縄文時代草創期に至るまで継続している。

おわりに

野尻湖遺跡群の先土器時代石器群の変遷について述べてきた。編年の組み立てにあたっては、当然のことながら関東の編年を常に意識していた。野尻湖遺跡群の南関東的な石器群については、南関東に対比できる編年を組むことができた。しかし、本稿でみたように野尻湖遺跡群には南関東にはない東北・北陸地方の石刃石器群や、国府系石器群などがあった。そして、これら南関東にはない石器群と南関東的な石器群との層位対比、石器型式対比が直接できる数少ないフィールドであることが確認できた。層位的な見地で南関東と比較すると、あいまいな点や不確定要素が多いが、逆に層位のみに縛られることなく、石器の型式変遷の説明と、周辺地域の事例を考慮して組み立てることができたように思える。層位が薄いため今後訂正すべき部分も出てくると思われる。諸方の批正を待ちたい。

注

1　杉原荘介「群馬県岩宿発見の石器文化」(『明治大学文学部研究報告』第一冊、一九五六年)。

2　安蒜政雄「二　先土器時代の研究」(『日本考古学を学ぶ(二)』、有斐閣選書、六四―七八頁、一九七八年)。

3　矢島國雄・鈴木次郎「相模野台地における先土器時代研究の現状」(『神奈川考古』第一号、一―二〇頁、一九七六年)。

4　小田静夫「武蔵野台地における先土器文化」(『神奈川考古』第八号、一―三〇頁、一九八〇年)。

5　芹沢長介・麻生優「北信・野尻湖底発見の無土器文化(予報)」(『考古学雑誌』三九―二、二六―三三頁、一九五三年)。

6　野尻湖発掘調査団『野尻湖の発掘　一九六二―一九七三』(共立出版、一九七五年)

7　林茂樹・磯口昇一・蘇崎稔・笹沢浩・小林孚・畑田光・北村重次・杉久保A遺跡緊急発掘調査報告―長野県上水内郡信濃町野尻湖底―』(長野県考古学会誌)八、一―八、一九七〇年)。

8　小林達雄「伊勢見山遺跡」（『長野県史』考古資料編全一巻（二）主要遺跡北東信、五七―六二頁、一九八二年）。

9　野尻湖人類考古グループ「野尻湖周辺の人類遺跡」（『地質学論集』一九、二二五―二四九頁、一九八〇）の他、『地団研専報』二七、『地団研専報』三一、『地団研専報』三七、『野尻湖博物館研究報告』一、『野尻湖博物館研究報告』四、『野尻湖ナウマンゾウ博物館研究報告』八で報告されている。

10　織笠昭・野尻湖発掘調査団「野尻湖遺跡群の研究と地域的様相」（『日本考古学協会第五二回総会研究発表要旨』、八―九、一九八六年）。

11　長野県埋蔵文化財センター『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一五　信濃町内その一　日向林B遺跡・日向林A遺跡・七ツ栗遺跡・大平B遺跡』（二〇〇〇年）。

12　長野県埋蔵文化財センター『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一五　信濃町内その一　裏ノ山遺跡・東裏遺跡・大久保南遺跡・上ノ原遺跡』（二〇〇〇年）。

13　長野県埋蔵文化財センター『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一五　信濃町内その一　貫ノ木遺跡・西岡A遺跡』（二〇〇〇年）。

14　長野県埋蔵文化財センター『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一六　信濃町内その二　縄文時代（上）』（二〇〇〇年）。

15　長野県埋蔵文化財センター『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一六　信濃町内その二　信濃町データ編』（二〇〇〇年）。

16　長野県埋蔵文化財センター『一般国道一八号（野尻バイパス）埋蔵文化財発掘調査報告書二　信濃町内その二　貫ノ木遺跡・照月台遺跡』（二〇〇四年）。

17　長野県埋蔵文化財センター『一般国道一八号（野尻バイパス）埋蔵文化財発掘調査報告書三　信濃町内その三　仲町遺跡』（二〇〇四年）。

18　谷和隆・大竹憲昭「遺跡群における石器文化の変遷」（『第15回長野県旧石器文化研究交流会発表資料―シンポジウム「野尻湖遺跡群の旧石器時代編年」―』、長野県旧石器文化研究交流会、二三―五七、二〇〇三年）。

19　菱田徹「日向林B遺跡および貫ノ木遺跡におけるローム層の鉱物分析」（『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一五　信濃町内その一　日向林B遺跡・日向林A遺跡・七ツ栗遺跡・大平B遺跡　旧石器時代本文編』、長野県埋蔵文化財センター、一七一―一八六頁、二〇〇〇年）。

20　菱田徹「貫ノ木遺跡のテフラ分析」（『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一五　信濃町内その一　貫ノ木遺跡・西岡A遺跡　旧石器時代本文編』、長野県埋蔵文化財センター、二四九―二五三頁、二〇〇〇年）。

21　吉川昌伸「鉢ノ木遺跡の化学的化石群」（『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一五　信濃町内その一　日向林B遺跡・日向林A遺跡・七ツ栗遺跡・大平B遺跡　旧石器時代本文編』、長野県埋蔵文化財センター、一九八―二〇七、二〇〇〇年）。

22　鈴木茂「第三節　貫ノ木遺跡の プラントオパール分析」（『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一五　信濃町内その一　貫ノ木遺跡・西岡A遺跡　旧石器時代本文編』、長野県埋蔵文化財センター、二五四―二五六頁、二〇〇〇年）。

23　白石浩之「西南日本における ナイフ形石器終末期の予察」（『神奈川考古』第三号、一―三〇頁、一九七七年）。

24　麻柄一志「いわゆる立野タイプ原型ナイフ形石器の基礎的整理」（『旧石器考古学』三三、四九―五八頁、一九八六年）。

25　佐藤宏之「台形様石器研究序論」（『考古学雑誌』七三―三、一―三七頁、一九八八年）。

26　谷和隆「第二節　日向林A石器文化の剥片石器」（『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一五　信濃町内その一　日向林B遺跡・日向林A遺跡・七ツ栗遺跡・大平B遺跡』、二六―二七頁、二〇〇〇年）。

27　須藤隆司「群馬県藪塚遺跡の石器文化―ナイフ形石器の型式学的研究―」（明治大学考古学博物館報』二、二七―五〇頁、一九八六年）。

28　本来であれば、茂呂系石器群に対して、「東山系石器群」のような、「標識遺跡名」＋「系石器群」として呼称したいところであるが、事実の中で「東山型ナイフ形石器」の定義づけができないことあり、便宜的に石刃石器群といった呼称を用いることとする。

29　報告書で「裏ノ山Ⅰ石器文化」として報告した石器群については、現在は「裏ノ山Ⅱ石器文化」に含まれると考えている。

30　大竹憲昭「第3章成果と展望」（『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一五　信濃町内その一　貫ノ木遺跡・西岡A遺跡』、長野県埋蔵文化財センター、二九二―三〇一頁、二〇〇〇年）。

31　渡辺哲也「信濃町東裏遺跡の調査」（『第六回長野県旧石器文化研究交流会発表資料』、長野県旧石器文化研究交流会、三三―三七頁、一九九四年）。

32 中村由克「信濃町上ノ原遺跡（県道地点）の調査」（『第八回長野県旧石器文化研究交流会発表資料』、長野県旧石器文化研究交流会、三五―四二頁、一九九六年）。
33 中村由克「信濃町上ノ原遺跡（県道地点）の調査―その二―」（『第九回長野県旧石器文化研究交流会発表資料』、長野県旧石器文化研究交流会、三二―四〇頁、一九九七年）。
34 中村由克・中村教子「信濃町上ノ原遺跡の第二次調査」（『第六回長野県旧石器文化研究交流会発表資料』、長野県旧石器文化研究交流会、二六―三二頁、一九九四年）。
35 中村由克（『遠報』）長野県上ノ原遺跡の細石器文化の遺構（一）」（『考古学ジャーナル』三四二、ニューサイエンス社、四二―四四頁、一九九二年）。
36 中村由克（『遠報』）長野県上ノ原遺跡の細石器文化の遺構（二）」（『考古学ジャーナル』三四四、ニューサイエンス社、三三―三六頁、一九九二年）。
37 諏訪間順「相模野台地における先土器時代石器群について」（『神奈川考古』二四、一―三〇頁、一九八八年）。
38 須藤隆司「中部地方の地域編年」（『旧石器時代の地域編年的研究』、安斎正人・佐藤宏之編、同成社、一〇三―一四〇頁、二〇〇六年）。
39 堤隆「槍状剥離を有する石器の再認識（上）」（『信濃』第四〇巻第四号、二四―四五頁、一九八八年）。
40 堤隆「槍状剥離を有する石器の再認識（下）」（『信濃』第四一巻第五号、三八―六四頁、一九八九年）。
41 森嶋稔「長野県長野市信田町上和沢出土の尖頭器」（『信濃』第一九巻第四号、三三―三五頁、一九六七年）。
42 森嶋稔「神子柴型石斧をめぐっての試論」（『信濃』第二〇巻第四号、一一―三一頁、一九七〇年）。
43 谷和隆「第五章　成果と課題」（『一般国道一八号（野尻バイパス）埋蔵文化財発掘調査報告書一　信濃町内その二　貫ノ木遺跡・照月谷遺跡』、長野県埋蔵文化財センター、二五六―二八一頁、二〇〇四年）。

研究報告

二つの環状ブロック群 ——野尻湖遺跡群日向林B遺跡と貫ノ木遺跡——

大竹憲昭

はじめに

日本列島の各地で人類が残した遺跡が見つかるのは今からおよそ三万年前で、その時代を先土器時代とよび、ヨーロッパを中心とした石器時代の区分ではおおよそ後期旧石器時代に相当するものと考えられる。この三万年前の時期に特徴的に現れる遺跡の形態に「環状ブロック群」がある。先土器時代の遺跡を発掘調査すると、遺物（石器や石片）がある一定の範囲にまとまって出土する。これをブロックと呼ぶ。ブロックは多くの場合、一基単独で発見されることは少なく、複数が共存し遺跡を形成する。環状ブロック群はブロックが連環し遺跡が形成されている。この環状ブロック群が全国的に注目されるようになった遺跡が、一九八四年に調査された群馬県下触牛伏遺跡である。[1] 一九八六年に報告書が刊行されて以降、環状ブロック群への関心は高まり、橋本勝雄がいち早く集成、検討を加え、見通しをふくめ課題を出した。[2]

一九九二年には、環状ブロック群をテーマとして岩宿フォーラムが開催され、環状ブロック群の集成とその解析が話題となった。その後も全国各地で類例は増えつづけ、千葉・長野では環状ブロック群が近接した遺跡や地点でも見つかるなど、環状ブロック群の様相も多岐にわたるようになってきた。

二〇〇五年には、日本旧石器学会でもシンポジウムのテーマとして取り上げ、その後の学会誌でも環状ブロック群に関する論考も特集[3]された。また小菅将夫により環状ブロック群研究の先駆となった牛伏遺跡の成果をまとめた単行本[4]も出版されるなど、環状ブロック群は今日の先土器時代研究のホットな課題のひとつといえよう。

環状ブロック群の性格については「大型動物解体場」、「石器交換場」、「祈裏説」など、さまざまな推定がなされるとともに、この大規模な遺跡を残した集団はいったいどのような集団を想定すればよいのかといった問題も出てきている。[5]

野尻湖遺跡群の環状ブロック群について埋蔵文化財調査事務所の調査で発見された日向林B遺跡の調査担当者である谷和隆によって分析、解釈の論考がある。[6] いっぽう、同時期に発掘調査がなされた貫ノ木遺跡も第3地点において環状ブロック群があることを認定したが、日向林B遺跡のようにある意味整然とした環状ブロック群ではなかったため、その認定を含め性格が明確になっていなかった。本稿では日向林B遺跡の環状ブロック群と比較しながら、貫ノ木遺跡の環状ブロック群を検討し、その理解に迫りたい。

一　野尻湖遺跡群と日向林B遺跡・貫ノ木遺跡

長野県の北端、上水内郡信濃町の野尻湖底から発見された考古資料（遺物）はナウマンゾウの化石とともに古くから注目されており、一九五二年には、先土器時代のナイフ形石器をはじめ石器類が芹沢長介・麻生優らによって紹介[7]された。一九六二年から野尻湖底の発掘調査が始まり、一九七六年からは野尻湖周辺での陸上発掘調査も行われるようになった。そして一九九〇年代に入ると開発に伴う事前調査の件数が増えていった。

一九九五年から一九九八年にかけて、野尻湖周辺は発掘調査のラッシュとなった。上信越自動車道建設にともなう長野県埋蔵文化財センターによる発掘調査は

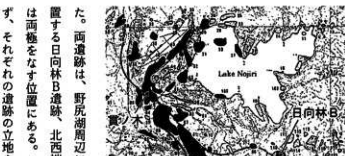

図1　野尻湖周辺の遺跡（黒塗りが先土器時代遺跡）

た。両遺跡は、野尻湖周辺に分布する先土器時代遺跡群の中にあって、南端に位置する日向林B遺跡、北西端に位置する貫ノ木遺跡といったように遺跡群の中では両極をなす位置にある。ちなみに両遺跡間の距離は四㌔である（図1）。まず、それぞれの遺跡の立地や調査による概要をみてみよう。

1　日向林B遺跡の立地と概要

日向林B遺跡は野尻湖の西から南の丘陵地帯に密集する野尻湖遺跡群のなかでも東端に位置する。標高は六五〇㍍を測る。遺跡の東方には標高六三六㍍の沖積面が広がっており、トレンチ調査の結果、遺跡の残された当時は湖沼であったと推定されている。いっぽう、遺跡の北西方向は斜面となり比高二〇～二五㍍で丘陵頂部に至る。日向林B遺跡は湖沼を前面に臨み、背後に斜面をもつ低位のテラス上に立地していた。

上信越自動車道の調査では上下二つの石器文化を検出した。下層のⅤb層を生活面と推定し、斧形石器を特徴とする日向林I石器文化は三〇のブロックから石器九〇〇一点、礫七四点を検出した。[3] 本稿ではこのI石器文化について検討を加えてみたい。

非常に大規模で、多大な成果をあげた。なかでも日向林B遺跡における環状ブロック群の発掘と、一遺跡で六〇本もの斧形石器が出土したことで全国の注目を集めた。いっぽう、貫ノ木遺跡は高速道路のインターチェンジ周辺であったため調査面積も広く、五つの地点から三万七〇〇〇点ほどの石器を発掘することとなった。

他に上層からはナイフ形石器を主体とする石器文化を検出しているが、石器・礫をあわせて一三〇点で一ブロックが構成される小規模な遺跡である。日向林B遺跡の周囲に目を転じると、東に隣接する七ツ梨遺跡でも二時期の石器文化から合計ヶ所つのブロックと四基の礫群が確認されたが、一〇〇点を超えるブロックはひとつだけで、全体的に小規模なブロックで構成されている。丘陵上の日向林A遺跡でも三つの時期の石器文化がとらえられているが、最大のブロックが二七五点、あとは一〇〇点未満の小規模なブロックで構成されている。さらにこの二遺跡ともに日向林B遺跡のI石器文化と同時期の遺跡がない。これらの状況から日向林B遺跡I石器文化の九〇〇〇点という遺物量周囲には検出されず、一時期大規模な遺跡が形成されるが、その後、周辺には先土器時代をとおしてあまり大規模な遺跡は形成されなかったようである。その点が後述する貫ノ木遺跡とは異なる点であろう。

2　貫ノ木遺跡の立地と概要

貫ノ木遺跡は野尻湖の南西部に広がる仲町丘陵のほぼ最高位にあり、上越に注ぐ関川水系と千曲川に注ぐ鳥居川水系の分水嶺にあたる。遺跡のひろがりは、丘陵に沿って長軸約一㌔、短軸約二〇〇㍍という広大な面積をもつ。遺跡の標高は七〇〇㍍～七三〇㍍と比高差をもち、小丘陵と低地が入り組んだ複雑な地形となっている。貫ノ木遺跡の調査は古く、一九八五年から野尻湖発掘調査団によって、その後も信濃町教育委員会によって事前調査がおこなわれ、五枚の文化層が確認されている。長野県埋蔵文化財センターによる貫ノ木遺跡の発掘調査では五つの地点を調査した。遺跡の最高地点（第2地点で小高い丘になっている。そこから小テラスが東・西・北と形成され、それぞれ地形の変換点をもとに第1地点、第3地点、第4・5地点と呼称した。貫ノ木遺跡の範囲は先にも述べたとおり広大で、各地点は通常の遺跡とほぼ同等であると考えられる。

貫ノ木遺跡では三万年前からの各期の文化層（石器文化）が検出されている。野尻湖周辺では三万年前から一万数千年前までの間にローム層の堆積が平均一

五㎞ほどあり、その間に石器群は上下差をもって出土するため、石器群の単位は平面分布と垂直分布のまとまりでとらえていく。しかし各期の石器群が集中し、重複する平面的、垂直的にそれぞれを本来の帰属時期を分別することが困難になる。貫ノ木遺跡は石器文化のまとまりの単位をとらえることが困難であった。しかしそれは貫ノ木遺跡が先土器時代の各時期を通して遺跡が残されていたことを意味しているともいえるのではないだろうか。

長野県埋蔵文化財センターによる調査では　貫ノ木遺跡第1地点ではブロック一三か所、礫群一一基が確認され、石器二九八七点、礫六六五点が出土した。第2地点ではブロック一〇〇か所、礫群六〇基が確認され、石器九二九九点、礫五七八九点が出土した。第3地点はブロック三八か所、礫群一五基が確認され、石器八七九五点、礫一七六四点が出土した。第4地点はブロック一〇〇か所、礫群五〇基が確認され、石器二三〇六点、礫三一〇七点が出土した。第5地点はブロック二〇か所、が確認され、石器二八三七点が出土した。5つの地点から計三七二二四点の石器と、二七一か所のブロックという莫大な量を出土した。[2]報告書では斧形石器・砥石・ナイフ形石器・台形石器によって特徴づけられるⅠ石器文化、ナイフ形石器が主体をしめるⅡ石器文化、槍先形尖頭器をもつⅢ石器文化、そのⅢ石器文化はさらに槍先形尖頭器のあり方から三細分し、合計五つの石器文化を認定した。

斧形石器をもつⅠ石器文化が本稿の対象となる石器文化であるが、各地点の石器文化をみると第1地点が二ブロック九六一点、第2地点が一四ブロック一八六点、第3地点が三ブロック七五三三点、第4地点が四七ブロック七九一五点である。第5地点では斧形石器を有するがⅠ石器文化に後続する石器文化であると認識している。環状ブロック群としてとらえ、分析の対象とした遺跡は第3地点であるが、その周囲にも相当数の同時期に当たるブロックが存在していて、日向林B遺跡の周囲に同時期の遺跡がなく、それ以降の遺跡も小規模であるのに対し、貫ノ木遺跡の場合は各期にわたって遺跡が形成されている。

貫ノ木遺跡の第3地点は西向きのテラス上に位置する。前面に黒姫山をのぞみ、眼下には現在信越線が通る地所川低地が広がるが、仲町丘陵はこの五万年間で五〇㍍も隆起しているため、現在の地形より二万年前の地形は高が緩やかであったが、第3地点のテラスから低地までには国Ａ遺跡の乗るテラスが存在することから、第3地点の立地は、日向林Ｂ遺跡の低地からすぐ上のテラスよりも上位に位置するテラスであるといえる。

二遺跡を遺跡立地、周辺遺跡の形成という点で比較してみると、低位のテラスに立地し、周辺にはあまり遺跡が頻繁に形成されなかった日向林Ｂ遺跡。中位のテラスに立地し周辺には同時期さらには各時期にわたる遺跡が形成された貫ノ木遺跡は明瞭な違いを示している。

二　遺物分布状況の検討

日向林Ｂ遺跡では直径約二五㍍の範囲に環状ブロック群が認定された。いっぽう貫ノ木遺跡第3地点で抽出された環状ブロック群は直径五〇㍍によび、日向林Ｂ遺跡の二倍の直径をもつ。この二つの大きさの違いはいったい何を反映しているのだろうか。これら環状に配置されたブロック群の形成が同時期であったことを示す根拠は接合関係や同一母岩（個体）の共有である。日向林Ｂ遺跡および貫ノ木遺跡でも接合関係によってその同時性が保証されたブロック群を抽出することができ、それらが環状を呈していた。日向林Ｂ遺跡では環状にめぐるブロック群の抽出はその平面分布をみても比較的容易に判断ができる。さらにその周辺に複数のブロック群が存在する。また貫ノ木遺跡では接合線により環状のブロック群が抽出できるが、その周辺にもブロック群が認められる。そこで両遺跡の詳細な検討を進めるに当たって、まず、平面分布と垂直分布に再検討を加え、グルーピングをおこない環状ブロック群の細かい単位をとらえることを試みてみる。

1　石器の出土状況

(1)　日向林Ｂ遺跡のブロック群（図2）

日向林Ｂ遺跡の日向林Ⅰ石器文化からは三〇ヶ所のブロックが検出されている

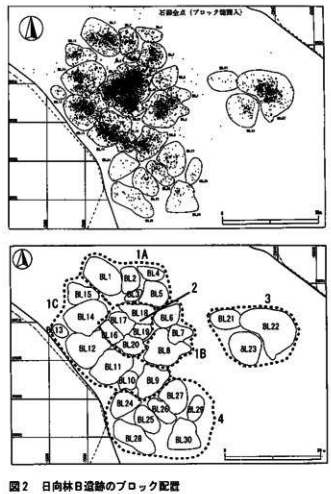

図2　日向林B遺跡のブロック配置

認定された遺物群は第1層から第Ⅵ層まで出土している。[11]

表1にブロック別の石器出土層位を示した。全体的にはⅤ層出土が六八〇〇点余で七五㌫を占め、Ⅳ層出土は一七三二点（一九㌫）と激減する。Ⅴ層に出土の中心があることがわかる。ではブロックごとに出土層位の差はあるだろうか。出土層位の比率をみると五つに分けられる。

1類　Ⅴb層からの出土が一番多く四〇㌫以上を占める。一一ブロック。

2類　Ⅴb層が四〇㌫だが、Ⅴa層も四〇㌫を越える。三ブロック。

3類　Ⅴa層が四〇㌫以上と、最も多い。三ブロック。

4類　Ⅳ層が四〇㌫以上と、最も多い。四ブロック。

5類　Ⅳ～Ⅴb層まで各層二〇～三〇㌫代でピークが明確に出ず、垂直分布としては、比較的散漫な分布を示している。九ブロック。

環状配列ブロック群と中央ブロック群にあたるグループ1・2は、1・2・5類で構成される。5類のブロックも、四〇㌫以上の値を示さないがBL5の一ブロックをのぞきⅤa層かⅤb層にピークが認められる。グループ1・2にはほぼ均質にⅤ層を主体とした出土層位であることがわかる。

いっぽう、外縁部の2つのブロック群は3・4類が目立ちやや層位的に上位に位置する傾向がみられた。しかし、当該期の特徴を示す斧形石器や台形石器が含まれており、さらに環状ブロック群とも接合関係があり、共時性があると理解される。出土層がやや上位にあり、環状ブロック群と若干異なる遺物の遺存状態であることが確認された。

ブロックの規模も確認しておこう。ここでは出土点数で三つに分けてある。一〇〇点未満の小規模ブロックをA類、一〇〇点以上五〇〇点未満の中規模ブロックをB類、五〇〇点以上の大規模ブロックをC類として、日向林B遺跡の各ブロックをみるとグループ1の環状配列ブロック群は中規模の類を中心としながらも一部BL一一、一二のようにC類もみられる。一方グループ2の中央ブロック群はC類主体であり、相対的に環状配列ブロック群のより中央ブロック群が大規模、

が、これらのブロックは分和隊により環状配列ブロック群、中央ブロック群、環状外ブロック群に分けられ、環状外ブロック群はさらに平面的に二分されている。[12]

以下に示す四つのグループで検討してみることにする。

グループ1　環状配列ブロック群でBL一～BL一五の一五ブロック。

グループ2　中央ブロック群でBL一六～BL二〇の五ブロック。

グループ3　環状外ブロック群のうち環状配列ブロック群の東方に位置するBL二一～BL三三の三ブロック。

グループ4　環状外ブロック群のうち環状配列ブロック群に接しているBL二四～BL三〇の七ブロック。

グループ1の環状に配置している一五のブロックは連結しているものとブロック間にやや遺物の空隙が見てとれる箇所がある。グループ1を細分してBL一～BL五を一A、BL六～BL八を一B、BL九～BL一五を一Cとする。

では、これら三〇のブロック群の出土層位をみてみよう。日向林I石器文化と

表1　日向林B遺跡石器出土層位

ブロック＼層位	出土点数 Ⅰ・Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Va	Vb	Ⅵ	合計	比率 Ⅰ・Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Va	Vb	Ⅵ	出土層位の類型	グループ	ブロック規模
BL1			66	105	196		367			18	29	53		1類	1A	B類
BL2			41	28	81		150			27	19	54		1類	1A	B類
BL3			4	6	87		97			4	6	90		1類	1A	A類
BL4			15	10	18		43			35	23	42		1類	1A	A類
BL5			116	96	90		302			38	32	30		1類	1A	B類
BL6			22	23	17	5	67			33	34	25	7	5類	1B	A類
BL7			26	47	56	1	130			20	36	43	1	1類	1B	B類
BL8	3		94	155	171	10	433	1		22	36	39	2	5類	1B	B類
BL9	1		82	148	126	21	378			22	39	33	6	5類	1C	B類
BL10	5		9	85	105	7	211	2		4	40	50	3	2類	1C	B類
BL11	10		115	237	377		739	1		16	32	51		1類	1C	C類
BL12	4	14	82	236	249		585	1	2	14	40	48		2類	1C	C類
BL13		1	4	4	5		14		7	29	29	36		5類	1C	A類
BL14		19	52	128	208		407		5	13	31	51		1類	1C	B類
BL15		17	35	42	53		147		12	24	29	36		5類	1C	B類
BL16	1	21	38	232	248		540		4	7	43	46		2類	2	C類
BL17	15	51	198	376	610		1250	1	4	16	30	49		1類	2	C類
BL18	14	25	165	339	401		944	1	3	17	36	52		1類	2	C類
BL19	7	10	84	102	85		288	2	3	29	35	30		5類	2	B類
BL20	29	30	97	295	317		768	4	4	13	38	41		1類	2	C類
BL21			10	3	2		15			67	20	13		4類	3	A類
BL22	4	20	228	135	157	1	545	1	4	42	25	29		4類	3	C類
BL23		1	21	41	24	1	88		1	24	47	27	1	3類	3	A類
BL24		1	3	6	7		17		6	18	35	41		1類	4	A類
BL25		2	14	22	15		53		4	26	42	28		3類	4	A類
BL26	1	1	20	39	24		85	1	1	24	46	28		3類	4	A類
BL27		5	25	23	27		80		6	31	29	34		5類	4	A類
BL28		2	18	13	15		48		4	38	27	31		5類	4	A類
BL29			9	4	5		18			50	22	28		4類	4	A類
BL30		1	20	17	11		49		2	41	35	22		4類	4	A類

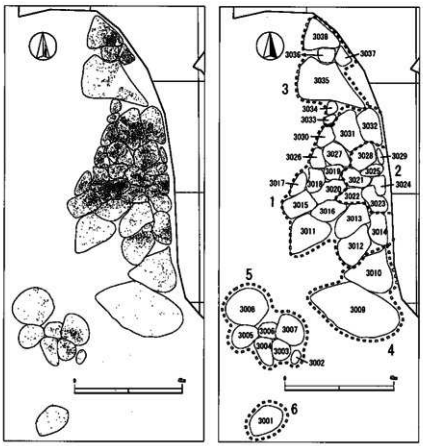

図3　貫ノ木遺跡第3地点のブロック配置

遺物の密度が高い傾向にある。外縁部のグループ3・4はBL二二を除き、小規模ブロック群で構成されている。日向林B遺跡の環状ブロック群は、石器ブロックの規模からすれば、中央ブロック群から環状配列ブロック群、そして外縁部のブロック群へと中心から外に向かって規模が小さくなっているといえよう。

(2)　貫ノ木遺跡第3地点のブロック群（図3）

貫ノ木遺跡第3地点1石器文化の検討に入ろう。貫ノ木遺跡第3地点では三八か所のブロックを認定した。遺物層点数は石器八七九五点、礫一七六四点である。報告書では、ブロック群の平面的分布状況を南から五つにグルーピングをした。今回、日向林B遺跡の環状ブロック群との比較検討を有効におこなうため、以下

のようにグルーピングを再構成した。

グループ1　環状配列ブロック群で、BL三〇一一～三〇二〇、BL三〇二六・三〇二七、BL三〇三〇～三〇三二の計一五ブロック。

グループ2　中央ブロック群で、BL三〇二一～三〇二五・三〇二八・三〇二九の七ブロック。

グループ3　環状ブロック群の北側外縁部に接して形成されたブロック群で、BL三〇三三～三〇三八の六ブロック。

グループ4　環状ブロック群の南側外縁部に接して形成されたブロック群で、BL三〇〇九・三〇一〇の二ブロック。

グループ5　地点南半部に独立して形成されたブロック群でBL三〇〇二～三〇〇八の七ブロック。

グループ6　地点南端の単独ブロックでBL三〇〇一。

この第3地点もグループ1・2の環状ブロック群とグループ3以降の外縁部のブロック群で構成される点は日向林B遺跡とよく似ている。

ブロックごとの出土層位を表2に示した。貫ノ木遺跡第三地点の場合、狭いテラス状の地形で、土層の堆積が全体的に薄かったため、土層断面図ではa・b・cに分層できるが、遺物取り上げでは分けて取り上げることができず、V層一括で取り上げた。全体的にはV層出土三三六八点（四一％）、IV層出土が二九一八点（三三％）、III層出土が二一三九点（二四％）出土しており、日向林B遺跡のV層出土が七〇％代であったことからすると、第3地点は明らかにIII・IV層出土遺物が多い。ブロックごとの出土層位は、以下のように類型化できる。

表2　貫ノ木遺跡第3地点石器出土層位

層位＼ブロック	出土点数						比率					ブロックの傾斜度	出土層位の類型	グループ	ブロック規模
	I・II	III	IV	V	VI	合計	I・II	III	IV	V	VI				
3001	16	4				20	80	20				不明	6類	6	A類
3002		5				5		100				不明	5類	5	A類
3003		26	57	6		89		29	64	7		5	3類	5	A類
3004		32	7	5		44		73	16	11		10	5類	5	A類
3005		19	2			21		90	10			15	5類	5	A類
3006		2	23	2		27		7	85	7		12	3類	5	A類
3007		12	32	114		158		8	20	72		8	1類	5	B類
3008		9		32		41		22		78		15	1類	5	A類
3009	8	9	4	4	1	26	31	35	15	15	4	15	7類	4	A類
3010	7	54	14	6		81	9	67	17	7		8	5類	4	A類
3011		35	21	6		62		56	34	10		15	5類	1	A類
3012	1	24	97	163	4	289		8	34	56	1	15	1類	1	B類
3013		14	32	9		55		25	58	16		5	3類	1	A類
3014	2	21	65	145	3	236	1	9	28	61	1	8	1類	1	B類
3015	3	163	156	25	1	348	1	47	45	7		15	4類	1	B類
3016	10	97	43	2		152	7	64	28	1		15	5類	1	B類
3017		12	62	80		154		8	40	52		15	2類	1	B類
3018	6	70	123	134	3	336	2	21	37	40	1	15	1類	1	B類
3019		20	81	34		135		15	60	25		8	3類	1	B類
3020	34	215	460	307	58	1074	3	20	43	29	5	15	3類	1	C類
3021		13	119	241		373		3	32	65		8	1類	2	B類
3022		53	172	39	5	269		20	64	14	2	8	3類	2	B類
3023	1	9	74	123		207		4	36	59		8	1類	2	B類
3024		2	28	333		363		1	8	92			1類	2	B類
3025		18	40	52		110		16	36	47			1類	2	B類
3026		66	108	41		215		31	50	19		15	3類	1	B類
3027		121	104	162		387		31	27	42		10	1類	1	B類
3028		65	149	225		439		15	34	51			1類	2	B類
3029		7	6	20		33		21	18	61			1類	2	A類
3030		153	56	53		262		58	21	20		12	5類	1	B類
3031		189	385	516		1090		17	35	47		8	1類	1	C類
3032		58	78	296		432		13	18	69			1類	1	B類
3033		33	7	10		50		66	14	20		8	5類	3	A類
3034		29	3	18		50		58	6	36		15	5類	3	A類
3035		103	66	48		217		47	30	22		0-15	5類	3	B類
3036		63	26	40		129		49	20	31		15	5類	3	B類
3037		80	81	80		241		33	34	34		8	7類	3	B類
3038		207	130	192		529		39	25	36		15	5類	3	C類

1類　Ⅴ層出土が最も多く、四〇㌢を越える。一四ブロック。
2類　Ⅴ層とⅣ層の出土がほぼ等しい。一ブロック。
3類　Ⅳ層出土が最も多く、四〇㌢を越える。七ブロック。
4類　Ⅳ層とⅢ層の出土がほぼ等しい。一ブロック。
5類　Ⅲ層出土が最も多く、四〇㌢を越える。一二ブロック。
6類　Ⅰ・Ⅱ層出土が最も多く、四〇㌢を越える。一ブロック。
7類　Ⅰ・Ⅱ層・Ⅲ層・Ⅳ層・Ⅴ層と各層から三〇㌢ほど出土し、ピークが認められない。二ブロック。

七類に分かれた出土層類型を先に分けたグループごとにみていくことにしよう。環状配列ブロック群のグループ1は1類から5類まで、つまりⅤ層主体のブロックからⅢ層が主体のブロックまでバラエティーに富んでいる。いっぽう中央ブロック群としたグループ2はこの第3地点も1類のⅤ層出土が多い傾向にあるが、圧倒的にⅤ層に集中していた日向林B遺跡に比べ、貫ノ木遺跡はⅣ層やⅢ層の出土も多い点が大きく異なる。

貫ノ木第3地点は南北に長い西向きの中位のテラスに形成されたことは先に述べた。全体的に西向かっての傾斜がある。そしてテラスのなかでも東よりは安定していて、垂直分布をみても水平堆積に近いが、西よりになると斜面に向かって傾斜がきつくなる。土の移動とともに遺物の拡散が大きいことが十分に想定される。そこで表2のなかで、ブロック遺物の垂直分布の傾斜度を測定してみた。ほぼ水平のものから一五度前後まで報告書の垂直分布図から測定した。全体傾向として出土層位類型1類は傾斜度一〇度未満のものが多く、より上層出土の多い5類になると一五度前後の値が多くなり、傾斜度がきつくなるほど上層遺物が多いという関係がありそうである。貫ノ木第3地点は、遺跡の形成された地形上の点から遺物の自然による上下動が影響し、石器の出土層位が上層にまで及んでいる可能性はあるようである。しかし、いっぽうで槍先形尖頭器や円形掻器など、Ⅰ石器文化には伴いそうもない石器がみられ、複数の石器文化が重複している存在していることも確かであるが、その量は多くはなさそうである。現状では結論は出せないが、日向林B遺跡に比べ、貫ノ木遺跡第3地点は同じⅠ石器文化でありながらも、石器出土層位が厚く、上層まで達する傾向にあるといえるのではないだろうか。

ブロック規模については、日向林B遺跡と同様の基準で分けた。グループ1の環状配列ブロック群では大規模なC類が二、中規模B類が一一、小規模A類が二、グループ2の中央ブロック群ではB1三〇-九がA類のほかにB類であった。ただ、B1三〇-九は調査区の隅にあり、完掘していないため、規模の基準にはならないと考えられる。外郭部にあたるグループ3～6は小規模なA類が多かった。日向林B遺跡と比較すると、大規模なC類が中央ブロック群を構成するのに対し、貫ノ木遺跡の中央ブロック群は必ずしも大規模ではなく、環状配列ブロック群に大規模ブロックが形成されるという異なった様相を示している。

2　礫の出土状況

(1)　日向林B遺跡

次に礫の出土状況についてみてみよう。日向林B遺跡では全体で七四点しかなく、またブロック内でもまとまる様子はない。ほとんどが数点で、五点以上を出土したブロックはB1二（六点）、B1九（六点）、B1一一（一一点）、B1一二（八点）である。最大の礫は四・九五㎏で、一㎏を越える大型礫は六点で、多くが小礫である。焼けたと考えられる赤化礫も一〇点余と少なく、火処を想定するような遺構も見出すことはできない。礫については、後述する貫ノ木遺跡との大きな違いとして、礫群もしくは赤化礫がほとんどないというのが日向林B遺跡のⅠ石器文化であるといえよう。

(2)　貫ノ木遺跡

貫ノ木遺跡第3地点では一五基の礫群が確認された。礫群は石器ブロックに比べ遺物の上下動が少ないため石器文化の生活面の層準を推定するのに役立つ面をもっている。石器と礫群の関係はブロックの主体となすレベルよりも礫群のレベルの方が下になることが従来の調査から経験的な知見として得られている。

それらの中心となる出土層位でみていくと、Ⅰ石器文化に対応するであろうV層の礫群は三基で、他の一二基は上層であるⅢ~Ⅳ層が出土の主体となる。三基の礫群は他の一二基と比べ、礫構成に違いが見られた。点数が少なく、大型礫が多いという点である。礫群自身の使用のあり方にⅠ石器文化と上層の礫群とは違いが見いだせる。石器ブロックより上層に同時期の礫群は通常ないことから、これらⅢ~Ⅳ層に相当する石器文化の石器ブロックがこの第3地点にもあったことが想定される。石器ブロックの垂直分布からは明瞭に上層の石器文化がどのブロックであるのかを分離はできなかったが、Ⅰ石器文化には組成しない槍先形尖頭器が出土していることから上層の石器文化の重複をこの第3地点では考慮しなければならないことは先にも述べた。礫群の一五基はこの第3地点の北側に偏る分布を示す。ブロックのグループでみれば環状配列ブロック群のグループ1北半、中央ブロック群の北寄り一部とグループ3にあたる。Ⅰ石器文化に相当する三基の礫群はBL三〇三一・三〇三二と平面的に重なる。貫ノ木遺跡では環状配列ブロック群のグループ1の一部に礫群が形成されていたことになる。

三　石材構成の検討

前節では石器ブロックや、礫・礫群の分布について検討したが、ここでは、ブロック、ブロックグループの石材構成を検討してみる。野尻湖遺跡群では数多くの石材が使用されている。日向林B遺跡では一三種類、貫ノ木遺跡では二一種類の石材が確認された。ここでは傾向を把握する目的のため、両遺跡とも一〇点以下の少数石材は検討の対象からはずすことにした。さらに今回は斧形石器および剥片石器を分析の対象とするため、大形石器の石材である安山岩と砂岩も少数石材とともにはずした結果、日向林B遺跡では六種の石材（黒耀石、無斑晶質安山岩、玉髄、蛇紋岩、珪質頁岩、凝灰岩）を対象とした。また、貫ノ木遺跡では九種（日向林Bの六種のほかに頁岩、珪質凝灰岩、チャート）を対象とした。

日向林B遺跡の主要石材を表3に示した。圧倒的に黒耀石が多く六四四五点で全体の七二%、ついで玉髄が一九〇〇点で二一%、三番目の石材として無斑晶質

表3　日向林B遺跡主要石材の構成

グループ	ブロック	主要石材の出土点数							主要石材の出土比率					
		黒曜石	玉髄	無斑晶質安山岩	蛇紋岩	珪質頁岩	凝灰岩	総点数	黒曜石	玉髄	無斑晶質安山岩	蛇紋岩	珪質頁岩	凝灰岩
1A	BL1	276	107	1	2	1	1	391	70.6	27.4	0.3	0.5	0.3	0.3
1A	BL2	123	22		1			146	84.2	15.1		0.7		
1A	BL3	82	16			1		99	82.8	16.2			1.0	
1A	BL4	21	24		1			47	44.7	51.1		2.1		
1A	BL5	209	83		14	2		308	67.9	26.9		4.5	0.6	
1B	BL6	55	13		5	6		80	68.8	16.3		6.3	7.5	
1B	BL7	26	6	102	2			137	19.0	4.4	74.5	1.5		
1C	BL8	383	14	55	6	4	1	464	82.5	3.0	11.9	1.3	0.9	0.2
1C	BL9	303	70	5	13	1		392	77.3	17.9	1.3	3.3	0.3	
1C	BL10	162	22	1	19	4	1	211	76.8	10.4	0.5	9.0	1.9	0.5
1C	BL11	563	160	6	7	1	2	746	75.5	21.4	0.8	0.9	0.1	0.3
1C	BL12	464	86		15	4	3	577	80.4	14.9		2.6	0.7	0.5
1C	BL13	9	4		1			14	64.3	28.6		7.1		
1C	BL14	234	144		22	1	1	403	58.1	35.7		5.5	0.2	0.2
1C	BL15	42	102	1				146	28.8	69.9	0.7			
2	BL16	457	76	1	1	3		539	84.8	14.1	0.2	0.2	0.6	
2	BL17	933	297	6	9	2		1248	74.8	23.8	0.5	0.7	0.2	
2	BL18	701	206	10	20	4		941	74.5	21.9	1.1	2.1	0.4	
2	BL19	206	54	29		1		290	71.0	18.6	10.0		0.3	
2	BL20	568	180	1	10	7	1	768	74.0	23.4	0.1	1.3	0.9	0.1
3	BL21		1	9			4	14		7.1	64.3			28.6
3	BL22	527	1	11	3			542	97.2	0.2	2.0	0.6		
3	BL23	82			4			86	95.3			4.7		
4	BL24	4	7	6			1	18	22.2	38.9	33.3			5.6
4	BL25	1	30	21			1	53	1.9	56.6	39.6			1.9
4	BL26	1	59	18	1	2	2	83	1.2	71.1	21.7	1.2	2.4	2.4
4	BL27	11	54	13		1		79	13.9	68.4	16.5		1.3	
4	BL28		13	31	1		2	47		27.7	66.0	2.1		4.3
4	BL29		12	5		1		18		66.7	27.8		5.6	
4	BL30	2	37	6		1		46	4.3	80.4	13.0		2.2	
	合計	6445	1900	338	157	47	20	8933						

安山岩が三三八点で四％とかなり低い比率になる。ブロック別に石材組成をみると、環状配列および中央ブロック群のグループ1・2は全体傾向の比率と同じく黒耀石を主体として、玉髄が第二の石材となっているが、なかでBL四と一五では玉髄が黒耀石を上回ったり、BL七・八では無斑晶質安山岩の比率が高くなり、環状配列ブロック群がすべてにおいて同じ傾向にあるわけではないようである。しかし黒耀石以外の石材が比率上高くなる先のブロックは出土点数が四七点、一三七点、一四七点と少ないブロックに見られる現象であり、全体としては、日向林B遺跡の環状ブロック群は黒耀石を主体としたブロック群で構成されるという石材の均質化傾向はその特徴として挙げられる。

外縁部のブロックは先のブロック群とは異なる様相を示している。グループ3では黒耀石が九五％と非常に高い比率をもつBL二二・二三と黒耀石をもたず無斑晶質安山岩や凝灰岩をもつBL二一で構成される。グループ4は黒耀石の比率が低く、玉髄と無斑晶質安山岩で構成されている。以上日向林B遺跡の石材組成をみると環状ブロック群と外縁部のブロック群に大きな差がみられ、また環状配列ブロック群のなかでも若干の組成を異にするブロックがあることがわかる。

貫ノ木遺跡は日向林B遺跡ほど主要石材の偏りはなく、分散傾向にある（表4）。貫ノ木遺跡では無斑晶質安山岩が最も多く、三四三一点で三九％、ついで黒耀石二八一九点で三二％さらにチャート六八七点で八％、凝灰質頁岩六〇六点で七％、凝灰岩五六七点で六％と続く。日向林B遺跡で多かった玉髄は貫ノ木遺跡では一％未満であり、同じ

表4　貫ノ木遺跡第3地点主要石材の構成

グループ	遺構番号	主要石材の出土点数													主要石材の出土比率											
		無斑晶質安山岩	黒耀石	チャート	珪質頁岩	頁岩	凝灰質頁岩	珪質凝灰岩	凝灰岩	緑色凝灰岩	玉髄	鉄石英	蛇紋岩	総点数	無斑晶質安山岩	黒耀石	チャート	珪質頁岩	頁岩	凝灰質頁岩	珪質凝灰岩	凝灰岩	緑色凝灰岩	玉髄	鉄石英	蛇紋岩
1	3011	4	24	3	1		5	5	20					62	6.5	38.7	4.8	1.6		8.1	8.1	32.3				
1	3012	19	247	5	3	1	3	3	6		1			289	6.6	85.5	1.7	1.0	0.3	1.0	1.0	2.1		0.3		
1	3013	10	27	4		1	4	1	6					55	18.2	49.1	7.3		1.8	7.3	1.8	10.9				
1	3014	90	104	3	1		2	5	29					236	38.1	44.1	1.3	0.4		0.8	2.1	12.3				
1	3015	200	34	35	4		32	7	31		1			348	57.5	9.8	10.1	1.1		9.2	2.0	8.9		0.3		
1	3016	24	23	20	1	1	45	2	32		1			152	15.8	15.1	13.2	0.7	0.7	29.6	1.3	21.1		0.7		
1	3017	121	14	8	3		4		2		1			154	78.6	9.1	5.2	1.9		2.6		1.3		0.6		
1	3018	136	108	24	2		16	4	24		12			336	40.5	32.1	7.1	0.6		4.8	1.2	7.1		3.6		
1	3019	87	22	8	3	2	2	1	3		3			135	64.4	16.3	5.9	2.2	1.5	1.5	0.7	2.2		2.2		
1	3020	442	119	140	26	6	157	30	120	1	7	1	12	1074	41.2	11.1	13.0	2.4	0.6	14.6	2.8	11.2	0.1	0.7	0.1	1.1
1	3026	146	50	7	2		1		6		1			215	67.9	23.3	3.3	0.9		0.5		2.8		0.5		
1	3027	230	101	10	15		10		8		9			387	59.4	26.1	2.6	3.9		2.6		2.1		2.3		
1	3030	206	33	3	2	1	6		1		5			262	78.6	12.6	1.1	0.8	0.4	2.3		0.4		1.9		
1	3031	770	257	5	7	1	9	2	25		1	1	1	1090	70.6	23.6	0.5	0.6	0.1	0.8	0.2	2.3		0.1	0.1	0.1
1	3032	116	270	1	9		5	1	22	1	1		2	432	26.9	62.5	0.2	2.1		1.2	0.2	5.1	0.2	0.2		0.5
2	3021	135	187	19	1		7	3	8		1		1	373	36.2	50.1	5.1	0.3		1.9	0.8	2.1		0.3		0.3
2	3022	50	67	24	10	3	45	10	50		1		4	269	18.6	24.9	8.9	3.7	1.1	16.7	3.7	18.6		0.4		1.5
2	3023	21	166	8			1	3	7					207	10.1	80.2	3.9			0.5	1.4	3.4				
2	3024	25	324	5			1		7					363	6.9	89.3	1.4			0.3		1.9				
2	3025	12	95	2										110	10.9	86.4	1.8									
2	3028	105	257	7	5	1	20	6	34				1	439	23.9	58.5	1.6	1.1	0.2	4.6	1.4	7.7				0.2
2	3029	10	19					1	2					33	30.3	57.6					3.0	6.1				
3	3033	23	23	1	3									50	46.0	46.0	20.0	6.0								
3	3034	7	11		15		13	1	2			1		50	14.0	22.0		30.3		26.0	2.0	4.0			2.0	
3	3035	60	83	33	8	1	12		7	4	4	1		217	27.6	38.2	15.2	3.7	0.5	5.5		3.2	1.8	1.8	0.5	
3	3036	54	8	33	2	1	11	2	12					129	41.9	6.2	25.6	1.6	0.8	8.5	1.6	9.3				
3	3037	38	56	84	4		5	11	36	1	1	1		241	15.8	23.2	34.9	1.7		2.1	4.6	14.9	0.4	0.4	0.4	
3	3038	149	46	162	98	1	35	8	20		4		1	529	28.2	8.7	30.6	18.5	0.2	6.6	1.5	3.8		0.8		0.2
4	3009	5	10	1	1		6		1			1		26	19.2	38.5	3.8	3.8		23.1		3.8			3.8	
4	3010	9	5	14	2		27	2	13		5	2		81	11.1	6.2	17.3	2.5		33.3	2.5	16.0		6.2	2.5	
5	3002												5	5												100.0
5	3003	34	1		2	9	28	6	8				1	89	38.2	1.1		2.2	10.1	31.5	6.7	9.0				1.1
5	3004	23		1	3	1	15	1						44	52.3		2.3	6.8	2.3	34.1	2.3					
5	3005	1	1	3		1	10		3				1	21	4.8	4.8	14.3		4.8	47.6		14.3				4.8
5	3006	7		2		5	9	1	2					27	25.9		7.4		18.5	33.3	3.7	7.4				
5	3007	41	1	4	15	27	39	10	17		2		1	158	25.9	0.6	2.5	9.5	17.1	24.7	6.3	10.8		1.3		0.6
5	3008	7			1	11	18	1	2					41	17.1			2.4	26.8	43.9	2.4	4.9				
6	3001	5	7	1	1	1	2						1	20	25.0	35.0	5.0	5.0	5.0	10.0						5.0
	外	9	19	7	2		1	1	1		2		1	46	19.6	41.3	15.2	4.3		2.2	2.2	2.2		4.3		2.2
	合計	3431	2819	687	252	75	606	128	567	7	63	8	32	8795												

遺跡群でありながら石材の使用頻度に大きな違いが指摘できる。ブロック別に石材組成をみると、グループ1の環状配列ブロック群は亜安山岩のあり方の違いで三つに区分される。グループ1の中をA・B・Cに細分しておこう。

グループ1A　無斑晶質安山岩を主体とするブロックで、B-三〇一五、三〇一七-三〇二〇、三〇二六、三〇三七、三〇三〇、三〇三二と環配列ブロック群でも西側の一角に隣接して位置している。

グループ1B　Aの南側に配列されるブロック群で黒曜石を主体とするB-三〇一一～三〇一四と、凝灰質頁岩、凝灰岩が多いB-三〇一六である。

グループ1C　Aの北東隣に位置するB-三〇三一で黒曜石が主体をなすブロックである。

グループ2の中央ブロック群はすべてのブロックで黒曜石が主体となる点、日向林B遺跡の中央ブロック群と共通しているといえる。一方で黒曜石比率をみると違いが指摘でき、A・Bに二分される。

グループ2A　より中心部に位置すると考えられるB-三〇-三一-三〇一五の三ブロックは八〇釈以上の高い比率を示している。これは日向林B遺跡の中央ブロック群の黒曜石比率が七〇～八〇釈であることと共通する。

グループ2B　2Aと環状配列ブロック群の間に位置するB-三〇-二・三〇二八・三〇二九は黒曜石の比率が五〇釈台と低くなり、無斑晶質安山岩が増え、より環状配列ブロック群のグループ2に近い石材構成をとる。B-三〇-二一も凝灰質頁岩、凝灰岩の比率が一定程度あり、グループ2Bの石材構成に近い。黒曜石の比率が非常に高い2Aと無斑晶質安山岩や凝灰岩系の石材を持つグループ1A、1Bとの中間的位置にこのグループ2Bが位置すると理解され、石材の構成からみると貫ノ木遺跡第3地点の環状ブロック群は中央ブロック群、環状配列ブロック群、その間の中間部に位置するブロック群の三重構造になっていると理解できるのではないだろうか（図4）。

外縁部のブロック群では無斑晶質安山岩、黒曜石、チャート、珪質頁岩、凝灰質頁岩など個々のブロックによって石材が異なっている状況が見てとれた。

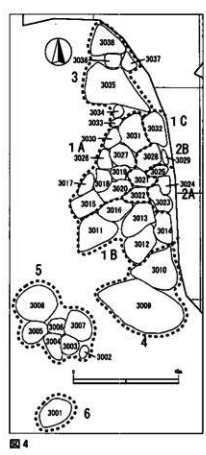

図4

以上、貫ノ木遺跡第3地点の環状ブロック群は、石材構成からグループ1のA・B・C、グループ2のA・Bの計5つの小グループに分けることが可能となった。

では石材構成のこの五つのグループの違いは何を意味しているのであろうか。野尻湖周辺では石器製作に適した石材は採取できない石材環境にある。一番近距離の石材が無斑晶質安山岩で、遺跡群東方約二五㎞の飯山市関田山地に求められる。野尻湖周辺遺跡群では在地の石材といってもいいだろう。黒曜石をはじめとするそれ以外の石材は遠隔地からもたらされたと考えられる。在地、遠隔地の視点で石材構成を考えると、貫ノ木遺跡第3地点は、在地の石材を主体とするブロック群がグループ1Aや一定程度有するグループ2Bなど、在地石材が優位を占めるブロック群が存在する。日向林B遺跡が黒曜石、玉髄が主体となる遠隔地系石材で構成されているのとは対照的なありかたといえよう。黒曜石の総重量が日向林B遺跡では約一五〇㎏、貫ノ木遺跡第3地点では約一四〇㎏とあまり大差がないのに比べ、無斑晶質安山岩の総重量は日向林B遺跡がわずか四㎏であるのに対して、貫ノ木遺跡では一〇倍の四三㎏も出土している。重量では、より明確に在地石材を多用した貫ノ木遺跡の特徴が明確になったといえよう。

遠隔地石材のあり方も二遺跡では異なった様相を示している。黒曜石の産地分析を行った結果、日向林B遺跡では判別群鷹山・小深沢の和田エリアというひと

つのエリアが九五㌫を占めるのに対し、貫ノ木遺跡では判別群星ヶ台の諏訪エリアが五三㌫、和田エリアが四六㌫と、日向林ではほとんど見られなかった諏訪エリアの黒耀石が搬入されているだけでなく、二大エリアの黒耀石がみられる。石材種類の豊富な貫ノ木遺跡のあり方と、産地が限定される日向林B遺跡のあり方には大きな違いとして認識される。

四　石器の検討

最後に石器のあり方について若干検討してみる。

日向林B遺跡の石器組成を表5に、貫ノ木遺跡第3地点の石器組成を表6に示した。

二遺跡の環状ブロック群を構成するグループ1の環状配列ブロック群とグループ2の中央ブロック群の遺物点数は日向林B遺跡ではグループ1が四一五三点、グループ2が三七八四点の合計七九三七点になるのに対し、貫ノ木遺跡ではグループ1が五二二四点、グループ2が一七九一点の合計七〇一五点である。貫ノ木遺跡の場合、環状ブロック群の範囲を完掘しておらず、また、重複する石器文化の存在も想定されるため総点数で二遺跡を比較するのは慎重にならなければいけないが、三分の一ほどを未調査と推定すれば一万点以上が貫ノ木遺跡の環状ブロック群の出土点数規模と考えることができるかもしれない。直径二五㍍の日向林B遺跡で約八〇〇〇点の遺物、約二倍の直径五

表5　日向林B遺跡石器組成

グループ	ブロック	斧形石器	台形石器	ナイフ形石器	掻器状石器	貝殻状刃器	削器	抉入削器	鋸歯縁状削器	厚刃掻器	彫器	揉錐器	楔形石器	二次加工のある剥片	微細剥離のある剥片	剥片	砕片	斧形石器調整剥片	斧形石器刃部破片	敲石	磨石	砥石	石核	原石	計
1 A	BL 1	2	1		10	77	1	1	2	1	2			5	20	165	92			2	1		9		391
1 A	BL 2	1	1		6	25	1	3		1		1		1	4	55	40						7		146
1 A	BL 3		1		4	17	3			3	2			3	3	32	29				1		2		99
1 A	BL 4	1	1			8				1					1	25	8			1			1		47
1 A	BL 5	3	1		11	52	1		1	3	1	3	3	7	14	122	75	1	0	3	2	0	9		308
小計		7	5	0	31	179	6	4	3	9	5	4	3	16	42	399	244	1					28	0	991
1 B	BL 6		1		6	18	1		1	1				1	6	32	4	2	1				6		80
1 B	BL 7		1			9	1		2	3	1			2	1	71	42			1			2	1	137
1 B	BL 8	4	5		10	68	4	1	4	6	1	1	1	2	13	180	148				1		15		464
小計		4	7	0	16	95	6	1	7	10	2	1	1	5	20	283	194	2	1	1	1	0	23	1	681
1 C	BL 9	3	7		9	69	2		5	5	8	2		5	14	127	121	1					14		392
1 C	BL10	13			7	35	2	2	3	5				2	9	65	52	1	1	2			10	2	211
1 C	BL11	3	1		16	85	5	1	3	13	1	2		8	30	248	300	1		2		1	21		741
1 C	BL12	5			12	75	4	2	5	9	1	5		4	24	234	175	3	3	4			9		575
1 C	BL13	1		1	1	1										6	4						1		14
1 C	BL14	14	5		9	52	2	2	1	3	1			6	8	144	137	2	3		1		12		402
1 C	BL15		1		1	16	2		2	1				1	10	78	31			1			2		146
小計		39	14	1	55	333	17	7	19	36	11	9	0	26	95	902	820	8	7	9	1	1	69	2	2481
2	BL16		1		12	52	4	2	1	3		2	1	8	29	199	206						19		539
2	BL17	1	6		36	123	3	3	5	12	1	4		19	59	390	554	2				1	28		1247
2	BL18	5	4		28	101	6	6	4	9	1	2	1	9	45	330	365						25		941
2	BL19		6	1	10	29	1	1		2		2		6	9	122	91						9		289
2	BL20	1	3		19	94	5	2	3	7		1		14	52	283	264	1		1			18		768
小計		7	20	1	105	399	19	14	13	33	2	11	2	56	194	1324	1480	3	0	1	0	1	99	0	3784
3	BL21					1									2	11									14
3	BL22	1	3		49	90	3	4	2	21	6	4		4	9	115	221	1					9		542
3	BL23	1			9	18	3	1		11	2	2		1	4	20	11						3		86
小計		2	3	0	58	109	6	5	2	32	8	6	0	5	15	146	232	1	0	0	0	0	12	0	642
4	BL24					2			1							11	2						2		18
4	BL25		1			10									3	30	7						2		53
4	BL26		4		2	15	2		2				1	2	8	29	8		1				9		83
4	BL27		3		2	13			2	1			1	1	2	41	10						3		79
4	BL28	1	1		1	4								1		33	5						1		47
4	BL29		1			2			1	1						11							2		18
4	BL30				2	5	2						1		1	30	1						4		46
小計		1	10	0	7	51	4	0	6	2	0	0	3	4	14	185	33	0	1	0	0	0	23	0	344
合計		60	59	2	276	1176	59	31	50	123	29	39	11	114	385	3276	3007	15	9	14	4	2	255	3	

表6　貫ノ木迫跡第3地点石器組成

グループ	ブロック	ナイフ形石器	台形石器	槍先形尖頭器	角錐状石器	斧形石器	局部磨製石斧	彫器	掻器	錐器	掻器状石器	搔器	厚刃掻器	削器	楔形石器	刃器	細石刃	二次加工のある剥片	微細剥離のある剥片	折断剥片	礫	敲石	台石	剥片	打面再生剥片	削片	砕片	石核	原石	計
1A	3015	1										1			2	1	2		2			2		241			85	11		348
1A	3017	2												1					3					115			26	7		154
1A	3018	1				1					1	1			3			5	20	4		1		200			82	14		333
1A	3019	2	1					1			1			2		1		2	5			2		93			19	6		135
1A	3020	3	4			6	1				2	2	1	3	2			11	26		2	2		774			184	51		1074
1A	3026	2		1			2				1			1				4	5	2		1		153			31	12		215
1A	3027	5	2	2			2						1	2		3		9	17	2		3		269		1	52	15	2	387
1A	3030		3				1				2			4	1			4	5			2		189			42	8	1	262
1A	3031	6	6		1	1	5	1	1		1	3	1	11	2			22	41	4	1	8		725			209	36	5	1090
小計		22	16	3	1	8	11	2	1	0	9	6	4	25	9	6	0	57	124	12	3	21	0	2759	0	1	730	160	8	3998
1B	3011	1																2	3		1			42			8	4	1	62
1B	3012	2	4					1			1	1		3		1		5	19	1				187			57	5	2	289
1B	3013	2	1											1	2	1		2	9			2		24			9	2		55
1B	3014	2	5				2					1		2				2	12	1				156		1	44	8		236
1B	3016	1	2			1								1				3	11					112			11	9		152
小計		8	12	0	0	1	2	1	0	2	2	2	0	7	2	2	0	14	54	2	1	2	0	521	0	1	129	28	3	794
1C	3032	6	6				9	2	1			2		2	1	1		8	37	7		4		225			106	15		432
小計		6	6				9	2	1			2		2	1	1		8	37	7		4		225			106	15		432
2A	3023	5	7				1							2	1	1		8	27		1		1	90			61	2		207
2A	3024	3	3				1					2		1		2		10	33	3				125			177	3		363
2A	3025	6	6				4					1						4	14	1		1		53			15	4	1	110
小計		14	16	0	0	0	6	0	0	0	3	0	3	1	3	0		22	74	4	1	1	1	268	0	0	253	9	1	680
2B	3021	2	12				2	1					1	1				8	21	3		1		180			136	4		372
2B	3022		3				2	1						1	1	2		2	21		1	1		184			37	10	2	268
2B	3028	10	11	1			2	4	2			1	5	4	1	4		11	37	6		2		247	1		73	14	2	438
2B	3029							1					1						2		1	1		20			6	1		33
小計		12	26	1	0	6	7	2	0	0	1	7	6	2	6	0		21	81	9	2	5	0	631	0	1	252	29	4	1111
3	3033		2					1						2				2	4	2				36				1		50
3	3034	1		1				2						1		2		1	3	1				32			2	4		50
3	3035	1	5			1						1		1	3			2	18	5		2		139		1	23	14	1	217
3	3036										2				2			2	1			4		102			7	9		129
3	3037		2			1											1	4	5					170	2		29	26	1	241
3	3038	3	3			1		3						1	3	8	1	8	4	5		3		383	3		71	29		529
小計		5	12	1	0	3	0	6	0	2	1	1	0	5	8	10	2	19	35	13	0	9	0	862	5	1	132	83		1214
4	3009	1												3				1	2		1			18						26
4	3010														1			2	3			2		65			3	3	2	81
小計		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	3	5	0	1	2	0	83	0	0	3	3	2	107
5	3002																							5						5
5	3003	1												1	3			2						66			13	3		89
5	3004													2				1						31			6	3	1	44
5	3005					1												1						18			1			21
5	3006										1			1				3				1		17			3	1		27
5	3007		1								1			2	1	1			6			3		120			16	7		158
5	3008																		3					34			2	2		41
小計		1	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	6	4	1	0	7	9	0	0	4	0	291	0	0	41	16	1	385
6	3001					1								2					1		2			9			5			20
小計						1								2					1		2			9			5			20
合計		70	89	6	1	20	35	13	2	15	15	11	59	28	29	2		154	426	47	10	50	1	5674	5	4	1658	343	22	

○ばと推定される貫ノ木遺跡で一万点の遺物とすると、日向林B遺跡の遺物密集度の高さが指摘できよう。

石器器種の偏りはどうであろうか。日向林B遺跡の環状配列ブロック群であるグループ1は連続するブロック群間に空間を見いだし、平面分布上からA・B・Cに三分したが、その小群のうちCをBL九一一の東群とBL一二～一五の西群にさらに細分して、A・B・C東・C西の四群で石器組成をみると、台形石器は各小群に五点、七点、八点、六点と均質に含まれる。斧形石器は、グループ1・Cの東群、西群にそれぞれ集中して保有するBL一〇とBL一四がある。BL一〇では五〇㎡の範囲内に一二点の、BL一四では一×二㎡の範囲内に一三点が集中して出土するという特異なあり方を示す。その特異な出土状況を除けばグループ1は全体的に数点の斧形石器が保出土しており、これも台形石器と同様、グループの小群が均質な傾向を示しているといえよう。そして、中央ブロック群も斧形石器は七点で、グループ1の小群とほぼ同様な出土数を示している。

日向林B遺跡の環状ブロック群は空間的にもほぼ四等分される環状配列ブロック群と中央ブロック群の計五つのブロック小群が、ある一定の規則をもって残されていたと理解できるのではないだろうか。

それに比べ貫ノ木遺跡の環状ブロック群はその小群をみても個個に格差があり、いわゆる均質性を見出すのは難しい。斧形石器を一ブロックで六点出土したBL三〇二〇も日向林B遺跡のような集中ではなく、ブロックの範囲内に分散するなど、日向林B遺跡と同じ様相を抽出することはむしろできない。

さらに主要器種のあり方を検討することによって、両遺跡の類似点と相違点が出てくるものと思われるが、本稿ではそこまで検討できなかった。この点については別稿で取り組みたいと考えるが、その際の視点となる項目をあげておきたい。

斧形石器についてであるが、この二つに石材があげられる。日向林B遺跡の斧形石器はすべてが蛇紋岩製であるのに対し、貫ノ木遺跡も主体は蛇紋岩であるが、非蛇紋製の石材もそれなりに用いている点が注目される。環状ブロック群を特徴付ける斧形石器のあり方も二遺跡では違った様相を示している。

つぎにナイフ形石器・台形石器である。報告書ではこのナイフ形石器と台形石器の定義を以下のようにした。剥片の鋭い縁辺を一部に残し、他の縁辺を細部加工した石器で、全体形状で先端を尖らせているものをナイフ形石器とし、台形石器は剥片の鋭い縁辺を一部に残し、他の縁辺を細部加工するところはナイフ形石器と同じであるが、石器長軸に直交もしくは斜交する刃部をもつものとして分離した。[14]

日向林B遺跡ではほとんどが台形石器に偏るのに対し、貫ノ木遺跡では各種のナイフ形石器・台形石器が存在する。その点では日向林B遺跡にはこれらナイフ形石器類に偏りがあり、あるひとつの目的で遺跡が形成された可能性が高いことを推定した。この様相の違いを個個のブロックや今回区分したブロックのグループという枠のなかでのあり方を検討し、さらにナイフ形石器、台形石器の製作上の特徴を加味することでブロック群を残した集団などが推定できるのではないかと考えている。ナイフ形石器類に偏りがある日向林B遺跡とバラエティーをもつ貫ノ木遺跡は、同じ環状ブロック群をもつとしても機能に違いを見いだすもっとも明瞭な現象であるといえよう。

また、斧形石器に関連する資料として砥石のあり方も重要である。日向林B遺跡は2点が検出されたが、貫ノ木遺跡では五点が出土した。重量九㌘を測る大形砥石もあり、貫ノ木遺跡第3地点の性格を考える上でも重要な資料となってこよう。

以上、主要な器種を今後検討の材料に加えることで、両遺跡の性格がより明瞭にでてくるものと考えている。

五　まとめ

環状ブロック群の内容については、ブロックが均質化するという理解がなされているが、小稿では均質化してみえる環状ブロック群を再検討することで、環状ブロック群の構成をとらえ直すことを目的とした。以下に仮説を含めブロック群の解釈をし、まとめとして列記する。

(1)二遺跡立地に違いがみられた。日向林B遺跡は低地を前面に臨む低位のテラスに形成されたのに対し、貫ノ木遺跡は中位のテラスに形成された。低地近くに形成されたブロック群の解釈として、低地で足を奪われた大型獣（ナウマンゾウなど）を狩猟し、獲物の移動を少なくするため狩猟場に近いところに環状ブロック群を形成したという解釈が、野尻湖遺跡群における「大型獣解体場説」の一つの根拠としてきた。しかし貫ノ木遺跡の立地はそれとは違い、同じ遺跡群内にある環状ブロック群であっても同じ性格ではないことを考えないといけないことが立地から想定される。

(2)遺跡内での石器文化とその周囲の遺跡を検討した。日向林B遺跡では一時期大規模な遺跡が形成されるが、同時期とその後にあまり大きな遺跡が密集して形成されていない。いっぽう、貫ノ木遺跡は対照的に隣接する地点でも同時期も石器文化が相当厳密に認められ、また後の時代の石器文化も確認されている。その点貫ノ木遺跡は先土器時代の各時期を通して集団が常に訪れた場所であったことが推定される。

(3)石器の出土層位は日向林B遺跡よりも貫ノ木遺跡の方がバラツキが多いことはより長い期間、貫ノ木遺跡第3地点という場が先土器時代人にとって頻繁に利用されたと想定できないだろうか。地表に散布した石器・石片がいったいどのくらいの時間で埋没するのだろうか。それは当時の気候・地形によって異なってくるであろうから、その推定は難しい。しかし、野尻湖周辺は確かにローム層から重層的に石器群がレベル差をもって出土する。しかしいっぽうでその重層的な石器文化を明瞭に区分できるほど厚みはもっていない。当時も数十年もしくは数百年の時間的な差があっても、地表面に散布する石片などによって後代の集団がブロック形成に規制をうけることも想定できるのではないだろうか。石片の散布する近辺に累積的に集団が訪れ、逼留したとすれば結果としてのひとつの分布域を形成することも十分に考えられる。いまここですぐに結論できることではないと思われるが、貫ノ木遺跡の環状ブロック群はそのような結果残されたのではないだろうか。

(4)日向林B遺跡には礫群は認められなかったが貫ノ木遺跡で環状配列ブロック群の一角に確認された。礫群を火処と推定すれば日向林B遺跡では確認できなかった生活の痕跡が貫ノ木遺跡にはあったと推定される。

(5)石材の構成を見ることによって、貫ノ木遺跡の環状ブロック群は新たに五個の小群に分けられた。これは日向林B遺跡の環状ブロック群の構成とは異なることが考えられる。

(6)環状ブロック群の性格にはいくつかの説がある。そして日向林B遺跡は大型動物解体に伴って残されたとすれば、貫ノ木遺跡はむしろ石器交換の場であったとも取れるようなあり方をしている。いずれにしても二遺跡の環状ブロック群は違うのである。筆者は日向林B遺跡は一機能（単機能）が残された結果の遺跡と考える。それは遺具に偏りがあるからで、それはゾウなど大型動物類の解体に伴うような作業場を想定する。いっぽう、貫ノ木に石器や石材の交換、紐帯確認など、複数の生活の場を想定したい。

(7)いくつかの点で第3地点の環状ブロック群を検討してみたが、日向林B遺跡の環状ブロック群とは、かなり違った様相を呈しているのではないだろうか。遺物の分布、密度、ナイフ形石器や台形石器の形態組成、斧形石器の石材、黒曜石産地など、日向林B遺跡がシンプルであるのに対して、第3地点はすべてにバラエティーがある。諏訪星ヶ台産黒曜石の分布から環状ブロック群の存在はほぼ間違いないところであろうが、その後の累積的な使用等により、バラエティーができたとは考えられないだろうか。したがって、日向林B遺跡の環状ブロック群を短期間に考えるならば、この第3地点の環状ブロック群は長期間に及んだと理解できようか。

おわりに

本稿では、野尻湖遺跡群という同じ遺跡群内における日向林B遺跡と貫ノ木遺跡の環状ブロック群を比較する基礎的操作から二遺跡の違いを明瞭にし、近接する位置にありながらも異なる機能を有する環状ブロック群の存在を証明しようと

考えたが、十分に検討をしえなかった。今後の課題としたい。三万年前の日本列島にはこの環状ブロックが各地で発見されていてその数は一〇〇か所をこえるとされている。[10] 野尻湖遺跡群でも今回対象とした二遺跡以外からも検出されており、今後それらの遺跡も検討していきたい。二〇〇〇年の「前・中期旧石器時代遺跡ねつ造事件」以降、日本列島の人類文化の始まりは再構築を迫られた。環状ブロック群はその始まりの時期に特徴的存在するが、大陸方面では確認されていない日本列島独特の遺跡の形態であるともいえる。環状ブロック群の発生の歴史的意義を追及することは、日本列島の人類文化のはじまりを明らかにすることにつながると考える。今後とも検討していきたい。

注

1 岩碕泰一他『下触牛伏遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団、一九八六年。

2 橋本勝雄・須田良平「旧石器時代Ⅰ―九八六年の動向―」『考古学ジャーナル』二七七、一九八七年。
橋本勝雄「ＡＴ降灰以前における特殊な遺物分布の様相」『考古学ジャーナル』三〇九、一九八九年。

3 日本旧石器学会『旧石器研究』第二号、二〇〇六年。

4 小菅将夫『赤城山麓の三万年前のムラ』二〇〇六年。

5 稲田孝司『先史日本を復原する1 遊動する旧石器人』二〇〇一年。

6 谷和隆「日向林Ｊ石器文化の環状ブロック群」『境域と文化の考古学Ⅰ』二〇〇五年。

7 芹沢長介・麻生優『北makie、野尻湖底発見の無土器文化』『考古学雑誌』第三九巻二号、一九五三年。

8 長野県埋蔵文化財センター『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一五　信濃町内その1・日向林Ｂ遺跡・日向林Ａ遺跡・七ツ黒遺跡・大平Ｂ遺跡　旧石器時代　本文編・図版編』二〇〇〇年。

9 長野県埋蔵文化財センター『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一五　信濃町内その1・貫ノ木遺跡・西岡Ａ遺跡　旧石器時代　本文編・遺構遺物図版編』二〇〇〇年。

10 注6に同じ。

11 野尻湖の標準土層を以下に示す。第Ⅰ層（表土、（柏原黒色火山灰層、以下、カッコ内は野尻湖発掘調査団による層呼称）、第Ⅱ層黒褐色土（ローム漸移層、やや）、第Ⅳ層黄褐色細粒軽石質風化火山灰層（上部野尻ローム下部）、第Ⅴａ層褐色細粒風化火山灰層（上部野尻ローム上層色将上部）、第Ⅴｂ層暗褐色細粒風化火山灰層（上部野尻ローム下部）、第Ⅵ層（上部野尻ローム下）、第Ⅶ層（中部野尻ローム）以下は遺物が発見されなかった。

12 ナイフ形石器と台形石器は大きく形態が異なるので筆者は機能の違いを想定しているが、いっぽうでこの二者は製作技術を共有することもあり、大きな区分ではナイフ形石器類ととらえ、その組分類にナイフ形石器と台形石器を位置づけている。

13 橋本勝雄「環状ユニットと石斧の関わり」『旧石器研究』第二号、二〇〇六年。

研究報告

屋代遺跡群出土煮沸具の胎土分析（上）
――分析資料とその概要――

水沢教子

はじめに

千曲市屋代遺跡群は長野盆地の南、千曲川右岸の自然堤防上に広がる遺跡である。縄文時代中期には前葉と後葉に、弥生時代後期以降は中世まで、集落が営まれた。また住居跡が検出されていない時期にも焼土跡や遺物集中、水田や畠などがみられ、縄文時代以降この地が連綿と地域の人びとに利用されてきたことが明らかになっている。[1]

今回は、出土した土器のうち煮沸具を中心に岩石学的手法で胎土分析をおこない、[2]屋代遺跡群に住んだ人びとの土器製作の実態に科学的に迫ってみたい。本稿（上）では分析試料の紹介と胎土の概要、別稿（下）では定量的な分析結果の提示をおこなう。

一　胎土分析の目的

本稿での胎土分析には二つの大きな目的がある。一つ目は胎土分析の方法論上の目的、二つ目は粘土採取地の文化的連続性の検証である。

1　土器の胎土分析における方法論上の目的

土器の胎土分析ではまず分析、そしてその結果を受けてものや人の動きの解釈をおこなう、という二つの段階を踏む。その一例は、次のように進められる。

・分析した土器（在地型式）の胎土が「在地胎土」に合致すればその土器は「在地製作」である。

・分析した土器（在地外型式）の胎土が「在地胎土」に合致しなければ「搬入品」である。[3]

このように、解釈の根拠が「在地胎土」か否かにあるため、「在地胎土」の基準がいかに明確化されるかが分析の結果を大きく左右することになる。

さて、従来の胎土分析で「在地胎土」とは、通常以下の二つの要件を満たした土器の胎土（ここでは砂、つまり岩石・鉱物の組成を指す）と定義されてきた。

①遺跡を含む周辺の地質構成物由来の素地土で土器を作った場合に矛盾しない胎土（岩石・鉱物組成）。

②遺跡周辺の川砂や遺跡周辺に飛来した火山灰の組成と矛盾しない胎土。

①の判別の前提は、粘土を採取する際に混じる砂は周辺の地質を反映し、仮に混和材として人為的に入れられるとしてもそれが周辺の露頭から採取した岩石を砕いたものであれば周辺の地質を反映するということである。ただ注意を要するのは、周辺の地質は表層地質図によってある程度明確だが、個別の遺跡調査が必要な場合が多いことである。

遺跡の立地する場所が河川のさまざまな堆積物が混ざった氾濫原である場合やテラスが周辺に降下している場合は②が必要となる。ただし、これら両者ともに遺跡の立地や周辺の地質といった地理的な要因によって推測される「在地胎土」である。当然両者は分析の根幹であろうが、これに加えて古代の人びとの行動という側面から在地が捉えられないだろうか。例えば、もしある地域で土器が作り続けられるとした場合、時代を越えて存在し、普遍的な胎土の一部にその地域の「在地胎土」があると考えられはしまいか。そのような胎土があるのかどうか、

通時的な分析例が乏しい現状ではそれすら不明瞭である。そこで今回は、屋代遺跡群で普遍的に使われている胎土がどのような鉱物組成であるのかを把握するために、交易などで動くことがもっとも少なく、かつ破損度が高いために多量に生産されることが推測される器種を分析対象として選択し、通時的な胎土分析を試みることにした。

2　粘土採集地の連続性の検証

縄文時代から弥生時代にかけて、汎日本的なレベルでの人びとの移動や移住、文化の交流が予想される。特に縄文時代晩期の西日本での人口減少と弥生時代の爆発的増加や、形質人類学やDNA研究などから弥生時代から古墳時代にかけて中国南部や朝鮮半島などから人が大量に渡来した可能性が指摘されている。ただ出土人骨は通時的に形質を辿るのには限界がある。これに対し土や石などの無機物を素材とする工芸技術は、表面的にはめまぐるしく変化する文化の奥に潜んだ技術の継続性を探る手がかりになると考える。例えば玉の採掘から製作、漆製品の製作、そして焼き物、とりわけ土器の製作などである。特に土器づくりは素材の産地、土の調合方法、成形・調整方法、文様施文や焼成方法といった各種の情報の蓄積が不可欠の作業で、かつそれが世代を越えて大切に伝えられなければならない。おそらく古代人も情報の蓄積の中に生きていたからこそ、現代に誇れる焼き物を作り上げることができたのであろう。さらに土器は、縄文土器、弥生土器、土師器と少しずつ変化しても、粘土を採集するという最初の段階ができあがりの善し悪しを大きく分ける鍵を握っていることに変わりはない。これはその地域に根ざしたもっとも根本的情報ともいえよう。より高温で土器を焼くために、あるいは焼成の途中で割れないように、人びとは絶えず土に対する工夫を重ねたことだろう。ある遺跡（ムラ）から出土する土器から推測される粘土採取地は、時代を越えて同じ場所を居住の場として選択した人びとの、文化の連続と断絶の実態を探る手段になりはしないか。

ある「ムラ」という定点を設置したとき、そこに住んだ人びとの土器づくりの情報が世代を越えてどのように伝えられていったのか。そこに断絶はあるのか、通時的な分析でなんらかの手がかりが得られるのではないかと考えた訳である。

二　胎土分析の試料と方法

1　分析試料

屋代遺跡群出土土器薄片のうち、縄文中期前葉から一〇世紀末～一一世紀までの煮沸具を中心に一六六点を選択して顕微鏡観察した（表2）。煮沸具を選択した理由は、もっとも通時的に普遍的な食物調理に直接的にかかわる器種であり、加熱による頻繁な破損から大量製作・消費が予想されるため、より在地で製作する傾向が強いと予想されることによる。縄文土器では深鉢形土器、弥生土器・土師器では甕形土器を対象とした（図1～図6）。表1には分析試料の報告書での掲載番号、出土地、土器型式等ならびに屋代遺跡群の報告書各編に記載された時期を記載した。

2　分析の方法

(1)　薄片の製作

土器の一部を口縁に垂直方向に二～五cm程度の厚さにスライスし、全体をエポキシ樹脂に埋め込んでチップを作る。このチップを平滑に研磨した後、スライドグラスに貼り付ける。反対側を二次的に切断し、厚さ〇・〇二～〇・〇三mm程度になるまで磨き、薄片を完成させる。充填や含浸貼り付けに用いた樹脂はいずれもエトロポキシ154である。

(2)　薄片の観察

薄片をオリンパス製の偏光顕微鏡BH2もしくはBX51で観察する。観察方法は基本的にオルソスコープで、無色鉱物の認定の際にはコノスコープを用いた。

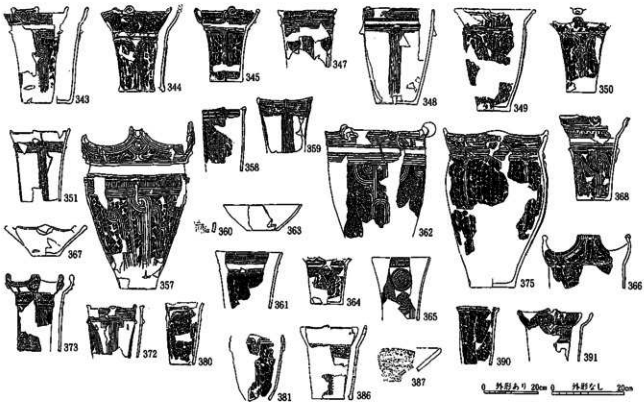

図1　縄文中期前葉土器

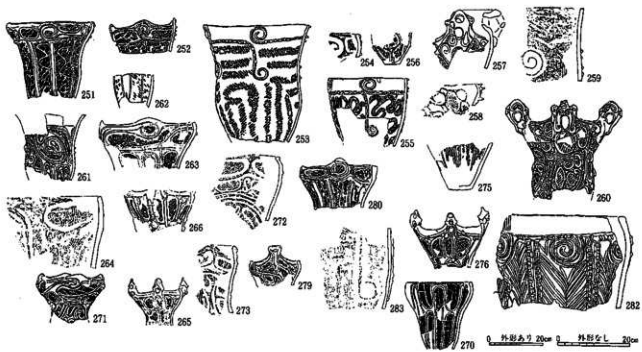

図2－1　縄文中期後葉土器（1）

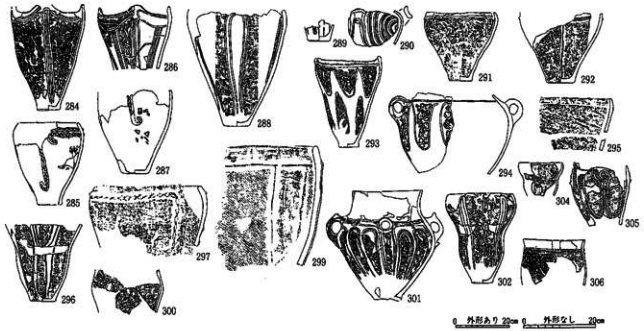

図２－２　縄文中期後葉土器（2）

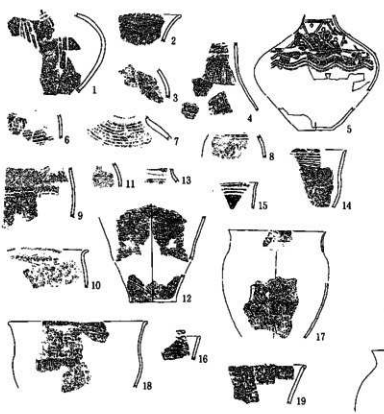

図４　弥生土器

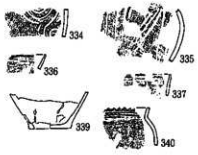

図３　縄文後・晩期土器

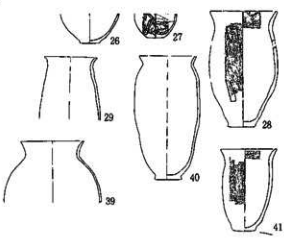

図５－１　古墳時代土師器（1）

図３～５共通
（外形あり）　（拓本）
0　10cm　0　10cm

また、鉱物名の決定根拠は、単ニコル観察では多色性・劈開の状況・ベッケ線を用いた屈折率の推定で、直交ニコルでは干渉色・双晶・累帯構造・消光角・伸長の正負とした。

同定された岩石と鉱物の組み合わせと量比、大きさの傾向から分類をおこなった。今回は分類の概略を提示し、結果の細部と代表的な試料のポイントカウンティング結果は別稿で公表したい。

三　胎土分析の結果

1　粘土産地の情報

土器の胎土に入っていた岩石・鉱物の由来の推論を進めるために、今回は周辺地域の地質図の検討に加え、遺跡周辺で採取した岩石・粘土、松代焼等についての調査を実施した。胎土分類の記述に先立って、若干の解説をおこなう。

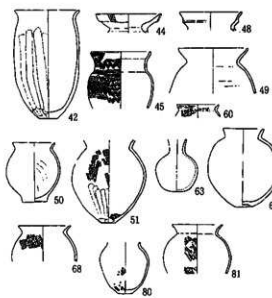

図5－2　古墳時代土師器（2）

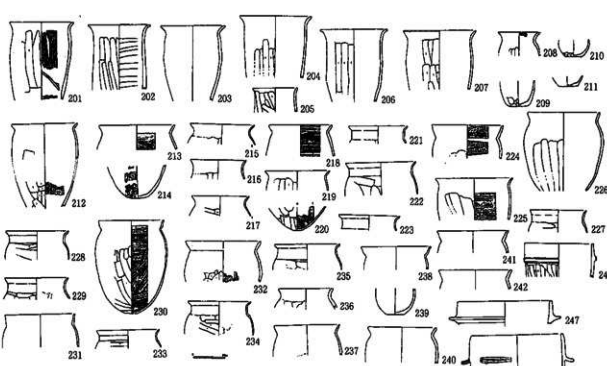

図6　古代土師器

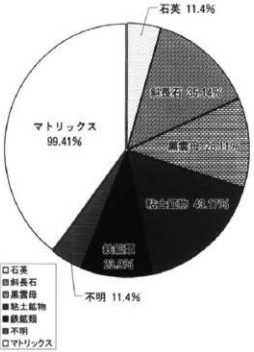

図7　千曲市生萱地区採集粘土の組成

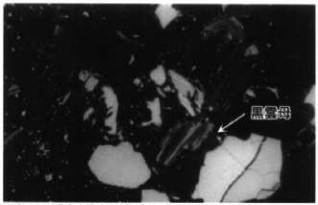

写真1　千曲市生萱地区採集粘土の偏光顕微鏡写真　直交ニコル×23

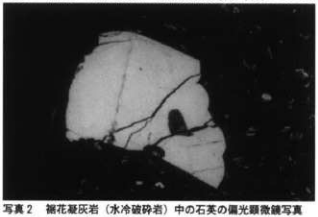

写真2　雁花凝灰岩（水冷破砕岩）中の石英の偏光顕微鏡写真　直交ニコル×23

（1）遺跡周辺で採取した岩石・粘土情報

屋代遺跡群の東方約二㎞の地点には縄文中期後葉の敷石住居の石材と同様の閃緑岩の露頭が知られる千曲市生萱地区がある。ここでは肉眼観察でも黒雲母が非常に目立つ粘土が産出する。[3]この粘土の任意の部分を固めて薄片を作り、偏光顕微鏡で観察したところ、斜長石・黒雲母・石英が比較的多いが（写真1・図7）輝石は含まれていないことが解った。千曲川右岸の屋代遺跡群周辺ではこのほかに長野県立歴史館建設のための発掘調査をこなった折り瓦用粘土の採掘坑が発見されたり、東小学校付近の水田下でも瓦用粘土の採掘がおこなわれていたといった証言がある。これらの採集と組成の検討は今後順次実施したい。

（2）松代焼の粘土

松代焼は江戸時代後期に松代藩の地域産業振興策の一環として製作が開始されたいわゆる施釉陶器である。松代東条を中心に多くの窯が営まれ、粘土の焼成方法が工夫されてきた。特に千二百度の高温に耐えるための良質な粘土や粘土同士の調合を必要とした。[4]昭和になってから発見された「八田家文書」[5]には松代焼の原料となる粘土産地についての記述がみられる。例えば「文政五年七月三日竈焚諸調御書上帳」には千曲川右岸では松代東条地区の「立石山土」、左岸の「柳沢村土」、「有旅村土」、「岡田村山土」、「小松原村土」がみられ、これらの地域から良質な粘土が産出したことが伺える。のちに松代焼を研究復興した古川元三郎も踏査によって松代地区に複数の粘土産地を発見したとされる。[6]このほか千曲市雨宮など千曲川右岸地域にも松代焼の窯があったようだが、その粘土産地等の詳細は不明である。[7]

（3）須恵器の窯の立地

須恵器は古墳時代に日本に伝えられた窯による高温焼成の焼き物である。製作技術はもちろんのこと、粘土、薪などの材料とできあがった製品を消費地へ運ぶ交通の利便性などの条件に合致した場所に窯が設置されたと考えられる。屋代遺跡群近隣でもっとも早く現れたのが、聖山高原東麓古窯址群である。六世紀初めには松ノ山窯で、その後平安時代に至るまで上日向三号窯が営まれた。同じく千

曲川左岸には戸倉（千曲川左岸）古窯址群が、右岸には松代古窯址群の天王山古窯址が営まれた。[3]

2　土器胎土の傾向

今回抽出した屋代遺跡群の焼き物の胎土は五群に大別され、さらにそれは二三通りに仮細分された（表3）。各群の概略は以下のとおりである。

(1)　Ⅰ群の胎土

胎土の特徴　石英、斜長石が主体を占めるものを大きくⅠ群とした。このうち、長径一一㎜を越えるものを含み、割れ目が顕著な石英が多数みられるものを1類、同じく石英が斜長石よりも相対的に多いが長径〇・五㎜以下主体のものを2類、斜長石が石英より多く、輝石を多く含むものを3類とした。これに伴って岩石は、1類が流紋岩、2類が流紋岩と安山岩、3類は安山岩主体となり、特に3b類は含有される砂全体に占める岩石の割合が非常に高い。1a・1b類の石英・斜長石に入ったひびは、椚花凝灰岩（椚花水冷破砕岩）に伴う水冷割れ目[9]と考えられる。2a類も石英の割れ目にそが少ないが、流紋岩質火山岩の発泡した部分（凝灰岩片）や黒曜岩を含むことは、表1の椚花凝灰岩の構成要素に矛盾しない。

椚花凝灰岩は場所によって石英や斜長石、黒雲母の量が異なるが、いずれも輝石の記述はない。長野市篠ノ井小松原の中尾山温泉裏の露頭から採取した椚花凝灰岩片にも水冷割れ目の顕著な石英が多数観察されるが、輝石はみられなかった（写真2）。

Ⅰ群3類は、斜長石が石英を上まわり、さらに輝石が多い傾向がある。岩石も流紋岩よりは斑晶鉱物に輝石を含む安山岩が目立つ。このことからこれらは他の椚花凝灰岩起源のグループからは外れると考えられる。[10]千曲川右岸の河東山地には奇妙山火山岩（奇妙火山岩、柴石火山岩、尼巌火山岩、東条火山岩、清滝火山岩）や皆神山火山岩、鯉石安山岩質凝灰岩や溶岩からなる別所層が分布し、千曲川左岸にも椚花凝灰岩を不整合に覆う桑原火山岩、さらにこれを不整合に覆う聖山安山

表1　椚花凝灰岩の特徴

著者	年度	岩石名		構成
河内晋平	2000	黒雲母流紋岩		斑晶：斜長石＞黒雲母＞（サニディン・角閃石）石基：ガラス。下部層は凝灰岩の構成粒子の大半が破片状。黒曜岩、パーライトを伴う。上部層には発泡した凝灰岩が卓越する。
加藤碵一・赤羽貞幸	1986	流紋岩デイサイト質の凝灰岩（軽石凝灰岩やガラス質凝灰岩）を主とし、火山礫凝灰岩・凝灰角礫岩・火山角礫岩を一部挟む溶岩の岩質は全てガラス質流紋岩の黒曜岩・真珠岩・松脂岩などからなる。	下部層模式地の岩相	小市デイサイト凝灰岩層：デイサイト質凝灰岩・火山礫凝灰岩で、黒雲母をまれに含む。
				小松原層状凝灰岩層：全体に黒雲母を含む。黒曜岩、松脂岩、真珠岩含む。
				諏訪軽石凝灰岩層：軽石凝灰岩・ガラス質凝灰岩で多量に黒雲母を含む。
				中尾山流紋岩溶岩：真珠岩、松脂岩、黒曜岩溶岩。黒雲母を含まないが稀に角閃石を含む。
				滝沢デイサイト質凝灰岩層：流紋岩、軽石質流紋岩を含む凝灰岩。まれに黒雲母。
				新橋軽石凝灰岩：黄色の軽石凝灰岩。軽石・黒雲母を含む。
				花上凝灰角礫岩：下部はガラス質流紋岩を挟む凝灰角礫岩、火山角礫岩からなる。全体に黒雲母を含む。
				梨久保砂岩礫岩層：境伏砂岩・礫岩・シルト岩からなり、基底付近には小礫～中礫の流紋岩・ひん岩・石英閃緑岩・安山岩・玄武岩・チャート・粘板岩から構成される礫層。
			茶臼山以南の模相	篠ノ井石川周辺～四野宮、長谷寺：下位に真珠岩溶岩、層状の細粒凝灰岩、中部に凝灰岩、真珠岩溶岩、黒曜岩を多く含む軽石凝灰岩。稲荷山西部の小坂山周辺：黒雲母と石英の目立つ流紋岩溶岩。稲荷山小学校西～綿袖地域：黒雲母を殆ど含まない石英の目立つ流紋岩。更埴市小坂の西・郡・大雲寺池南：有色鉱物を含まない流紋岩。
飯島南海夫・斉藤豊	1968	流紋岩質凝灰岩・流紋岩質凝灰角礫岩・流紋岩溶岩		斑晶：石英・斜長石・黒雲母、ときに角閃石。石基：流状構造、緻密な真珠岩、松香岩。上部には斜長石の斑晶が比較的多い。角閃石も多く、石英安山岩質となる。最上部は砂質凝灰岩。

表２　胎土分析資料一覧（時代順）

胎土分析No.	報告書	図版番号	遺構名	図版掲載番号	時期	土器型式等	胎土分析No.	報告書	図版番号	遺構名	図版掲載番号	時期	土器型式等
343	縄文	215	SQ7003	235	縄中前	越後	289	縄文	256	SB5316	4	縄中後	加曽利Ｅ
344	縄文	223	SQ7003	347	縄中前	五領ヶ台Ⅱ在地	290	縄文	257	SB5316	18	縄中後	加曽利Ｅ
345	縄文	223	SQ7003	353	縄中前	（五領ヶ台Ⅱ在地）	291	縄文	287	SB5337	14	縄中後	加曽利Ｅ
347	縄文	214	SQ7003	230	縄中前	東信	292	縄文	287	SB5337	13	縄中後	圧痕隆帯
348	縄文	213	SQ7003	213	縄中前	（北陸・在地）	293	縄文	286	SB5337	12	縄中後	加曽利Ｅ
349	縄文	192	SQ7003	41	縄中前	（五領ヶ台Ⅱ）	294	縄文	287	SB5337	15	縄中後	加曽利Ｅ
350	縄文	219	SQ7003	296	縄中前	五領ヶ台Ⅱ在地	295	縄文	287	SB5337	16	縄中後	加曽利Ｅ
351	縄文	211	SQ7003	166	縄中前	東信	296	縄文	260	SB5319	4	縄中後	加曽利Ｅ
357	縄文	217	SQ7003	252	縄中前	深沢	297	縄文	261	SB5319	13	縄中後	圧痕隆帯
358	縄文	216	SQ7003	240	縄中前	北陸・越後	299	縄文	261	SB5319	12	縄中後	加曽利Ｅ
359	縄文	216	SQ7003	246	縄中前	東信	300	縄文	262	SB5319	17	縄中後	加曽利Ｅ
360	縄文	—	SQ7003	—	縄中前	—	301	縄文	288	SB5338	1	縄中後	加曽利Ｅ
361	縄文	215	SQ7003	237	縄中前	深沢	302	縄文	288	SB5338	2	縄中後	加曽利Ｅ
362	縄文	215	SQ7003	232	縄中前	深沢	304	縄文	354	SK9071	11	縄中後	曽利
363	縄文	222	SQ7003	339	縄中前	浅鉢	305	縄文	354	SK9071	12	縄中後	唐草文
364	縄文	220	SQ7003	303	縄中前	五領ヶ台Ⅱ	306	縄文	372	包含層	13	縄中後	串田新
365	縄文	224	SQ7003	364	縄中前	東信	334	縄文	401	XⅡ1a 層	12	縄後前	堰之内１
366	縄文	223	SQ7003	355	縄中前	東北	335	縄文	401	SF7005	2	縄後前	堰之内１
367	縄文	216	SQ7003	248	縄中前	浅鉢	336	縄文	402	X 層	24	縄後前	堰之内２
368	縄文	217	SQ7003	258	縄中前	深沢	337	縄文	402	X-1 層上面	23	縄後前	堰之内２
372	縄文	213	SQ7003	220	縄中前	（東信・五領ヶ台Ⅱ）	339	縄文	406	更埴Ｊ区	100	縄晩前	無文
373	縄文	216	SQ7003	247	縄中前	東信	340	縄文	407	SD7046	117	縄晩後	大洞 BC 関連
375	縄文	224	SQ7003	363	縄中前	五領ヶ台Ⅱ在地	1	弥生古墳	23	SD2278	36	弥中３期	栗林／壺
380	縄文	208	SQ7003	87	縄中前	五領ヶ台Ⅱ在地	2	弥生古墳	24	SD2284	51	弥中期	栗林古
381	縄文	204	SQ7003	12	縄中前	深沢？	3	弥生古墳	24	SD2285	52	弥中期	栗林古
386	縄文	214	SQ7003	231	縄中前	五領ヶ台Ⅱ・東信	4	弥生古墳	24	SD2397	56	弥中期	栗林／壺
387	縄文	—	SQ7003	—	縄中前	浅鉢	5	弥生古墳	24	SD3088	69	弥中期	栗林直前／壺
390	縄文	216	SQ7003	251	縄中前	深沢	6	弥生古墳	25	SK154	76	弥中期	庄ノ畑
391	縄文	221	SQ7003	315	縄中前	（東信）	7	弥生古墳	25	BKSIVa V層	100	弥前期	遠賀川／壺
251	縄文	321	SB5350	1	縄中後	加曽利Ｅ	8	弥生古墳	26	SD6057	120	弥前期	変形工字文
252	縄文	322	SB5350	7	縄中後	加曽利Ｅ	9	弥生古墳	26	BKSIV V層	124	弥中期	栗林
253	縄文	322	SB5350	6	縄中後	圧痕隆帯	10	弥生古墳	26	BKSSD1033	128	弥中期	栗林
254	縄文	321	SB5350	2	縄中後	加曽利Ｅ	11	弥生古墳	27	①区Ⅳb 層	140	弥前期	岩滑式関連条痕文
255	縄文	323	SB5350	23	縄中後	圧痕隆帯	12	弥生古墳	27	②区4b 層	171	弥前期	在地的条痕文
256	縄文	325	SB5350	39	縄中後	大木	13	弥生古墳	28	③a 区4b 層	186	弥前期	水Ｉ／浅鉢
257	縄文	322	SB5350	8	縄中後	大木	14	弥生古墳	28	③a 区4b 層	191	弥前期	浮線文
258	縄文	324	SB5350	31	縄中後	大木	15	弥生古墳	28	③a 区4b 層	201	弥前期	浮線文
259	縄文	323	SB5350	22	縄中後	圧痕隆帯	16	弥生古墳	28	③a 区4b 層	212	弥前期	浮線文
260	縄文	322	SB5350	9	縄中後	大木	17	弥生古墳	29	③a 区4b 層	214	弥前期	浮線文
261	縄文	310	SB5345	2	縄中後	大木	18	弥生古墳	29	③a 区4b 層	215	弥前期	浮線文
262	縄文	310	SB5345	2	縄中後	加曽利Ｅ	19	弥生古墳	29	③a 区4b 層	230	弥前期	浮線文
263	縄文	310	SB5345	8	縄中後	加曽利Ｅ	26	弥生古墳	90	SK9512	73	古墳前期	甕Ａ
264	縄文	311	SB5345	19	縄中後	加曽利Ｅ	27	弥生古墳	90	SK9512	75	古墳前期	甕Ｂ
265	縄文	310	SB5345	5	縄中後	大木	28	弥生古墳	92	SB5042	110	古墳後期	甕Ｂ
266	縄文	310	SB5345	6	縄中後	大木	29	弥生古墳	92	SB5042	111	古墳後期	甕Ａ
270	縄文	314	SB5345	49	縄中後	加曽利Ｅ	39	弥生古墳	95	SB5097	176	古墳後期	甕（壺）Ｆ
271	縄文	314	SB5345	44	縄中後	大木	40	弥生古墳	95	SB5097	177	古墳後期	甕Ａ
272	縄文	313	SB5345	38	縄中後	大木	41	弥生古墳	95	SB5097	178	古墳後期	甕Ｂ
273	縄文	313	SB5345	35	縄中後	大木	42	弥生古墳	95	SB5097	182	古墳後期	甕Ｈ
275	縄文	318	SB5345	79	縄中後	加曽利Ｅ	44	弥生古墳	96	SB5113	197	古墳前期	有段口縁壺
276	縄文	311	SB5345	13	縄中後	大木	45	弥生古墳	96	SB5113	199	弥生後期末	櫛描壺
279	縄文	312	SB5345	28	縄中後	大木	48	弥生古墳	97	SB5136	239	古墳中期	有段口縁壺
280	縄文	314	SB5345	47	縄中後	加曽利Ｅ	49	弥生古墳	97	SB5136	241	古墳中期	甕Ｆ
282	縄文	316	SB5345	65	縄中後	圧痕・唐草	50	弥生古墳	97	SB5136	242	古墳中期	甕Ａ
283	縄文	318	SB5345	77	縄中後	圧痕隆帯	51	弥生古墳	98	SB5136	243	古墳中期	甕Ｂ
284	縄文	256	SB5316	1	縄中後	加曽利Ｅ	60	弥生古墳	99	SB5145	266	古墳前期	甕
285	縄文	256	SB5316	3	縄中後	圧痕隆帯	63	弥生古墳	100	SB5160	295	古前期	壺
286	縄文	256	SB5316	5	縄中後	加曽利Ｅ	67	弥生古墳	109	SB6057	533	古墳中期	甕Ｆ
287	縄文	256	SB5316	6	縄中後	圧痕隆帯	68	弥生古墳	109	SB6057	534	古墳中期	甕Ｂ
288	縄文	257	SB5316	7	縄中後	加曽利Ｅ	80	弥生古墳	114	SK6005	662	古墳前期	甕Ｂ

胎土分析No.	報告書	図版番号	遺構名	図版掲載番号	時期	土器型式等
81	弥生古墳	114	SK6005	663	古墳中期	壺B
201	古代1	285	SB6027	5	7世紀	甕H
202	古代1	294	SB6119	4	7世紀	甕H
203	古代1	294	SB6119	3	7世紀	甕A
204	古代1	283	SB5177	6	7世紀	甕H
205	古代1	325	SD7056	6	7世紀	甕H
206	古代1	281	SB5109	10	7世紀	甕H
207	古代1	270	SB4521	3	7末8前	甕H
208	古代1	287	SB6053	7	7末8前	甕H
209	古代1	278	SB5079	5	7末8前	甕H
210	古代1	285	SB6036	4	8世紀	甕H
211	古代1	291	SB6099	7	8世紀	甕H
212	古代1	292	SB6104	12	8末9初	甕I
213	古代1	292	SB6104	13	8末9初	甕I
214	古代1	276	SB5037	10	8末9初	甕I
215	古代1	232	SB9011	5	8末9初	甕C
216	古代1	232	SB9011	2	8末9初	甕C
217	古代1	232	SB9011	4	8末9初	甕C
218	古代1	242	SB9081	8	9世紀	甕I
219	古代1	253	SB73	5	9世紀	甕I
220	古代1	255	SB126	2	9世紀	甕I
221	古代1	233	SB9012	4	9世紀	甕C
222	古代1	276	SB5044	7	9世紀	甕C

胎土分析No.	報告書	図版番号	遺構名	図版掲載番号	時期	土器型式等
223	古代1	261	SB3034	12	9世紀	甕C
224	古代1	293	SB6118	9	9世紀	甕I
225	古代1	293	SB6118	10	9世紀	甕I
226	古代1	283	SB6002	6	9世紀	甕I
227	古代1	257	SB3013	7	9世紀	甕C
228	古代1	269	SB4514	3	9世紀	甕C
229	古代1	293	SB6118	8	9世紀	甕C
230	古代1	250	SB57	5	9世紀	甕I
231	古代1	248	SB52	12	9世紀	甕I
232	古代1	249	SB54	20	9世紀	甕I
233	古代1	248	SB53	11	9世紀	甕C
234	古代1	246	SB44	11	9世紀	甕C
235	古代1	264	SB4030	11	9世紀	甕C
236	古代2	116	SB827	14	10世紀	甕I
237	古代2	114	SB810	6	10世紀	甕I
238	古代2	118	SB843	13	10世紀	甕I
239	古代2	113	SB806	24	10世紀	小甕D
240	古代2	132	SB9054	5	10世紀	甕I
241	古代2	129	SB9035	9	10世紀	甕I
242	古代2	129	SB9033	5	10世紀	甕I
245	古代2	140	SB3022	10	10末11	羽釜
247	古代2	136	SB23	5	11世紀	羽釜
248	古代2	138	SB105	5	11世紀	羽釜

注：「時期」と「土器型式等」は343～391は寺内隆夫2000「第10章第1節中期前葉の土器」ならびに氏からのご教示。334～340は百瀬長秀2000「第6章2節2(1)土器・第8章第3節2(1)土器」『屋代遺跡群縄文時代編』、1～81は百瀬長秀1998「2章3節1土器・土製品」・鳥羽英継1998「3章5節1土器・土製品」『国立遺跡等施設・古墳編』、201～235は鳥羽英継1999「第5章第1節土器」『屋代遺跡群古代編』、236～248は鳥羽英継2000「第3章古代2の遺物」『屋代遺跡群古代2・中世・近世編』を参照して記入した。また、弥生時代以降の甕以外の器種は参考資料として分析し、その場合は器種名を記入した。

岩が分布し、いずれにも普通輝石・紫蘇輝石が含まれるとされている。

Ⅰ群に該当する土器　椹花凝灰岩の特徴が特に顕著なⅠ群1a・1b類に該当する試料は縄文中期前葉の「深沢土器」に始まり、後葉の圧痕隆帯文土器などが中心で、その後七世紀末以降の甕HとIが該当する。

輝石を多く含み、これを斑晶にもつ安山岩で特徴づけられるⅠ群3類のうち特に岩石が多い3b類に該当する試料は、中期後葉～後期前葉で計二二点のうち半数以上が中期後葉の大木系土器である。また、九世紀の甕Iに本類に類似した胎土のものがある。

(2)　Ⅱ群の胎土

胎土の特徴　Ⅱ群は黒雲母を多数含み、岩石片自体は少ないことで特徴づけられる。Ⅱ群1a類は水冷割れ目をもつ石英や凝灰岩が多く、輝石をほとんど含まない。椹花凝灰岩は場所によって黒雲母の量が異なるため（表1）その範疇とも考えられる。ただ、2類は黒雲母の量が著しく多い。割れ目のある石英を含むものの、降下テフラを起源とする可能性も考える必要があろう。多量の黒雲母を含む火山灰には曙ローム[14]が報告されている。これに類するものは千曲川を岸でも屋代遺跡群東方の生産地域で産する（図7）。今後、さらに広域の現地性のサンプルとの胸汰の度合いを比較し、検討していく必要がある。

Ⅱ群に該当する土器　黒雲母を含む胎土は全時期を通じてしばしば現れるが、もっとも大量に黒雲母を含む2類の胎土は縄文中期前葉を頂ヶ台式土器と古墳時代後期の甕に集中し、10世紀～11世紀の羽釜にも認められる。

(3)　Ⅲ群の胎土

胎土の特徴　Ⅲ群には深成岩を含む試料を一括した。特に1類には深成岩を構成する緑簾石と単体での緑簾石が多量に含まれる。また、斜長石と緑簾石の中間的な鉱物もみられる。試料には通常の花崗岩（優岩）も含まれるが、緑簾石・石英・斜長石などからなる深成岩が多い。緑簾石は緑色片岩、緑簾石角閃岩、藍閃石片岩などの変成岩に広く産出するとされ[15]、斜長石などの熱水変質の生成物としても産出する。本薄片では、岩片として角閃石と緑簾石が組合わさることが少ないた

弥生時代の各時期 20点									古墳時代の各時期 19点						古代～中世の各時期 45点 ＊注のないものは全て竪								
晩期（2点）		前期	中期				後期		前期		中期		後期		7世紀	7末～8前	8世紀	8末～9初	9世紀	10世紀	10末～11	11世紀
前半／佐野	後半／荒神	1期／水	2期	3期 新保・新道式古／栗林式古	4期／栗林	5期／箱清水1式／栗林式新			1期～2期	3期	4期	5期	7期	8期	0～1期	2期	3・4期	5期	6・7・8期	9・10・11・12期	13期	14・15期
																207H			（226 I）、232 I			
		厚14、厚16	庄6	栗古2、栗古3					60竪				28竪B		201H、205H		211H	212 I、213 I	218 I、225 I			
		水 I 後13								80竪B									230 I、230 I	237 I		
339氣文	340大BC関連	厚17、厚18																	228C			247羽並
																			231 I			
		厚15										49竪F						214 I		241 I、242 I		
		道西川登7									68竪B			40竪A	203H、203A、204H							
													29竪A	41竪B							245羽並	
																						248羽並
		厚19		茶畑1		4栗並、5栗並前葉3栗	45勝登文竪		63直	26竪A、27竪B	67竪F	48有段口縁並、50竪A、51竪B		42竪H（「柚原石使」は少数。大型石英多）		209H	210H			（240I）		
		条痕文11																				
		変形工字文8																				
																		215C、216C、217C	221C、223C、223C、233C	238 I		
																			224 I、227C、229C、234C、235C			
						10栗			44東海有段口縁並						206H							
		在地的な条痕文12																				
														39竪（寛）F								
																208H						
												81竪B							219 I	236 I、238小竪D		

表３　屋代遺跡群出土煮沸具の胎土分析結果の概要

特徴	群	類	鉱物／岩石量比 ただし中以上	鉱物の概要 ＊小：0.25mm未満、中：0.25～0.5mm未満程度、大：0.25～0.75mm未満程度、巨大：0.75mm以上	岩石の概要	縄文時代の各時期　82点 中期前葉（29点）	中期後葉（47点）			後期（４点）
						五領ヶ台Ⅱ	２期	３期	４期	前葉／堀ノ内
石英が多く岩石では流紋岩主体	Ⅰ	1a	鉱物＞岩石	巨大な石英多く水冷割れ目が顕著。発泡した流紋岩質凝灰岩あり。斜長石、角閃石多い。輝石が殆ど無い。	流紋岩・凝灰岩・堆積岩		252加、255圧、259圧	263加	293加、296加、297圧	
	Ⅰ	1b	鉱物＞岩石	巨大な石英多く水冷割れ目もつ点で1aと同様だが、微細サイズ少ないことで分けた。アルカリ長石、黒雲母を少量含むが輝石は殆ど無い。	流紋岩・凝灰岩・花崗岩	368深	253圧、257大	283圧		
石英が多いものと斜長石が多いものの中間的様相	Ⅰ	2a	鉱物＞岩石	石英がやや多いが、割れ目が少なく、サイズも小さく中程度。角閃石多いが輝石は殆どないものと、少量輝石を含むものがある。パーサイトの見られるアルカリ長石を含むものもある。更に細分される。（ただし14は巨大石英多く、28とともに黒雲母多く含む。）	流紋岩、凝灰岩が多く、発泡した部分も目立つ。安山岩、チャート、ホルンフェルス、石英脈、黒曜岩、各種堆積岩等の有無や量によって細分される。	357深		289加	291加、292圧、294加	
	Ⅰ	2b	鉱物＞岩石	石英,斜長石が多く、角閃石、輝石、黒雲母、粘土鉱物等を含む。輝石の種類等により細分される。	赤色の鉄鉱類が多数含まれる点で特徴的。火山岩片、ホルンフェルス、石英脈を含む。（237・220は火山岩石基、380はピッチストーン含む。）	351東、380五		288加	295加	
斜長石多く、岩石では安山岩主体	Ⅰ	3a	鉱物＞岩石	石英より斜長石が多く、角閃石・輝石もやや多い。黒雲母、粘土鉱物の量で、更に細分可能。	安山岩・流紋岩・凝灰岩・堆積岩等	360	304曽	261大、275加、276大、286加	300 加遺狐	334堀1、336堀2
	Ⅰ	3b	鉱物≒岩石	石英より斜長石が多く、やや輝石が多い。発泡した流紋岩質凝灰岩少量。沸石・方解石など特殊鉱物により細分可能。	安山岩（かんらん石斑晶あり、黒色ガラス）・流紋岩・変成岩・石英多結晶・ホルンフェルス（271・272・273に特に多い）、チャート、変質火山岩含む。3aは鉱物主体であるのに対し本類が岩石が多い。安山岩の大きさと斑晶鉱物の種類から更に細分可能。		254加、256大、258大、260大	265大、266大、272大、273大、280加、282圧、287圧		335堀1
火山ガラス多い	Ⅰ	4	鉱物＞岩石	石英、斜長石、パーサイトカリ長石多い。酸化角閃石、粘土鉱物等目立つ。全体に微細。	火山ガラスが多い。流紋岩、安山岩、発泡した流紋岩質凝灰岩も多い。			279大		
黒雲母が多い	Ⅱ	1a	鉱物＞岩石	幅0.05mm未満の黒雲母､巨大な石英が多く､斜長石とともに顕著な水冷割れ目をもつ。パーサイトカリ長石含むが、輝石はほとんど無し。	流紋岩・凝灰岩（ただし14と28は割れ目少なく輝石を含む）	361深、362深、390深		264加	299加	
	Ⅱ	1b	鉱物＞岩石	幅0.05mm未満の黒雲母､中形の石英が多いが割れ目は少なく､爆砕形。橙色小型の粘土鉱物あり。輝石含まれるがその量差により細分可能。	安山岩少	343越、348北・在、358北・越、366東北、387浅	305曽			
	Ⅱ	2	鉱物＞岩石	幅が0.25mm以上（1類の倍以上）の大形の黒雲母をまんべんなく大量に含む。大形の石英・斜長石を多数含む。割れ目が顕著なものが多い。角閃石を含む。（245は黒雲母が細かく粘土と一体化している）	堆積岩少	344五、345五、349五、350五、365東、372東・五、373東、375五、391東				
	Ⅱ	3	鉱物＞岩石	黒雲母は0.025mm未満が中心。石英より斜長石が多く、無色鉱物が全体に多い。斜長石は累帯構造が顕著。角閃石、輝石やや多い。	火山岩少	347東、359東、386五				
深成岩を含む	Ⅲ	1	鉱物＜岩石	緑簾石、緑簾石化した斜長石、斜長石、角閃石、輝石、黒雲母を含む。	緑簾石斑晶の「緑簾石岩」多量。母岩には花崗岩、石英脈があると推測される。量比によって細分される。			270加（「緑簾石岩」は少数）		
	Ⅲ	2	鉱物≒岩石	石英、斜長石、アルカリ長石を含む。黒雲母によって細分可能。	花崗岩類を含むものを一括した。斑晶鉱物や火山岩の有無や量比によって細分可能。	364五、367浅		290加		
変成岩的特徴がみられる	Ⅳ	1	鉱物＜岩石	黒雲母、白雲母、輝石が多い。斜長石は石英より多い。	大～巨大の片理の明瞭な石英片岩、ホルンフェルスを多く含む。共伴する深成岩、火山岩の量によって細分可。	363浅鉢		262加		
	Ⅳ	2a	鉱物＜岩石	石英、斜長石多く、後者は一部変質。アルカリ長石、角閃石・輝石・黒雲母・白雲母は少量。全体に砂の大きさ揃い、角が丸い。	0.3mm程度に大きさの揃ったホルンフェルスを多く含み、片理のある石英片岩も少数。火山岩も多い。					
	Ⅳ	2b	鉱物＞岩石	白雲母・黒雲母が多量に満遍なく含まれる。斜長石、角閃石、輝石、緑簾石あり。鉱物は最大でも0.3mm未満でⅣ2aより細かい。	ホルンフェルスがやや多く、変成の程度が弱い。チャート、堆積岩を含む。					
	Ⅳ	3	鉱物≒岩石	岩石と同サイズの石英、斜長石、パーサイトのアルカリ長石、少数の角閃石・輝石を含む。	中程度のホルンフェルスが多く角が丸いが、片理が1ほど明確なものはない。深成岩・火山岩の量比で細分可能。	381深	251加	271大、285圧		
鉱物の粒径が揃っているもの	Ⅴ	1a	鉱物＞岩石	石英、斜長石、アルカリ長石、黒雲母を少量含むが鉱物は少ない。0.025mm程度の微細な軽鉱物が少なく、中以上でやや揃っている。	大以上の安山岩多く（輝石斑晶、黒色ガラス目立つ）、深成岩・ホルンフェルスも含む。		306串	301加、302加		337堀2
	Ⅴ	1b	鉱物≒岩石	岩石と同サイズの石英、斜長石、輝石、パーサイトのアルカリ長石を含む。微細鉱物、小サイズとも殆どなし。	0.3mm程度に大きさの揃った石英片岩ホルンフェルス、チャートが多い。火山岩、深成岩を少数含む。			284加		
	Ⅴ	1c	鉱物＜岩石	石英・斜長石などの鉱物を殆ど含まない。土器片を割って混ぜたような異質個所あり。殆どがガラス、プラントオパール含む粘土部分。カンラン石あり。	大サイズの輝石安山岩多数あり。					
含有されている岩石鉱物が特に微細なもの	Ⅴ	2a	鉱物＜岩石	0.5～1mm程度の石英・斜長石、黒雲母、角閃石が少数。その他は0.05mm未満の微細鉱物のみ。	巨大赤褐色岩片多くⅠ2bに類似するが、火山岩は含まない。					
	Ⅴ	2b	鉱物＞岩石	斜長石小片多く、白雲母、角閃石を少数含む以外は有色鉱物なし。	大型変質火山岩を１つ含むのみ。					
	Ⅴ	2c	鉱物＞岩石	斜長石多く、玄武角閃石やや多い。角閃石、輝石を含むが、有色鉱物少ない。	安山岩少数					

（注）時期区分は注１の各報告□参照。No.は表２の胎土分析に同じ。

め、緑簾石角閃岩とは識極的にはいえない。また岩片がかなり細かく砕けていて片理の発達が確認できないため緑色片岩とも記載できない。そこでここでは、緑簾石が大量に含まれるという特徴をもって「緑簾石岩」と標記した。[15] 他に斜長石・石英・黒雲母・透石などを含む。角閃石は同一薄片には入っているが単体で存在している。屋代遺跡群北隣には変成岩帯はないが、熱水変質を受けた第三紀層は複数存在する。松代町豊栄～赤柴付近に分布する豊栄部層の変質火山岩類が起源となる可能性のある緑簾石が蛭川で採取されたとの報告もある。[16] また長野市東寺尾の北平1号墳[17]と北へ二キロの村東山遺跡[18]出土土器に緑簾石が少量含まれている。蛭川の上流には松代焼で使われた良質な粘土の産地である「立石」があるといわれている。[19]

Ⅱ群に該当する土器　Ⅲ群1類の胎土は主に弥生時代以降に出現する。はじめは浮線文の壺、中期になって栗林式土器の壺の胎土、古墳時代には各種甕の胎土となり、古代八世紀の甕Hまで連続する。

(4)　Ⅳ群の胎土

胎土の特徴　ホルンフェルスや石英片岩を主体的に含むものをⅣ群とする。ホルンフェルスが大型のものを1類、小型のものを3類、小サイズで石英や他の岩片の粒径が揃い、混和材を研磨したかのように角が丸いもののうち、鉱物単体で雲母類が少ないものを2a類、多いものを2b類とした。石英がモザイク状に組み合うもので片理が認められるものは石英片岩と記載している。

Ⅳ群に該当する土器　2a・2b類のほとんどは古代の甕Cから構成される。

(5)　Ⅴ群の胎土

胎土の特徴　含有されている岩石・鉱物の粒径が揃っていたり、大型と小型の粒径差が顕著であるため、砂分に乏しい粘土の採集や、人為的な篩い分けが予想されるものを一括した。特徴により細分する。

Ⅴ群に該当する土器　微細な軽鉱物が少なく、中以上の粒径から成る1a、1b類は主に縄文時代、逆に粒径が小さい2類は古墳時代以降の土器が主に該当する。

四　分析結果の予察

1　屋代遺跡群における「在地胎土」

(1)　胎土の連続性と「在地胎土」

今回の分析試料では、縄文時代から古代まで全く途切れることのない連続性をもった群・類は特に存在しなかった。ただ、椀花凝灰岩の特徴を有するという点では括られる1群1類（水冷割れ目）と2a類（流紋岩・凝灰岩）を合わせた場合、これらはほぼ通時的に出現していることがわかる。ここに該当する土器も、縄文時代には地元で製作されたといわれてた圧痕隆帯文が多く、七世紀以降は在地甕のH甲ーであった点からも、これらが「在地胎土」であることを補強する。また、黒雲母を多く含むという点で一つに括られる1a・1b・2・3類を合わせるとⅡ群の胎土もやはり通時的に存在するといえる。

これに対してⅠ群3類は縄文時代以降はほとんど使われない。安山岩地域の粘土産地から採れた粘土が松代焼ほどの高温焼成に耐えることからもわかるように縄文時代以降の焼き物の焼成も可能だったと考えられるが、継続していない。逆に主に弥生時代以降に出現し、古代八世紀まで継続するのがⅢ群、八世紀末～九世紀以降に限定されるのがⅣ群2類である。

このように大きな括りの上では通時的に存在する胎土が抽出される反面、縄文時代、弥生～八世紀、八世紀末～九世紀以降というように短期的に使われた胎土も確認された。

(2)　千曲川両岸の粟地土産地

屋代遺跡群を中心に二十㎞の円を描くと北に千曲川の湿地堆積物、後背湿地堆積物、南と東に黒色頁岩からなる砕屑相を主体とした別所層や、黒雲母を含むデイサイト凝灰岩の森部層、別所層に貫入した石英閃緑岩、黒雲母を多量に含む粘土が発見された生萱が含まれる。またかつて瓦用の粘土が採取された「屋代たんぼ」といわれる水田域の全てはこの後背湿地に属する。この後背湿地中には、

千曲川支流の沢山川などが上流から運んだ地質構成物とともに、後述する千曲川両岸に広がる新第三紀層の堆積物が含まれる可能性がある。

五〜六圏には千曲川左岸の観化蔵灰岩、聖山安山岩、桑原火山岩が含まれ、松代盆の粘土の産地を現地名と照合できるとすれば長野市柳沢、有旅、岡田が入る。右岸では別所層の輝石安山岩質溶岩が含まれる。

一〇〜一一圏になると右岸の奇妙火山岩、皆神山火山岩が含まれる。また松代盆の窯や須恵器の窯が営まれた天王山（松代町東条）や寺尾（松代町東寺尾）がこの圏内に含まれる。一〇〜一一圏は狩猟採集民の、五〜六圏は農耕などによって定住した人びとの、日常行動圏[5]で、先史時代においては主要集落と集落の間隔は後者に近似すると分析されており[6]、この範囲を集落の住人が日常的に行動する領域と捉えることできる。

厳密には砂と粘土の供給地は完全に一致しないとしても、今回分析をおこなった土器のⅠ群とⅡ群の胎土の多くは五〜六圏内で採取した粘土と砂を使ってつくられたとして矛盾はない。ただ同じ五〜六圏とはいっても左岸へ粘土採取に赴いた場合、千曲川をどのように越えたか問題になる。松代盆の場合は、左岸の粘土は千曲川を渡し舟で渡り、右岸の松代地域の工房や窯へと供給されていることから、むしろ千曲川が運搬手段になったとも考えられる。

古代の行政区分では屋代遺跡群を含む千曲川右岸地域は埴科郡に属する。埴科の埴（はに）は「赤黄色の粘土」の意味といわれ[7]、古来良好な土を産出したことに繋がるとも考えられている。ただ今回の胎土分析の結果や須恵器窯、松代焼の粘土の傾向からは、埴科郡だけではなく更科郡にもかなり良好な粘土があり、これが求められていることがわかる。千曲川を障害とせず、埴科郡域だけではなく、更科郡域へも粘土を採りに行った屋代遺跡群の人びとの姿が浮かび上がってきた。

2　屋代遺跡群出土土器の特徴的な胎土

(1)「緑簾石岩」を含む土器の動向

「在地胎土」が予想されながら現時点では確定できないのがⅢ群である。緑簾石を含むⅢ群は弥生時代前期に始まり古代まで継続する。特に弥生時代以降一貫して出現するのがⅢ群1類である。在地製作とされてきた楽林式は揃ってこの群に含まれている。屋代遺跡群では弥生時代になってなぜ突如この特異な胎土の土器が出土するのだろうか。

弥生時代中期、千曲川流域には大きな変化がみられる。松原遺跡という巨大集落の出現や鉄製品の流入、磨製石斧や黒曜石製石器にみられる分業体制の確立である[8]。また長野市塩崎遺跡群伊勢宮遺跡や篠ノ井遺跡群出土の人骨などには大陸からの渡来人の影響が指摘されている。土器の製作に関しても、大陸の覆焼の技術の伝来[9]が想定されている。このような様ざまな動きのなかで土器づくりにもなんらかの変化が起こり、例えば新しい土器に見合う粘土が再調査されたり、大集落での近隣の集団的な土器づくりがおこなわれなどの推測も可能となろう。縄文時代以来連綿と同じ地に足跡を残してきた屋代遺跡群の人びとも、弥生前期には稲作を横目に、やがて中期後半以降には後背湿地の開田に乗り出している[10]。生業の変化とともに弥生土器の複雑的な受け入れをおこなった結果、これらのなんらかの形で屋代遺跡群にもたらされたのではないだろうか[11]。その形の追求は今後の課題としたい。

(2)「武蔵甕」の動向

古代の土師器では、煮炊具には食器以上の地域性が認められるとされている。特に八世紀中葉に生産体制の大きな画期があり、甲斐国内に広く分布する「甲斐型土器」甕や東信地域の「武蔵甕」が定型化する。「武蔵甕」は北武蔵・上野から信濃の東信との分布範囲が広く、器壁が薄くなるなどの技術革新とともに定型化の画合いを増すといわれている。規格化した製品の流通からこの時期に村落より広いまとまりをもつ専業的な生産体制が整っていったとも捉えられている[12]。

屋代遺跡群の古代の甕は外面が縦刷り調整の長胴甕で古墳時代以来の伝統的器種である甕Ⅱ、ロクロ整形で体部下半を中心にケズリ調整する甕で北陸地方に系譜が辿れ弥彌甕とよばれるタイプである甕Ⅰ、そしてケズリ調整は甕Ⅱと同様だが、甕Ⅱに比べて器壁が薄く古墳時代からの長胴甕が消滅後甕Ⅰとともに煮炊き具

の主流になる褻C（武蔵褻）からなる。このうち褻Iは須恵器の影響下で北陸との工人の交流によって成立し、やがて在地の伝統的な器種である褻Hに代わり主流になるとされる。[6]

胎土分析の結果では、褻H・Iには縄文時代から連続する堀ノ越灰岩の特徴を有するⅠ群1a・2a類胎土の範疇で捉えられるものがあるという点から、在地でつくられた可能性が高い。特に褻Iでは技術の伝播という側面があるのかもしれない。

褻C明らかにこれらとは胎土が異なる。石英片岩、ホルンフェルスといった変成岩を多く含み、さらに砂の粒径がそろっている点などは、縄文時代以来の屋代遺跡群の在地土器の胎土の伝統から大きく外れる。特に褻Cが例外なくすべてこの胎土に含有することは、定型化された搬入品という推測を補強する。もしこれらが三波川変成帯を起源とするならば、群馬、埼玉のどこかの三波川変成帯地域の生産地でつくられ、それが東信から屋代遺跡群を含む北信地域へ搬入品されたという可能性も否定できない。今後屋代遺跡群以南小県・南北佐久郡内の褻の胎土分析をおこない、広域的に判断していく必要があろう。

おわりに

最後に今回の胎土分析によって得られた成果（⑴～⑶）をあげたい。

①屋代遺跡群の人びとの素地土採取領域は遺跡から一辺五㎞ほどの圏に想定される。

②弥生から古墳時代にかけて緑廉石を多く含む特徴的な胎土の土器が出現する。

③古代の褻C（武蔵褻）は極地的につくられた搬入品の可能性が高い。

今回は屋代遺跡群出土の煮沸具を選択し、顕微鏡観察によって定性的な分類をおこない、特徴的な胎土についてのみ論じた。今回言及しなかった胎土細部の特徴については別稿で具体的に解説したい。

従来胎土分析は時期を限定し、そのなかで異なる土器型式の土器の分析から搬入品を特定するといった方法が主流であった。しかしながらそれではその集落の人たちが常用していた素地土がどれであるのかさえつかみにくい。そして常用していた素地土でつくった土器、つまり「在地胎土」の土器がどれであるか確定できなければ、それから外れるものを「搬入品」と言いきることさえ厳密には難しい。地道で膨大な作業ではあるが、拠点的な一つの遺跡を抽出し、「在地胎土」に今後もこだわっていきたい。

注

1 （財）長野県埋蔵文化財センター『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書23長野県屋代遺跡群出土木簡』一九九六年。

長野県埋蔵文化財センター『同25　更埴条里遺跡・屋代遺跡群　―弥生・古墳編―』一九九八年。

同『同26　更埴条里遺跡・屋代遺跡群　―古代編―』一九九九年

同『同24　更埴条里遺跡・屋代遺跡群　―縄文時代編―』二〇〇〇年

同『同27　更埴条里遺跡・屋代遺跡群　―古代2・中世・近世編―』二〇〇〇年

同『同28　更埴条里遺跡・屋代遺跡群　―総論編―』二〇〇〇年

以下『屋代遺跡群総論編』等と略す。

2 長野県埋蔵文化財センターで屋代遺跡群の調査報告時に適時的な文化領域や、「特に在地土器について、通史的に屋代遺跡や佐久・飛和野の弥生式」（寺内隆夫「第5章第9節交易と流通関連資料」『屋代遺跡群総論編』二〇〇〇年）の追求を目的とし、三〇〇枚の胎土分析用の薄片を製作し、その概要の報告（遠石康・水沢教子「3縄文中期土器の胎土」『屋代遺跡群縄文時代編』二〇〇〇年）をおこなった。報告後は薄片を長野県立歴史館で保管している。三〇〇枚の内訳は縄文中期前葉土器五九枚、縄文中期後葉土器八七枚・石二一枚・粘土二〇枚、縄文後晩期土器七枚、弥生土器二九枚、古墳時代土師器四五枚・粘土一枚、古代土師器五〇枚・粘土一枚、比較資料一〇枚で今回はここから二六六枚を選択し、報告するものである。

3 河西学は岩石学的手法による「在地」を「土器の出土した遺跡を固定点として、遊跡が属する地質単位の分布範囲」と定義している。ただその場合「河川流路の頻繁な変遷や風成堆積物の広範な分布などのあり方によって地質単位が変化しうる」、明確な基準があるものの「堆積形態の不明瞭なものは概念」としている（河西学「土器産地推定における「在地」」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』九、一九九九年）。本稿での「在地胎土」とは型式学的に在地製作と予測される土器の胎土の主体を占め、河西の「在地」の地質由来の素地土を用いて土器を製作した結果に矛盾しない胎土と

考えている。

4　地質構成物にはマグマが冷えて固まった火成岩と、原存の岩石同士が二次的に他へ膠着を及ぼしてできる変成岩、そして礫・砂・粘、粘土などの粒子が堆積し、重なった重みで粒子同士密着し、粒子の隙間に炭酸カルシウムや二酸化ケイ素が成殿してきらに粒子を結びつけてできた堆積岩といった岩石がある。ただ地質構成物にはこの他に川や海が運んだ礫・砂・粘・粘土が固結せずにそのまま堆積していることがある。これらの粒子が水の中に沈む速度は粒径によって決まるので、場所によって粘土だけが沈殿しているような層ができる。ただこのような層は地質図には「沖積層」などと記載されているだけで、どの部分に土器づくりに適した粘土が集中しているか読み取ることはできない。さらに第四紀になって火山の活動が盛んになり、各地に火山灰が降り積もるが、これらが現在どの地点に分布しているかも読み取れない。

5　生産の粘土については高野弘太郎氏、瓦用粘土については岡田元瓦店にご教示いただいた。また長野県立歴史館地質調査時の粘土については更埴市教育委員会『屋代清水遺跡』一九九二年に報告されている。

6　研究を進める上での松代焼調査の必要性については高下健司総合情報課長、松代焼の技術については松代陶苑小野修経営事務取締役・北沢良子氏、唐木田芳文二氏、あまかざり工房にご教示いただいた。

7　松代焼復興に尽力した古川元三郎の『松代焼』（一九七三年）、唐木田芳文二の『信州松代焼』（一九九三年）などに掲載されている。

8　唐木田芳文『信州松代焼』による。

9　（社）長野県史刊行会『長野県史考古資料編　全一巻（4）遺構・遺物』一九八八年、鳥羽英継「第八章　節屋代遺跡群における古代の土器」（『屋代遺跡群古代編』一九九九年）による。

10　稲荷山凝灰岩の石英にみられる割れ目は、海底火山が噴火した折りにまわりの海水によって冷やされて生じたものとされる。割れがさらに進むと石英自体が破片状に割れてパラバラになる（町内晋平「上地形・地質」『長野市誌　第一巻資料編』二〇〇〇年）。このほかに千曲市森の沢山川上流に分布する森部層も同様のタイサイト質の凝灰岩で「緑～白～前後の斑晶が大きく長石の斑晶が最も多く長石の斑晶はいずれも不規則な割れ目が入っている」とされている（加藤碵一・赤羽貞幸『地域地質研究報告長野地域の地質』地質調査所、一九八六年）。

11　注10の文献、飯島尚尚海夫・斎藤豊「第二章地質」『更級埴科地方誌』第一巻、一九六八年

12　水沢教子「屋代遺跡群出土『石器時代文化層』の胎土」（『長野県立歴史館研究紀要』第一一号、二〇〇四年）で、「火山岩を多く含む土器」としたものが該当する。

13　山辺源彦が命名したテフラで（山辺源彦『2.信濃5部ローム層』『北御牧村誌』北御牧村史編纂委員会、一九九九年）、層厚一二cm、標識地である千曲市の曙峠にちなんで名付けられた。東御市の八重原グラウンド、御牧原の中学、布下、立科町の外倉、望月町（現佐久市）観音寺、小諸市水之上などでも観察されるし、Apmテフラ群（クリスタルアッシュ）と同一のものとした。Apmテフラ群（クリスタルアッシュ）『町田洋・新井房夫二〇〇三年』によると、黒雲母を多く含む軽鉱質の数層のテフラで、『黒雲母多石B1、B2、B3あるいはクリスタルアッシュC1、C2、C3、または大町A1pm、A2pm、A3pmなど記載され、その後これらはより上位にある数層のテフラを含めて大町Apmテフラ群」とよばれたものである。その供給源は錦ヶ岳北西四キロにある水鉛谷の花崗岩に貫入した岩頸があげられるが、三五万年前前後という数値が出されている。主な鉱物は黒雲母、角閃石、斜方輝石、石英である。

14　緑簾石を含む変成岩の産地として、三波川変成帯があげられる。三波川変成帯は中生代の付加帯の沈み込みに伴って形成された低温高圧の変成帯で、その後新第三紀のフィリピン海プレートの衝突によって造曲した。そのため、三波川変成帯は、フォッサマグナを境に、中央構造線に沿って伊那谷の東側から愛知・静岡県境、さらに志摩半島から四国へと連なる部分と、群馬県南部から埼玉県中部を縦断する部分に分かれている。本試料の「緑簾石岩」は緑簾石の他には石英・斜長石が含まれているのみで、三波川変成帯の角閃岩変成帯にも緑簾石を含む「緑簾石緑簾石ホルンブレンド片岩」（橋本光男『日本の変成岩』岩波書店、一九八七年）が存在する。

15　帝京大学山梨文化財研究所河西学考古学研究室長のご教示による。

16　パリノ・サーヴェイ『黒林・稲荷水式・若宮の蛍紋岩分析』（長野県埋蔵文化財センター『屋敷鰐自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書』松原遺跡弥生・縄文』二〇〇〇年）による。また、宮下健司氏より河東山地を構成する閃緑岩の変質、並びに産氏より緑色凝灰岩の変質による緑廉石化の可能性の検討をご指摘いただいている。今後これらを調査・検討していく必要があろう。

17　長野市松代東寺尾の北平1号墳出土土器の蛍紋物のみの胎土分析においては東海西

六八年

部系ひこ窯に緑色凝灰岩が一五点、在来系高杯の脚部には二八点認められた（パリノ・サーヴェイ「第3地点土分析」（上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書7　大星山古墳群・北平1号墳」一九九六年）。

18　村東山手遺跡出土土器の場合、一辺片二〇〇〇ポイント中一一点とかなり少ない（「河西学「第4地村東山手遺跡出土縄文土器の胎土分析」「上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書8　村東山手遺跡」一九九九年）。これらは緑色凝灰岩が主体を占め、さらに花崗岩類が起源と考えられる本試料とは異なるものと考えられる。

19　北沢良子氏のご教示による。

20　アーノルドの民族例をまとめたライスの研究によると（PRUDENCE M. RICE 1987 「POTTERY ANALYSIS」 The University of Chicago Press. 一九八七年）、粘土を採集する距離は二キロメートル圏内までに五四割が収まり、五キロメートル圏内に七六割が収まり、一〇キロメートル圏で八八割とされる。つまり、粘土採取地のヒットゾーンは半径二キロメートル、グレゾーンが一〇キロメートルまでということになろう。

21　赤沢威「採集狩猟民の考古学」海鳴社、一九八二年。

22　谷口康浩はティーセン多角形から求めた遺跡の領域面積を平均五四二～五八キロメートル遺跡間の距離を半径四二～四三キロメートルとしている（谷口「縄文時代中期における拠点集落の分布と領域モデル」「考古学研究」第49巻第4号、二〇〇三年）。

23　埴科郡役所編「埴科郡史」一九一〇年、米山一政・森嶋稔「第三編古代」「更埴市史　第一巻　古代・中世」一九九四年。

24　小山岳夫「巨大集落の出現」（「長野県考古学会誌」86、一九九九年）。

25　夜間帯生・松村恵文「第8節1類ノ井遺跡群（長野県）出土の人骨（弥生時代I-平安時代）」（「中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告書16　篠ノ井遺跡群成果と課題編」一九九七年）。

26　小林正史・北野博司・久世健二・小島俊彰「北部九州における縄文・弥生土器の野焼き方法の変化」（韓国文化財研究振興財団「青丘学術論集」第17集、二〇〇〇年）。

27　寺内隆夫「第5章発掘調査資料総論」「屋代遺跡群総括編」二〇〇〇年。

28　田中正治郎元長野県埋蔵文化財センター調査研究員によると、長野盆地の弥生土器は遺跡を問わず断面の岩石・鉱物の顕微観察だけで、かなりの確率で吉田式・栗林式・箱清水式を見分けることができる。つまり型式と胎土が一致していることから盆地内の特定の集落が粘土採集から土器製作までを担い、各集落へ分配していた可能性が高い。また都出比呂志は、畿内の弥生土器については、弥生土器の胎土は大和、河内などの旧制の国毎もしくは郡くらいの単位でまとまり、技法や施文方法も旧制の郡くらいの差がある。弥生の大規模集落は旧制郡内に二～三個ぐらいの密度なので、この大集落単位に土器を生産していたとする（都出比呂志「日本農耕社会の成立過程」岩波書店、一九八九年）。

29　桜岡正信は、武蔵型甕の胎土は分布域でいずれも近似し、焼成・色調にも均質性があり、各地域の在地甕とは胎土の共通性があると感じられないとし、特定地域における大量生産と広域流通を推測している（「桜岡正信「武蔵甕について―上野地域の生産と流通―」」「高崎市史研究」17、二〇〇三年）。

30　島羽英樹「第8章第一節屋代遺跡群における古代の土器」「屋代遺跡群古代編」一九九九年。

31　山田昌一「第5節甲信」（栄原永遠男編「古代の土師器生産と焼成遺構」一九九七年）。

【付記】
本稿をまとめるにあたり帝京大学山梨文化財研究所河西学埋蔵研究室長には岩石・鉱物同定や解釈に関するご指導をいただいた。
また次の皆様さんにご教示・ご協力をいただいた。記して感謝申し上げる。あまがざり工房、小野盛弘、大竹憲昭、川崎保、唐木田芳文、小林正史、小山岳夫、笹沢浩、鈴木徳雄、高野弘太郎、田中正治郎、寺内隆夫、島羽英樹、福島正悟、松代陶苑、松代古窯、宮下健司
（五〇音順、敬称略）

研究報告

中世の図師について ——市河文書延慶二年卯月日「志久見郷田在家目録」の検討——

村石正行

はじめに

戦後の社会経済史研究の深化のなかで中世の検注論については、寶月圭吾の一連の研究が学界の到達点として知られる。[1] また一九八〇年代に寶月の業績を出発点としこれを批判的に継承した富澤清人の著作がある。[2] 富澤は検注の方法論や史料論を検討したもので、土地収取論を大幅に前進させた。ことに検注関係文書の機能論的検討をおこない、この分野を深化させた。

信濃国関係では市河文書（山形県本間美術館蔵）のなかに、土地収取台帳である検注目録があることが知られ、先学によって検討されてきた。[3] この文書のなかには図師と呼ばれる荘園・公領制の時代特有の職名があらわれている。これまで古代の図師については栗野中彦が要を得てまとめている。[4] これによると次のとおりである。

①図師は律令国家のなかで、田地の所有関係・所在を明示する田図（「田文」）を制作する役人であること。また律令制が崩壊後も、国衙による検注に際してもひきつづき検注帳の制作に携わったこと。

②図師は常時置かれる職でなく検注に際しての臨時職であったこと。

図師が、鎌倉時代の語彙集『名語記』に表記されていることから（巻四・八四）、中世にもひきつづき存在したことがうかがえる。[5] しかし、中世の図師について具体的に論じた研究はあまりない。このなかにあって、田中寿朗は、平安・鎌倉期の図師について考察し、国衙領と荘園における図師の違いに言及し、鎌倉期になり国衙領の図師職が在地領主の得分権となったことを明らかにした。[6]

今回の報告では、図師の存在が知られる信濃唯一の史料である市河文書を検討し、図師について若干考えてみたい。

一 「志久見郷田・在家検注目録」について

史料一　志久見郷田在家目録注進状

「志久見のくで人□んちやう
のしやう文」

注進す

信濃国高井郡志久見郷

嘉元二年初任正検田在家目録事

合見作田武町二反参百四十歩　在家四字

　除

定公田　玖段

定公在家　四宇

勘料田　壱町参段参百四十歩

右、太略注進件のごとし、

延慶二年卯月　日　図師（花押）

　書生

　御田代（花押）

市河文書中にのこされた検注に関わる史料一をみることとしよう。嘉元二年（一三〇四）に実施された国衙領である高井郡志久見郷（郷村）の田、在家の検注

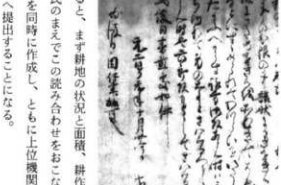

写真1　市河盛房自筆置文にみえる花押

によって確定している数を、延慶二年（一三〇九）新国司に注進した目録である。初任正検とは国司の初任に行われる検注のことである。富澤は検注帳の作成過程について具体的に記述している。これによると、まず耕地の状況と面積、耕作人を確定させた「取帳」を作成し、さらに住民のまえでこの読み合わせをおこない、異義がなければ、取帳を要約した「目録」を同時に作成し、ともに上位機関（国検であれば国衙、荘園検注であれば荘園領主）へ提出することになる。

さて、史料一から、現作（見作）田が二町二段三四〇歩、在家四宇であることが国衙によって確定され、さらに公田のうち九段、公在家四宇が免田・免在家、すなわち志久見郷地頭得分となったことを示している。この時期の志久見郷の地頭は市河盛房である。国衙領の多くは、じつは多くの免田在家から成っていることはすでに富澤の指摘のとおりだが、課税がある非課税かの国衙側の認定手続は免田在家を含めてのことであるから、志久見郷一円が勘料田となった。

この目録を作成したのが図師・書生・目代の国衙官人である。このうち目代の花押は延慶二年四月「信濃国庁宣」（市河文書）の信濃国大介と同一花押である。[3]

史料一は信濃国大介から信濃国衙の留守所にあてられたものである。留守所は国司が遙任せず在京している場合の国衙機構を指している。したがって大介は、志久見郷内の湯山（栄村）のうち中野家仲知行地は直営田の堀内のため、万雑公事など諸役免除である旨を在庁官人に通達している。なおこれよりまえ、中野氏と市河氏は所領をめぐり幕府の裁許を得てた経緯がある。佐藤進一によると、国司庁宣は宛所が留守所、あるいは目代となっていても「文書はその内容をなす権利・利益の属するところに帰属する」という大原則から、時代がくだると名義上の宛所から現地の「庄園の荘官」など受益者が請け取ってこれを保管した。[4]この国庁宣も志久見郷一分地頭だった中野氏もしくは市河氏の手元に遺された。しかしこの国司庁宣は書式に若干違和感がある。[5]まず書き出しだが、「庁宣す　留守所下す」となっている。普通、国庁宣は在京国司が朝廷の国務の事項について国衙官人に指示伝達をおこなう様式で、平安時代以降国司の遙任制度が浸透するなかで「官符」に対応して発生した下達文書である。この場合「庁宣す　留守所」とするのが普通であるが、「宣す」「下す」が重複していささかおさまりが悪い。むしろ「留守所下す」という書式は「留守所下文」の書き出しで、留守所目代が国内各所に布達する場合に用いられるものである。また国司庁宣のほとんどの書止文言は「故に宣す」あるいは「以て宣す」で締めくくっているが、この信濃国庁宣にはそれがなく画竜点睛を欠いている。さらに発給者の目代にはほとんど全て「大介＋姓＋花押」で署名してるが、この文書には姓が記されていない。しかも官見のかぎり類例の国庁宣は在京国司本人一人による署名であり、この文書は異例とも言うべきものである。むしろこの文書は、何らかの意図で在庁目代が作成した疑文書であると考えておきたい。

史料一　信濃国庁宣

庁宣す　留守所下す

信濃国高井郡志久見郷内湯山田在家事

合

右、田在家は、地頭中野五郎家仲知行分については、重代領内として、御年貢以下万雑公事を免除せらるるの由、これを申すは、重ねてこれを免除せらる也、在庁官人等宜しく承知すべし、後々将来に至るといえども、敢て以て違失するなかれ、仍て宣するところ件のごとし、

延慶二年四月　日　僧良誉（花押）

大介（花押）

史料一にみえる書生は国衙の下級役人である。図師について『長野県史』では「延慶二年、高井郡志久見郷の検注目録の作成では、書生と図師が目代の下で働いている」と記しているのみで、人物を特定していない。『信濃史料』や『新編信濃史料叢書』でも人物比定はされていない。その後、郷道哲章はこれを市河盛房の花押と位置づけた[11]。この花押はまさに盛房と見てよいだろう（写真1）。

さて、史料一の検注目録がなぜ市河文書のなかに混入されているのだろうか。この文書が案文もしくは写しであり、正文は国衙の公文所に保管されていた、と考えることができる。確かに富澤が述べるように、すでに取帳を要約した検注目録は文書機能論的には領主（ここでは国衙）にこそ必要であっただろう。郷道はこうした考えを踏まえ、さらに「御目代」という表記などこの文書が駿河国にあることを推定した。

しかし、目代と図師の署判が据えられたうえ、端裏書にも「しゃうもん（＝正文）」と記されていることから、その後正文としてこの文書が扱われていたことも間違いない。検注目録にみえる「御代官」、「御目代」という表記も後述（第二章）するように多くの用例がある。目録は現地で作成された取帳をもとに照合しながら作成されるものである。図師と書生によって目録が作成され、これが国衙に注進された。これが取帳と照合されて、最後は目代に披閲されたのち花押が据えられている。井原今朝男は「近江国菅浦惣目録」をもとに、こうした目録が目代の花押を付されたのち在地に返却されている事例があることに言及している[12]。とすればまさにこの目録は国衙関係者の署判を加えて現地に返却され保管されたもので、実質的な正文であったと考えたい。

ここで問題になるのは目録自体に盛房が図師として署名したことである。国衙領の耕地状況を上申し、租税申告する文書のまさに公証性を証明する図師として、地頭領主である当事者盛房が文書作成に関わったことは特筆すべき事である。図師が単に目代の下に働いているというよりは、在庁官人と、地頭や郡司などの中間領主層との共同作業のもとで取帳や目録が作成されたことを示しているといえよう。鎌倉期の図師がいかなる社会的位置づけにあったのかを考える貴重な事例といわねばなるまい。そこで、次章では、図師の職能について考えてみたい。

二　図師の用例

市河文書の検注目録に図師がみえるが、その役割についてはそこからは判然としない。そこで、現在知られている史料から、図師の用例をひろってみよう。

(1)　荘園の領域確定

史料三「美濃国司庁宣案」[13]（傍線は筆者による）

庁宣す　留守所

宣旨にまかせ沙汰いたさしむべき東大寺領大井・赤野辺両庄事

右件の庄、延久三年宣符にまかせ、免除せしむべきの由宣旨を下さる、国使に郡司・図師を相添え、相共に四至を相ただすべきの状、宣するところの旨件のごとし、

嘉保三年五月廿八日

大介藤朝臣（在判）

史料四「大部荘百姓等申状」[14]

大部御庄百姓等謹て言上す

殊に権民御徳政を垂れられ、去今両年旱魃により、百姓為す方なき上は、事を庄民に優られんと欲する条、子細状

一　旱魃により、作毛損亡の間、庄家期を合わさざる事

（中略）

一　預所厳済、領下向、公私として難治たるべき事

右東南院家御知行の時は、預所領下向の時、迎夫・傭馬その煩なし、しかるに御寺御管領のため、永仁三年数多の夫・傭馬召さるるの間、子細申すべきといえども、始て御庄務あるべきの上は、庄家の躰と云い、所務の様と云い、御存知のため、領下向あるべきの由、仰下さるるの間、言なくその沙汰致し畢ぬ、その後去年去々年打運ね、上□三所、下十余人の夫・傭馬召さる

るの間、毎年所課、庄家の煩たるの条、堪えがたきの處、今年又仰せ下さるるのごとくんば、上六・七人、下十五・六人と云々、この早魃により、馬と云い、人と云い、喰物根料なきの處、その数参上の条、叶え難きもの也、かつうは検見の時、先々は、預所殿は出対なく、代官を以て検見せらるるの間、惣見の外は、傳馬を召さる事、都て以てその例なき處、此両三年は、自身皆御出の間、毎日傳馬召さるにより、田取図師・公文代に至り、皆傳馬口付を宛て、連日数十傳馬口付催促せらるるの条、百姓の煩也、かつうは百姓言上に及ぶべからずといえども、済〻御下向の時は、御寺運納の御年貢、定めて減少せしむものか、一所御下向、何の不足あるべきか、然らば、公私のため、済々御下向せらるべき也

（下略）

永仁六年六月　日

史料三は東大寺領美濃国大井荘ならびに西部荘の荘域確定にかかわる史料である。東大寺側は国衙側と荘園の領域について、領域内のあらたに開発された輾転地を寺領とするかで相論を繰り返してきた。延久三年（一〇七一）の太政官符により、これが荘園の領域すなわち免田となり四至が確定することとなった。ついては、美濃国大介源某が美濃国留守所へ検注をおこなうように命令している。このとき国衙から検田使を派遣し、在地の郡司とともに図師をそこに加えて検注をおこなうように命じている。図師が検注の際に荘園検注に同行したことは鎌倉時代になってもかわらない。史料四もおなじく東大寺領の大部荘（現在兵庫県小野市付近を中心とした荘園）に関わる史料であるが、史料三が国衙検注であるのに対し、これは荘園領主による検注である。大部荘は当初荘民東南院の荘園であったが、その後東大寺を領家とした。東大寺領となってから、千駄により百姓の諸負担が重くなったことも影響し、諸役軽減を何度か訴えている。ことに検注時の万雑公事を軽減するように求めている。東大寺を領家と仰ぐようになって、それまで検注時には預所は下向しなかったのにみずから現地におもむくようになった、したがって住人は伝馬や迎夫など多くの負担を強いられるようになった。あまつさえ現地の公文代や図師までが十数頭の伝馬口取を連日のように要求してくるので大変な負担である、したがって預所下向がある年東大寺へ運上する年貢は減ってしまうのは当然だ、と住人らは述べている。

検注時の検注使接待など住人の負担が大きかったことについては、高山寺領小木曽荘（南木曽町・木曽町・上松町を領域とした荘園）を題材にして齋月圭吾の研究[8]があり検注に際して、図師が荘園側の現地実務者である公文代とともに作業していることが指摘できるのである。

平安時代末期、一般的に国衙領では国検に際し「都司刀禰等は国衙の連止として、検田検畠の時、彼等を以て図師」としたのは「条里坪並、図師を以て明鏡」となったからである。[9]鎌倉期になっても図師が相論や検注に関わりを持つのはこうした図師の職能によるところが大きい。

(2)　寺領について精通している人物

史料五「興福寺政所下文案」[10]

政所下す　栄山寺田堵等

早く年来注し落さる田畠の所当官物を弁進すべき事

坪付（在別紙）

右、彼の寺の解状を得るにいわく、「件の坪坪、寺領として多く数百歳に及ぶ、しかるに寺家の文書年暦の間、もって先年図師僧永真を召し、寺領を注進せしむるの処、大切の坪坪弐拾餘町を注しおとさるの由、その風聞ありといえども、くだんの公験なきにより、その沙汰あたわざる、すでに数年を経る、しかるに今年春、くだんの寺領の度度の官符・民部省勘文・代代の国判等出来す、よって先年の注文を披校せしめ、案のごとく十五・六町を注し落とさる、ていれば、田堵等同心し謀計に似す、所為、甚だ以て非常也、今においては、くだんの坪坪は官省符にまかせ、所当・官物を早く寺家に弁進すべきの由、義下せらるべし」、ていれば、解状の旨にまかせ、所当・官物を弁済せしむべき状、仰するところ件のごとし、故に下す、

永長二年八月廿八日

別当法印権大僧都〈判〉

大和国栄山寺は興福寺の末寺である。坪付から欠落した田畠に関わる所当官物を早く納入するよう興福寺政所が栄山寺田堵らに命じたものである。そもそも末寺の栄山寺が現地支配をしていたのだが、古来よりの文書が紛失したため、図師僧永眞に寺領を書き上げて報告するよう命じた。ところがこれが二〇町あまりを落として報告したという疑が立ったが証拠書類がないためそのままになったという。その後、太政官符など代だいの重要書類が出てきたので永眞の注進状を校正したところ、案の定一五・六町の欠落があった。これは田堵等が示し合わせ寺側が謀を弱らせたようにしむけたのだ、という。こうした栄山寺側の解文をもとに興福寺はすみやかに未済所当を負うように命じた。

ここで明らかになるのは、現地支配をおこなう栄山寺が図師に命じて寺領域を注進させていることで、田畠の所在によく通じた人物ということを示している。検注で取帳を作成するとき、住人の前で読み合わせをおこない両者の合意形成がはかられるが、このとき図師は現地の田堵の言い分にしたがったのだろうか。

(3) 古老百姓としての図師

史料六「伊勢国曾祢荘年貢以下請文」[9]

請け申す　醍醐寺御領伊勢国曾根庄毎年御年貢以下事

右当庄所務の事、建長・文永以後、惣検を聞せられるの間、御年貢年を追い減少せしめ、あわせて沙汰人百姓等の私曲有るに似たり、これによりかつうは旧規にまかせ、かつうは興行として、正検を遂ぐべきの旨、御教書をなさる、検使を差しくだされるの間、文永の取帳を守り、その節を遂げんと欲する処、故実の沙汰人絶え、古老百姓等死亡せしめおわんぬ、よって下地の図師を引きがたきの間、里坪の指南よんどころなし、随て近年動乱により、土民ことに窮困す、然れば寸なわち撿民のため、居合の御沙汰を経られば、文永取帳にまかせ、御年貢以下を進済せしむべきの由、百姓等一同請け申すところ也、此上は目今以後、御年貢ならびに色々済物一事以上、かつうは彼帳を守り、かつうは先例にまかせ、仰せに随い下可沙汰これを進すべし、次いで新田所当事、建武の帳にまかせ、同じくこれを進納せしむべし、更に惣庄年貢を混ぜるべからず、若し餘々一事たりともいえども、この請文に違犯すべからず、但し天下一同の損亡の時、損免申すべし、惣て一塵たりといえども、対捍物を未進いたさば、所職・名田を収公せられたてまつり、御領内を追放せらるべし、その時公私につき子細申すべからず、よって沙汰人百姓等一同請申すところ為のごとし、

貞和二年[10]九月四日　　下郷寂連（花押）

上郷國勝

久米郷右馬允

醍醐寺三宝院座主領の伊勢国一志郡曾祢荘（現在の松阪市周辺を領域とする）沙汰人百姓等の請文である。沙汰人百姓は、荘園領主や荘官の代理人として、命令や判決を現地で執行する有力農民である。建長・文永以後、曾祢荘の年貢が減少し、あるいは沙汰人百姓らの私曲があるようだということで、寺側は厳格に徴収しようとするため正検をおこない、検注を派遣させた。沙汰人らは、文永の検注時に住民合意で作成された取帳をもとにあらためて検注を受け入れようとしたが、「故実の沙汰人」が絶え、「古老百姓」が死亡してしまっていたので、「図師を引きがたし」すなわち遡ぴだすことが出来なかったため田積などの指図の拠がない。ましてや近年動乱が引き続いていたため百姓は困窮している。どうか、改めて検注使がおこなう正検ではなく、居合検注で実施していただければ、文永取帳にもとづき沙汰人百姓が年貢を請け負う、と寺に請文を提出したのである。

この史料から、正検で四至の確認に図師が重要であったこと、図師が故実沙汰人や古老百姓といわれる人びとのなかから引きつのり任命されたことが慣例であったことがわかる。文脈から故実の沙汰人、古老百姓はほぼ同一の職掌であったと思われる。美濃国大井荘でも古老図師が太閤と加納分の四至の由来について在庁官人とともに召喚されて実否を問いただされている。[11] 図師が在庁官人でない在地の人間であることを物がたっている。先学の研究では古老は単なる老人ではなく、

村落集団内の上臈身分であるという。また、『名語記』（巻四・八四）に記されている図師が「故実ノ仁」、田舎ノ所在ヲヨクシレル人」とあることから、故実の沙汰人とは図師の姿を言い表しているようにも思われる。

このように、中世後期になると図師は、村落内の故実に通じた上臈身分のなかから選ばれたことがうかがえる。

(4) 在地における社会的認知機能

史料七「筑前国藤井今武田地売券」[8]

譲与状　沽渡す所領　田伍坪事

在怡土郡大野郷参図拾玖里拾陸坪壱町、拾捌里拾捌坪伍反、拾玖坪参反、拾玖里拾玖坪陸段、弐拾坪肆段陸拾歩、

直伯正

右件田は、要用あるにより、永年をかぎり中原盛平沽り渡し進するところ件のごとし、但し本公験においては、連券たるにより、副え進すあたわず、よって後代証験のため、新券、以て解す、

康和五年三月十日　藤井今武　　府老藤原（花押）　（筑前国印ア）

「件の田、今武年来所領田地は、要用により沽渡さしむるところ明白なり仍て随近これを加署す、

大分宮別当文屋（花押）

神崎庄別当小野（花押）

天満宮権大宮司小野朝臣（花押）」

「判

都司高橋（花押）

図師

権大機早部（花押）

件の田坪、本領主藤末沽券ならびに随近署判并郡司図師証判あるにより、与判す、

新図師判官代早部（花押）

都司兼府老藤原

「沽券ならびに在地郡司・図師随近等署判之旨にまかせ、これを領知せしむべし、

少弐（花押）

壱岐（花押）

府老藤原（花押）」

これは平安時代の土地売買に関わる史料である。九世紀以降の古代墾田地売買においては、売券は売り主だけでなく、在地の有力農民（郡司）の署判が必要で、とくにこれが在地社会の中で「在地明白＝あきらめもうす」と披露されることが必要だった。この承認をうけ郡司、図師が証判を与え売買を公的に承認し、太宰府が最終的に認可している。このとき、図師早部の官途は権大機（判官代）で国衙の下級役人だった。奥野が明らかにしたように、律令制下の公領における図師は国衙に属した在庁官人であったことでも確認できるが、ここで指摘しておきたいのは、図師は在地における土地売買を公認する社会的認知機能を有していたということである。康平五年（一〇六二）法隆寺僧薫照が、顕地の公験を精査し、坪付を確認する際に、寺僧が数人の立会人とともに確認する作業を行っている。[9] 醍醐寺報恩院では鎌倉時代後期になると、「当時この辺図師相続の輩断絶」し「顕田文書を以てこれを決する」ことができなくなったとし、顕田すなわち分割された田畠に関わる手継文書を勘合して坪付を記すものがいなくなったと嘆いている。[10] 図衙領と異なり寺領荘園では寺僧が図師の役割を果たしていた。

いっぽうで在地開発にかかわった郡司が「府老」を称している点は、在地社会における古老の位置づけが、単なる故実に熟知した人物、田畠の所在をよく知っている人物というい評価だけにとどまらない意味を含んでいる。

こうした図師の社会的認知機能の側面は、室町時代になっても残存・継続していた。

史料八「福祥寺寄進田目録」[8]
「寄進[9]申坪付之事　永徳三年　月」
福祥寺御台屋御寄進田坪付事
　合
田尻坪　北ハタ坪
浄心房作　半　弁法橋房　小
天神後　カウサワノ池内
道観作　半　道泉作　半
天神[10]　茶屋前
玄妙作　半　平野殿作　大
以上三段
右坪付の条件のごとし
永徳三年[11]十月　日　図師玄龍（花押）
御代官常員（花押）

史料八は浄心房以下六名の作田三段を福祥寺（須磨寺）に寄進したときの文書である。ここでも図師と代官が連名で寄進内容が相違ないことを署名している。図師は土地の範囲や位置を熟知しており、契約の証人ともなった。玄龍は検注のあと寄進坪付注文を作成したうえ、代官常員がこれを確認して花押を据えている。福祥寺がどの荘園に属したか確認できないが、代官は荘園領主の検注使として派遣されたのである。史料一の市河文書の検注目録も「御代官」とあり様式上の疑義が提出されているが、これはあらかじめ在地で作成された目録に対して、代官らが花押を加えるためであろう。同様に、永仁四年二月「倉見荘検注目録」も、図師が沙弥十念の花押とともに、「御代官」と表記され、御使朝忠の花押が据えられている。

なお福祥寺にはもう一通検注目録が残されている。その目録は「図師長賢」によって作成された。[12]「福祥寺歴代」によれば応安元年（一三六八）寺宮殿舘の建立の願主に長賢がみえ、[13]福祥寺僧であることがわかる。

(5)　図師の紛失状作成は当所大法

史料九　A「図師久貞・田所信貞紛失状」[14]
立申　紛失状之事
　合壱段者　田畠　字松本
　西大道ヨリ五段目
右件田畠の本文書、雑乱せしむるのより、当所大法の旨にまかせ、紛失田図師加判せしむる所也、万一本文書と号し出来の輩あらば、盗人の罪科に処せらるべきもの也、仍て後証のため紛失状件のごとし、
　明応三年[15]甲寅八月十日　図師　久貞（花押）
　田所　信貞（花押）
史料九　B「サクラ井志水童能売券」（京八幡文書）
売渡申田畠の事
　合壱段者　字松ノ本
　四至　西ノ目大道五段目也
　限東西南堺地、限南北大道ヲ
右彼の田畠者、今要用あるにより、現銭弐貫百文永代八幡山道の衙門太郎衛門仁売渡申処実也、但し本文書の事は、降目一乱の時、引き失うにより、図師・田所の紛失状と相副者也、本役郷穀壱斗壱升也、此外万雑公事これ無し、仍て永代明鏡の状として、件のごとし
　サクラ井志水
　明応参年八月廿四日　童能（花押）
史料一〇　A「図師源延貞等紛失状」（唐招提寺文書）
　新立券　紛失状の事
　合城内東頬　口広さ七尺五寸　奥十五丈三尺
右敷地は、故対馬法橋善基より息女尼圓妙に相伝の地也、仍て当知行相違なしといえども、本証文、社頭[16]焼之時、紛失せしむるの間、後代亀鏡のため所務宮寺図師・田所署判也、向後本券状たるべし、但し本地子は、封戸米

四舛弁済せしむる也、仍て紛失の状件のごとし、

貞治六年十月廿七日　　図師左衛門尉源延貞（花押）

御供所預田所左衛門尉源長貞（花押）

史料一〇　B「尼圓妙等屋敷地売券」（『唐招提寺文書』）

売渡　屋敷壱所

在域内東頬　口弐丈七尺五寸　奥十五丈三尺

四至　限西大道堺　限東勝百　限南勝百　限北勝百

右件の屋敷者、故対馬法橋善基本ヨリ息女尼圓妙譲得ところなり。しかるを要用あるニよて直銭壱貫参百文宛筑後法眼御房にうりわたしたてまつるものなり、本文書は去る建武動乱の時社頭の御倉にをきてみな〳〵紛失せしめ候畢。仍て後代のため、宮寺図師・田所の証判を相副え候上は、更ニわつらひあるへからず。但本役にハ委細封戸米四舛分ほかにはさたなく候、仍て売券の状件のごとし、

貞治六年十一月十五日　　尼圓妙（花押）

大法師宗誉（花押）

左衛門尉平秀継（花押）

本券文（土地に関わる権利証文）は土地の所有を証明する唯一の証拠であるが故に、本券文所持こそが土地所有のもっとも根本的な根拠であった。土地を所有していても券文を紛失したり、あるいは他人が券文を所持することになれば、土地所有の根拠を失う。したがって所有者が移り変わるたびに所有権を明らかにする券文が作成され、過去の券文に張り継いで重書として保管された（手継）。こうした「文書フェティシズム」ともいうべき自力救済的な慣習は、つとに中世的なものと評価されてきた[8]。したがって中世的な文書主義をよくあらわす事例が、土地の利害関係がもっとも顕在化する文書の紛失時であるとおもわれる。火災や洪水、盗難により券文を紛失すると、権利の相承に支障をきたすため、あらたに紛失状を作成し本券文に加えることはよく知られている。史料九のA・Bは、京八幡社に伝わる文書の連券である。字松ノ本の一段の土地を桜井志水貞能が衛門太郎に売却するのであるが、これに先立って紛失状を作成している。この土地の所有文書を連綿と張り継いだ手継証文を「雑乱」によって紛失してしまったからである。興味深いのは文書の紛失を証明するために図師や現地で文書を管理する田所が署判することがこの地域の「大法」だったのである。そして彼らの署判によって作成された紛失状には、「万一本文書と号し出来の輩あらば、盗人の罪科に処せらるべき」ものと記され、過去の連券が無効であることが宣言され、かつこの無効な連券を所持している者は罪人であるとある。一五世紀末の地域社会のなかにおいて、図師はその知識をもって土地の所有権について認知し、かつ紛失状作成に関わる重要な役割を果たしていたことがわかる。大和国唐招提寺に伝わる史料一〇のA・Bも紛失状を作成する例である。南北朝内乱によって御蔵の文書がすべて消失してしまった。そこで尼円妙の過去の相伝の由緒を紛失状で証明したのが図師延貞・田所長貞であった。

史料十一

「僧雲阿譲状写」（土佐国蠹簡集）[9]

聖人雲阿譲与す　西養寺御諸経供田五段下坪事

嘉慶大徳

右、件の供田は、雲阿相伝の所帯なり、然るを年来同法たるにより、永年を限り譲与するところ実なり、全く以て他人の妨げあるべからず、但し中堰西定坊に譲ると雖も、離国の上は、証文有るべからず、後代のためにより、譲状件のごとし

嘉元四年六月廿四日　　聖人雲阿

御譲状の旨に任せ、沙汰人等署判

図師沙弥花押

田所沙弥花押

史料十一は土佐国介良荘（高知県高知市介良）西養寺[10]に伝来した古文書である。

西養寺で仏事興行料田が「年来の同法」として師弟間の相伝対象になっていたことを示す史料であるが、このとき手継証文が西定坊の土佐国国にともない残されなかったため、譲状に図師・田所が署名をして権利の証明をおこなったのである。

このように、図師は処分状作成や譲状の署判をおこない、土地所有権の認定をおこなったことがあきらかである。

おわりに

本論を要約すると次のとおりである。

(1) 図師は在地に精通した人物であり、村落内部の上層身分である古老のなかから任命された職であること。

(2) 国司や在庁役人とともに連署していることから、国衙に属した職であったこと。平安時代末、在地の有力層である郡司を兼ねる図師がいる。図師とは、かならずしも故実に精通したという意味合いだけでなく、さらに開発的領主の側面を有していた可能性があること。自墾地の領域確定の際に、まさに当事者として図師が必要とされた。

(3) 市河文書のなかにみえる図師は、志久見郷地頭職であった市河盛房のものであるが、地頭領主がみずからの所領の検注の図師に任じられていることは興味深い事実である。図師が、古老とよばれる在地に精通した人物であり、一面では開発領主的な性格を有した有力層であった、という論側面を持ち合わせていた事実と、このことは矛盾しない。また「書生と図師が目代の下で働いている」[8]というよりは、むしろ検注時において、在庁官人と、郡司・地頭・荘官という、いわば在地領主層との相互の承認・共同作業のもとで取帳や目録が作成され、社会的承認を得ていったと考えられるのではないか。

(4) 古文書学上、紛失状については「文書が紛失しあるいは効力を失った場合、その文書の無効を宣言するとともに、それに代るべき案文を作製してこれに政治的社会的権威の確認を求める」と規定されるが[9]、室町初期に至っても紛失状作成過程に図師が関わり政治的社会的権威を付与していた事実は特筆に値する。

注

1 曾月圭志「中世検注における一・二の問題」『荘園』一〇一五、一九八〇年)、同「高山寺方便智院領小木曽荘について」『高山寺典籍文書調査団の研究』東京大学出版会、一九八〇年)、同「中世の検注について」『地方史研究』一七〇、一九八一年)、同「荘園における検注使の生活実態」『荘園』三七一一〇、一九八五年、など。いずれも曾月「中世検注の特質」『日本史研究』二三三、一九八二年)、同「検注と田文」『講座日本荘園史 二』吉川弘文館、一九九一年(いずれも曾澤『中世荘園と検注』に所収)、同「中世の名寄帳」『中世荘園への道―高澤清人の世界―』高澤清人遺稿集刊行委員会、一九九七年。

2 高澤清人「古代荘田図と図師」『日本歴史』三一二号、一九七四年。

3 奥野中彦「古代荘田図と図師」『日本歴史』三一二号、一九七四年。

4 前掲注2高澤『中世荘園と検注』所収。

5 荘園絵図作成に図師がどのような関わりをしたかという田中寿朗の論文「平安・鎌倉の図師」がある。荘園絵図制作は図師でなく絵師にかかるものと推論した(竹内理三編『荘園絵図研究』東京堂、一九八二年)。

6 勘料は検注に際して、課税地・非課税地を認定するためなどにかかる諸費用で、勘料田とはそれを供出するための土地である。勘料については高澤「勘料について」、前掲注2高澤『中世荘園と検注』所収。

7 鎌倉幕府「古市河文書」の研究―平安末～鎌倉前期の花押とその周辺―」『荘園』三九一一、一九八七年)による。

8 佐藤進一『古文書学入門』法政大学出版会、一九七一年。

9 中野栄治「紛失状」『古文書学用語辞典』東京堂出版、一九九九年。

10 曾月圭志「南北朝時代以後の文書のなかに」、中野栄治「鎌倉時代末から南北朝時代以後の文書のなかに」。

11 国司庁宣のなかで一般的な例をあげる。

12 建治三年九月日「尾張国国庁官案」(『大日本古文書 醍醐寺文書之五』一九二八)

(在御判)
庁官　留守所
可早以尾張俊実、為官枝・次郎丸名内名主職事　右任今月十二日　院宣之旨、所令補任俊実於彼名主職也、御年貢以下無懈怠、可令致其沙汰之状、所宣如件、在

庁官人等宣承知、敢勿違失、以宣、
建治三年九月　日
大介平朝臣

11　前掲注7「郡道「市府官文書の研究」。
12　「荘園公領の支配」（『今日の古文書学　第三巻』雄山閣、二〇〇〇年。
13　内閣文庫所蔵「美濃国古文書」（『平安遺文』二三五二）。
14　『大日本古文書　東大寺文書之十三』一一〇〇。
15　前掲注1「豊島寺方便智院領小木曽荘について」。
16　天養元年十月廿日「鳥羽院庁下文案」（『信野学吉氏蒐集文書十八』『平安遺文』二五四一）。
17　「色川本東山寺文書」（『平安遺文』一四六八）。
18　「醍醐寺三宝院文書」（『大日本史料第六編之十二』）。
19　富澤清人の荘園住民身分研究を出発とし、近年の坂田聡、酒井芳裕などの一連研究により、中世の荘園における「古老（故老）」が単なる私人でなく、土地開発に関わった荘園領主によって認定された荘園内に於ける住民階級身分で、故実に熟知した住人を差していることがわかってきている。富澤清人「『荘家』の身分的性格について」（『歴史学研究』四二一、一九七四年。同「東大寺水無瀬荘と庄民」（『史学』四七―一・二、一九七五年。同「荘園体制下における村落と農民」（『歴史学研究』一九七六年大会別冊号、いずれも注2『中世荘園と検注』に所収。坂田聡は、中世を通じて村落の宮座を検討し、氏の代表として古老百姓が宮座の成員となっていることを述べ、村落に父系制がしだいに定着していったとみる（坂田「鎌倉末期葛川における在民構成について」『中央史学』四、一九八一年。「中世村落の構造と家」『歴史学研究』五九八、一九八九年。「氏連合的村落から家連合的村落へ」『歴史と地理』四二二、一九九〇年、など。いずれも坂田「日本中世の氏・家・村」校倉書房、一九九七年に所収）。酒井紀美は古老庄人の役割の点で相論解決の証拠が証拠文書とともに重要だったことをあきらかにした（酒井「村落間相論の作法」『日本村落史講座　政治Ⅰ』一九九一年。所収。酒井「日本中世の在地社会」吉川弘文館、一九九九年に所収）。園部寿樹は、中世前期荘園村落内身分について、村落内財政に関わる身分呼称として、古老・住人があり、いっぽうで百姓は上級権力の公民文配における身分呼称であると結論づけた。（園部「中世村落の階段階と身分」『歴史学研究』六五二、一九九三年。同「中世前期村落における古老・住人身分の特質」『米沢史学』一〇、一九九四年。「中世前期村落における古老・住人身分の特質」『経済学論叢』三五―四、一九九五年、など。いずれも園部『荘園村落内身分の研究』校倉書房、二〇〇一年に所収）。
20　嘉保三年五月二日「大井・西部荘文書案」（『大日本古文書　東大寺文書之五』九八）。
21　「広瀬正蔵氏所蔵文書」（『平安遺文』一五二二）。
22　康平五年一〇月二日「僧運阿自記」（『平安遺文』九八二）。
23　「報恩院田口記」（『醍醐寺文書』九、二〇八九）。
24　「福祥寺文書」（『兵庫県史』古代中世史料）。
25　「若狭大音文書」（『鎌倉遺文』九〇一四。なお後文である為同じく「若狭大音文書」所収永仁三年二月二日「検注目録」にも御代官・御使と表記される。
26　明徳三年五月一日「図師長賀寺田坪付注文」（『兵庫県史史料編』中世一）。
27　「福祥寺所在」（『兵庫県史史料編』中世一）。
28　「京八幡文書」（東京大学史料編纂所影写本。
29　山田歩「中世的土地所有と中世的所有権」（『歴史学研究』別冊特集、一九八三年）、青木文夫「本券と手継」（『日本本史研究』二八四、一九八六年）、西谷地晴美「中世的土地所有をめぐる文書主義と法慣習」（『日本史研究』三一〇、一九八七年）など。
30　嘉保二〇年（一〇七三）土佐山内家家臣裏正明の国内の諸古文書を収集、編年編纂したもの（『高知県史　古代中世史料編』一九七七年）。
31　西蓮寺は前期朝の実房書機を帯うために建立された寺院という。多くの中世文書を所有していたが明治維新の廃仏毀釈で消失した（『高知県史　古代中世編』一九七七年）。
32　『長野県史　通史編』中世一。
33　佐藤進一「古文書学入門」法政大学出版会、一九九一年。

［付記］
本間美術館中章文氏には、史料閲覧ならびに写真掲載にについて便宜をはかっていただいた。記して感謝申し上げる。

研究報告

明治前期における長野県行政文書の管理と保存

児玉卓文

はじめに

長野県立歴史館には、明治期の行政文書が四八九九冊収蔵されている。[1] 一九一二年（大正一）に建設された旧県庁文書倉庫に保管されていたこれら行政文書は、一九六三年（昭和三八）一〇月、現在の県庁舎建設が決定されると、保存の万全を期すため一一月から文書広報課に県政資料室が付置され、年別と行政組織別に基づいて整理分類がおこなわれ、一九六六年（昭和四一）には『長野県行政資料目録』第一集（明治編）が刊行された。[2] 一九六八年（昭和四三）には行政文書の整理と並行して明治百年を期して県政史編纂事業が開始され、一九七二年（昭和四六）～七三年に『長野県政史』第一～三巻および別巻が刊行された。

一九六七年（昭和四二）の新県庁舎完成とともに戦前の行政文書はいったん県庁倉庫に収められたが、後に県立長野図書館へ、そして一九九四年（平成七）、県立歴史館の開館により歴史館に移管された。この間これらの行政文書は、各自治体の郡誌および自治体誌編纂事業や先の『長野県政史』『長野県教育史』『長野県史』などに史料として利用されてきた。

一九七七年（昭和五二）上條宏之は、府県庁文書の歴史資料としてその価値を論述し、長野県の明治・大正期の行政文書を国の地方制度と県の行政組織の変遷から四期に区分して文書の種類と内容を論及した。[3] これが本県行政文書への論考の嚆矢となった。

上条論文は文書の種類と概要を中心とし、この間の文書処理や管理・保存に関する諸規程・制度等については触れていない。その後、梅原康嗣は長野県内の町村および県庁公文書の管理と保存が、近代の地方制度が確立してゆく過程においてどのように位置付けられていたかを考察し、県庁公文書が「公文編冊」として編綴される一八八二年（明治一五）以降から「長野県処務細則」が制定された一九〇七年（明治四〇）までの管理保存制度の大概を把握した。[4] 田玉徳明は、文書処理に関する諸規定から、明治の公文書管理保存の試行錯誤の過程を考察した。[5]

本稿は、これらの大要を記した論考や考察を踏えつつ、明治前期の地方行政制度が確立されていく過程で、長野県庁の公文書の管理と保存の制度が、どんな理念のもとにどのように整備されていったかを解明しようとするものである。

一　明治期の行政文書の形態

本県の明治期の県庁行政文書は、和装に装訂された簿冊となっているものがほとんどである。装丁の相違や雛装、のちに貼付したことが明らかな貼紙やラベルの有無と記載事項などは、簿冊編綴の方針や分類、および保存管理の履歴などの一端を物がたると考えられる。本論に入る前に明治期の簿冊の形態を概観しておきたい。

明治期の簿冊は、地と背および天を化粧切りして、大和綴じ、あるいは四ツ目綴じしたものが大半であるが、中には化粧切りをせず大和綴じをしたものも少数存在する。大半を占める簿冊を装丁の面から概観すると三つのタイプに大別することができる（表1・図1）。

試みに、明治五年の簿冊をこの三タイプで分類してみると表2のようになる。簿冊形態が筑摩県と長野県に共通することなどから、両県が合併した後に編綴さ

れたことは明白であるが、編綴の形態になぜ差異があるのであろうか。

表1

形態	表紙・裏表紙	綴じの方法	表題のあり方 ＊1	ラベル
A	板目紙綴じ	太糸大和綴じ ＊2	年度・表題・掛名を直接墨書	四段青枠
B	板目紙無地	太糸大和綴じ	公文編冊題箋と、年度・表題・掛名を箋貼付	赤枠と四段青枠
C	板目紙庇びき	太糸四つ目綴じ	公文編冊題箋と、年度・表題・掛名を箋貼付	赤枠と四段青枠

＊1 横置きのため、地にも表題が墨書されることは共通する。
＊2 紙縒りによる綴じもある。
＊ B・Cは、巻頭に索引が施されることを基本とする。

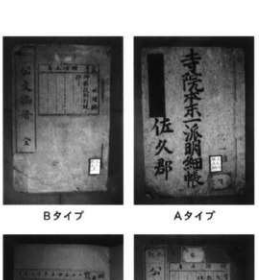

Bタイプ　Aタイプ

Cタイプの索引　Cタイプ

図1　簿冊のタイプと索引

中央官庁の指令が全て索引を施したCタイプであることと、Aタイプには紙縒り綴じがあったり、筑摩県の寺院明細帳が長野県の用箋で書き直されていながらAタイプであり、勧業博覧会と部の簿冊のように関係のない文書の混在があったりすることは対照的である。この編綴形態の差異は、文書が持つ法的な効力を反映するものと推定される。

公文編冊の題箋の上に設けられた枠内には、「掛名」ないしは「無」・「無期」と朱書あるいは墨書されているが、「掛名」は一八八一年（明治一四）から一八八五年の簿冊に、「無」・「無期」は一八八六年（明治一九）以降のものと一八八〇年（明治一三）以前のものに見られる。これは公文編冊の編綴が、一八八一年（明治一四）から一八八五年の間に始められ、順年と同時に年次を遡りながら仕事を進めていった結果と推測される。また、「無」・「無期」は保存年限を示すものと思われ、その開始が一八八六年（明治一九）にありそうなことも推測される。Aタイプには「無期」の他に「第一種」と朱書されるものがあり、ある時期に保存期限の名称が変更されたことも推測してよいだろう。

さらにAタイプには、掛名の頭字を記し「社　第何号」とした赤紙が貼付されるものが多い。年次で収納される公文編冊に対し、これらは掛別ないし課別収納とその目録の存在を推測させる。「官　数字」あるいは「土　数字」と書かれた赤ラベルは、職制が官房と内務部に分離された一八九〇年（明治二三）以降、書庫に部別で配架されたことを窺がわせる。四段青ラベルは、一九六三年（昭和三八）から開始された県政資料室による分類である。

以上のことから明治期の公文書の保存と管理について次のことが推察される。

(1) 明治期の県庁文書は、当初全文書の保存を対象としたが、法的な効力を有するものを第一義とした。

(2) 法的な効力を有し後の施策の考証や参考に資する文書は、公文編冊という形で索引を付して編纂された。その開始は一八八一年（明治一四）から八五年の間にあり、順年と逆年で順次行われた。

(3) 一八八九年（明治一九）頃に、公文書の保存期間が設定された。

(4) 公文編冊とならなかったものは別に目録が作成され、公文編冊とは異なった収納形態がとられた可能性がある。

二　明治政府と記録保存

1　太政官記録ノ濫觴

表2　明治5年の簿冊の装丁分類

	Aタイプ　簿冊名	Bタイプ　簿冊名	Cタイプ　簿冊名
旧筑摩県 庶務課関係	違背違逮留（全）＊1 諸県・諸分局文信綴込（全） 日記（正権参事）地誌雑類（全） 諏訪上下旧神官編籍伺案（全） （赤紙付箋）＊4 筑摩県信濃国寺院明細帳（上） （赤紙付箋）＊5 筑摩県信濃国寺院明細帳（下） （赤紙付箋）＊6 県郷村社区別帳（全） （赤紙付箋）＊7 勧業博覧会之部（全）＊8	御影役所引継ノ部（全） 旧松本・高遠県ヨリ筑摩県へ引継演説ノ部（全） （赤紙付箋）＊2 旧高島県ヨリ筑摩県へ引継演説ノ部（全） （赤紙付箋）＊3	官省指令之部（全） （明治3～5年） 官省指令之部（乾） （1月～6月） 官省指令之部（坤） （7月～12月） 官員申渡留（全）
旧長野県 庶務課関係	御布告留（4冊ノ内1） 御布告留（4冊ノ内2） 御布告留（4冊ノ内3） 御布告留（4冊ノ内4） 縣令届綴（乾） 縣令届綴（坤） 諸願届ノ部（乾） 諸願届ノ部（坤） 寺社雑件（全） 大蔵省達達（3冊ノ内1） 大蔵省達達（3冊ノ内2） 大蔵省達達（3冊ノ内3） 官員様 民費調 元払帳（2冊ノ内1） 長野県庁新規建営御入用積帳（全） 県庁建築一件 寺院本末一派明細帳 佐久郡（赤紙付箋）＊9 寺院本末一派明細帳 小県郡　弐 （赤紙付箋）＊10 寺院本末一派明細帳 更級郡　四 （赤紙付箋）＊11 寺院本末一派明細帳 埴科郡　三 （赤紙付箋）＊12 寺院本末一派明細帳 高井郡　五 （赤紙付箋）＊13 寺院本末一派明細帳 水内郡　六 （赤紙付箋）＊14 寺院本末一派明細帳 水内郡　七 （赤紙付箋）＊15 本末寺号其外明細帳（元松代庁） ＊16	廃県ニ付諸伺下知徒届（全） （明治4～5年）　官省進達留 官林取調上申ノ部（全） 寺社地ノ部　但　図面（5冊ノ内4）	管内布令留（2冊ノ内1） 官省指令（2冊ノ内1） 官省指令付録（2冊ノ内2） 進達下知並請取証（全） （明治4～5年） 官員履歴表（3冊ノ内1） 官員履歴表（3冊ノ内2） 官員履歴表（3冊ノ内3） 村触綴込（全）
旧筑摩県 旧長野県 庶務課関係			駅逓ニ関スル進達留之部・ 掛合留ノ部・ 下方差出ノ部（全）

＊1：　4分の1は長野県分　　＊2・3：　折り返し部分同名の表紙あり、赤紙付箋は「租　第〇　〇号」と記す
＊4：　赤紙付箋は「第百七十二号」　＊5・6：　長野県の用箋使用（合併後、書写されたと推定される）
＊5・6・7：　赤紙付箋は「社　第二十八号」「社　第二十九号」「社　第二十四号」
＊8：　一部は飯田県引継書　　＊9～15：　赤紙付箋は「第二十七号　七冊ノ〇」と記す
＊16：　赤紙付箋は「第二十四号　七冊ノ壱」

（注）現在簿冊は軟に入れて収納しているため全てを調べることは困難であるが、1881年（明治14）の簿冊は、Aタイプが32冊、Cタイプが57冊でその割合は逆転しており、明治期を通してCタイプは過半を占め、Bタイプが少数であることは把握される。

明治時代の国家建設は中央集権国家への道であった。地方統治機構であった県の記録保存の状況をみる前に、明治政府の記録に対する方針を概観してみよう。

新政府軍と会津藩の激戦が収まらない一八六八年（慶応四）、議政官史官のおこなった建議を、『太政官沿革志』は次のように記している。

明治元年九月九日、議政官史官議ヲ上リテ、奏状・詔制・庶断ノ三課ヲ設ケ、及ヒ記録ヲ編輯セシコトヲ請ウ、二職之ヲ嘉納シ、行政官ヲ本議ニ倣ハシム、是ヲ太政官記録ノ濫觴トス為

この建議は、「主宰允ニ存候」と三職に採用された。同月議政官は廃されたが、一〇月、行政官の権弁事の別局として記録掛が置かれ、「記録編輯の材料」として諸官省から文書を提出させることとなった。翌一八六九年（明治二）、記録掛は諸官省に「記録相成候ニ付、各官日記・書類・副本取調、一ヶ月ツツ翌十日限リ当官へ可差出」と二度も督促したもののはかばかしく進まず、同年七月の官制改革のもとで、記録編集の業務は太政官史官に引き継がれた。[1]

一八七〇年（明治三）、記録編集の業務の推進を図る政府は、五月二一九日に次の太政官達第二七七号を発した。

先般諸官省日記・文書写可差出旨、兼テ被仰出無之、御沙汰ノ旨ニ相戻リ候事ニ付、向後於諸官省各記録掛ノ分課相立、戊辰以来ノ分ハ総テ取調、左ノ通部類相分可差出候也

これは、諸官省に記録掛の設置と、官員記載・規則・儀式・諸達書・戦務達書・賞罰・建白書の部類別文書の提出を求めるものであった。[2]

一八七二年（明治四）七月二九日、太政官正院・左院・右院制が定められ、太政官が省庁を従属させる体制が確立した。記録掛は記録局と改称して、太政官最上位の正院に置かれた。八月、記録局は「新旧ノ記録ヲ類編シ、百官ノ履歴ヲ表叙シ、日誌等ヲ作リ」ことが主務とされ、「原書ハ其部類ヲ分ケス綴チ込、中浄書ニテ其部類ヲ分チ、原書ノ見出シニ其部ノ頭字ヲ朱書シ、本浄書ニ至テ検査ノ上、冊子ヲナセシハ目録ニ載セ、之ヲ秘閣ニ蔵スベシ」と、具体的な編纂方法及び保管が定められた。[3]

これに先立つ四月、全国に「癸丑（一八五三年《嘉永六》）以来志士ノ事跡ニ関係アル文書」の提出が求められていたが、この事業は一八七二年（明治五）太政官の正院に設置された歴史課の「国史編輯」事業に引き継がれ、太政官達第三七七号により提出を命ぜられていた諸官省の記録は、「国史編輯」のため諸官省でまとめて置くこととなった。

このように明治政府の記録収集は、政府樹立初期の段階から広い範囲で実施されたが、その動機はどこにあったのであろうか。

どの時代も新政権の国家統治には人民の新政権に対する信頼の維持が不可欠である。人民の信頼を確保するには、施策の一貫性と継続性の維持が図られねばならない。文書は行政の一貫性と施策の継続性を維持する根拠資料となり、[4]歴史叙述は政権の正当性を主張するものとなる。

一八七二年（明治四）八月に定めた「記録局事務」は次のように記している。

夫政務ヲヒル人アリト雖モ、其人ノ依拠遵奉シテ典例規則ヲ謬ラス、能ク天下人民ノ信ヲ得テ、歴世経国ノ法俄然改理アリテ紊レサルモノ惟記録ノ存スルニ由ル、故ニ人事変換アリ天災迭臻アリト雖モ之ヲ守護シ散逸ナカラシムルコト政府ノ要務ニシテ一日モ怠ニスベカラサルコトナリ

この文言は、一八七三年（明治六）の「記録章程」の第一条にも再び掲げられる。一八七二年（明治五）一〇月、記録局は「記録編纂処務ノ順叙ヲ正クシ、条理整備ナラシメントスル記録ノ大切ナルト書記ノ緊要ナルトヲ知ラシムル」ため、記録課・編集課などに分課し、記録課は「受付・申達」を分任し、「官中一切ノ記録ヲ編輯スルコトヲ掌ル」として、「諸公文書類、尤戦ヲ経ス奉行セシモノ直ニ付シ、贈号編輯セシムヘシ」と規定された。[5]記録課は、文書の受付から記録の編集までの一貫した文書処理を掌ったものと思われる。

2　内務省記録課と全国の記録保存

一八七三年（明治六）一一月、殖産興業・治安維持・地方統治の政策を担う内務

省が設置された。同省は翌二八七四年一月、職制として記録課を置き、「全国ノ記録ヲ保存スル事」を企図して、三月二五日太政官達第三九号を発した。

院省使府県

全国一般官撰私撰ヲ別ケク、政治・典型・風俗・人情ヲ徴スヘキ古今ノ書類、今般内務省ニ於テ恩賜致保存候条、各官庁所轄ノ書籍及諸記録類ノ目録取調、至急回省ヘ可差出、此旨相達候事

中央および地方庁にある古今の書籍や諸記録類を、公私の別なく把握しようとしたこの命を受けて、早速庁内諸記録の保存目録を調整して内務省に進達した県もあるが[5]、長野県・筑摩県では確認できない。

政府は一八七五年（明治八）四月、記録文書保存の重要性の認識を促し、各官庁が保存の策を講ずることを命じ、再度毎年内務省へ編纂記録又書目録の提出を求める太政官達第六八号を発した。

院省使府県

記録文書ノ儀ハ、厳重ニ保存スヘキハ勿論ニ候処、紛乱散佚シ或ハ水火ノ災ニ罹リ候テハ、後日ノ照会ヲ失ヒ事務ノ困難ヲ生ジ不都合ニ候条、向後各庁ニ於テ保存ノ方法ヲ設ケ、焚滅流失等ノ患ナキ様厚ク注意可致、且来次編纂ノ分ハ、明治七年三月第三十九号達ニ拠リ、其目録取調、毎年五月限リ内務省へ可差出、此旨相達候事

この命令は、明治政府の記録文書保存政策の本旨をより明確化したものと言えるが、具体性に欠ける感が否めない。それは、内務省の御達原案が、太政官の審議過程で修正されたことが一因である。

内務省原案は、記録文書保存の理由を二つあげている。一つ目の「古今ノ沿革ヲ考ヘ、内外事体ノ変移ヲ徴スルモノニシテ、各官事務ノ順序ヲ知ル」は、「参考之ニ由ラザルナシ」とした、政治・行政運営上参照すべき先例としての《現用価値》については、成案でも「後日ノ照会ヲ失ヒ事務ノ困難ヲ生ジ不都合ニ候」と生かされている。だが、二つ目の「記録文書ヲ逐日煙シ、遂ニ後人ヲシテ今日政治事体ノ如何ヲ知ル能ハザラシムルニ至ルハ必然ノ儀ニテ、実ニ不都合之事ニ候」とした、記録文書の有する《将来の史料としての価値》は成案では削除され、原案に添付されていた「文書保存条例」も削られた。

内務省は、国家形成期の諸政策を後の代に伝える記録類（公文書類）を保存していこうとする明確な意思を持っていた。しかし、太政官の原案修正でその意思はあいまいとなり、かつ同達は一八八六年（明治一九）に廃止されたことにより、地方官庁においては「記録文書の保存」の価値は、より現用の価値が重視されたと考えられる。

三　長野県・筑摩県における文書保存の模索

1　長野県の記録掛

信州諸藩が一八六九年（明治二）二月から六月にかけて版籍を奉還し、一県一二藩の統治形態が一段落すると、戊辰戦争の影響やチャラ金による貨幣混乱などから、さまざまな形で旧層を中心とした不満が噴騰した。

七月に飯田を中心に飯田二分金騒動が起こると、八月には上田藩に上田騒動、松本藩に会田騒動、小諸藩に川西騒動が起こり、九月には再び松本藩に麻績騒動、一二月には高遠藩支配地に入野谷・中沢騒動が相次いで起こった。一八七〇年（明治三）九月、県下の旧幕領を管轄した伊那県から東北信六郡が分割されて中野県が置かれたが、一一月に大規模な筑代騒動が起こると、翌月は須坂騒動が起き、さらに中野県下の世直し蜂起となって県庁令を焼き県の役人を殺害した。蜂起鎮静後、中野県庁は仮庁舎を中野町法運寺に置いたが、翌二八七一年六月県名を長野県と改め、県庁を長野町に移し西方寄りを仮県庁とした。七月一四日には高遠藩県が廃庁され、信濃国内には旧藩の二一県と伊那県・長野県が併置された。

八月二七日、長野県は「廃則」を定め次のような職制を敷いた。

設左右中局、毎局置幹事（大属任之）・副幹事（権大属）

左局…諸公方・駅逓方・戸口方・社寺方・徒場方

右局…租税方・生産方・出納方

中局…監察方・賞罰方・社寺方・学校方・記録方

記録方がおかれているが、分掌は「叡記録奏請官省贈答府縣及布告庶民等書」と記されているのみで具体的職掌は不明である。[9]

同年一月に始まった府県統合で、中南信四郡と飛騨国二郡にまたがる筑摩県と東北信の六郡からなる長野県が同月二〇日に誕生した。府県統合がなると、明治政府は同月二七日に「県治条例」を発して、「庶務・勧業・租税・出納」の四課制と事務章程を定めたが、長野県は三局制を続けたようである。一二月の記録掛には、社寺・監察掛兼務の権少属一名、賞罰・社寺掛兼務の権少属一名と史生准席一名を当てている。[10]

「県治事務章程」は、県令の職責を「県内ノ人民ヲ教督保護シ、条令布告ヲ遵奉施行シ、租税ヲ収メ、賦役ヲ督シ、賞刑ヲ判シ、非常ノ事アレハ鎮台分営ヘ兼議シ、便宜処分スルヲ掌ル」と規定し、地方官が官省へ伺いを立てて処分する事項と独自で専決処分できる事項を明記した。[11]地方官がその職掌を履行してゆくためには、官省からの指令書及び命令書の保存と、専決処分の先例となる文書の保存と利用を必要とした。

長野県では一八七二年（明治五）になって、月日不明であるが「県治条例」に基づく、庶務・聴訟・租税・出納の四課制を敷き、八八条におよぶ長大な「庶務課章程」を定め、庶務課には戸籍・学校兼寺社・常務・記録・受付の五係が置かれた。[12]

記録係の職掌は第六三条から八八条にわたるが、第六三条では「記録係ノ官主スル日用之簿書」として、「日誌・出勤簿不参簿・職員録・諸公布分部録・履歴録・転免文通録・職員自表・官員進退録・東京佐久支庁往復録・官員顧問届編・出役帰庁録・庁中諸達録・庁中諸達録・御布告配達録・拝受書録・管掌伺・村布令録」を列挙し、六四条から七一条は、遺漏なき日誌の記載、進退録への登記、官員任免の連絡、職員録の照合整理、官員任用の照会、履歴録の編集、職員自表の進達などの取扱いを規定し、七二条以下は次のように定めている。[13]

第七二条　官員之顧問届等其指令ヲ要スルハ本紙ニ朱書シ、副紙ヘ割印ヲナシテ下付ス、副紙ハ顧問届編冊ニ編綴スヘシ

第七三条　上局ヨリ各課ニ回達スルコトアレハ、旨ヲ受ケテ廳中諸達録ニ記シ、検印ヲ受ケテ回達スヘシ

第七四条　官員拝命スルハ、其年月日ヲ詳記セル請書ヲ出サシメ、請書ヲ編冊ニ収ムヘシ

第七五条　諸官省之布告・布達ヲ区別編輯シ毎冊巻頭ニ目録丁数ヲ掲ヘシ

第七六条　支庁往復ノ文書ヲ各課ヨリ通達或ハ引合ヲ乞フ時ハ、文中ニ編輯シ上局ヲ経テ発遣スヘシ

第八〇条　官省布達等到着スレハ、主課ニ回接シテ主務手検印ヲ取ルヘシ

第八一条　新聞紙ヲ司掌シ、散逸ナカラシムヘシ

第八四条　各課ヨリ出ス処之上申書、并他所往復ヲ検シ文意・語脈之不折裁ナルハ、上局ヲ経テ主務ニ修訂ヲ添削スヘシ

第八五条　写字生ヲ監督シ、其付托スル事務ノ期限ヲ定メ、空手之暇ナキヲ要スヘシ

第八六条　諸上申ヲ浄書スル時別ニ之ヲ浄写シ、同書ハ余日ヲ存シ置、他日指令到着セハ直ニ此ニ朱書シ、官省之部分ヲ立テ、巻首ニ目録丁数ヲ掲ケ、官省同届録トスヘシ

第八七条　公布ヲ検シ常務掛ト議シ活版所ニ下付シ、別ニ之ヲ浄書シテ村布令録トナスヘシ、但、県廳権限ノ発令ハ部編輯スヘシ

記録掛の業務は、上申書の添削（八四条）や行政資料の管理（八一条）、服務規律や写字生の監督（八五条）、新年・天長節の賀表の上申など多岐にわたるが、記録に関しては、文書の受付（七三条・八〇条）から記録の編綴（七二条・七五条・七八条・八七条）までの一貫した文書処理の職掌を企図したと言える。

法的な効力を有するもの、あるいは先例として後日参照の対象となるものについては、巻頭に目録（索引）を作成するなどの編集方法を規定している（七六条・八六条・七三条・八七条）。特に上申書は二通浄書し、控えの一通は諸官省よりの指令を記す余白を用意し、指令があればそこに朱書し、官省ごとに巻首に目録数

ページを作成して官省伺縁を編集することとしている。写字生を置くのは、主にこの浄書のためと思われる。

立庁直後で文書数が少なかったからだろうか、文書の保管方法・保管場所、閲覧に対する規定などはみられないが、同時期の筑摩県の「雛形」に比してかなり整っている。法的な効力を有する諸官省の布告・布達の編纂を主眼とする点では、宇都宮県の「県内事務章程」の一つ書き六条の記録掛定則と主意は異ならない。[3]半年ほど前の記録方の職掌規定に比べて格段に詳細であり、何かモデルにしたものがあると思われるが不明である。

2　筑摩県の文書保護の建白

一八七一年（明治四）一一月の府県統合により、飛騨一円の高山県、旧幕領の伊那県、旧藩の松本・高島・高遠・飯田県に、名古屋県の木曽及び竹佐出張所管内を合せて筑摩県が成立した。県庁は旧松本県庁と定められ、統合事務を担当した伊那県庁官員は翌年一月松本に移った。[4]

同年二月二日、筑摩県は「県治条例」に基づき四課制を敷いた。庶務課に記録掛はないが、受付業務については主記掛が置かれた。四月、「御布告并諸省御達等、日限ヲ以テ被仰出官内一般布告ノ処回状数通ニ渉リ、等外吏等ニテ認方遷延ノ弊ナキニアラズ」として、「受付例規」を定め、「諸書物受付候節、其文案ノ頂字ニ三ヲ記載シ、誰受付ト認ノ押印」すること、「日限ヲ以テ触出候回状等」は最注意して早早に差出すこと、府県間の文促および「願・伺・届・請書」の宛名は「筑摩県参事永山盛輝」と記すことなどを規定した。

この「例規」は不都合が生じたようで、一一月あらたに次の「受付規則」を定めた。[5]

諸出張所ヨリ御用状来着セバ、主記掛ヨリ長官ニ出シ、長官一覧ノ上掛ヘ渡ス、同掛ニテ引合セノ上正権典事ニ回ス、正権典事ニテ其課ニ係ル書類ノ押印シテ引去リ、従前ノ如ク其課員ノ内ニ渡シ、同ジク押印シテ其人是ヲ最担当ス、因テ順次交換シテ受付ルヲ法トス

但、諸官省県ヨリ来着ノ書信ハ、何課ニテ受付ルト共ニ一旦主記ニ出ス、主記之ヲ受付帳ニ更ニ製スベシ　先以官省府県ノ名ヲ録シ、長官ニ出ス、一覧ノ上再ビ主記ニ下ス、此時ニ当リ主記其事由ヲ約シテ再録シ、正権典事ニ出ス、後ノ取扱ヒ本条ニ同ジ

文書の受付とその登録を試行錯誤しつつ、正確を期そうとする姿勢が読み取れ、とくに官省からの文書の取りあつかいは人念を図ろうとする姿勢が見られる。布令等の最終処理は、類別に綴り込まれていたようである。だが、筑摩県では布告・布達類が担当課等に速やかに回送されない状況がみられ、一八七三年（明治六）「四課ノ小印ヲ製シ、布告・布達類并東京出張所外支庁用信ニ便」を図る処置がとられた。[6]

翌一八七四年（明治七）一月、漸く「庶務課中書類取扱章程」が定められた。[7]

第一条　進達草稿・正院及ビ大蔵省其他、或ハ一省或ハ二省ヲ以テ一冊ト為シ、主記掛ニテ浄書シ、原書回却ノ上綴込調印申事

第二条　従前管内布令ノ綴込アリト雖モ、学校ノコトニ付テノ布令ハ学校書類へ綴込、病院ニ付テノ布令ハ病院書類へ綴込、大ニ捜索ニ不便ナルヲ以テ、以来ハ何等ノ布令タリトモ悉ク管内布令ニ綴込ベキ事

第三条　仮令出張所ヨリ起リタルコトト雖モ、府県文信ハ其書類へ綴込、出張所往復ノ其部内ヘ綴込ベキ事
但大蔵院往復書類ノ如キハ、素ヨリ官省ノ書類ト同視スルベカラズ、故ニ府県往復ノ内へ綴込ベシ

第四条　一事件ニシテ府県或ハ支庁ヘ跨リタルコトト雖モ、綴込ベキ其部類ニ従ヒ綴込ベキ事

第五条　諸省・府県及支庁ヨリ到達ノ書類受付タル節、其来書本紙ノ系欄外ヘ其受付人ノ印ヲ捺スベキ事

第六条　正副戸長将令ノ請書ノ類ハ惟タ庶務課トノミ記シ、回ニ差出スベシ

第七条　府県支庁ヨリ到達ノ審文書受取切リノ類ハ、一旦上局ニテ御被閲済ニテ、其文書ノ欄外ニ課名ヲ記サズ検印ノミヲ押シ、課中限リ相回スベシ

第八条　進達及ビ管内布令等ノ簿冊ノ首メニ郵紙ヲ挿入シ、綴込毎ニ其旨趣ノ大意ト番号ト丙戦ヲシ、捜索ニ便ナラシム

この章程は、院省への進達の原書は一省あるいは複数省に分けて綴り（第二条）、管内布令の綴りはまとめ（第一条）、府県往復と支庁・出張所往復も一冊とし（第三条）、総体として先例を参照する上での便を図っている。その典型は第八条で、件名捜索を容易にするため簿冊の巻頭に索引を付けることとした。第一条は保管方法も規定している。だが、指令が長野県のように控えの浄書の余白に記されることがないので、双方の照合はどうしたのであろうか。

従来からの文書受付手順と合わせれば、文書の保存と先例文書の捜索は格段の進展をみたようにみえるが、問題が解決したわけではなかった。一八七六年（明治九）二月一四日付で、権中属の杉浦義方が、「文書保護之義」と題して建白書を提出した。[注四]

図書ハ邦家ノ至宝ニテ存保護持スヘキハ論ヲ待ス、並ヲ以テ朝廷先ニ図書寮ヲ置カレ又正院中修史局ヲ置テ、天下ノ文書ヲ保存セシメ、又府縣ヨリ申スルノ文書本紙ハ直ニ秘府ニ納メ、更ニ写ヲ製シテ正院ニ留メ敢テ散逸スル事勿ラシム、然而焉火災ノ難有ヲ或ハ欠典ナキ事克ハズト聞ク当縣創置以来今既ニ六年、官院諸省進達批令ノ文章律トナリ令トナル者少カラス、其ノ原案ヲ各課ニ留マリ院省失批ノ本紙モ亦主任ノ課ニ在リ、縣庁不朽ノ要領タル至宝ヲルヲ以テ主任ノ課之ヲ保護スルハ素リ然リ、而シテ一朝卒然何年何月何件ノ何ヲ捜索スルモ、担当ノ主任アラサルヨリハ速ニ応スル事或ハ難カルヘシ

義方熟、庶中事務ノ景況ヲ考按スルニ、文書ノ取扱各課ノ規則確定セサルニ非ス、各課ノ諸員文書ヲ保護セサルニ非ス、然而文書散逸ノ弊ヲ免レサル者ハ蓋シ何ソヤ、是他ナシ各課事務日ニ繁ク、加ルニ文書保護ノ例猶未タ宜シキヲ得サレハ也、当縣創置以来屢中辛ヘニ災害ナク亦文書散失ノ憂ナシ、此時ニ於テ整理セス、一旦不具ノ患ニ遭ルカ或ハ官員交換シテ年ヲ積マハ、只恐ラハ校訂シ難キニ至ラン事ヲ、義方高慮ヲ知ラス杞憂ノ余リ左ノ数条ヲ陳シ敢テ明断ヲ乞フ、頓首

当時県庁では、文書処理について「各課ノ規則」が確定しており、吏員も文書保護に留意しているにも関わらず文書は散逸し、「一朝卒然何年何月何件ノ何ヲ捜索スルル」に困難を極め、「一旦不具ノ患ニ遭ルカ」「官員交換シテ年ヲ積マレば、「校訂シ難キ」ことになりかねない状況にあったことが分かる。杉浦はその原因を「各課事務日ニ繁ク」、加えて「文書保護ノ例猶未タ宜シキヲ得」ていない点に求めた。

杉浦は記録文書に対し、「図書ハ邦家ノ至宝」であり、地方官庁にあっては、「官院諸省進達批令ノ文章」は法的効力を有し（律ト令ト格ト式ト）、行政判断に欠くべからざるものであり、「縣庁不朽ノ要領タル至宝」と認識している。この認識は、人民の信頼を得る統治に記録文書の重要性を位置づけた明治政府の認識につながる、人民統治の末端にいる人間の認識であろう。

建白書中の図書寮は、一八七五年（明治八）九月「古今ノ記録ヲ官知シ傍ラ出版ノ事務ヲ受理」するために内務省に設置された、太政官達第六八号による全国の記録保存にも効力を発揮するため同年四月に歴史課から昇格した、復古維新の大業を中心とした国史編纂と史料収集に当たった機関である。杉浦が、「全国記録文書保存」事業を明示した太政官達第六八号ではなく、具体的な機関の例に引いた理由はよく分からない。しかし、「府縣ヨリ申スルノ文書」以下では、太政官正院記録課の文書受付から原本謄写・記録編纂までの一貫した文書処理をよく認識しており、「然而焉火ノ難有」は、一八七三年（明治六）五月の皇城火災、一八七五年（明治八）七月の内務省庁舎火災を指すので、記録文書のあり方について日ごろから関心を持ち研究していたことがうかがわれる。こうした認識から杉浦は文書処理につき次の提案をした。

第一條　院省ニ申スル文書上局次下ノ上ハ、主任ノ課ヨリ主記方ヘ回スヘシ、主

記方ニ於テハ直チニ進達目録簿冊（此件兼テ施行スル処アレトモ猶詳密ヲ加フ）ニ銘記シ進達ノ上、更ニ原案ヲ主任ノ課ニ返却スヘシ

但、右目録一通ハ必ス上局ニ呈シ置クヘシ

第二條　進達ノ文書院省朱批類下ノ節ハ、上局ニ於テ目録銘ヘ領収ノ験印ヲ調シテ主記方ヘ下附ス

第三條　主記方ニ於テハ直チニ右写ヲ製シ、本書ハ簿冊ニ綴込ミ上局ノ秘庫ニ納メ写ヲ以テ主任ノ課ニ傳達ス

第四條　主任ノ課ニ於テハ右写シヲ以本書同様ニ保護スヘシ

第五條　右記録取扱ノ為第一課中記録掛一名写字生両三名ヲ置キ、前顕文書體写並記録ノ整理ヲ主ナラシム

第六條　文書捜索等ノ用件アッテ上局秘庫ヲ験認スル寸ハ、必ス上局ノ許可ヲ経記録掛ノ通報シ然ル後閲覧スルモノトス

進達書・上申書について、後の参照に資するための謄写本・副本の作成など確実な保存、さらには管理の閲覧について具体的な提案である。

杉浦は旧幕臣で東京出身、一八七一年（明治四）に伊那県の史生に任官し仮小学校教授方となった。筑摩県では、庶務課小学校掛、飯田出張所詰で学校御用の他庶務課聴訟課兼務、伊那郡学校創立の任を帯びて高遠出張所詰、本庁に帰って学校並病院掛、学務掛などを経て、七三年に権少属となって七五年権中属に昇任した。[5] こうした庶務畑の実務経験が建白の背景になったと考えられるが、建白は採用されなかった。だが彼の紀要は的中し、建白から四か月後の六月一九日、県庁内勧解裁判所付近から出火した火災は、表門と金庫を残して全焼した。文書は七、八割は運び出されたが、堀の水でおおかた傷み、地租改正関係書類はすべて焼失してしまった。[6]

四　文書保存制度の確立へ

1　文書目録編成手続と文書管理

一八七六年（明治九）八月二二日、筑摩県は廃止されて信濃分が長野県に統合された。[7]

一八七八年（明治一一）七月、政府は郡区町村編制法・府県会法・地方税法のいわゆる新三法を公布した。政府の意図は、共同体的地方秩序を媒介に、地方社会を権力の安定した基盤として位置付けることにあった。したがって、地方には限定的な自治は認めたものの、府県ー郡ー町村の段階的な権力関係による国家委任事務の確実な施行を図った。その限定的な自治さえも、自由民権運動の発展に抗して数次の改正を経ながら縮小され、地方政治はより官治の性格を強めていく。

一八七九年（明治一二）、新三法にそって従来の第一から第六のナンバー課制は、それぞれの事務を総称した庶務・勧業・租税・警保・出納課となり、出先として郡役所・警察署・警察分署を置く職制に改められ、庶務課に記録掛が置かれた。[8]

一八七五年（明治八）の「府県職制並事務章程」以来、長野県では官省からの指令・布達や定例成規を記載する文書は簿冊を作って保存と利用の制度を図ってきたが、一八七九年（明治一二）以降は、行政文書の保存と管理の上で大きな画期を迎える。

一八八〇年（明治一三）一月、埴科郡長は、「其職制ニ依テ開庁以降処分スルモノ三〇一件、其特任ニ由ッテ処分スルモノ八五八七件、奥書経由ニ係ルモノ一九五〇件ニシテ、上申下達ノ日々月ニ増加スルコト前年ニ比スルトキハ、幾ント一ケ年ヲ以テ半歳ニ当ル ノ増差アリ」と上申する。[9]

上申下達の増大は、文書のやり取りの錯綜を生じその保管量も増える。こうした状況に対して、庶務課記録掛は統一的な記録管理を図ろうと、同年一月「文書目録作成手続」を作成して各課及び警察本署に曾聞した。だが不履行の課があり、八一年早早再び各課・警察本署に通知した。[10]

一　文書目録ニ記載スル目録ノ名義ハ、其帳簿表紙ニ記載アル名目ヲ設ケ、簿冊ト目録ト矛盾スル等ノ事ナキヲ要ス

但、簿冊ヲナサヽル文書ハ袋入リニナシ、其袋面へ記載ノ名目ヲ以テ目録ニ登載スヘシ

一　文書目録ハ雛型ノ通年度ヲ区別シテ登記スルモノトス
　但、其年度ヲ分離キ文書ハ、雑部トナシ登記スルモノトス
一　文書散逸ノ有無照覈ノ為メ、簿冊表面目録ニ番号ヲ記スルコト
一　文書目録ハ官庫入課中備付ト二様製シ、而テ官庫入ノ文書ヲ課中ニ移シ、又ハ課中備付ノ文書ヲ官庫入トナサントスルトキハ、該目録ヲ詳記シ其時々記録掛ニ通課スルモノトス
一　文書目録ハ毎年一月三十日限リ、其前年中新調ノ簿冊ヲ調査シ、記録掛ニ通課スルモノトス
一　文書保存ノ義ハ掌チ公遠ノ次第モ有之ニ付、平時不用ノ簿冊類等ハ本来官庫入ニナシ、予メ非常ノ備ヲナサン事ヲ要ス
一　官庫入ノ文書ハ総テ記録掛ノ貸管トス、故ニ出入共々ニ必ス該掛ニ於テ立会ノ上、目録ニ照シ取扱フモノトス
　但、在来官庫入之分該掛ニ引継ノ節ハ、主務ノ課員立会ノ上引渡アラン事ヲ要ス
一　目録編製ノ用紙ハ美濃紙一三罫紙トス

目録

明治何年分

太政官布告　何冊
諸願綴込　何冊
何々　何冊

手続き・方法と目的が混在するので、整理すると次のように要約できる。

(1)　文書目録作成の手続き・方法など

①登録する文書：前年度新調の簿冊（帳簿）と簿冊形態をとらない文書（一・五項）

②登録方法……簿冊年度を区分（二項）、目録中の番号と簿冊番号の照合（三項）

③作成部数……二部、一部は官庫で、一部は主官課保管（四項）

(2)　文書目録作成の目的：文書の保存（六項）

(3)　右の目的のために

①簿冊の現在地確認（四項）

②散逸の有無照覈（三項）

③記録掛の管理（四・五・七項）

この「手続」規定は、官察本省を含む県庁内の全ての文書を、記録掛が「文書目録」によって管理しようとするものと言える。この時点で改めて「文書目録編成手続」を作成し徹底を図ったのは、行政機能の拡大と多岐化により混乱が生じたことと、「官庫入」文書の参照機会も増してきたためと思われる。保存の万全を図り文書の現用機能の効率を高めるためには整理された目録の存在は必須であり、使い勝手から美濃紙一三行罫紙に統一する必要も生まれた。

再確認の起案文では、一八七八年（明治一一）一二月までの分の目録送付を督促しているので、過去の文書についてもこの「手続」を適用して整理を促したものと思われる。ちなみに五項に基づき記録掛に通課されてきた前年度分の簿冊は二二〇冊であった。

2　公文編冊の編綴

庶務課はさらに文書の保存管理を徹底化し、官庫入文書の現用機能の効率を高める事を模索する。それが、記録掛による「公文編冊」と題する県庁文書の編綴となった。

一八八二年（明治一五）一月、県は事務章程改正の参考にするため、群馬・山梨・岐阜・埼玉・福島の諸県に事務章程と例規などの送付を依頼した。[10] 回答文書はみつからないが、これは県庁事務システムの全面的見直しを企図したものと思われ、同年後半の記録掛の活動は、諸県の回答を参考に立案されたと考えられる。

七月、「本庁所蔵書綴ハ記録掛之ヲ管ス」とした「書籍保管手続」が布達されたが、書籍の未返却が夥しく、九月に記録係は庁内全課・署に、類聚法規・法例類纂・法例民法・改定律例・新律綱領など数十冊の書籍の捜索照会をした。これ

に先だつ八月一七日、諸公文の「編纂例則」が制定され、各項の説明書が添付された各課・署へ達せられた。[11]

第一　凡公文ハ官省・府縣・課・署・部ノ別ナク各事件ヲ類別シ、一類末ヲ合シテ編纂シ、之ヲ公文編冊トス

第二　公文編冊ハ、或ハ一月ニシテ数冊ニ渉リ、或ハ一月若クハ数月ニシテ一冊トナス等編輯ノ便ニ依ル

第三　諸編冊ハ、各巻首ニ索引ヲ附シ、又別ニ一年分ノ索引ヲ作リ其編聞ノ便ス

第四　本縣ヘ特ニ命令ノ文書ハ、官省特達編冊ニ、其内達・訓示ハ内達編冊ニ編ム

第五　官省指令ノ書類ハ、別ニ官省指令編冊ニ編ム

第六　数件合綴シテ決裁ヲ経タルモノハ、其首位ノ部ニ編ミ、他ハ各索引ニ其件名ヲ掲ケ、而シテ之ニ其何部ニ合編シタル旨ヲ注記スベシ

第七　絵図及表等ノ編冊ニ便ナラサルモノハ、別ニ編輯シテ其部ノ附冊トス、其旨ヲ本書尾ニ注記スヘシ

第八　郡役所ニ特達指令及回答シタル事件、将来ノ例規ニ係ルモノハ別ニ之ヲ採録編纂ス

第九　公文編冊ノ順序ハ其施行ノ日ヲ以テス

第一〇　布告及官省布達ハ本縣名及令ノ名ヲ以テシタルモノヲ除キ、告示ハ各別ニ編輯シ、之ヲ布告又ハ某官省布達又ハ達編冊トス

第一一　布告・布達達ハ其官省布達又ハ達編冊トス

第一二　布告・布達達ハ其沿革ヲ記載シ、及改廃年明文ナキモ後発ノ法令ニ因リ関係アルモノハ、其由ヲ簡明ニ注記スヘシ

説明書は、第一項について、例えば戸籍の件は他府県よりの事項・本県からの事項・部よりの事項と発生源によりそれぞれ別の三簿冊に綴られ綿綴しているが、係の部に類集し徴頭徴尾一簿冊にし、該課各係が具備すれば、編集の方法も簡単で閲覧の便も得られるとする。第二項については、文書に脱漏があるから、各課事務の繁閑におこなえとする。第三項については文意のとおり、第四項については、特に命令あるものは重要文書だからとする。第五項については、各課主査の回議書末の余白に指令の全文を朱書して現用とし、本書を条文のように編冊せよ、第六項についてはその理由で、そうする事により捜索の便に供するのだとする。第七項については、絵図・表は紙幅がまちまちだから別編纂にするとし、第八項は参照の用に備えるためとし、第九項は条文のとおり、第一〇項は刊行に関わるものに限るとし、第一一項は参照に供するためと述べている。

「編纂例則」の主旨は、全ての公文書を、官・省・府縣・課・署の発信別ではなく、掛毎に一類末を一簿冊に類別編集し（第一項）、巻首に索引を付し、ものによっては注記・沿革略記・改廃年などを加え（第三・四・五・六・一一項）、後日平易・迅速・正確な参照を可能にすることにある。とくに官省からの指令は本書の保存を図り（第五項）、法的効力を有する布達や告示は個別の編綴を規定し（第四・一〇項）、その趣旨から、県から部に発せられる文書も「将来ノ例規」となるものを選んで編集する（第八項）ことを定めた。

八月末に二段の書棚、九月に二種類三棹の書箱が新調されて、公文書の編綴作業が始まった。先に見た公文書形態のC・Bタイプはこの「編纂例則」により編集されたものであり、公文編冊と記された題箋の上枠は、第一項の趣旨から類別された案件を扱った掛名の記入欄として設けられたものと思われる。

「編纂例則」の起案は、七等属の屋野正泳によってなされた。彼は一八八二年六月に長野県に任官し、庶務課記録掛兼庁舎掛のたばかりだった。以後一八八六年（明治一九）まで、公文編冊の編集など文書保存管理の実務は彼のリードで強力に進められていく。

当時四〇才の屋野の経歴は多彩である。出身は新潟県亘民、戊辰戦争時には草莽隊の北辰旅団司令士を務め、のち佐渡県・新潟県に出仕、一八七〇年（明治三）に兵部省官吏下第三遊軍隊取締に任じ、一八七四年（明治七）には工部省雇となり翌年編纂部から営繕少属となったが、一八七七年（明治一〇）に営繕寮が廃止されると、四月に西南戦争中の鹿児島県へ九等警部として任じ、五月からは救恤・戸籍・衛生掛などを務めた。これを七八年に辞して東京都は浅草区の書記となる

も翌年辞めて三重県に任官し、一八八〇年に御巡幸御用掛を勤めたのち辞し、一八八二年（明治一五）故郷に近い長野県に任官した。[11]

星野は翌一八八三年（明治一六）一月、公文編纂作業数か月間の現状を踏まえて次の提案をした。[12]

昨年九月中旬から一二月までに、四課の上半年の公文一五〇余冊を整頓したので、本年六月には八課一番の一年分およそ七五〇冊の編纂全てが完了する見込みであるが、作業がスムーズに進まないのは、「各課適宜ニ級ヲナスト雖ドモ体裁一ナラス、公文綺雑シテ闕文多」く、その推闕のための往復がわずらいであり、雑務も兼務する掛員五名では人員が不足する。この人数では、明治一六年以降のものを編集するのが精一杯で、一四年以前のものを編集しようとすれば、「公文浩瀚紊乱シテ闕文多ク、剰ヘ当時ノ主任者執モ変換シ、公文搜索推闕ニ処スル」がゆえに、多くの増員と必要とし経費もかさむことになる。そこで、掛員を三名ほど増員し、一年を中分して上半期は明治一六年以降の一年毎の整頓をおこない、下半期を一四年以前の一年毎の整頓に当てれば漸次整頓を進めることが可能になる。

この提案は裁可され、明治一五年度の公文の編集作業が始まった。一月から三月にかけて、簿冊保管のための書箱・書棚を新調し、製本職工を五〇日単位で雇用し、公文編冊標題用紙の版木も作り、製本機械を購入して公文書の編綴作業は本格化していった。作業が進展した三月、新たな製本職工雇用の必要性が生じた。これは会計課が、必要不可欠の雇用であるので本来庁費で支出すべきだが、予算内で支弁できないので臨時雇員とみなし属官傭給より支払うことにして解決をみた。その後記録掛は仕事の進捗に合わせて、各課に対し二五年度結局済みの公文を記録掛へ送付するよう照会して、仕事は順調に進んでいき、予定どおり六月二四日、一五年度の公文編冊五〇七冊の編集を完了して県令の供覧に付した。[13]

製本職工の雇用は何回か繰り返され、編綴された公文編冊を保管する箱・棚・箪笥が仕様図を付けて数回注文されている。書箱は中を数列数段に仕切った箱と、列仕切りの無い埋葬書冊のものを指し、書棚・書架は仕切り列の無いもので、箪笥は書箱に準ずる指す金具の付いたものを指している。これらはすべて公文編冊を平置きで納めるものであるが、そのバリエーションは公文編冊が掛別のみならず重要度や利用頻度により分類収納されていたことをうかがわせる。

この間に記録掛は「長野県日誌」の編綴もおこなった。それは「一月に星野が、各課・署に「本県日誌編纂候ニ付、例規第百七号ニ拠リ該誌ニ登録スベキ公文有之候ヒテ、御取調之上原稿ヲ本課記録掛へ漸次御送付相成度」と照会したことに始まり、三月には一月分の第一号が刊行された。日誌の掲載内容は、日を追っての郡役所への布達、県への照会とその回答、伺いとそれに対する指令などである。[14]刊行本は各課・署・郡役所に、そして有価で町村戸長役場に払い下げられた。日誌は順次一か月ないしは二か月分を単位に刊行された。[15]星野の照会文中にある「例規」は文書処理ないしは庶務に関する規定と思われ、その存在は注目されるがよく分からない。

一八八四年（明治一七）の編纂作業は前年度の各課・署の公文の記録掛への引継ぎ漏れの照会から始まり、月を追って順次公文の引継ぎが通知される。監獄本署には記録掛が出向いて編集したが、計四二冊の一六年度公文編冊を同署に渡すため借用証が書かれている。

暦年制を取らない会計課の公文処理の問題が起こる。[16]記録掛は、会計課の諸公文は「金員具記ニ関スル書類ニシテ他ノ公文トハ自ら異ナルヲ以、編綴之都合モ有之候条、自今一ヵ年ヲ編束御渡有度」にしたいと照会したが、会計課は、結局の書類を本課に年度末までまとめずに置くことは、「若シ主任在免等アル時ハ、同掛若クハ他掛ニ引継ガザルヲ得ズ」へ、手数を重ね事務取扱上の差しさわりがあるので、例規により従前のとおりにしたいと回答してきた。これに対し記録掛は審議の結果、「畢竟、編綴其宜シキヲ得、他日参照ノ便ニ供スル旨趣」にあるので、「前後連事書類中、請取書等之如キ御課ヲ御留置相成候モノハ写、或ハ其旨付箋シ主任印且回議書欄外ニ編冊都中於御記載之上御渡付」で交付することを再照会した。[17]結果については史料がなく不明だが、暦年で収集して会計年度で編集したものと思われる。

計画の半年を大きく越えた一八八四年（明治一七）一一月に一六年度分の公文編冊五六二冊ができあがった。一五年度分の五七〇冊とほぼ同数である。「編纂例則」による公文処理前の簿冊である「四年度分の編集は半開どったのか一八八三年（明治一六）の下半期では完了せず、この年度の残りをそれに当てたようで、一八八五年（明治一八）二月に三四七冊の編集が完了した。一七年度分は同年一二月に六〇九冊ができあがる。[9]

3　書籍・簿冊の頻繁な借覧

明治一五年度の公文の編集が完了する直前の一八八三年（明治一六）六月二日、星野は、「近近一五年度の公文編冊ができ上るが、借覧手続きがなければ「散飛之憂有之、保管方差支」えると、「書籍簿冊借覧手続」の制定を提案して裁可され、早速「書籍簿冊借覧手続」が活版印刷で部課署に布達された。[10]

第一　書籍簿冊ヲ借覧セントスルモノハ、別紙雛形ノ用紙ヘ書名及姓名ヲ記入シ記録掛ヘ差出スベシ

第二　借覧期限、書籍ハ一週間、簿冊ハ当日限リトス

但　期限外仍借覧ヲ要スルモノハ、其事由ヲ記録掛ヘ通知スベシ

第三　借覧中破損又ハ汚染スルモノハ、其事由ヲ記録掛ニ通知スベシ

八日には「用紙」のサンプルを添えて、記録掛に備えてあるので必要であれば申し出すことが部課署に通知され、庁務掛・戸籍掛などが早速交付を受けている。また、書籍及び公文編冊に押印する印章は将来の証となるべきものだからと、色の濃い上等の朱肉と肉地が新調された。

記録掛は書籍・簿冊の管理については以前から厳しい態度をとっており、四月には、東筑摩郡日向村（東筑摩郡村）から提出されたものに明治七年に旧筑摩県へ上申した村落合併願書の写しを作りたいので借用させてほしい」との願いを断っている。

七月、星野は県政における記録掛を「庶務課中之一掛ニハ候得共、諸記録編輯保存ニ付テハ庶中各課ニ関渉シ、他ノ掛ト特殊ニモ有之」と位置付け、「諸官省之公達等、各課ヨリ日々捜索之便ニ供スル事必要ト見込候間、当掛宛官報壱部御購入」することを、官報はその記載が「官省之公布類ヲ始メ其他各種伺・掲令・叡裁等」が綿綴しているので、捜索のための索引のみの編纂を作成することを伺って裁可された。翌月太政官文書局が官報索引を編纂し頒布する事になったのでこれを止め、布告・布達類の改廃の沿革のみの記載に改めた。

しかし、一八八四年（明治一七）一月になってやはり官報は各種の彙報及び伺・司令・広告等を雑載してあり、「将来捜索上大ニ不便」であるので、従来の体裁に従って類別謄写して記録掛に備えることとなった。明治何年何月何日第何号を以って改正とも書き込める類別謄写専用用紙を印刷し謄写を開始し、二月末に一八八三年（明治一六）七月以降の官省達類の謄写が完了し、各課・署に「参照必要之向ハ同年職第五十九号達借覧手続き」により記録掛に申し出すよう通牒した。[11]

編纂された公文簿冊は頻繁に借覧されたようで、一八八四年（明治一七）二月には、書籍簿冊借用証明紙が新たに二千枚印刷され、八月には借用証の飛散を防ぐために手挟五抵が購入されている。その後借用証は一八八五年一月と六月に三千枚ずつ増刷されており、手挟も五月に六抵が追加された。公文編冊を納めた書籍は文庫に納められた。この時点の県庁の文庫の数は不明であるが、各門前の文庫の鍵と記録掛が預かっていた。その文庫内の公文編冊の収税課・会計課等が休日に使用する場合は、休日に限り鍵を宿直に預けることにした。

一八八四年（明治一七）の三月八日には、長野初審裁判所から明治一〇年以降の太政官布告達の借覧について庶務課長まで照会があった。課内で論議があったようで、三一日に当庁でも日用必需であるから応じられないが、当庁へ出張して謄写する事は構わないと回答した。今度も裁判所側で検討があったようで、五月になって県庁休みの土曜日の午後から日曜日の終日まで借用日時に返却することが可能かと再度照会があった。これを庶務課が了承したので、裁判所は二四日正午過ぎに小使いを県庁にやり、明治一一年から一六年までの太政官布告達および各省布達を借用した。[12]

借覧に加えて、衛生課は一八八五年（明治一八）に牛乳搾取販売規則が布達さ

れたので、牛乳搾取売願の目を設け、全ての該件に関する書類をこれに編冊してほしいとする記録掛へ照会した。公文編冊が県政事務に欠くべからざるものになっていることを裏付けると解してよいだろう。

しかし例規が遵守されない実は、参照の便を図ろうとする記録係を悩ませもした。一八八四年（明治一七）月記録係は、「同書の指令が官より到達すれば、その回議書に指令の全文を写して本書を回覧し、完了すれば記録掛に回付することが例規であるにもかかわらず、回議書に指令書を綴り付け結局書記と共に回付して来ること多く、指令簿冊編冊の順序に支障を来しているので、「廳中例規第弐拾四条」により送付する各課・署に照会をしている。[9]先にも記したようにこの例規に関わる史料は見つかっていない。二月には「手続ヲ為サズ派出等之向も有之、記録保管上甚支不少」と、借覧手続例規第二の徹底を再三各課・署に照会し、しばらくは改善されたものの一八年になると少しも履行されなくなり、借覧主が不在中は簿冊の所在が不明で他の需要に応ぜられなかったり、簿冊に付箋など糊を着けるために破損や汚染がみられるなどの不都合が生じていると、再び各課・署・局に規則の徹底を図っている。[10]

4　文書保存期限の設定

一八八五年（明治一八）一二月三一日、太政官が廃されて内閣制が発足し、各省の文書事務の迅速化と事務処理手続きの簡素化が指示された。翌年三月閣令第五号により明治八年の太政官達第六八号は「煩労ト雖シ反テ其効用少ナシ」として廃され、内務省による全国の記録を保存する企図は不徹底なまま終焉した。

長野県では一八八六年（明治一九）二月一七日、星野正淡や収税属・御用掛らが総勢「四名が「文書整理委員」に任命された。[11]この委員会がどんな性格をもつものかは史料を欠き不明であるが、国の動きを受けて、「長野縣廳処務規程」制定に関わるものだったと推定される。

一八八六年（明治一九）七月の「地方官官制」により、知事は、内務大臣や各省大臣の「指揮監督」を受けて、「法律命令」を執行する地方の最高責任者とされ、府県の事務の分掌と事業の枠組みが定まった。「指揮監督」に伴う文書の往復は、前年の「各省事務ヲ整理スルノ綱領」により簡素化され、「法律命令」は先にみてきたように官報・法令全書等で整備された。[12]

長野県では同年九月一五日、「地方官官制」第二四条に基づいて県庁事務組織は、第一部・第二部・収税部と警察本部に改組され、部内に課は設けたが掛は置かれなかった。[13]一〇月一五日「長野縣廳処務規程」が制定され各課の事務分掌が明示され、第一部に初めて設置された文書課は職掌を次のように規定された。[14]

一　往復文書ノ受付、及配送ニ関スル事項
一　官印県印管守ニ関スル事項
一　諸印影簿ニ関スル事項
一　廳中ノ達、内達訓示等ニ関スル事項
一　公文印刷ニ関スル事項
一　職員奨勤届ニ関スル事項
一　履歴簿ニ関スル事項
一　諸辞令渉書ニ関スル事項
一　文書編纂、及保管ニ関スル事項
一　県史編纂ニ関スル事項
一　年報、又ハ統計表等ニ関スル事項

「長野縣廳処務規程」第一章は文書取扱順序を規定し、「到達文書ハ文書課ニ於テ受領シ」（第一条）、「将来毎件ニ付其順末ニ目瞭然タル」よう「受付年月日及記号」を記し（第三条）、「各課ニ送致簿ヲ備置」いて常に文書の所在を明確にし（第五条）、「各課ニ受付シタル日ヨリ三日以内ニ処分案ヲ具ヘテ主務部長ニ出」すことし（第八条）、「処分案ハ一定ノ料紙ヲ用ヒ其起首ニ調理セントスル意見ヲ詳述」することし（第一〇条）、「文案ハ判任官以上之ヲ起草」し（第一一条）、「処分案ニ対シ彼是其所見ヲ異ニスルモ、付箋等ヲ以テ応答スルヲ得ズ、互ニ相面議商量即捺印」する（第一二条）ことなどとした。

「知事名及県名ヲ以テスル裁決済ノ文書ヲ受クルトキハ直ニ浄写校正シ文書課

長之ニ印シテ即日発送」し（第三条）、「其原書ハ主務課ニ返付」し「主務課ハ他日参照ノ為メ順次仮編綴」をする（第一五条）、とした。

これは従来の文書処理を基本に、受付から保存までの事務の簡素化と迅速化（第八条）を図り、かつ正確さ（第二条）を期したものと考えられる。

「長野縣廳処務規程」第三章は、「文書編纂保管」を規定する。

第二四条　凡文書ノ編纂ハ文書課ニ於テ之ヲナス、其保存ハ無期有期ニ二分シ、又有期ヲ三種トシ、一種ハ七年、二種ハ五年、三種ハ三年トス、但保存年期ハ事件結了ノ年ヨリ起算シ、各種毎件ノ区分ハ別ニ之ヲ定ム

第二五条　文書ノ内案ニ係ルモノハ、知事官房ニ於テ殊ニ之ヲ保管ス

第二六条　第一五条中各課ノ参照ニシテ、甲年ノ処分ニ係ルモノハ乙年中ニ毎件区分定ノ保存期限ヲ付記シ一ヶ年ニ括ト仮編綴ヲナシ、之ニ件名索引ヲ添付シ其年末文書課ニ送致スベシ、但出納ニ属スルモノハ会計年度ヲ以テ一括トスベシ

第二七条　文書課ニ於テハ各課ヨリ仮編綴ノ文書ヲ受クルトキハ、定例ノ保存期限ニ相当スルヤ否ヤヲ詳査シ無期保存ト記スヘシ、其有期ノモノト雖モ更ニ編綴シ仮装紙ニ何年ヨリ何年マテ保存ヲ明記スベシ

第二八条　文書ノ有期保存ニ係ルモノ其期限ヲ経過シタルトキハ、知事ノ決裁又ハ検印アルモノハ文書課長之ニ消印ヲ施シ、焼棄スヘキモノト破却反古紙ニ属シ妨ケナキモノトヲ査閲スベシ

これにより行政文書は初めて保存期限が設定され、期限経過後の公文書は焼却ないし破却反古紙化という廃棄の方法が明文化された。保存期限の種別は四種であるが別に定めるとした件名は、「長野縣廳処務規程」制定三日前の一〇月一二日に、文書課員樋畑正太郎により「簿書編纂及保存期限之件」として起案された。

樋畑は、一八七八年（明治一一）等外四等付属として任官し、一八八二年（明治一五）まで史誌編纂掛として國史・史誌編纂に携わった人物で、他課に転じた後この九月の改組で文書課勤務を命ぜられたばかりだった。[8]

「簿書編纂及保存期限之件」は、「従来簿書編纂之義ハ、事ノ他日ニ必要ナルト否トヲ分別セス、只其種類ニ依リ全テ編冊」してきたところであるが、「一年毎ニ簿冊ノ数ヲ増加シ、保管上不便」のみならず、「編綴ニモ無用ノ手数ヲ要スル状態である。ついては「簿書ノ保存期限ヲ定ノ、「他日ノ証古ニナラサル書類」は「其時々廃棄」すれば、文書整理上好都合である。よって、別紙「簿書編纂保存例案」を添付するが、各課の充分な意見と保存各種に分別すべき簿書名を取調べて回答されたいとするものである。これは文書課長名で、第一部・第二部各課長あてに照会された。「簿書編纂保存例案」は次のとおりである。[9]

第一条　簿書ヲ別テ無期有期ノ二類トシ、無期ハ一種トシ有期ヲ三種トス、有期ノ一種ハ七年、二種ハ五年、三種ハ三年ヲ以テ保存期限トナス

第二条　各種ヲ類別スル左ノゴトシ（表3）

第三条　無期ノ文書ハ一周年毎ニ類別索引ヲ附シテ編冊シ、有期ノ文書第一種二種ノ仮綴ヲ以テ編類索引ヲ附シ、第三種ハ索引ヲ要セス編綴一括トシ保存スルモノトス

第四条　簿書ノ保存期限ハ其事件完結シタル年ヨリ起算シ、主務課ニ於テ編纂ノ為メ文書課ニ回付スルハ一周年度（出納ニ属スルモノハ会計年度）分ヲ仮綴シタル翌年末ニ必ス引渡スヘキモノトス、但、無期文書有期第一種ノ文書ハ、主務課ニ於テ順次ニ分類索引ヲ附シ置クモノトス

「其種類ニ依リ全テ編冊」してきた記録文書に対し、「処務規程」は廃棄の考えを導入して、「他日参照ノ為」「他日ノ証古」を基準に四種の保存年限を定めた。理由は、「一年毎ニ簿冊ノ数ヲ増加シ、保管上不便」であり、「編綴ニモ無用ノ手数ヲ要スル」ことをあげている。

前者の状況は、「文庫ニ充塞シテ殆ント余地ナキニ至レリ」として、一八八六年（明治一九）三月に「簿書編纂及保存期限例」を定めた東京都や、一八八二年

に「倉庫内書類物品乱雑充満シ為ニ緊要ノ書類直慶スル弁地無之」として書庫整理を命じた群馬県と共通し、文書の増加への対策は、内閣制導入以前から多くの県の共通課題であったことがわかる。後者は、一八八三年に、法律規則等緊要書類と官省の遠・訓示および指令本書以外庶務課の編集から外した群馬県、同年に、瑣末文書と緊要文書と区別して編綴一年後に廃棄するとした札幌県などの伏況と通ずるものがある。[9]

したがって、本県の「処務規程」による保存年限導入は、早い方ではあるが全国一律の流れのなかにある。公文書の保存年限設定は、新聞が機密の案文趣旨に近い報道をしており、庁内外で話題になった。[10]

「処務規程」および「簿書編纂保存例草案」により、完結文書の処理過程は次のようになった。まず、主務課が件ごとに保存年限を付記して仮編綴し、この際無期と有期第一種・第二種には仮索引を付し、単位は一か年一括とするが無期と有期第一種は事件の順末を加え、翌年末に文書課へ引きわたす。文書課は、定例の保存年限に適合するかを精査し、無期の文書は年度毎に索引を付けて編冊し、有期第一種・第二種は必要であれば索引を付けて再編綴して表紙に保存経過年を記し、第三種は編類を主務課一括として保存する。

一〇月には早速、規程第一五条により、各課・署の仮編綴担当者を文書課に報告させた。従来の記録掛は前年度簿冊類の一括引き渡しを受け「編纂作業を行っていたので、記録掛段階の「編纂ニモ無用ノ手数ヲ要スル」の合理化といえる。

さて、「簿書編纂保存例草案」は、第一部・第二部各課長あてに各種に分別すべき簿書の回答を求めるものであったが、回答日は一一月二五日と課長が加筆している。目前の処務規程制定にあわせて急いだものと思われるが、各課・署の回答は史料を欠き不明である。一八九〇年（明治二三）六月制定の「長野縣文書編纂及保存規程」には、本規程により廃止されるべき訓令などには記載がないので、「簿書編纂保存例草案」は規程には至らなかったのかも知れない。

しかし一八九〇年（明治二三）一月の文書課の事務引継書には、「簿書編纂保存例草案」がそのまま綴られているので、[11]一八八六年から八九年の編綴作業及び保存年限の種別はこれに準拠して行われたものと推定され、保存期限の種別は具体的な文書名が分なく綱を示すものであるので、各課においては該当文書及び簿書の分別をし、最期に文書課が整理したと考えられる。

一八八七年（明治二〇）、文書課は明治四年から一九年までの各官省からの特達・内達・訓令・訓示と、これに対する通牒類編綴を省別・年度別に整理し、県からの伺に対する各官省指令は一八七一年（明治四）から一八八五年（明治一八）分を各課事務章程により仮索引を付して編綴した。[12]

一八八九年（明治二二）は、一八八七年度分の各官省からの特達・内達・訓令・訓示とこれに対する通牒類編綴を省別に整理し、県からの伺に対する指令本紙を各課事務章程により編綴した。編冊総数は五三七冊で、種別は無期保存二三五冊、有期第一種二六二冊、第二種七冊、第三種一四四冊であった。また一八七三年（明治六）から一八八〇年（明治一三）の庶務課中庶務に属するもの二五冊、一八七七年（明治一〇）から一八八〇年（明治一三）の戸籍に属するものを六五冊編纂して無期とした。[13]

文書課設置と「長野縣廳処務規程」制定により記録保存の業務は格段に充実したようである。一八九〇年（明治二三）一月の文書課引継書にそれをうかがうことができる。引継書は、冒頭に一八七九年（明治一二）からの第一部の沿革を記し、分掌に一八八七年（明治二〇）から職員進退・履歴簿・諸辞令弁書等に関する業務が加わったこと、現保管書目に議事課事務引継書・文書課事務引継調書が加わったことなどを述べて業務の現況を記している。

往復文書取扱手続の項には文書件名簿一九六冊の存在が、本県令達印刷配付方手続の項には県令印刷部数二九九部と各種の印刷物部数が記され、そのために活版器械二台と石版器械一台の所有がみえる。簿書保存及編纂手続の項では詳細な手順を記し、各課より交付を受けた一八八八年（明治二一）中結了の書類、置県以後一三年までの書類、旧筑摩県からの引継書類を、「編綴例則」に基づき類目編綴に着手中であるとし、統計に係る取扱手続の項では、内務省達により一

八八五年（明治一八）から始めたが、一八八三年（明治一六）以降四年分の編纂が終了したとし、別冊として置県以後八七年までの公文及書籍目録を一号～一〇号分引き続いでいると記している。

5　本廳処務規程と本廳文書編纂及保存規程

自由民権運動の高揚は、地方自治の端緒となった一八七八年（明治一一）からの新三法体制を動揺させ、何度かの修正を繰り返してきたが、一八八九年（明治二二）の憲法発布に前後して地方制度は全面的に改革された。

一八八八年（明治二一）四月、市制・町村制が公布され、市町村は公選制議会と条令・規則制定権等を有する自治団体とされた。しかし行政の主要な権限については内務省及び監督官庁が監督・裁可権を確保し、政府の事務を地方に分任させる官治的性格はより強められた。政府はまず分任の前提としてそれに耐えられる町村をつくるために大規模な合併を強行した。

長野県では、五月三日に施定された「町村制実施準備ノ件」により合併が進められ、一八八九年（明治二二）三月、八九一あった町村は三九一町村に再編成された。自治を担いうるとして据えおかれた町村は四七郡であったが、旧筑摩県が七〇郡であるのに対し旧長野県は三六郡に留まった。これは県ー郡の強制による合併であったが、その後の町村の基本的枠組みとなった。[10]

一八九〇年（明治二三）五月府県制・郡制が公布され、不完全ながら県・郡は自治体としての機能と組織を持つことになったものの、議会および新設された参事会に対する内務大臣・府県知事の監督権は強化された。翌年、郡制は多くの府県で施行されたものの府県制は未実施のなか、長野県は一八九一年（明治二四）七月一日ただ一県のみ新県制に踏みきった。

府県制公布が予想される一八九〇年（明治二三）四月、県は一八八六年（明治一九）制定の諸規程を改正し、「長野県廳処務規程」は、警察本部を分離して「本廳処務規程」に改められ組織は改組された。一八八六年の組織と大きく異なるのは各課に掛が置かれ、掛の分掌が明示されたことであるが、第一部のトップにあった議事課が庶務課の一掛となったことは留意される。[11]

文書課には、秘書・記録・往復の三掛が置かれた。記録掛の分掌は次のように定められた。

一　法律・命令・県令・告知・町村条例等編纂ニ関スル事項
一　文書類別編纂ニ関スル事項
一　県・郡・町村史編纂ニ関スル事項
一　公文・図書管守ニ関スル事項
一　廳中・郡役所条規及公布式掲示場ニ関スル事項
一　官報報告・報告例ニ関スル事項
第一ニ項は、官報や法令全書・類聚法規などの法典類が整備刊行されてきたとはいえ、編冊された公文書が依然として他日の参照のために重要であることを示している。

第三項の県・郡・町村史編纂業務は、一八八六年（明治一九）年の「処務規程」の文書課分掌で県史編纂とされていた業務が継承するものと思われる、文書の現用価値とは異なる将来への歴史価値の記録保存である。同様の事業であった一八七二年（明治五）の太政官達に始まる調史編輯、一八七四年（明治七）の達による地誌編纂事業双方の業務を遂行してきた庶務課の史誌編輯掛（旧務廳史編輯掛）は、一八八五年（明治一八）二月に「郡誌」「村誌」を国へ送付して廃止されていた。[12]

改めて文書課のあるいは記録掛の業務として、県史編纂さらには郡町村史編纂を企てた意図はどこにあったのであろうか。この時期は府県制導入、憲法制定と国政も転機であり、市制・町村制に続いて府県制・郡制公布と地方政治も一つの転機であり、過去の政治を未来に向かって捉え直す機会ではあった。

さて、「本廳処務規程」制定に先立つ一八九〇年（明治二三）三月、県は警察署と分署に対し「文書整理保存規程」を次のように定めた。[13]

第一条　文書ハ本則ニ因リ整理保存スベシ
但シ、高等警察ニ関スルモノハ此ノ限ニアラス
第二条　落着文書ハ第十五条ノ種目ニ従ヒ仮ニ編冊又ハ切断スヘシ

第三条　県令訓令告示達文其他成規例格トナルヘキ指示ハ、発付ノ順序及種目ニ従ヒ索引ヲ仮ニ編冊スヘシ

第六条　簿冊ハ第十五条ノ種目ニ従ヒ、翌年三月ヲ期シ前年分ヲ改級整理スヘシ

第八条　保存期限ハ簿冊整理ノ翌月ヨリ起算スヘシ

第九条　改級簿冊ノ編成ハ厚サ二寸ヲ程度トスヘシ

第一〇条　種目中保存年限同一ノ簿冊ニシテ、紙数少ナキモノハ、別合冊スルコトヲ得

第一一条　簿冊目録ハ保存年限ニ区別シ、編年記入スヘシ、但、保存満限ニ至リ処分シタルトキハ其月日記入シ、署長認印スヘシ

第一二条　簿冊表紙ニハ、永久又ハ何年保存ト朱記スヘシ

第一四条　即時切断ニ係ル文書ハ、其旨文書接受発送簿ニ記入スヘシ

第一五条　簿冊ノ種目及保存期限左ノ如シ

但、実験止ムヲ得サルモノハ稟請ノ上種目ヲ増加スルコトヲ得

第一項　永久保存

官報編冊、閣省局達通牒・訓令編冊、長野県令編冊、長野県訓令編冊、長野県告示編冊、長野県達文編冊、警察部長指示編冊（例規トナルモノ）、署長指示編冊（例規トナルモノ）、稟請・申請編冊（永久参考トナルモノ）

―以下略―（編冊と目録全五〇）

第二項　十年保存

巡査配置・異動録、盗難届編冊

―以下略―（全九編冊）

第三項　五年保存

監視一件書類編冊

―以下略―（全一四編冊）

第四項　三年保存

警部長指示編冊（例規トナルモノ）

―以下略―（全一一編冊）

第五項　一年保存

留置人及懲刑人名簿

―以下略―（全二六編冊）

第六項　即時切断

演劇・角力・観物・寄席興行ニ関スル書類

―以下略―（全二五編冊）

―以下略―

警察署および警察分署を分離し本庁に先立って「文書整理保存規程」を設けた理由はよく分からない。後述する「本廳文書編纂及保存規程」と比較すると、保存期限の種別は多岐であるが、永久保存（本庁は無期）、文書は近似し、文書保存の主旨が「例規トナルモノ」あるいは「永久参考トナルモノ」の現用価値にあることをよく示している。即時切断規定は本庁規程にはない。

一八九〇年（明治二三）六月、「長野縣文書編纂及保存規程」が、警察本部および収税部を除く庁中一般に訓令された。これにより、一八八二年（明治一五）の「書籍編冊管手続」と「編冊例則」、一八八三年の「書籍編冊閲覧手続」は廃止され、文書の処理と管理は一つの規程の下に置かれることになった。[8]

第一章　文書類別

第一条　本廳第一部第二部ノ文書ハ第一部文書課ニ於テ蒐集シ、類別ニヨリ之ヲ編纂保存スヘシ

第二条　文書ノ保存区別ヲ三種ニ分チ、第一種ハ無期、第二種ハ十ヶ年、第三種ハ三ヶ年トス

（以下 表3参照）

第一条は類別編纂を規定し、第五条にも「部目并種類」の記入の言葉が見えるが、部類目別の項ないしは表は見あたらない。おそらく課別と掛別ないしは分掌別編纂のことを指さしていると思われる。保存期限について一八八六年（明治一九）の「満冊編纂案」と比較してみると、無期保存は「其他準テ他日準拠考証トナルヘキ必要書類」がより具体化している。七年保存は、往復書類はじ

表3 「簿冊編纂保存例草案」と「長野県文書編纂及保存規定」

1886年（明治19）「簿冊編纂保存例草案」		1890年（明治23）「長野県文書編纂及保存規定」	
無期保存	法律命令 閣省達申 県令 訓令 告示 告示 顧問指令 本庁例規、 出納簿冊（緊要ノモノ） 県史稿概表ノ類 其他部テ他日準拠考証トナルヘキ必要書類	第一種（無期）	法令全書 閣省特達訓令申牒書及指令本書 本県布達県令訓令及告示内訓 本県地図及統計書 閣省進達諸表 諸台帳 書籍札等割印簿 金銭及物品ノ出納ニ関スル帳簿証書類 諸税及金銭等級出入清算帳 郡町村及郡役所町村役場廃設分合改称並境界地籍ニ関スル書類 公園水道名勝古跡等ニ関スル書類 行政区及学区等ニ関スル書類 建言書及重要ナル請願書類 県会ニ関スル書類、 常置委員路問書 地方税予算清算審 官民区別官地払ニ関スル書類 官吏及雇員進退賞罰ニ関スル書類並履歴 町村公共貯蓄ニ関スル書類 地方税財産ニ関スル書類 所属官署ヨリ職務上ニ対シ成例トナルヘキ伺指令 人民願ニ対スル要件ノ指令 奇特徳行者賞与ノ書類 著ナル事業施設ニ関スル書類 著ナル殖産興業ニ関スル書類 県治沿革盛衰ヲ見ルニ必要ナル書類 収受件名簿（文書課往復掛所用） 前各項ノ外将来参照ニ供スヘキ書類
有期保存第一種（7年）	願伺届（諸営業願等一時ニ限ルモノ）、各庁間ノ問答、添輪、往復件名簿、其他年月ヲ期シ若シクハ一時限リノ調査及処分ニ属スル書類及出納書類ニシテ簿記謄録済年度閉鎖期限経過シ検査済ニ属スルモノ	第二種（10年）	官報 閣省局課及院庁府県師団裁判所等往復書類 所属ノ官署ヨリ申請書及往復書類 一時限人民願ニ対スル指令 地方税不納処分等ニ関スル書類 救荒賑恤ニ関スル書類 道路橋梁其他公益上ニ関スル貸与書類 一年度限ニテ終了シタル土木事業等ノ受負請書類 一年度限ニテ終了シタル土木事業（著大ナルモノヲ除ク）等ノ目論見書類
有期保存第二種（5年）	件名簿、番号留、雑件留、受付書類、 領収簿、 請書（契約ノ性質ヲ有シ後年ノ証トナラザルモノ）、出張事項記載簿、諸台帳、目論見帳等、一時限リノ用ニ供スル書類		
有期保存第三種（3年）	諸統計ニ関スル材料、諸異動届、 諸開業届、印刷物原稿、出勤簿、 不参届ノ類其台帳等、記入済不用ニ属スルモノ、及諸表計算類ノ原簿ノ類、他日ノ用ニ供セサルモノ	第三種（3年）	物品購入ニ関スル会計帳簿 決算了リタル金銭物品ニ関スル書類 人民諸都届書及一時ノ諸書類 臨時諸雇用等ニ関スル書類 官報々告材料書類及官報々告原稿 諸統計及諸報告ニ関スル材料書類 県令告示訓令等番号帳 官吏身分ニ関スル願届書類 需要品購求ニ関スル書類 出勤簿 宿直簿

め「年度別繰期限経過シ検査済ニ属スルモノ」が具体化しているので、ほぼ一〇年保存の類に移行したといえる。五年保存は書き留・出勤簿・目論見帳の類が三年保存に移行し、三年保存はほぼ横滑りなので、二〇年から二二年の「簿書編纂保存例草案」による編纂経験から、二年刻みの曖昧な位置にあり、かつ数の少ない五年保存を廃し、中間年限の七年保存を一〇年保存に繰り上げたものと考えられる。

第二章「文書編纂」は次のように規定する。

第五条　各課ニ於テ文書施行ノ後、其完結シタルモノハ、其主任ニ於テ種類ヲ区別シ、其文書ニ記入（部目並種類）捺印シ、課長ノ検査ヲ経テ、直チニ其課ノ編纂主任ニ交付スヘシ編纂主任ハ主任ヨリ交付セル文書ヲ調査シ、若シ不完全ノモノアルトキハ、其主任ニ就テ完備ヲ求ムヘシ

第六条　各課ニ於テ各種ノ文書ヲ便宜之ヲ仮綴シ、翌年一月中（会計年度ニ属スルモノハ七月中、課長ノ検閲ヲ経テ、第一部文書課ニ交付スヘシ

第七条　各課ニ於テ法律命令其他ノ書類帳簿等、特ニ其課ニ常備スルモノアルトキハ、文書課長ニ協議シ、第一部長ノ承認ヲ受クヘシ

第八条　文書課ニ於テ第六条ノ文書交付ヲ受ケタルトキ、其整理シアルヤ否ヤヲ調査シ、若シ不完備ノ者アルトキハ、編纂主任ニ就キ完備ヲ求メ、又ハ記入（部目並種類）ノ慮ニ対シテ意見アルトキハ、文書課長主務課長ト協議シテヲヲ変更スルコトアルヘシ

第九条　文書課ニ於テ文書ヲ編纂スルニハ、第一種（無期保存）ノ文書ハ歴年度、会計年度ヲ区分シ、施行ノ日ヲ逐テ別紙第一号雛形ノ索引ヲ付シテ編纂スヘシ

第一種（十か年）ノ文書ハ、別紙第二号雛形ノ索引ヲ付シ、第三種（三か年）ノ文書ハ、索引を付セス

第一種第二種ノ文書ハ毎一周年分ヲ合シ、別ニ第三号雛形ノ索引ヲ調製シ、主務課ニ配置簿冊検索ニ便ナラシムヘシ

第一〇条　文書ノ編冊ハ其厚サ大約二寸迄トス（諸般ノ類ハ適宜トス）、其文書又紙数ニ依リ合冊、或ハ合冊以下之ヲ分ツハ便宜ニ従フヘシ

第一二条　保存ノ文書ハ原本ヲ以テス、別段ノ文書ニテ謄本ヲ要スルモノハ文書課ニ於テ謄本ヲ作リ、之ヲ普通文書中ニ収メ、原本ハ特ニ保存スヘシ

簿冊の厚さ約二寸までとする条項と部目別と種類別編纂などを除けば、「編纂例則」を骨子に「簿書編纂保存例草案」の提案をも加えて原本保存の原則を明示し、組織的に整備充実を図った条規といえよう。

第三章「文書保管」は次のように規定する。

第一二条　保存ノ文書ヲ各課ニ於テ借覧ヲ要スルトキハ、文書課ニ於テハ別紙第四号雛形ノ証書ヲ徴シテ貸与スヘシ

但、其期限ハ七日（市住連ノ類ハ一日限）トス、其以上ニ及フトキハ、期日毎ニ課長ノ検印アル証書ニ改メシムヘシ、

各課員ヨリ閲覧ノ要求アルトキハ之ニ応シ、妥ヒニ取出スコトヲ許サス

第一三条　都町村吏員ヨリ、参照ノ簿書図面等閲覧又ハ謄写センコトヲ申出タルトキ、之ニ応スヘシト雖モ、廉外ニ携帯ヲ許サス

第一四条　書籍ノ類ハ私借ヲ許サス、但公務参照ノ為メ借用シテ廉外ヘ携帯ヲ要スルコアルトキハ、其事由ヲ明記シ文書課長ニ計リ第一部長ノ承認ヲ受クヘシ

第一五条　前条ノ場合ニハ、文書課ニ於テ別紙第五号雛形ノ帳簿ニ其書目ヲ登記シ、借用者ノ記名捺印ヲ徴シテ、課長ノ検印ヲ受ケタル貸与シ、返納ノ時ハ其年月日ヲ記入シテ主任ニ捺印スヘシ

第一六条　廃棄スヘキ文書ハ歳断シテ之ヲ会計課ニ交付シ、会計課ニテハ之カ処分ヲ為スヘシ

第一七条　廃棄シタル文書簿冊ノ目録ニハ、之ヲ記入（何年何月何日廃棄処分済）シテ、文書課長之ニ捺印スヘシ

第一八条　文書課長ニ於テ、毎年編纂ヲ了シタル其簿冊目録ヲ作リ、翌年一月十日限開申スヘシ

第一九条　文書課ニ於テ毎年文書簿冊ノ調査ヲ為スヘシ、此場合ニ於テハ閲覧期限内ト雖モ返納セシムルコトアルヘシ

第二〇条　文書課長ニ於テハ文庫ノ開閉ヲ慎ミ、其管鑰ハ文書課長ニ於テ保管スヘシ

第二二条　文庫内ニ在テ、喫烟一切ノ火気ヲ使用スルヲ許サス

借覧はより厳正に規定された（第二二・二四・二五条）。郡町村吏の閲覧条項（第二三条）は、郡制・町村制により閲覧機会が増えた反映かもしれない。焼却・反故紙化の廃棄は裁断にあらため（第二六条）、廃棄の記録を明確に残す（第二七条）事が明示された。第二八・二九・二二条は条規としては初出だが慣行されていた事と考えられる。第二二条に関連しては、五月に長野町出火の節は、「各自負担ノ文書帳簿物品等ノ搬出及文庫防火ノ用意ヲナスヘシ、但急遽ノ場合ニ適宜ノ場所ニ搬出スヘシ」と、長野町出火ノ節宿直及懸員心得」が達せられている。[5]

長野県の文書管理保存制度は、一八九〇年（明治二三）の「本廳文書編纂及保存規程」と「文書整理保存規程」をもってほぼ形を整えたと考えられる。

おわりに

一八七一年（明治四）の置県から一八九〇年（明治二三）の府県制・郡制の実施まで、長野県の文書に関わる諸制度は、政府の地方行政の制度改変にほぼ対応しつつ整えられてきたといえる。一貫しているのは、達や告・指令など法効力を持つものの保存はもちろん、「他日ノ参照ノタメ」あるいは「例規トナル」ことを第一義に、保存と管理、閲覧の便が図られてきたことである。その過程を要約すると次のようになる。

(1) 置県以来、官省の達・布告や成規の文書を中心に、閲覧参照が現在かつ将来も可能なように制度の模索がなされたが、一八八〇年（明治一三）になって、記録掛が県庁内の全公文書を目録により把握する「文書目録編成手続」が規定された。

(2) 記録係が諸公文そのものを一冊編纂することとした一八八二年（明治一五）の「編纂例則」は、公文書の保存と管理の画期をなし、一八八三年（明治一六）の「書籍簿冊借覧手続」の制定や「官報類纂引」の編纂に繋がった。一八八二・一八八三年の諸規程と公文編冊編纂作業は、本県の文書保存の基礎を据えたと考えられる。

(3) この基礎の上に一八八六年（明治一九）の「長野県庁処務規程」が制定され、次の画期を成した。これにより文書管理の主管を明文化した文書課が設置され、全国的にも早い段階で文書の保存期限が設定された。

(4) 一八九〇年（明治二三）の「本庁処務規程」と「文書整理保存規程」により県の文書処理制度はほぼ確立した。同年一〇月の「地方官官制」改正は、知事官房を置き、内務部・警察部他三署で府県事務を分掌することを規定した。文書に関することは官房の事務とされ、県は一一月に機構を改組して知事官房に秘書掛と文書掛を置いた。以後機構改組があっても文書掛が官房に属することは変わらない。公文書の処理と管理保存は新たな段階に入ったといえる。

注

1 本県は、関東近県では東京・埼玉と並んで戦前の行政文書を大量に保有しているとされる。

2 歴史館の戦前行政文書の目録分類はこれをそのまま踏襲している。

3 上条宏之「府県庁文書」（『日本近代思想大系』一五 官僚の光と影）岩波書店、一九九〇年。

4 梅原康嗣「明治期長野県における文書管理の変遷」（当館学芸研究会資料、二〇〇四年六月二八日。

5 田玉恵理「長野県行政文書の管理と保存」（当館学芸研究会資料、二〇〇四年五月二六日。

6 『太政官沿革志』八。
7 『法令全書』。
8 注6に同じ。
9 渡邊忠子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」（『記録と史料』の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九八年）。
10 注6に同じ。
11 埼玉県では六月に内務省に送致している（大村進「埼玉県立文書館」『日本古文書学講座』近代編Ⅱ、一九七七年）。
12 この違は、太政官制から内閣制への移行に伴って明治一九年に廃止されるが、内務省への自録提出は徹底しなかった。長野県の行政文書では二〇年提出の綴冊のみ記録が残されている。
13 『長野県庁政文書』（『國史編纂材料六冊ノ二　明治十年』〈請求番号　明10・A・13・3〉）。
14 『長野県市町村合併誌』（長野県総務部地方課、一九六五年）。
15 注14に同じ。
16 注13に同じ。『県治条例』に基づき四課制が敷かれた時期を、『長野県の行政組織―明治・大正及び昭和前期（昭和二二年五月まで）』（長野県総務部文書学事務）は、四年二二月とする。
17 注13に同じ。
18 川田純之「明治前期の新木県庁文書とその保存」（『新木県立文書館研究紀要』第二号、一九九八年）。
19 『長野県政史』第一巻（長野県、一九七一年）。
20 『長野県史料』一四（国立公文書館内閣文庫）。
21 注20に同じ。
22 注20に同じ。
23 注13に同じ。
24 長野県庁政文書「百官履歴表（明治九年調べ旧筑摩県分）　明治九年」（明9・A・14・2）、特別閲覧。
25 『信濃毎日新聞』明治九年六月一〇日。
26 『長野県の行政組織　明治・大正時代および昭和前期』（長野県総務部文書学事務、一九八五年）。
27 筑摩県から長野県への事務引継ぎは八月二九日に完了したとされる（前掲注14『長野県町村合併誌』）。しかし、引継ぎ登録の中には一〇月の日付のものも多く、各課の書類・目録も一度に揃ったものではない事がわかる。熊谷県の分割統合の事例では、引継ぎの最終事務は一か月以上かかっている（芳賀登・明子『府県統合と文書移管』『文書館紀要』第一七号、二〇〇四年）。
28 長野県庁政文書「長官巡視ノ節郡長ト申書類　明治十三年」（明13・A・4・1）。
29 長野県庁政文書「職務掛　各課書記役所ヘ達之部　明治十四年」（明14・A・4）。
30 長野県庁政文書「庶務之部　明治十五年」（明15・A・6・1）。
31 長野県庁政文書「共武政表之部写子生之部雑件　明治十五年」（明15・A・11）。
32 長野県庁政文書「履歴　判任以上郡吏員ニ至ル轉免死亡之部　明治十九年」（明19・E・3）。
33 長野県庁政文書「記録雑件　明治十六年」（明16・A・6）。
34 注33に同じ。
35 明治一五年の規定で、管内への布達は対象の違いにより甲から已号まで六種類に分けられた。甲号は管内一般、乙号は各郡役所・戸長役場、丙号は一役所・一役場、丁号は会社・銀行・鉱業宣告掲示、戊号と已号は個人である。日誌が掲載するのは丙号布達までである。
36 明治一六年度に七号を刊行したことまでは判明するが、その後は史料を欠き不明である（長野県庁政文書「日誌の部　明治十六年」（明16・A・7））。
37 会計年度制は明治二年（一八六九）から採用された。初期は一〇月一日年頭とした が、明治六年に暦年に変更、八年からは七月一日に、明治一九年（一八八六）からは四月一日を年頭とするようになった。
38 長野県庁政文書「記録雑件　明治十七年」（明17・A・18）。
39 長野県庁政文書「記録雑件　明治十八年」（明18・B・12）。
40 注33に同じ。
41 注38に同じ。
42 注38に同じ。
43 注39に同じ。
44 「信濃毎日新聞」一八八六年（明治一九）二月一九日。行政文書「履歴　判任以下郡吏屬ニ至ル転免死亡之部　明治十九年」（明19・1E・3）。

45 水野保「明治期地方官における文書管理制度の成立」（『記録資料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年）。

46 注26に同じ。

47 長野県行政文書「長野県第一部事務引継書　全　明治二三年」（明23・2A・1）。

48 行政文書一「履歴　副任以下郡吏員ニ至ル転免死亡之部　明治十九年」（明19・1E・3）、特別閲覧。

49 長野県行政文書「文書課　文書雑件　明治十九年」（明19・1B・3）。

50 注45に同じ。

51 「信濃毎日新聞」一八八六年（明治一九）一〇月一七日。

52 長野県行政文書「長野県第一部事務引継書　全　明治二十三年」（明23・2A・1）

53 長野県行政文書「明治廿年政表　第一部文書課　明治二十年」（明20・1・1）。

54 長野県行政文書「政表　第一部文書課　明治二十二年」（明22・2B・3）。

55 注52に同じ。

56 注14に同じ。

57 注26に同じ。

58 「明治廿三年　達文　全」『県報』（明23・6）。

59 長野県行政文書「記録掛雑件　明治十八年」（明18・B・12）。

60 注58に同じ。

61 「自明治廿三年一月至十二月　訓令　内務部第二」『県報』（明23・8）。

62 長野県行政文書「達中達原議之部　明治廿四年」（明24・1・4）。

63 長野県行政文書「令達原議及制例・懲戒処分　明治三十六年」（明36・1・3）。

本稿は平成一六年度独立行政法人国立公文書館専門職員養成課程の修了論文を改稿し修正を加えたものである。

研究報告

丸山晩霞にみる「崇高」と「壮美」
――明治末期における二つの翻訳語の問題――

岸田恵理

はじめに

丸山晩霞（一八六七―一九四二）は、現在の長野県東御市に生まれた。明治末期の水彩画隆盛を担った中心人物のひとりとして知られているが、一九〇七年（明治四〇）に開催された第一回文部省美術展覧会（以下文展）に「白馬の神苑」（写真1）という険しい山岳画を出展している。当時の文展の洋画部では、山岳を描いても穏やかな自然風景に仕立てるのが慣例ともいえ、本作のような山頂の厳しい自然環境を臨場感高く描写した本格的な山岳画は、めずらしかった。[1] 筆者は以前、この新しい画題の誕生の背景に、外来語である英語・仏語のsublime あるいはドイツ語のerhaben の訳語として誕生した「崇高」という翻訳語があることを論じた。[2] 幕末から明治にかけて、日本の近代化に寄与したいわゆる「お雇い外国人」らは、信仰と関係なく純粋に登山という行為を楽しむアルピニズムを広めたが、「崇高」という言葉は、そのような登山によって見ることが可能となった、山岳や山頂の光景から得た感動の受け皿になったのである。

先の小論で示した辞書の訳では、一九〇四年（明治三七）に出版された「漢語辞彙」[3]に「壮美」の意味として、「美学上の用語、崇高美、sublime のことにして、優美（beauty）に対する語」とあった。また、一九一二年（明治四五）に出された「哲学字彙英独仏和」[4]でも、Sublime（Ger. Erhaben; Fr. sublime）の訳語として「荘厳、宏壮、高大、壮大、崇高、壮美、厳麗」が記されていたことから、当時「崇高」と「壮美」は同義語であったことが推し量られ、晩霞においても「崇高」と「壮美」の意味はほぼ重なるものとして論じた。

しかし、厳密な意味では、晩霞はこの二つの語を使いわけている。なぜだろうか。理由の一つとしては、sublime erhaben[5]という、言葉は異なるが一つの概念の訳語として「崇高」と「壮美」の二つの語が用いられたという事実があげられる。美学上用いられる一つの概念の人物が二つできたわけである。そのことによって、sublime erhaben を対象として考案された漢語の適用である「崇高」と「壮美」という言葉がそれぞれ自律し、意味を増殖していく可能性が生まれたのである。これは、それまでになかった概念を翻訳して、従来の言語体系に組みいれる際の困難な作業の結果である。言いかえれば、柳父章が『翻訳の思想』[6]で

写真1　丸山晩霞（白馬の神苑）

論じたような、一語に込められた意味のずれ、翻訳語の問題である。また、二つめの理由としては、晩霞という画家個人の気質、日本有数の山岳がそびえる長野県出身という背景の反映をあげることができるだろう。幼少の頃からの山岳への親しみが[3]、山に対するより微妙で深い分析を可能にしたのである。

そこで本論では、まず、当時の外来語として今日言うところの「崇高」という語の流通の概略を示した後、晩霞における「崇高」の使用法を概観し、次に、彼の「壮美」という言葉の使い方を取り上げて、その意味合いの違いを分析する。そして最後に主に晩霞が生きた時代に芸術界の思想の主流となり、晩霞も影響を受けたと考えられるイギリスの評論家ラスキン（一八一九～一九〇〇）の崇高論と晩霞の崇高美に関する考え方の相違を木村熊二、島崎藤村といった信州ゆかりのキリスト教徒とのかかわりという視点をおりまぜつつ明らかにし、晩霞が「崇高」と「壮美」の二つの語を使い分けた状況を明らかにしたい。

一　外来語としての「崇高」の意味の概略

辞書に登場するsublime, erhaben の訳語の展開は、別稿で紹介したので[4]、ここでは明治時代にsublime「崇高」という概念がどのようにわが国に導入されていったかを概観する。まず、西周が訳して一八七八年（明治一一）に文部省が刊行したジョセフ・ヘヴンの心理学の中で、サブライムは「高妙」と訳され、ビューティフルの訳語である美妙とともに醜に相対するものとして位置づけられている[5]。また、一八七七年（明治一〇）から一八八〇年（明治一三）にかけて出版されたチェンバーの百科全書の美学関係の一分冊として一八七九年（明治一二）に菊池大麓が翻訳した『修辞及華文』（Rhetorik and Belles Lettres）の中では、文体の品格を示す分類項の一つとしてsublimeが登場し、このときには跌宕という訳語が付された[6]。一八九〇年（明治二三）には森鷗外が『しがらみ草紙』の中で、Das Erhabene を「高といふ美」と訳し、自分より大きく強いことと定義し、英雄豪傑にたとえて、美の範疇の一部としている。その後鷗外は、大村西崖とともに雑誌『めさまし草』に一八九六年（明治二九）に掲載した「印度審美説」では「崇高の美と人を圧すべきものなり。雷電風雨の如きは善にも属せず、悪にも属せず。」と述べ、また、崇高の美を感じさせる人は、道徳的本能をもち、その欲するままに行動する人物であるとも言っている。ここで、崇高の美は、自然現象と人格によんでいる。そして崇高は、美の一種として扱われていることがわかる。また鷗外は、一八九七年（明治三〇）から一八九八年（明治三一）六月まで、東京美術学校で美学と西洋美術の講義をしているが、その中で美を「崇高」と「優美」に区分している[7]。この分類は、鷗外と村西崖がエドゥアルド・フォン・ハルトマンの『美の哲学』（Philosophie des Schönen）を編訳し、一八九九年（明治三二）に刊行した『審美綱領』にも登場している。同書ではまた、崇高を個物と個物の交渉によっておこる感情を基準として内的に分析し「類として崇高なるものは、植物の大木ある、動物の猛獣あるが如し。毒牙あるものの如きは怖るべしといへども崇高ならず。人類には相貌の崇高と性格の崇高あり」[8]といい、植物、動物、人の容貌と性格に「崇高」を認めている。また、「崇高の度はよく他を折伏する力生ず。人智の崇高、自然力の上に在るはこれが為なり」とし、自然よりも人間の人格智力の有する崇高さの方を優位においている。

ラスキンの崇高の解釈については後に述べるが、思想家が解釈し紹介した明治時代の崇高は、美の範疇に入るものであり、美妙や優美と対置され、自然や動物の巨大さ、力強さ、人格の高さについて語られていることがわかる。

二　丸山晩霞における「崇高」

明治末において、「崇高」、「壮美」、「崇美」といった形容を山岳、雪や夕陽などの自然現象に感動して用いる例は、ひとり晩霞のみならず、山岳登山家の小島烏水や漫学者で紀行家の久保天随、また、自然風景をよく描いた大下藤次郎などの文章にも散見される[9]。そして、晩霞もその著者において、少なからぬ頁をさいて「崇高」「壮美」に言及し論じた。当時彼は水彩画界を代表する指導者でもあり、後進を指導する意味でも多くの文章を『みづゑ』や『美術新報』、『アトリエ』、『中央美術』、『文章世界』といった雑誌に掲載した。また、一九〇七年（明治四〇）

には『水彩画法　女性と趣味』、一九一四年（大正三）には『水彩新天地』など数冊の自著も残している。晩霞は作画だけでなく、これらの執筆活動によって自己の制作の方針や考え方を探究していったものと考えられる。

それでは実際に晩霞が「崇高」をどのように用いていたか概観する。彼は、第一回文展開催の約三か月前に出版した『水彩画法　女性と趣味』[15]の中で次のように書いている。

山には平地に見る事の出来ない森林や岩石があって、そこには丈短き花の咲けるものもあり、めづらしき鳥の声を聞けば、人間界を脱して神の境にあるかの如く感ずるので、崇高敬畏の念は自ら起るのである。古来何れの高山も、神を祭つて福徳を祈るが、高山等の頂嶺は、たしかに神の存在を認められるのであるから、高尚なる思想を養成する事が出来る。

つまり、山岳には平地にはない森林や岩石があり、高山植物が咲き、聞きなれない鳥の声が聞こえ、そのことが「神の境」、言いかえれば、神的な雰囲気を作りだし、そのためにおのずと「崇高敬畏の念」を引きおこすということである。晩霞は山で、平地には見られない森林や岩石、高山植物を見、聞いたこともない鳥の声を耳にした。その体験を「神」、（ここでは、高山に祭られたというところから、神道の「神」であることがわかる）すなわち、宗教と結びつけている。この点には岳信仰の名残がみられると言える。奥深い山中で、全く経験したことのない出来事に遭遇した結果、人知を超えたものとしての「神」と、そこで見知った新しいものや新鮮な出来事を結びつけたことは、一つの必然ともいえるかもしれない。

しかしいっぽうで彼は同書の二一九頁では、花を、「花冠」、「花弁」、「花蘂」、「花粉」などと細かく分類して説明している。このことは晩霞が精緻な観察眼をもち、対象を細部にわたって分析する科学的実証主義、西欧の写実の精神も有していることを物がたっている。そのような晩霞も、それまでの経験を超える体験を山中でしたときには、何か宗教心を呼び起こされていることが興味深い。ここに、西洋文化の写実精神、実証主義と、日本古来の自然観の共存がみられる。

さらに「崇高敬畏」という表記に注目すると、なぜ晩霞は「崇高」とだけいわなかったかという疑問もわく。端的にこの問いに答えるならば、「崇高」という言葉では「敬畏」、つまり、恐れを含む敬意の意味が足りないと思ったからであろう。晩霞の内面では、「崇高」とは、何か未知のものとの遭遇からくる「神」をも思わせる圧倒的な驚きのようなものといえる。

晩霞は、一九一四年（大正三）に出版した著書『水彩新天地』の中では、「崇高」を次のように用いた。[17]

世人の高山植物に注意を払うようになったのは数年前からの事である。私は花の真美は高山植物に極まるとすると信じて居るが、其の極美なりと感ずる所以は之れが色彩や花の大きいと云ふのみでない、高山の人に興ふる感じ、即ち人寰を絶した崇高清浄の感じが加はって、著しく高潔に見えるからであらうと思ふ。

晩霞は高山植物を好むが[18]、ここでは高山に対して人間界をはるかに超えた「崇高清浄」の感じをいだいている。ここでも彼は、「崇高」だけでは言い足りず、「清浄」を加えている。晩霞はこの場合「崇高」に「はるかに超越した」というような意味を見い出したと言えよう。しかし彼にとって高山は、単に超越的な存在というだけでなく、清らかな場所であり、言い方を変えれば晩霞の場合、「崇高」には清浄感が含まれないということになる。

さらに、「崇高敬畏の念」と「崇高清浄の感」という一連の語句に注目すると、敬畏を「念」とし、清浄を「感」としていることがわかる。このことから、晩霞は、敬畏はより観念的に、清浄はより感覚的にとらえていることがわかる。また、この二例から晩霞は「崇高」を山岳、それも高山に結び付けていることが判明する。彼はその著作において、写生旅行の経験談や自然風景のすばらしさ、絵画についてなどを論じているが、筆者が管見するところでは、「崇高」は山岳について用いていることが多い。同じく一九一四年（大正三）に発行された『文章世界』第九巻第九号の中では、登山の最中に雷雨にあったり、霧や霧の変幻自在な動き

を目のあたりにしたとき、「神秘とか、崇高とか、若くは神々しさとか、さう云ふ偉大な感動が胸を突いて出て来て、自分通をして無意識に画筆を執らせる程の強い印象を受けさせる」と言いた。ここでわかることは、晩霞は、「崇高」という言葉を「神秘」「神々しさ」の類義語として扱っていることである。つまり、何か分析も説かない超越的なものとしての「神」につながる「偉大な感動」、言いかえれば、大きな心の変動を「崇高」ととらえていることがわかる。

晩霞はまた、欧米の廻遊の長い寺院に入ったときに「崇高の念」に打たれるとも言っている。[10] ステンドグラスからもれてくる陽光は「神の眼」のようで、神の存在を思い起させたともいう。それは深山幽谷で感じたものと少しも違わなかったという。ここで晩霞のいう神とは、神道のものでもキリスト教の神でもない、超越的な存在ということであろう。彼は、神学博士号をもつ木村鷹二が塾長をつとめる小諸義塾で一九〇二年（明治三五）から一九〇五年（明治三八）まで図画を教えており、そのときキリスト教に親しんだと考えられる。[11]

さらに晩霞は、『水彩画法　女性と趣味』を執筆する以前、一八九九年（明治三二）から一九〇一年（明治三四）まで欧米を旅しており、この渡欧の際に西欧の寺院を訪ねたものと考えられる。また、内弟子だった小山周次によれば、晩霞は一八九七年（明治三〇）に福津定津院（東御市）で参禅して、高部祖道師から「晩霞天秀」の居士号を受けており、後年彼は仏画も描いていることから、厚い仏教徒であったことがわかる。仏神を信じ、自然信仰にもつながる自然観をもちつつ、キリスト教の神にも違和感を感じず、感銘を受ける晩霞のあり方は、急速に西欧の文化を受容し、古来の日本文化と折り合いをつけていった明治という時代を体現しているようでもある。晩霞にとって「崇高」とは、宗教的な超越者につながるような圧倒的な感動であった。

いっぽう彼は「壮美」をどのように用いているのだろうか。

三　丸山晩霞における「壮美」

晩霞は、『水彩画法　女性と趣味』の九三頁で次のようにいっている。

> 直曲両線美の性質を一と口に区別すれば、直線美を壮美といひ、曲線美を優美といふのである。直線美は男性的で曲線美は女性的である。
>
> 「壮美」を男性的、「優美」を女性的と定義していることは、エドマント・バークの崇高論との親近性がうかがえるが、晩霞の著作には、概観するかぎりバークの名前は登場せず、何の影響をうけたのか明らかにすることはできない。しかし、直線の美しさを「壮美」と呼び、男性的と定義し、曲線の美しさを女性的として「優美」と呼び、この二つを対比している点については、「敬畏」、「清浄」というような観念的で抽象度の高い概念と組合わされた「崇高」に比べると、「壮美」をより現実的かつ感覚的に認識していると指摘できる。「壮美」を晩霞は、「優美」と対照的に用いており、この点は、「崇高」と「優美」を対比する鵜外の態度と一致する。つまり、晩霞も「壮美」を「崇高」と違ったある概念として見なしていると推察される。
>
> さて、壮美な直線美の例をみていくと、まず『水彩画法　女性と趣味』の中では、[12] 杉、檜などの森林、火山岩の絶巓、竹林、水が轟音をたてて垂直に落下する日光の華厳の滝、砂漠に立つピラミッドやスフィンクスをあげている。季節についても例をあげ、晩秋から冬にかけて稈枯れした草が倒れ、強い草のみ葉を落として立っている姿や、枯尾花のようなもの、葉を落とした枯木、刈り入れが済んだ冬の田畑、草木が枯れ落ちた山の裾野を直線美、壮美としている。これらのものから霧者は、勇壮、威厳といったものを感じる。
>
> いっぽう、優美な曲線美の例としては、霧のように細かく飛び散って斜面を落ちる滝をあげ、美という「讃詞」を発する以外感動のあらわしようがないと言っている。晩霞にとって、優美な季節の魅力としては、花をつける春の樹木、初夏の若葉、盛夏の濃い緑のみずみずしい木木、秋の紅葉などであった。これらのものからは、穏やかで和らぎに満ちた魅力を感じる。
>
> また晩霞は、絵画についても直線美を感じさせるものとして、雪舟、ピュビス・ド・シャバンヌ、ベックリンをあげ、賞賛している。[13] 自然物、建築物に限らず、純粋な芸術作品についても直線美、すなわち、「壮美」を感じるとしていること

は、後に言及するが、ラスキンの思想との関連が見られ、特筆される。

壮美の例も優美の例もいずれも具体的で即物的であり、感覚に直接訴えかける性質が取りあげられていることがわかる。晩霞は、一九一四年（大三）に出版した『水彩新天地』の中でも直線と曲線を対照し、壮美と優美の例をあげている。

壮美の例としては、スイスのアルプス連山の剣のようにとがった山頂や、玄武岩の断崖や幾削な絶壁、また、日本アルプスの雪や雨に浸食され、鋸の歯のようにギザギザになった尖峯をあげている。さらに注目されるのは、暮靄や闇が静かに水辺に生息する様子を「壮にして美くし」[9]と言っている点である。このことから晩霞は、「壮美」を用いる場合、その背後にあるsublime あるいはerhaben の意味も認識しつつ、文字通り漢語としての意味も付加していると考えられる。

「壮美」は、「大漢和辞典」によれば、もともと「雄大で麗しい」という意味の漢語であり、初めは中国の詩経の大雅篇に登場している[10]。それが美学用語として用いられたのであった。一方「崇高」は、同辞典によれば本来、「たっとくたかい。けだかい」という意味で、中国の易経に見られる[11]。通常花の美しさは、優美に分類されていたが、これらの花が水辺に静かに咲いている様子は、晩霞にとっては壮美の対象となっている。また、この様子と同様の壮美の例として、静かな湖水、凪いだ海、大陸の平原、砂漠をあげている。

さらに、ゴシック建築で円柱の林立した寺院に入ると「壮美森厳の気」に打たれ[12]、伊勢の大廟をはじめとして、杉の老木が林立する中に直線の結合によって造形された神社からは「森厳壮美の感」[13]を与えられるという。色彩についても、赤、白、濃い紺色、紫、黒などを、「烈しき熱色」、「烈しき寒色」[14]と呼んで、この二つが直線の引き起こすのと同様の感じをあらわすとしている。いっぽう、優美をあらわす曲線美の最も優れたものは人体であるという。そして色彩では、淡い黄色、淡い青色、淡い紫など、中間色をあげている。

晩霞は、「直線美の客人に与ふる感情は、剛壮、神秘、幽遠、雄大、荘厳、偉大、荒涼、等である」といっている。つまり彼にとって、「壮美」は、人にこれらの「感情」、すなわち、感覚的な刺激を感じさせる特質である。『水彩新天地』の中で晩霞はいう。

（スイスのアルプス連山の山頂を・筆者注）仰げば壮美の感に打たれ、何とも知れぬ崇高の念が起って来る[15]

この箇所からはっきりと、晩霞の場合、「壮美」という感覚的な刺激があった結果として、より精神的に深い「崇高」という境地にいたることが判明する。また、山岳登山の感動や体験をいいあらわすときには、「崇高」を用い、机上での直線美と曲線美の比較など、より客観的な分析を試みるときに「壮美」を使用していた。このような「崇高」と「壮美」の使い分けは、当時一般的であったとはいえず、ひとり晩霞の例しか今のところあげることはできないが、明治末から大正時代にかけての崇高美の解釈の一つのあらわれということはできる。

さて、このような晩霞の崇高観はどのようにしてはぐくまれたのであろうか。最後に、彼が若い時に島崎藤村を通して学んだラスキンの『近代画家論』の中のsublime、「崇高」についての記述を概観し、晩霞のそれと比較する。以下では、「崇高」も「壮美」もsublime の訳語とみなし、両者の意味のちがいは取りあげない。

四　ラスキンの『近代画家論』に見る「崇高」

ラスキンについては、明治中期から大正初期にかけて、徳富蘇峰や北村透谷、坪内逍遥などをはじめとする多くの学者や文学者が言及し、『早稲田文学』、『美術新報』などの雑誌にも紹介され、彼の未だ主題に優劣をつけるロマン主義の影響を出ない自然主義の思想は、当時の日本文化に少なからぬ影響を与えていた。島崎藤村（一八七二―一九四三）は、一八九九年（明治三二）二七歳のとき信州の小諸義塾に英語と国語の教師として赴任する際、ラスキンの『近代画家論』を持参した[16]。藤村は、信州に移り住んで、名もない自然に学ぼうとする考え自体もラスキンの思想の影響であると語っている。藤村と共に小諸義塾で教鞭をとった、水彩画家三宅克己（一八七四―一九五四）の著作『思い出つるまゝ』によれば、克己は、その京時代から晩霞と親しくしており、晩霞の勧めで小諸町に国を構え、共に水彩画の研究に打ちこんだ。藤村とは、明治学院の同窓であり、小諸義塾の

塾頭であった牧師木村熊二にも知己があって、馬場裏の藤村宅をよく訪れていた。そして藤村から依頼され、病気になった小諸義塾の図画教師の代わりに、週二回、図画を同塾で教えることになったのである。

藤村と克己は、『近代画家論』をもとに語りあい、藤村は、画家に有益な部分の講義をおこなったりしていた。[5] 藤村は、克己の紹介で晩霞のことを知る。信州の冬の寒さの厳しさと、晩霞の渡航からくる寂寥感とで、二年は一年程で東京に戻った。いっぽう藤村と、帰国後一九〇二年（明治三五）から一九〇五年（明治三八）まで、小諸義塾での克己の後任を務めた晩霞とは、私生活でも親しく行き来し、藤村も、画家の物の見方といったものを文筆に取り入れようとしていた。よく共に野外に出かけ、ラスキンにならって晩霞は絵筆で、藤村は文字で刻刻と変容する景の描写を試みた。[6] このように晩霞は、時代の潮流と藤村を通してラスキンの思想に出会っていたのである。

ラスキンは『近代画家論』の中で、崇高について次のように語っている。

> 崇高とは特殊な言葉ではない。観念（idea）の特別な階級（class）の効果を説明する用語ではない。心（mind）を高揚するものは、いかなるものでも崇高である。また、心の高揚はあらゆるものの偉大性（greatness）を熟考（contemplation）することによって生ずるが、もちろん主として、最も高貴なもの（the noblest thing）の偉大性から生ずる。従って崇高さとは、感情に及ぼす偉大性の効果を言い替えたものにすぎない。その偉大性とは、事柄、空間、力、徳、美の別を問わない。[7]

ラスキンは、美の偉大性も崇高と見なしており、広義の美と崇高を相反するものとしていない点では、崇高を、感情に及ぼす偉大性の効果」と定義している点は、崇高を「偉大な感動」の一つとしている晩霞の場合と同様である。晩霞の「壮美」の感情に与える効果として「崇高」を位置づけるという言いまわしにも、ラスキンの言説のこの箇所が透ける。しかし晩霞は、人の性格については、崇高という言葉を使って言及していない。この点は、ラスキンが徳の偉大性をあげていることと異なっている。また、ラスキンはエドマンド・バークの規定する徴小性（littleness）を特徴とする美をのぞいて美しさの最高のものを崇高とし、同じくバークの自己保存（self-preservation）を基底とする崇高観、つまり、自己の安全が保障されているからはじめて崇高美を見いだすことができるという説を否定している。さらに「本能的戦慄と自己保存へのもがき（the instinctive shudder and struggle of self-preservation）」からは崇高感は生まれず、恐怖と困難とに立ちむかっているところに崇高があると言う。晩霞の場合も、崇高に言及する上で身の安全は問題にしていない。晩霞は、登山中の激しい気象の変化に遭遇したとき崇高の念がわくといっているが、厳しい条件に屈することなく登山と続ける姿は、ラスキンのいう恐怖や困難と対決していく姿勢に共通なものと言うことができる。

ラスキンは、ターナーの描く景を「崇高」と呼んでいる。[8] 画面に刻刻と姿を変えて流れゆく景の様子が大胆に展開されているからである。晩霞もターナーにならって景の表現を研究した。[9] これは単に、写実の訓練の媒体ということではなく、大空をダイナミックに変容していく景というものを改めて意識し、被写体としても魅力を感じたということである。その背景にはラスキンの著作と、山岳登山の経験があげられる。また晩霞は、ラスキンがターナーの作品に「崇高」を見いだしたように、雪舟やベックリンの絵画に「壮美」を見いだしている。晩霞もラスキンも芸術作品とsublime（崇高、「壮美」）を結びつけている。作品の評価にもsublimeという概念を用いているのである。

ラスキンは、『近代画家論』の第四巻のすべてを山の魅力と分析の記述に費やし、「私自身によって山は、すべての自然風景の始まりであり終わりである」と述べ、山に傾倒し、特に北アルプスの山岳の景色に崇高美を見いだしている。ラスキンが山岳を風景の原点とし、山岳と「崇高」を結びつけている点でも、晩霞と重なる。晩霞は、一九〇七年（明治四〇）一〇月の第一回文展にいち早く険しい山岳画を発表した。[10] 険しい山岳を初めての国家主催による美術だけを対象とした大規模展であった同展の出品画として描くに値する題材であると判断した背景には、その年の八月に白馬岳へ登山したということもあるが、晩霞の美意識の変

化があり、その動機として、山岳と「崇高」を結びつけたラスキンの崇高論があったといえる。もっとも日本画の世界には、古くから山水画の伝統があり、その派らくと洋画の険しい山岳画の登場、「崇高」という概念の関係性なども問題として提起できるが、これは今後の課題としたい。

さらにラスキンは、『近代画家論』第四巻で山の美について語る中で、第六章すべてで天空（The Firmament）について言及し、聖書を「神の住家（God's dwelling place）」として、聖書の創世記にある神による世界の創造を崇高性をもって形容し、創世記の「「神は：筆者注）諸天を弓形に作った」という表現も、無限に拡がる空だけを思い浮かべるのではなく、地のはるか上方に位置する雲を念頭におくならば、明白な真理となり、「神の直接の現存」（the immediate presence, the Deity）を理解することができるといっている。この箇所からは山の美を語る際のラスキンの深い信仰心が伝わってくる。いっぽう、晩霞は「崇高」を思い浮かべる事象に神仏と自然信仰を混合した超越的なものを感じていた。ラスキンはキリスト教への深い信仰心を見せており、神の世界の創造を崇高性と関連づけていた。晩霞の場合も「崇高」という概念が神的超越者に結びついている点で共通している。しかし晩霞の場合は、世界を創造したキリスト教の神の力への唯信に満ちた陶酔と驚異を「崇高」にこめているラスキンとは異なり、神秘を感じさせる不可解で、それゆえ魅惑的な自然の未知の力への畏怖と敬意が「崇高」という言葉の前後に付加されていた。

晩霞は花の説明に、科学的、解剖学的な分析を用いていた。彼は、青年時代に勧画学舎で学んだ、また、工部美術学校でフォンタネージに学んだ望月俊穀、彰技堂の本多錦吉郎に洋画を師事しているが、そうして培われた客観的にものを見て写す写実の技術と精神が晩霞の関心を科学分析へと向かわせたということはできよう。またラスキンが、花はなぐさめ（solace）であり、崇高観の根底にある畏怖と悲しみの印象がなく、「花は何等の崇高さを有してゐない」（flowers have no sublimity）と言っている点は、水辺に静かに咲く蒿蒲などの情景を「壮美」として特筆する晩霞とは異なる。晩霞が「壮美」という言葉を用いるとき、精神の高揚としての「崇高」を引きおこす事物の感覚的特徴を意味していたが、そこにはsublimeの意味とは別に「壮にして美くしい」という、漢語としての「壮美」が引きだす意味が加味されていた。

おわりに

晩霞は「壮美」を感覚的な分析に用い、「直線美」を「壮美」とした。そしてそれが精神に引き起す感動を「崇高」と呼んだ。この言いまわしの背景には、ラスキンの『近代画家論』の、崇高とは「感情に及ぼす偉大な効果を言いかえたものにすぎない」という一節が浮かぶ。そして晩霞は木村熊二、島崎藤村といった信州の知己を通じて、このラスキンの思想を摂取した。明治期にsublimeの英学的意味合いの訳語として「壮美」、「崇高」という二つの漢語が適用されたため、当時の辞書でも同義語と定義されていたこの二つの語を晩霞の場合は、独自に使いわけていたのである。晩霞は、「崇高」により超越的な深い精神的高揚の意味をもたせ、「壮美」はそれを喚起する感覚的刺激がもたらす特徴として用いていた。この背後には、特に「壮美」については、sublimeがもたらした新しい概念領域の認識と、漢語自体が知らしめる漢字の意味の合体による、晩霞独自の意味付与がみられた。このことは、翻訳語からもともと言語の有していた意味がずれ発展していく過程を示す例として興味深い。

（旧漢字は一部新漢字に改めた）

注

1　矢代秋雄は、『近代画家群』一九五五年（関野準一郎「吉田博の芸術と生涯」に引用掲載）、吉田博、白馬史観『山の絵本』講談社、一九八一年）において、「彼（晩霞・筆者注）の山岳画は、白馬のお花畑を描いて文展に出したのが特に有名であったが、それは決してよりも、むしろその頃、日本に勃興し流行し始めた山岳画の神髄として注意を引いた」と記した。この記述では、「白馬の神花」の絵画的価値は低められているが、画題として画期的であったことは認識されている。

2　岸田恵理「明治四〇年における山岳画の成立――崇高という概念を背景に――」（カリ

スク』第五号、東京藝術大学美学藝術学研究、一九九八年)。

3 久保天随(得二)『風雅論攷』(育英会、一九〇四年)。

4 井上哲次郎等『哲学字彙英独仏和』(丸善、一九二二年)二〇九頁。

5 この二つの語に厳密な意味で、意味のずれがあるとはいえる。誰が用いるsublimeか、Erhabenかによっても、この語に託せられる意味は、微妙に異なる可能性がある。しかしここでは、この両者の意味の相違は問題として取り上げない。

6 柳父章『翻訳の思想』(筑摩書房、一九七七年)。

7 晩霞は「ターナーの山岳画に就いて」(『美術新報』第二一巻、第一〇号、一九二二年、画報社、七頁)の中で、幼少の頃、晩春に母に連れられて家から鹿沢温泉に行く途中の地蔵嶺での光景を思い出して、その時の森林の様子の強い印象を思い起こしている。

8 注2。

9 小泉仰『西周と欧米思想との出会い』(三嶺書房、一九八九年)一五四頁。

10 山本正男『東西芸術精神の伝統と交流』(理想社、一九七七年)四〇頁。

11 森林太郎『鴎外全集第二一巻』(岩波書店、一九七二年)六一頁。

12 東京芸術大学百年史刊行委員会『東京芸術大学百年史 東京美術学校篇 第一巻』一九八七年)四八五頁。

13 注11二六二頁。

14 この件については、前出の拙著(注2)で少し具体例を紹介したので、参照されたい。

15 丸山晩霞『水彩画法 女性と趣味』(日本基督教会、一九〇七年)五〇頁。

16 晩霞は一八九六年(明治二九)の夏に、やはり山岳を好む洋画家吉田博(一八七六~一九五〇)に誘われて、郷里から浅間山など山岳を越えながら飛騨へぬける写生旅行を楽しんでいる。また、『丸山晩霞と日本の水彩画の流れ』展図録(一九九八年、長野県信濃美術館)の年譜によると、一九〇六年(明治三九)一一月頃に、日光から妙義山方面を旅行している。この引用文が掲載されている『水彩画法 女性と趣味』発刊後になるが、翌年八月には、白馬岳へ登山した。さらに一九〇八年(明治四一)八月下旬には吉田博と白山、立山に登山している。他にもモン・ブラン、マッターホルン、御嶽半島の金剛山、越後燧岳、八ヶ岳などを訪れた。

17 丸山晩霞『水彩新天地』(日本美術学院、一九一四年)七三頁。

18 岸田亜理『丸山晩霞における花、とくに高山植物の意味するもの』(『長野県信濃美術館調査』第六号、一九九六年)。

19 『文意世界』第九巻第九号、四八頁。

20 丸山晩霞『水彩画法 女性と趣味』(日本基督教会、一九〇七年)、九四~九五頁。

21 岸田亜理『水彩画家と文芸集団藤村の遊歩・小諸義塾』(『長野県信濃美術館調査』第一号、一九九七年。

22 一八八五年(明治一八)現小諸市に生まれる。一九〇〇年(明治三三)小諸義塾に入学し、木村熊二、島崎藤村、三宅克己らに学ぶ。一九〇三年(明治三六)晩霞の内弟子となり、祈禱村の晩霞宅から小諸義塾に通う。晩霞の紹介で祈禱現日光市の鬼平家に赴く。一九一〇年(明治四三)頃上京、日本水彩画会研究所に入る。一九一三年(大正二)日本水彩画会創立に参画、評議員となる。一九五〇年(昭和二五)日本水彩画会名誉会員。一九六七年(昭和四七)東京にて没す。

23 『水彩画法 女性と趣味』八六頁。

24 前掲注23九九、九六頁。

25 前掲注23九九、九六頁。

26 『水彩新天地』四〇頁。

27 『大漢和辞典』第三巻(大修館書店、一九八一年、修訂第二版第二刷)二八七頁。

28 「般之民、壮美而敏、来勤厥郷。」

29 「壮麗者也、真大於日月、崇高蓋大平洋是」とある。『大漢和辞典』巻四(大修館書店、一九八一年)二六〇頁。

30 『水彩新天地』四〇頁。

31 前掲注30四二頁。

32 前掲注30四二頁。

33 前掲注23八六頁。

34 前掲注30三九頁。

35 島崎藤村の著作「雲」(『落梅集』所収。初出は一九〇〇年八月に発行された「天地人」第四〇号。『新装版藤村全集』第一巻(筑摩書房、一九九三年、二五二頁)に「こぞの四月都を辞して信濃に赴く時、わが行手のうちには近世画家論六巻をも納めたり。水清く草青き野山の間を逐めぐりて、客心の友となせむには紀行の文もすくなからず、詩歌の集も亦さはなり。されど一とせは一つの処にふみとゞまりて、こまやかに

一つの山を研究するのためとなること、かの山つの巻々に及ぶあるまじくや。旅は殊更所願のうつりかはりも身にしみて、朝に望夕に眺むる霊感の種を心に持ぺいさ、かか自然の一はしを学ばむと思ひ立ちしも、実はかの故人が苦心に励まされてなり」とある。

36 三宅克己の『思ひ出つるまゝ』（光大社、一九三八年、一九八頁）には、「何時写生製から家に帰って来ても、新妻は静かに机に向て読書をして居た。夜は勉強の邪魔をしては相済まないと思ひつゝ、又此方からも絵の話を為たい。時にはラスキンのモダアン・ペインタアス中から、自分達に有益な部分の講義なども聴いたりした。（中略）風景などに就て自分が感じて居る事は、島崎さんは一遍詳しく調べ上げて、何だか実際絵を描かれる先輩のやうに思はれた」とある。

37 常田邦七の『小諸義塾の頃の晩霞先生を偲びて』（小山周次編集『水彩画家丸山晩霞』日本水彩画会、一九四二年、二七頁）には「写生といへば小諸城附近、千曲川のほとり、見はるかす浅間の連山、遠く見ゆる北アルプス。農家、田園の作物先丹、高原に働く男女、牛馬舞などの家畜。あらゆる自然界の印象は皆好材料だった。島崎先生が雲の研究をやれば、丸山先生が雲いて見る。鮫島先生が朝顔作りで名人風を吹かせると、生徒たちは愛蔵と道具をもって晩霞先生につられて写生に出かけるといふ塩梅式だった。（中略）春と秋との発生の旅行には、過半の教師は同行された。藤村先生の小型の手帖と晩霞先生の大きな文字遣りの道草喰ひとは好一対のものだった」とある。また、藤村の三宅克己あてに書かれた一九〇二年（明治三五）七月二日の書簡には、ミレーの画集を晩霞宅で見て感心したこと、克己から藤村に送られたコロー、マネーの複製についての晩霞の感想を後日聞いてみたいと思っていることなどが書かれている。

38 筆者訳。The fact is that sublimity is not a specific term, -not a term descriptive of the effect of a particular class of ideas. Anything which elevates the mind is sublime, and elevation of mind is produced by the contemplation of greatness of any kind; but chiefly, of course, by the greatness of the noblest things. Sublimity is, therefore, only another word for the effect of greatness upon the feelings: greatness, whether of matter, space, power, virtue, or beauty. The Work of John Ruskin Vol. 3, Modern Painters Vol. I, p.128. Edited by E. T. Cook and Alexander Wedderburn. Library ed. London, George Allen; New York, Longmans, Green, And, Co. 1903.

39 Ibid., p. 129

40 Ibid., p. 382. ラスキン、御木本隆三『世界大思想全集　六七　近世画家論（一）』（春秋社、一九三一年）二三七頁。

41 これは小諸義塾の教師時代、よく共に時をすごした島崎藤村の影響による。注三五で、少し紹介したが、藤村は、刻々と移りかわる雲の様子を言葉で描写し記録した「雲」という実験的な作品を「水彩新地」には、晩霞が描いた「雲の研究」と題した二枚の雲の水彩画が挿画として掲載されている。

42 筆者訳。For to myself, mountains are the beginning and the end of all natural scenery: The Work of John Ruskin, Library Edition, Vol. VI. Modern Painters Vol. IV. London George Allen; New York: Longmans, Green, And Co. 1904, p. 418. ラスキン著、御木本隆三訳『世界大思想全集八一　近世画家論（四）』（春秋社、一九三三年）二一九頁。

43 第一回文展の開催年である一九〇七年（明治四〇）に磐梯山に登り、噴煙のあがる火口付近を鮮烈に描いた「磐梯山噴火口」を描いた大下藤次郎は、同文展には、雄高な麓から見た穏健な風景画「残雪の朝」を出品した。また、今日では山岳画家として知られ、一九〇九年（明治四二）の第三回文展で褒賞をたえた高山を壮大なスケールで描いた「千古の雪」を発表し二等賞を受賞した吉田博も第一回文展には、「池の畔」、「新月」という叙情的な風景画と異国情緒あふれる「ピラミッドの月夜」を出品して、「新月」で三等賞を受賞している。彼は、一八九七年（明治三〇）に晩霞と共に槍岳山に登山して、岩場のスケッチを描いているが、やはり第一回文展では、山岳を扱っていない。

44 山崎安治の『新稿日本登山史』（白水社、一九八六年）三〇六頁によれば、白馬（はくば）、徳川時代、加賀藩の奥山廻り役が毎年越中側から登山していたが、それが明治以降廃止され、それに伴って信州側からの登山が少しずつ増えていった。その早い例としては、一八八三年（明治一六）、長野県北安曇郡長の藤田らの大雪渓からの登山が知られている。一八九八年（明治三一）には、大町小学校長河野らが、白馬で数十種の

高山植物を採集して、白馬が高山植物の宝庫であることを伝えた。山崎によれば、江戸末期から文人画家や医師、学者らが、宗教的な関心からでなく、純粋に登山を楽しむことを目的として、富士山や白山、妙義山などに登っていた。しかし、本格的な登山は安政五年（一八五八年）六月、日米修好通商条約が締結され、諸外国の外交官、技術者、学者などが来日し、各地で山岳登山を始めたことによる。特に明治維新後、政府に雇用されたいわゆる「お雇い外国人」らは、日本の山岳を次々に踏破し、近代登山の先駆けとなった。宣教師として来日した英国人ウォルター・ウェストンは、浅間山や富士山、木曽駒ケ岳、槍穂などの山々を登山し、一九〇五年（明治三八）一〇月の日本山岳会の結成にも関与している。日本人の登山は、矢田部良吉など植物学者をはじめとして、一八七七年（明治一〇）頃から増えていった。しかし日本において近代登山のブームを引き起こしたのは、一八九四年（明治二七）に出版された志賀重昂の『日本風景論』である。同書は、西洋人の山岳観も取り入れ、国土愛に満ちており、日本の火山やその登山技術も詳説されており、人びとに登山の楽しみと魅力を知らしめた。日本の山岳の実景を描いた絵画の早い例としては、一八世紀中頃に池大雅が浅間山からみた広大な眺望を描いた「浅間山（朝熊岳）真景図」が挙げられる。しかし、近代登山が徐々に普及していった江戸末期明治期において、日本画とちがって、梁山を描く習慣もなかった洋画では、実写的な山岳画の創作はまれであった。

45 The Works of Ruskin Vol. VI. Modern Painters Vol. IV. p. 108. ラスキン著、御木本隆三訳『世界大思想全集六九　近世画家論（三）』（春秋社、一九三三年）一〇八頁。

46 ラスキン著、御木本隆三訳『世界大思想全集六九　近世画家論（三）』（春秋社、一九三三年）三一一頁。

47 前掲書三一一頁。The Works of Ruskin Vol. VI. Modern Painters Vol. IV. p. 110

48 ラスキン著、御木本隆三訳『世界大思想全集八一　近世画家論（四）』（春秋社、一九三三年）二三〇頁。The Works of John Ruskin. Library Edition, Vol. VII. Modern Painters, Vol. V. Edited by E. T. Cook and Alexander Wedderburn. London. Gerge Allen, New York: Longmans, Green, and Co. 1905. p. 119.

研究報告

大岡芦ノ尻道祖神の系譜 ——山間畑作地帯における道祖神信仰とワラ文化——

宮下健司

はじめに

長野市大岡芦ノ尻の道祖神は夢想的な造形とともに、ワラをいったん加工した注連縄の意匠の力強さとたくましさで、一度見たら忘れることのできない強い印象を与え、見る人の心をとらえるものがある（図1）。一九九七年（平成九）八月一四日に県の無形民俗文化財に指定され、一九九八年（平成一〇）の長野冬季オリンピックの開会式に登場して以来、その造形美は日本ばかりか世界にも知られるようになった。

この道祖神について、発見者の森島稔は当初アニミズムに基づく原初的な信仰から始まったと考えたが、その具体的な成立には言及していない[1]。人形道祖神を追いかけた神野善治は「先代の石塔が毎年燒かれて形が崩れたため、明治初年になって現在の石塔が新造されたことも想定できる。石塔を新造したときに、塔そのものを焼くことをやめて、石塔を藁の神面で覆うようにしたのではなかったか」として、人形道祖神と道祖神石像をつなぐ事例と考えた[2]。しかし、先代の道祖神は右隣にある祠形の道祖神で、一度も火を受けた形跡がなく、注連縄で大切に小屋がけされているのである。細井雄次郎は森島、神野の研究を一事に検証しながら、このワラの道祖神は大岡地域で春の彼岸の中日におこなわれているセイソーボーと呼ばれる疫病神送りのワラ人形の影響で生まれたのではないかと考えた[3]。しかし、このワラ人形は大岡ばかりではなく、二月八日の事八日や春の彼岸中日に疫病神を送るワラ人形として、松本の入山辺地区や明科の柏尾・清水地区、筑北村本城立川にもあり、この地域の道祖神信仰とは性格をまったく異にするものである。ワラで人形をつくることと、正月飾りにつかった注連縄を部品として道祖神祠に用いることを同一レベルでは考えられないのである。

筆者は一九八〇年（昭和五五）に長野市若穂高岡の道祖神祭り、一九八二年（昭和五七）には長野市塩崎越の道祖神祭りの復活に関わり、木やワラでつくられた人形道祖神の全国的な分布等を調査する機会を得た[4]。その中で常に気になっていたのが芦ノ尻の人形道祖神の系譜関係であった。芦ノ尻例は長野市塩崎の越や平を南限として新潟県から東北地方にかけて分布するワラ人形の道祖神とは系譜関係がたどれず[5]、作り方や形態がまったく異なる独自な人形道祖神だったからである。

図1　長野市大岡芦ノ尻の人形道祖神

以来この問題を解明するために芦ノ尻の周辺地域の道祖神碑や道祖神祭りを調査してきた。この地域は江戸時代には松本藩領と松代藩領の境が接し[6]、明治以降は北安曇郡・上水内郡・更級郡・東筑摩郡の四郡の境に位置してきた。新第三紀層の地すべり地帯にある山間地の畑作地帯で、かつては麦・大豆・煙草・麻・養蚕で栄えた地域であるという風土の共通性も有している。

松本から安曇野にかけては千体を超える道祖神碑があり、しかも大きな花

崩岩の石に男女像を刻んだ見事な双体像が多いことから、「安曇野は道祖神のふるさと」、あるいは「松本平から安曇野にかけての地方ほど道祖神信仰の盛んな所はない」[1]といわれてきた。

その東の隣接地である山間の畑作地帯が取り上げる道祖神信仰の舞台である。この地域には地質構造との関係で砂岩製の道祖神碑が多く、風化の激しい砂岩製の道祖神を風雨から守るために、注連縄やヤネで屋根を覆ったり、小屋がけする地域であることも判明した。

この地域の道祖神信仰を支えた山間地の畑作地帯とそのワラ文化の中に、芦ノ尻の人形道祖神のような特徴的な道祖神飾りを生み出した要素があると考え、江戸時代から現在までの生業や生活の変貌を追いながら、自然（地形・地質）・歴史・民俗という総合的な観点からその系譜関係を描き出してみたい。

この地域は江戸時代には山間地の畑作地域ゆえに集落や人口が拡大したが、戦後の高度経済成長の前後から過疎化の進行が激しく、伝統的な道祖神信仰をはじめとする年中行事や民間信仰が消えつつある。生物でいえば絶滅危惧種に相当するといってもよい貴重な道祖神信仰の現時点での姿を、記録として留めておくことも本稿のもう一つの目的である。

1　中山山地と犀川丘陵地の風土

(1)　地理的環境

安曇平と犀川にはさまれた犀川西岸の山地は「中山山地」と呼ばれている。この山地は標高六〇〇～一〇〇〇㍍の丘陵性山地で、明科の野野崎から生坂・池田・八坂・美麻を経て小谷村まで続いている。新生代新第三紀（二〇〇〇万～一〇〇万年前）の時代にフォッサマグナの海に堆積した泥・砂・礫が隆起した褶曲山地の西縁部に当たる。中央に中山断層が走りこの断層を境にして東側と西側の地形・地質・土地利用が著しく相違し、東側は地層の著しく乱れた犀川複合帯と呼ばれる地域で、その大半は泥岩や砂岩層となっている。この地域では便宜的に中山断層より西側を大穴山山地および大峯山列、東側を犀川丘陵地と呼んでいる。

池田町の中山山地東部は中山断層と犀川断層にはさまれた地域で、犀川の西側に広津・陸郷がある。ここの山地は北にいくに従い高さを増し、大町市八坂との境にある上手山（九〇〇㍍）が最高所で、山裾まで耕地化されて「耕して天に至る」というような山村風景を呈している。その北に接する八坂は村内にまとまった平地や中心地がない県内唯一の村でもある。

犀川丘陵地は明科の下押野から犀川原・小泉・池田町陸郷・生坂村・八坂・信州新町へと続いている。ここも北に向かって高さを幾分増すが、全般的には起伏が少なく、標高六〇〇～八五〇㍍におよぶ比較的平坦な丘陵地帯で、集落と傾斜地の畑地として利用されてきた。

犀川に沿う盛科田沢から明科を経て生坂村山清路にかけての両岸には二～三段の河岸段丘が発達し、集落や水田・畑に利用されている。段丘単位ごとに孤立性が強く、江戸時代は日岐村・草尾村・宇留賀村のような小さな村むらに分かれていた。犀川東岸の生坂山地は筑北村坂北との境にある白鬚山（一〇七七・五㍍）が最高所である。犀川流域は川手地域とも呼ばれている。

山清路と差切峡は急傾斜した小川層の軟らかい泥岩と比較的硬い砂岩・礫岩が互層となり、泥岩部分は浸食され、砂岩・礫岩の岩盤が天空に突出した雄大なV字谷の狭い谷となっている。その下を犀川と麻機川が流れる渓流美から奇景・名勝の地となっており、江戸末期から明治にかけては文人墨客が訪れ、「安筑両郡の境、噴崛厳壁両岸に聳え、春夏秋冬山水眺望の景勝なり」といわれるように、古くから犀川流域では高名な景勝地であった。

美麻から八坂を経て山清路で犀川に合流する金熊川の八坂分、信州新町左右の当信川支流の濁沢には一〇〇㍍の落差をもつ不動滝や懸谷、河床にはポットホールもみられる。

大岡では村の中央を南の市狭沢・芦ノ尻から北の樋内を通り池田に通じる県道丸子信州新町線を挟んで、東側は室山の火山活動で堆積岩を貫いて噴出した火山岩の安山岩・玄武岩で、西側は海底堆積の砂岩・泥岩・凝灰岩である。

麻積・坂北は更級郡と小県郡と境を接する東筑摩郡の最北端に位置し、筑北三

図2　急傾斜地・地すべり箇所分布図
（山口1985より）

で砕けやすく摩滅しやすい砂岩、泥岩が風化して粘土化し、水分を含むとぬかるみ、地すべりの発生しやすい岩質で、この地域は地すべり地域（図2）に指定されている。また、急峻な山地の狭い谷間を流れる急流は集中豪雨による鉄砲水、洪水時には荒川となるため、沢の谷所に砂防堰堤を築いて土砂流出を防いでいる。さらに、北部の八坂・美麻は冬季に積雪も多く、雪崩も発生する。

この地域の集落立地は、山麓や緩傾斜地、山間地、幅を広げた渓流沿いに集落が散在をしている。傾斜地の畑は風化しやすい砂質起岩・砂岩のために、耕起によって容易に耕土となり、畝を等高線沿いにつくって、麦・大小豆・たばこ・桑などが栽培されてきたが、土壌が膠質な粘土のために干害には極めて弱いという特徴がある。[3] 新第三紀層には山清路付近には亜炭、生坂の池尻山などからは薬品や製紙に用いられた明礬（ミョウバン）、同じ生坂の中塚ではメタンガスの噴出がみられる。

なお、明科から生坂にかけての犀川西岸の地域は、従来は北安曇郡に属していたが、一九五七年（昭和三二）に北安曇郡七貴村・豊郷村・広津村が分割解村して、地理的や経済的関係などから、生坂村・池田町・明科町と町村合併したことによって、東筑摩郡が犀川を越えて西方に広がった地域でもある。

(2)　人と物資の交流

薄域や郡域を越えた道祖神信仰の広がりを考える上では、この地域をつなぐ道を通じた人やモノの動きを把握しておくことも大切である。

美麻には白馬村の飯田から青具・千見を通り、土尻川沿いに高府・中条・笠平山の聖山・冠着山・四阿屋山に囲まれた谷底平野の盆地を流れる麻績川が山清路で犀川に合流することによって、この地域と結びついている。

中山地・犀川丘陵地とも全般的に軟弱な地盤で砕けやすく摩滅しやすい砂岩、泥岩が風化して粘土化し、水分を含むとぬかるみ、地すべりの発生しやすい岩質で、この地域は地すべり地域（図2）に指定されている。また、急峻な山地の狭い谷間を流れる急流は集中豪雨による鉄砲水、洪水時には荒川となるため、沢の谷所に砂防堰堤を築いて土砂流出を防いでいる。さらに、北部の八坂・美麻は冬季に積雪も多く、雪崩も発生する。

この地域の集落立地は、山麓や緩傾斜地、山間地、幅を広げた渓流沿いに集落が散在をしている。傾斜地の畑は風化しやすい砂質起岩・砂岩のために、耕起によって容易に耕土となり、畝を等高線沿いにつくって、麦・大小豆・たばこ・桑などが栽培されてきたが、土壌が膠質な粘土のために干害には極めて弱いという特徴がある。[3] 新第三紀層には山清路付近には亜炭、生坂の池尻山などからは薬品や製紙に用いられた明礬（ミョウバン）、同じ生坂の中塚ではメタンガスの噴出がみられる。

なお、明科から生坂にかけての犀川西岸の地域は、従来は北安曇郡に属していたが、一九五七年（昭和三二）に北安曇郡七貴村・豊郷村・広津村が分割解村して、地理的や経済的関係などから、生坂村・池田町・明科町と町村合併したことによって、東筑摩郡が犀川を越えて西方に広がった地域でもある。

(2)　人と物資の交流

薄域や郡域を越えた道祖神信仰の広がりを考える上では、この地域をつなぐ道を通じた人やモノの動きを把握しておくことも大切である。

美麻には白馬村の飯田から青具・千見を通り、土尻川沿いに高府・中条・笠平を経て大安寺で峰街道と合流する善光寺道と小川村から越道や味藤を経て信州新町に出て、下市場から大原の渡しで犀川を渡って、大岡から聖峠越えと宮平・芦の尻を経由して麻績に通じる麻積道があり、口留番所には奥裾野竹の川嶺、千見、信州新町の左右、小川村の日影・立屋、大岡の聖口、市後沢、麻積村の高に置かれた。麻績からは北国西脇往還（善光寺西街道）を通じて松本と稲荷山につながり、一方で安坂を経て修那羅峠をこえて青木の入田沢、上田へと通じていたのが安坂道である。この道は一八二一年（文政四）の史料では「糸魚川より松本へ三十里、糸魚川より飯田・新町通り上田へ三十四里」とあって、上田への距離が松本へ行くのと四里しか違わず、松本経由で保福寺峠道利用よりはるかに近道であった。この道当初は歩荷で、後には牛の背で日本海の魚や木綿・富山の薬・鯨の漆器等が上田へと運ばれた。一八三四年（天保五）の史料では、このルートで上田への荷物は千から千三百個が運搬されている。また、安曇地方のわらび粉・紙（松川紙・宮本紙）・刻み煙草（生坂煙草）などは押野で渡川して、会田を経て地蔵峠を越えて入田沢に入り、上田へと通じた。[4]

大町から向・瀧ノ海を通り竹ノ川を経て立屋番所に至り、そこから越道・長井を通り大安寺までの道は峰街道と呼ばれた。大町からは大瀬・川下を通り、左右をへて川口に至る道と、は大町の五日町から社・八坂・広津で川手道で山清路に合道する相川通り（別名麻績街道）がある。

日蔵から池田への道は日向を通り、かえしお峠を越えて、花見・池田方面への道と日蔵から白日に上って、宮ノ平・育明、登波離橋を経て池田へと通じる道、さらに二郷を経て八代峠を越える道がある。生坂白日の大倉などでは池田町会染の里田に出作りの田んぼを所有して、片道一時間の道を通いながらそこで玄米を生産していた。会染には今も日蔵堰や日蔵田という地名がある。

また、葛尾から平出・雷田方面、宇留賀から菅ノ田・広津へと通じる道、広津から八坂・美麻へは尾根道でつながっていた。山清路は明治一〇年まで峠谷で通行できなかったために雪根峠を越えて込地に出て、そこから大岡の桐沢・笹久・芦ノ尻へとつながっていた。犀川の流れに沿った道

は、南北に通じる鯨川道が通じ、舟場は布川峠を越えて八坂・大町とつながる交通の要衝であった。屋川を挟んでの舟渡は、下市場・大原・栃沢・舟場・瀬口にあり、ここには舟場口留番所・瀬越番所が置かれた。

山間地の畑で栽培された商品作物はこれらの道を通じて運ばれ、その集散地となったのが池田町や信州新町であった。本地域には地形・地質などの風土に共通性があり、道を通した通婚圏や商業圏の人の動きから、情報や伝統行事が伝播しあい、境界地帯にあっても藩域や郡域を越えた文化の共通性を有している地域なのである。

聖山周辺の麻績・大岡・八坂・信州新町では聖山北麓の種地に雨乞いに行き、美麻・八坂の麻づくり農家は麻績の四阿屋山にお参りに行き、八坂西の窪には如意輪観音を刻んだ腹の病気の神であるあずまや神社が祀られている。この道を通じて、日本海のエゴが坂北に熊まで、そして年取り魚のブリが坂北や麻績の地まで入り込んできている。

一　道祖神をめぐる信仰と祭り

1　道祖神碑の立てられた背景

本地域の道祖神碑の大部分は江戸時代中期から明治時代にかけて造立されている。美麻・八坂の山間地は面積や人口の割に道祖神の数が多い。これは小さな集落ごとに氏神が建立されなくても、道祖神が人びとのよりどころとして造立されたことを物語っている。北安曇郡最古の享保七年（一七二二）銘の笠付石塔型（駒形）の道祖神碑が大町市美麻に三基、八坂に一基ある。男女像がはっきりしてくる双体像は享保年間の終わり頃である。このことから、笠付石塔型の道祖神碑は本地域では古式のタイプであることが理解される。屋根の形は享保の頃は入母屋風で、文化年間は流造風である。川下・南平・雲根・芦ノ尻は石祠型で、いずれも屋根に注連縄のヤスをのせている。

道祖神碑に込める具体的な祈りや願いは、生坂村喜馬尾を例にとっても、縁結びの神、子どもの守り神、悪魔の侵入を防ぐ神、道の神と多様である。これをこの地域でまとめると、縁結びの神（干見・竹の花など）、夫婦和合の神（干見）、性の神（塩之内）、男女の道を教える神（芦ノ尻）、道の神様、道を開いた神様（芦ノ尻）、疫病・厄除け・悪霊除けの神（干見）などである。同じ村には道祖神をよそに移したらそのたたりで疫病が流行ったが、元の位置に戻したらそれがなくなったと伝えている。堀之内では病気予防の神で、オンベ焼きの火でユダマや餅を焼いて食べると虫歯や歯の病気にならないといい、北足沼・菅ノ田・下ノ田には耳の病気が治るようにと穴あき石が供えられている。さらに、豊作を祈る神でもあり、隣接する白馬村飯森では稲の苗、懐方では稲穂を道祖神碑に供えると多様である。

このように本地域の道祖神信仰は縁結びの神というのが中心で、そこへ夫婦和合の神・安産・子どもの守り神、疫病・悪霊を防ぐ神、行路・旅の安全を守る神が加わる。さらに五穀豊穣という作神としても祀られるという多様な性格を合わせ持ち、あらゆる願いを聞いてくれる神であるとともに、疫病・災害・悪霊などから護ってくれる神であるという庶民信仰特有のあり方を示している。

江戸時代には庚申塔や二十三夜塔などと同じ場所に立てられたが、ヤスで屋根を葺いたり、常夜の小屋に入れられるのは道祖神碑だけである。道祖神は、一年間を通じて、生活とともにある最も身近な神様で、人びとの祈りや願いを何でも聞き届け、かなえさせてくれる庶民の神、「おらが道祖神さま」であった。また、氏神がなくても村の守り神（子孫繁栄・豊作祈願・災厄防止）として、なくてはならない大切な神で、ムラの共同体の成員に安心・安寧をもたらすために集落や組単位にまつられたムラの構成要素の一つであった。[3]

科学や医学が発達していなかった江戸時代の中・後期の人びとは天災を恐れ、種々の病気や祟りを恐れつつ、豊作祈願や毎日の生活の平穏無事を祈っていた。身近な村内では道祖神に願いを託し、村に悪病神が入ってこないようにと芦ノ尻や麻績村横屋のような道切りの注連縄を張ったり（写真1）、麻績村の梶浦、真米、円明では道切りの大ワラジを村境に吊した（写真2）。また、大岡村鹿跳のデイドーボーや明科柏尾のカザガミサマのようなワラ人形をつくって疫病神という悪を

写真1　道切りの注連縄（上 大岡芦ノ尻、下 麻積権屋）

写真2　道切りの大ワラジ（麻積円明）

ラ人形（写真3）に託して村境に送り出すことによって、村の中の不安や緊張を和らげ、安心して暮らせる村の共同性の世界を回復・再生させようとしているのである。

さらに、江戸後期になると村の古来の神仏のほかに諸国各地の神仏が続々と庶民の中に入り込んできて、村を離れて物見遊山を兼ねて、戸隠や善光寺などの神社や仏閣へ、個人や代参で参拝することも多くなった。その旅立ちにあたっても道祖神に旅の無事を祈願し、残された家族も旅人の安全を道祖神に祈ったのである。さらには修験者などに加持・祈祷・お祓い・護摩供・占いをしてもらうこともあった[11]。このような庶民信仰の姿を美麻一宇田にある重要文化財の村家に残された六つの福俵に入れられたお札が如実に物語っている[12]。

2　道祖神盗み

本稿でとり上げた地域には江戸時代後期から道祖神の線入り、つまり道祖神盗みの習慣があり、他の村の道祖神を雪の夜などに人に知れないように迎えると、幸福がもたらされると信じられていた。村境まではこっそり運び、自分の村に入ったらにぎやかにはやし立てながら迎えたという。他村のものを盗りることによってその信仰の効果を上げるために、道祖神盗みが頻繁だったことは、多くの道祖神碑に「帯代」が刻まれていることからもわかる。帯代を刻む道祖神碑は八坂・生坂ともに一六体を数える。

「帯代」は相手部落に支払う祝儀、結納金と、一方では盗難防止の脅し文句とも受け取れる。帯代が刻まれるのは天保末から明治までで、金額の単位は、一般的には明治一〇年頃までは両でその後は円に代わっている。この間に道祖神盗みがおこなわれたとみてよいだろう。さらに、このことは農村への貨幣経済の浸透とみることもできる。また、明治維新を経ても明治の中頃までは民間信仰においては江戸時代の延長であったことも理解される。

生坂村大倉の双体道祖神が造られたのは一八五七年（安政四）で、その前年に

写真3　疫病神送りのワラ人形（上 大岡鹿跳のデイドボー、下 明科相尾のカザガミサマ）

約三㎞南にある小泉に道祖神碑を盛まれ、現在は明科小泉の和泉社参道にあって、「大蔵村」と刻まれている。八坂宮ノ尾の一七二二年（享保七）の道祖神には「川下邑施主敬白」と刻まれていることから、北四㎞にある美麻川下からもってきたもので、川下には現在一八一一年（文化八）の道祖神がある。麻績村横屋の道祖神は北山にもっていかれたが、大正時代に取り戻し、二度と盗まれないように現在はコンクリート付けにされている。

二　道祖神碑の石材

道祖神碑や他の石造物で最も多用されるのは比較的加工しやすく、風化しない安山岩である。安曇野南部には花崗岩の道祖神碑が圧倒的に多く、その石材はこの地域にも一部で使用されている。その他、蛇紋岩は白馬村のみで使用され、いずれにしても道祖神碑の石材も、その土地の地元で手に入る石材を反映しているといえる。

本地域で地質的に一般的な塊状砂岩は身近にふんだんにあって、手に入れやすく、加工しやすい石のために石灯籠・墓石・手洗い鉢や石仏にも多用され、砂岩製の道祖神がたくさん彫られたのである。しかし、加工しやすい反面、安山岩などに比べて風雨で風化しやすいために（写真4）、砂岩製の道祖神碑を護るためにヤスなどの注連縄で覆ったり、小屋がけされたのである。道祖神碑に添えて丸石・陽石・亀玉石もみられるが、これも新第三紀の砂岩層の中に認められる団塊（ノジュール）として伴出するもので、穴あき石も同様の産出である。

三　道祖神の祭り

(1)　正月の注連縄張り

日本の一年の始まりは玄関先に松にワラの注連縄を飾ることから始まる。一般的に農家や家庭で玄関先や神棚等に注連縄を張るのは、正月を迎える時だけである。注連縄・注連飾りを張って神々を招き、神への供物をヤスに入れる。ヤスは松に捧げる御食を盛る器で、「養う」という意味があるという。

写真4　善光寺道の道標
（左　砂岩・生坂池沢、右　安山岩・美麻向）

写真5　ゴボウジメとヤスを飾る玄関先（大岡）

注連縄は神が出現する場所や神がすまう場所を人間界と結界するために張られ、不浄を清める。そのために左手を手前に引くように綯りをかける左縄（反時計まわりに上昇）で、この「左巻き上がり縄」は聖なる縄と考えられて、神前を飾る注連縄の基本とされてきた。

本地域では松飾りを飾り付けるのは年末の一二月二八日が最も多く、三一日がこれに次いでいる。松は玄関、神棚、床の間、カマド、井戸・便所・土蔵・納屋・厩などに飾るが、最も大きく大切な場所は玄関で左右一対の門松が立てられた（写真5）。注連縄には前垂れジメ、ゴボウジメ、ヤス、輪ジメ、シャモジなどがあり、正月の注連縄は歳神の神送りとして小正月の火祭りで燃やされるのが一般的である。この地域の注連縄は燃やさずに道祖神を護る覆いや屋根として再利用されているのである。村の出入り口や中心部には、道祖神や庚申塔・二十三夜塔などが同じ場所で祀られている場合が多い。数ある石仏の中で、本地域ではなぜか道祖神碑だけが注連縄で飾られたり、注連縄やトクン蓑きの小屋に納められていることが多いのである。

正月が終わって門松を片付け、道祖神碑の前で行う小正月の火祭りをする時期と一致すること以上に、この地域の人びとがワラを大事にし、道祖神を特別視し

ていたからこそ、そこに注連縄を張ったり、屋根を葺いたりして、道祖神碑を護ったと考えていてあろう。このことが、この地域の道祖神の地域性を表現しているといえるのである。

(2) 道祖神碑に供えられる酒樽

写真6　ワラ製酒樽のモデルになった祝樽

祝樽は慶事・祝い事のある人や家に対して、祝いの印として清酒を贈るための木製専用容器である。特に祝樽・角樽は、麻績の宮本や生坂村の雲根などこの地域ではかつて縁談がまとまると、サケイレといって、もらい方が立てたチューニン（ナコード）がくれ方に酒を贈った。この時使用したのがこの地域ではヤナギダルまたはツノダルと呼んだ祝樽である（写真6）。美麻青具の中村家には対の角樽と三三九度のセットが残されている。

次の結納の儀式には、生坂村などでは五種目録品（家内喜多留＝酒、寿留女、子産蚫、友志良賀＝麻糸を束ねて白髪にみたてたもの、末広＝扇）と家族の由緒書を添えたが、ここにもヤナギタルが用いられている。つまり、本地域での角樽は、ハレに用いる特別な樽であり、祝いの酒を象徴する容器だったのである。

江戸末期から明治にかけての角樽は、全体に縦長で提げ手用の横渡しがあるタイプで、長い角（柄・手）を提手（腕）に渡し、鏡と呼ぶ上面には栓がつき、胴には上から口輪、胴輪、腰輪、底輪と呼ぶタガがまわる。[8] この地域で道祖神に供えられるヤスを組み合わせてつくるワラの酒樽は、この形態をまねたものといえる。

角樽に入れられた酒は神と人を繋ぐものとして、祭り・儀式・行事などのなくてはならないものとしてムラ社会の祭りや生活・文化に組み込まれていたため、わざわざヤスでつくった酒樽を道祖神碑に供えたのである。この酒樽こそ縁結びの神としての道祖神信仰を象徴するものである。

その証拠に、生坂村千見尾と池田町花見には、今では注連縄張りが見られないが、酒樽だけが象徴的に道祖神碑に添えられている。

(3) 火祭りの名称と祭日

この地域の火祭りの名称は北部の池田町の会染・広津・陸郷・草尾ではオンベ焼き、信州新町・大岡・麻績はドンド焼き、生坂村はトーロクジンとオンベ焼き、坂北の竹場や生坂の雲根、池田花見では三九郎と呼んでおり、ここが火祭りの名称の接点になっていることもわかる。

道祖神碑の屋根を葺き替えたり、火祭りをおこなうのは麦麻の向は一月二日、池田町の堀之内は一月四日で、最も多いのが一月七日で、竹場・芦ノ尻・雲根・野田沢・丸山・宮本などである。

特徴的な火祭りに、竹場のものがある。一月七日の三九郎の火祭りの際、「火にくべる」といって石像の道祖神碑を火の中に投げ込んで、清浄な三九郎の火で燃やすことで、村人の厄払いをし、終わると元の位置に戻されて、ヤスの屋根に護られるのである。

四　芦ノ尻の道祖神祭り

1　芦ノ尻道祖神の特徴

芦ノ尻は長野市大岡の聖山の西方に位置し、木曽山の山麓、標高八〇〇㍍の平坦面にある。江戸時代は大岡村の枝村で、一六六四年（寛文四）より宮平組に属した。村高は宝永年間（文政年間に二二石余で、文久年間の戸数は四四戸で、大岡村の中では大村であった。[9] ここは牧ノ島から聖峠か宮平を通り、北国西脇往還の麻績宿に通じる道が通過していたため、聖口と市後沢には松代藩、麻績側の高に松本藩の口留番所が置かれた。また、芦ノ尻から犀川筋への道は長岩・佃見へと花尾・根越から代を経て瀬口に至る道があり、隣の笹久からは桐沢に下り、込地からは生坂へと通じる道がある。

芦ノ尻の正月準備は年末の松迎えから始まる。近くの山に入り、松を切り、枝の根元の皮をむき、雑木でおおって一本縄でくるくる巻いて束にして家に持ち帰る。これを玄関先にゴボウジメやヤスの注連縄、紙垂とともに、一二月三一日から一月七日まで飾る。

芦ノ尻の道祖神祭りは、もともとは一月一五日であったが、昭和初期からは「松の内が長すぎて、働かねえとだめだ」ということで、一月七日に実施している。この日に各家々では注連飾りを外して村境の道祖神碑の立つ場所に運ぶ。

ここは麻績側から来ると村の入り口に当たる場所で、大きな赤松が数本植えられ、そこに砂岩製の古い祠形の道祖神碑があり、その中に一四×二〇㌢の小さな双体像が刻まれている。その西側に一八六八年（明治元）に立てられた一五五×九〇㌢の安山岩製の文字碑の道祖神があり、これにワラで「神面装飾」が付けられる。その西側に一八六〇年（万延元）の銘をもつ庚申塔が二基と青面金剛像を刻んだ庚申塔、一八四三年（天保一四）に立てられた二十三夜塔、ほかに馬頭観音、地蔵尊、一八三〇年（文政一三）の日本八十八番供養塔などが立てられて、村境の風景を形づくっている（写真7）。

道祖神碑への飾り付けをおこないない、その前で火祭りを行うのはかつては一五歳以上の未婚の男の若い衆であった。ドンド焼きの心棒となる松・栗・楢の三本を近くの山から切り出してから、道祖神文字碑に一年間つけられていたワラ人形と道祖神の小祠を覆っていた注連縄を取り外す。

写真7　芦ノ尻の道祖神が立つ村境

写真8　芦ノ尻の神面装飾道祖神（左）とシメ縄で覆う道祖神碑（右）

最初に、正月飾りに用いた注連縄（前垂れジメヤス・ゴボウジメ）で、眼・鼻・口・眉毛・口ひげ・笠（かんむり、帽子ともいう）を付けていき、高さ一・五㍍ほどの「神面装飾」を飾り付ける。次に御神酒樽（三重ねの酒杯・肴（鯛）をつくり、ワラ人形の前に供える。御神酒樽は飾り付けで余ったヤスを束ね、下を切りそろえて、胴部を三か所で縛り、栓もつけている。

各部位に用いる注連縄の種類は、眼・鼻・口・笠・酒杯に前垂れジメで、特に眼は二重にして瞳までつくり出している。眉毛・口ひげ、肴はゴボウジメ、そして御神酒樽はヤスである。

次に、この隣にある道祖神祠には注連縄（前垂れ）で屋根をつくり、そこにゴボウジメとヤスを添え、その前に注連縄でつくった御神酒樽と肴を供え（写真8）、当日若い衆（二五歳の新成人）は一升瓶の酒を供える。さらに、北側の道路には道切り（ツジキリ）の注連縄を張る。

ワラを使うのではなく、注連縄に加工されたワラ細工を部品にして、組み合わせ、新たな造形を生み出したものである。バラバラのワラからでは細かい細工は難しいが、しっかり編まれた注連縄の特徴を生かしながら、組み合わせのみで新たな造形が可能となったのである。

この後ドンド焼きのヤヤを大小二つつくり、最初に小さい「迎え火」に火を付け、この火で取り外した古い注連縄を焼く。次に大きなヤヤは結婚した男衆が火を付け、部落の方に倒れると図作で、東側に倒れると豊作といわれ、この残り炭を陰部に塗ると陰毛が生えるといわれている。

翌日の早朝、自分の年の数の銭（昭和初期からは銭に似せた人参や大根の輪切り）を落としながら祭場へ行き、あまった銭を道祖神に上げて厄落としのお願いをした。厄を落とした人は後ろを見ないで家に帰る。振り返ると厄にとりつかれるという。

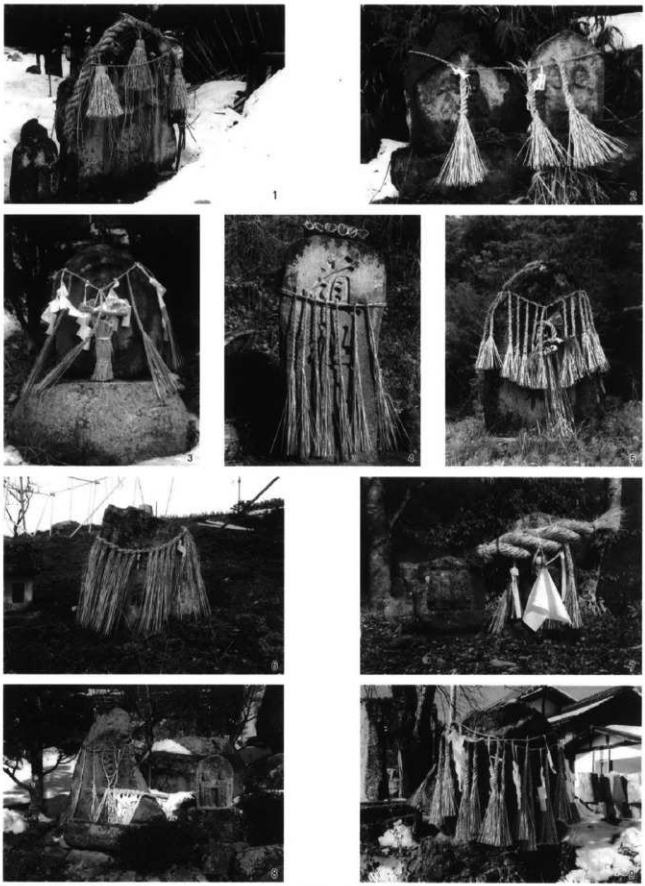

写真9　注連縄を張る道祖神碑　1美麻・一宇田　2大岡・笹久　3生坂・鷺ノ平　4大岡・花尾・根越　5大岡・日方
6信州新町・塩本　7坂北・上平　8麻績・横屋　9麻績・丸山

芦ノ尻の祠を覆う注連縄は石造の道祖神を一年間風雨から護るためで、文字碑を覆う人面も同じ目的のために、塩崎のワラ人形のように燃やされることはない。「村境でにらみを効かせて悪霊から守ってくださる」といい、一年間村境に疫病神などが入ってこないよう見守る防ぐ神なのである。

写真10　注連縄を被せる道祖神碑　1信州新町・左右　2同・平清水　3、4八坂・下笹尾　5信州新町・宮ノ脇　6同・宮平

写真11　ヤスを被せる道祖神碑　1大岡・堂刈場　2大岡・仏風　3麻績・野田沢

2　地域色の強い道祖神分布

この地域の道祖神碑の研究は、『北安曇の道祖神』を除き、それぞれの町村単位の自治体誌や石造文化財の報告書では、人びとの信仰から離れて、道祖神碑の

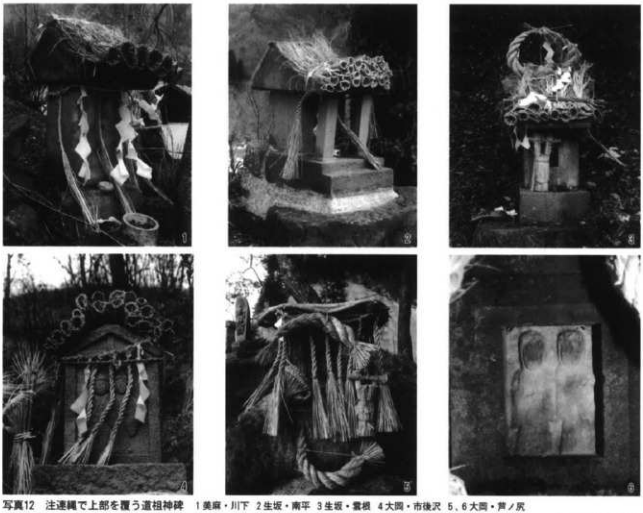

写真12　注連縄で上部を覆う道祖神碑　1美麻・川下　2生坂・南平　3生坂・雲根　4大岡・市後沢　5、6大岡・芦ノ尻

写真13　小屋がけし注連縄（ヤス）で覆う道祖神碑　1坂北・竹場　2明科・塩川原　3岡左　4明科・小芹　5大岡・桐沢　6信州新町・岩下

みが個別に扱われてきた。また前書も北安曇郡内にとどまり、隣接する更級郡大岡、上水内郡信州新町、東筑摩郡坂北・麻績の道祖神との関連性について触れられていない。一般的には行政区画で歴史や民俗をとらえるのが常道で、郡・藩の境界地帯にある本地域のような場所を統一的に把握することはなかったのである。

写真14　注連縄（ヤス）で屋根をつくる道祖神碑
1 美麻・向　2 池田・堀之内　3 池田・相道寺　4 生坂・万平　5 生坂・北平

本稿では従来の道祖神碑のみに注目するのではなく、注連縄を用いて道祖神碑を現在まで護ってきた多様な道祖神信仰のありかたを、地域史の中で明らかにすることが目的である（表1）。

A　道祖神碑に注連縄を張るタイプ（写真9）

これはこの地域に限らず多くに地域でみられる。道祖神祭りがおこなわれる小正月の前に新しい注連縄を道祖神碑に張り替えるものである。いずれも覆屋がなく、双体像・文字碑のいずれにもゴボウジメや塩本のような前垂れジメを張るが、上平は太い大根ジメである。二字目は太い注連縄を張るために、碑の上部に小枝を束ねて補強している。注連縄からは三個の太房が下がっており、単なる注連縄を張るとは異なり、碑の保護という要素がみえるが、一月末には取り外されてしまう。和平・日万・丸山例をみると、注連縄張りという要素より、装飾的な要素が強いように見受けられる。花尾・根越は碑の上部にヤスをのせている。生坂の贄ノ平では、注連張りに酒樽を添えられて地域色が表現され、注連縄を張って道祖神を清めるというだけにとどまらず、別の要素が加わっているとみてよいだろう。

写真15　ワラで小屋がけする道祖神碑　1 八坂・梨平　2 大岡・重対場

B　道祖神碑に注連縄を被せるタイプ（写真10）

表1　注連縄を飾る道祖神一覧表

集落名	市町村名	注連縄・屋根	酒樽	型	碑の種類	石材	銘　文	備　考
向	大町市（美麻）	ヤス屋根寄棟・ワラ		F	双体	砂岩	享保18（1733）	
一宇田	大町市（美麻）	シメ張り		A	双体	安山岩		
川下	大町市（美麻）	ヤスで覆う・石祠		D	双体	砂岩		
切久保	大町市（八坂）	小屋シメ		I	双体	砂岩	享保７（1722）	
宮の尾	大町市（八坂）	小屋シメ		I	双体	砂岩	享保７（1722）	川下邑施主敬白
宮の尾	大町市（八坂）	小屋シメ		I	双体	砂岩	明治38（1905）	
押の田	大町市（八坂）	小屋シメ	酒樽	I	双体	砂岩	文久３（1863）	帯代廿五両
梨平	大町市（八坂）	ワラ小屋・木の支柱		H	双体	砂岩		槍平より移転
小嶺	大町市（八坂）	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	I	双体	砂岩	天保５（1834）	
長畑	大町市（八坂）	小屋シメ・屋根トタン		I	双体	砂岩	天保６（1835）	
上笹尾	大町市（八坂）	小屋シメ・屋根トタン		I	双体	砂岩	文化９（1812）	
下笹尾	大町市（八坂）	シメ被せ		B	双体	砂岩		
明野	大町市（八坂）	ワラ小屋・木の支柱		F	双体	砂岩	文化８（1811）	栗尾平から移転
明野	大町市（八坂）	ワラ小屋・木の支柱		F	双体	砂岩	文化８（1811）	作の平から移転
明野	大町市（八坂）	ワラ小屋・木の支柱		F	双体	砂岩		布川から移転
明野	大町市（八坂）	ワラ小屋・木の支柱		F	双体	砂岩		土鈴から移転
小松尾	大町市（八坂）	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	I	円柱	砂岩		
万仲	大町市（八坂）	小屋シメ・屋根トタン		I	双体	砂岩	弘化３（1846）	金十両帯代
雷の窪	大町市（八坂）	小屋シメ・屋根トタン		I	双体	砂岩	嘉永５（1852）	帯代壱両
十石	大町市（八坂）	小屋シメ・屋根トタン		I	双体	砂岩	明治10（1877）	帯代拾五両
岩下	長野市(鬼無里)	ワラ小屋・木の支柱		H	自然石	砂岩		内部に御幣を立てる
萱刈場	長野市（大岡）	ワラ小屋・木の支柱		H	自然石	安山岩		小屋の中の石にヤス被せ
芦ノ尻	長野市（大岡）	ワラ人形　酒樽	酒樽	L	文字	安山岩	明治元（1868）	
芦ノ尻	長野市（大岡）	シメで覆う　酒樽	酒樽	D	双体	砂岩		
市後沢	長野市（大岡）	ヤス被せ		C	双体２	砂岩		
桐沢	長野市（大岡）	ヤス屋根・木の支柱	酒樽	E	文字	安山岩		
日方	長野市（大岡）	シメ張り		A	文字	安山岩	昭和62	
宮平	長野市（大岡）	シメ張り		A	文字	砂岩		
和平	長野市（大岡）	シメ張り		A	双体	安山岩	弘化２年（1845）	穴あき石
仏風	長野市（大岡）	ヤス被せ		C	文字	安山岩		
笹久	長野市（大岡）	シメ張り		A	双体２	安山岩		帯代五百両
花尾・根越	長野市（大岡）	ヤス被せ・シメ張り		CA	文字	安山岩		
古坂	生坂村	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	I	自然石	安山岩		碑は硅化木
豊ノ平	生坂村	シメ張り	酒樽	I	双体	安山岩	明治21（1888）	
大岩	生坂村	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	A	双体	砂岩	享保14（1729）	八坂十石と同場所
才光寺	生坂村	小屋シメ・鉄・屋根トタン		I	双体	安山岩	安政６（1859）	
中畑	生坂村	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	I	文字	砂岩		
寺沢	生坂村	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	I	双体	砂岩		
会	生坂村	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	I	文字	砂岩	明治32（1899）	
北平	生坂村	小屋ヤス切妻・コンクリ・鵄尾	酒樽	I	双体	砂岩	明和９（1772）	米俵添える
南平	生坂村	ヤスで覆う・石祠	酒樽	G	双体	安山岩	文化３（1806）	
中堰	生坂村	小屋シメ・屋根トタン		D	双体	砂岩		
大久保	生坂村	小屋シメ・石祠		I	双体	砂岩	享和９（1725）	
込地	生坂村	小屋シメ・ブロック		I	双体２	砂岩	天保12文化10	
雷根	生坂村	ヤスで覆う・石祠	酒樽	I	祠	砂岩	文政元年（1818）	陽・陰石
竹ノ本	生坂村	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	D	双体	砂岩	明治３（1870）	
下ノ田	生坂村	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	I	双体	砂岩	昭和53（1978）	穴あき石
梶本	生坂村	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	I	双体	砂岩	嘉永４（1851）	
草尾	生坂村	小屋・屋根トタン	酒樽	I	双体	砂岩		
草尾	生坂村	小屋シメ・屋根トタン		J	双体	安山岩	平成15（2003）	
甲斐沢	生坂村	小屋シメ・ブロック		I	双体	砂岩		
下生坂	生坂村	小屋シメ・屋根トタン		I	双体	砂岩		松も添える

集落名	市町村名	注連縄・屋根	酒樽	型	碑の種類	石材	銘　文	備　考
万平	生坂村	ヤス屋根・木の支柱・鶴尾	酒樽	I	双体	砂岩	天明８(1788)	
小舟	生坂村	小屋シメ・屋根トタン		G	双体	砂岩		丸石
日岐	生坂村	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	I	双体	砂岩	安政４(1857)	丸石
白日原	生坂村	小屋シメ・屋根トタン		I	双体	砂岩	天保４(1833)	像は朱塗り　丸石
白日大岩	生坂村	小屋シメ・屋根トタン		I	双体	砂岩		
白日大倉	生坂村	小屋シメ・コンクリ・屋根トタン		I	双体	砂岩	安政４(1857)	
竹場	筑北村(坂北)	ヤス屋根・木の支柱		E	双体	砂岩		碑を三九郎の火に入れる
上平	筑北村(坂北)	シメ張り		A	双体	安山岩		
野田沢	麻績村	ヤス被せ・ゴボウ		C	双体	安山岩		
丸山	麻績村	シメ張り		A	文字	安山岩	昭和16(1941)	
下井堀	麻績村	シメ張り		A	文字	安山岩		
宮本	麻績村	小屋シメ		I	双体	砂岩	文化８(1811)	陽石　穴あき石
菅ノ田	池田町	小屋シメ・屋根トタン	酒樽	I	双体	砂岩	明治２(1869)	河原石　帯代五両
桃ノ木	池田町	小屋シメ・屋根トタン		I	双体	砂岩	文久２(1862)	穴あき石
椋之尾	池田町	小屋シメ・屋根トタン		I	双体	砂岩		
南足沼	池田町	小屋シメ・屋根トタン		I	文字	砂岩		穴あき石
北足沼	池田町	小屋シメ・屋根トタン		I	丸彫双体	安山岩		
南足沼	池田町	小屋シメ・屋根トタン		I	文字	砂岩	昭和13(1938)	丸石
有明	池田町	小屋シメ・屋根トタン		I	双体	砂岩	明治16(1883)	帯代金百円
堀ノ内	池田町	ヤス屋根寄棟		F	双体	安山岩		
根道寺	池田町	ヤス屋根寄棟	酒樽	F	双体	花崗岩		ワラ馬添える
花見	池田町	小屋・屋根トタン	酒樽	J	双体	安山岩	安政４(1857)	帯代金二十五両
七五三掛	池田町	小屋・屋根トタン		I	双体	花崗岩	文政13(1830)	
塩川原	安曇野市(明科)	ヤス屋根・木の支柱		E	自然石	安山岩		
塩川原	安曇野市(明科)	ヤス屋根・木の支柱		E	自然石	安山岩		
小芹	安曇野市(明科)	ヤス小屋・木の支柱		E	双体	砂岩	安永４(1784)	下地カヤ
小芹	安曇野市(明科)	同		1	文字	砂岩	天保８(1837)	
池桜	安曇野市(明科)	小屋シメ・屋根トタン		I	丸彫双体	砂岩		陽石添え
柏尾	安曇野市(明科)	小屋シメ・屋根トタン		I	丸彫双体	砂岩		
左右(日向)	信州新町	小屋シメ		B	双体	安山岩	天保７(1836)	繭玉石
左右(日影)	信州新町	シメ被せ		I	双体	砂岩	昭和７(1932)	丸石・繭玉石
高登屋	信州新町	小屋シメ			自然石	砂岩		
柳久保	信州新町	小屋シメ			自然石	砂岩		
川名	信州新町	小屋シメ		I	双体	砂岩		
宮ノ脇	信州新町	シメ被せ		I	文字	砂岩	嘉永７(1854)	
宮平	信州新町	シメ被せ		B	文字	砂岩	天保２(1831)	
坂井	信州新町	シメ小屋・ヤス屋根		H	文字	砂岩		繭玉石
岩下	信州新町	シメ小屋・カヤ・トタン・シメ		B	文字	砂岩		
平滑水	信州新町	シメ被せ		A	文字	安山岩		
塩本	信州新町	シメ張り			文字	砂岩		
細尾	信州新町	シメ張り			陽陰石	砂岩		岩穴　繭玉石

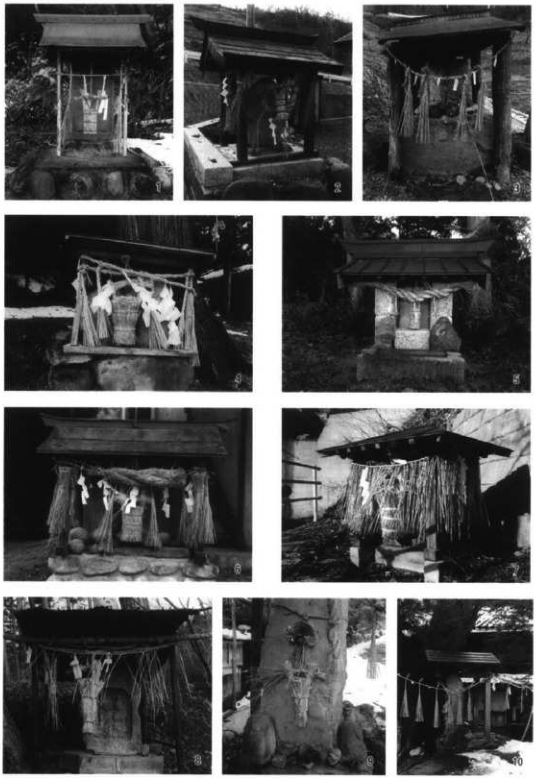

写真16　覆い屋に注連縄を張り、酒樽を添える道祖神碑
1生坂・竹ノ本　2生坂・梶本　3生坂・古坂　4生坂・会　5生坂・下ノ田
6生坂・目崎　7八坂・小菅　8生坂・寺沢 9、10 池田・菅ノ田

この分布は、八坂・信州新町と本地域でも北部にあり、信州新町の左右・宮ノ脇・宮平・平清水では前垂れシメを道祖神碑に被せ、下笹尾ではそこにヤスやゴボウジメも無造作に被せられている。平清水では三本の木を組んでその上から前垂れシメを被せており、これには注連縄を張るというより、むしろ道祖神碑を保護するという要素が強いのである。

C　道祖神碑にヤスを被せるタイプ（写真11）

犬岡と麻績のみ認められ、仏風は文字碑、野田沢は双体像の道祖神碑である。いずれも大きなヤスを頂部に被せて、一年中据え置かれることから、道祖神碑を

写真17　酒樽のみを添える道祖神碑　1生坂・草尾　2池田・花見

保護しようとする意図がはっきりしている。壹刈場はワラ小屋内の自然石の道祖神碑にヤスを被せている。

D　ヤスで道祖神碑の上部を覆うタイプ（写真12）

生坂の北部から大岡、美麻の南部にあり、市後沢の双体像を除き、笠付きあるいは祠形の道祖神で、いずれも砂岩製という共通点がある。その屋根部分をヤスか前垂れで覆うもので、芦ノ尻のみは前垂れジメで、他は何本かのヤスをまとめて用いており、霊根はゴボウジメで屋根飾りを付けている。また、霊根と芦ノ尻には酒樽が供えられている。芦ノ尻のこのタイプは、ヤスの覆い、酒樽という二つの要素でこの地域の道祖神の特徴を示しているのである。

生坂霊根のドーロクジン祭りには、各家からヤスを持ち寄って双体像が入っている石の祠の屋根を葺くが、前年に葺いた屋根を祭りの前夜に人知れず焼くと早く結婚できるといった。これをフルヤヌヤクという。サンクローの灰を陰部につけると早く毛が生えるという。また、ドーロクジンは道行く人を守る神様で、旅立ちの時に参拝してから旅に出たという。

このタイプは形態や造立年代から本地域では最も古く、石材が風化しやすい砂岩であることから、その風化から道祖神を護るために注連縄で覆われた最初の姿を今に伝えているとみてよいだろう。

E　小屋掛けしてヤスで屋根を葺くタイプ（写真13）

四隅に支柱（ウボゾウ）を立てて、横木で簡単な小屋組みをし、片屋根にヤスを載せるものタイプで、明科・大岡、坂北に分布する。

塩川原のもう一例は木を三角形に組んで、ヤスで切り妻風の屋根にしている。小さめのものは柱の木も太く屋根の下地にカヤを入れて丸くなるように補強している。同じようにカヤを入れてその上にトタンをかけたものは信州新町の岩下にある。

石材は塩川原の二例を除き、砂岩であり、小屋がけすることから、明らかに道祖神碑の保護が目的であることがわかる。

F　小屋掛けして、寄せ棟屋根風にヤスで屋根を葺くタイプ（写真14）

池田の相道寺・堀之内と美麻の岡のみに認められるタイプで、いずれも双体像の道祖神碑である。四本の太い木の柱を立てて、その上にヤスの屋根を載せている。相道寺例はヤスを五段に重ねて屋根を葺いており、その頂部はまとめて束ね、細縄で巻き上げて補強しており、造形的にも見事である。さらに、そこに酒樽とワラ馬が供えられている。

大町市美麻の岡では中心に松の木を立てて、ヤスで屋根を葺く。一月三日のオンベ焼きに合わせて、地区の未婚の男性が「道祖神の屋根葺き」といって、注連縄やワラを用いて道祖神碑の屋根を新しく葺き替える。古い注連縄やワラはオンベ焼きで燃やす。[5]なお池田町において平坦部で道祖神碑に屋根がかけられている地域は会染地区だけである。

G　小屋がけして切り妻屋根にシャチホコ状の飾りを付けるタイプ（写真15）

生坂村内のみにあって、万平では柱の太い支柱を立て、その上にヤスで三段の屋根を葺き、頂部の両側はヤスを横に束ねてまとめ、シャチホコ状の飾りを付けている。北平も現在のようにコンクリートの小屋の前は、万平と同じ支柱構造であったと考えられる。シャチホコ状の飾りは、細い縄を巻き付けて形を整え、補強している。この両方に酒樽が供えられており、北平では小屋内にワラでつく

た小さな米俵が二個置かれている。

H　注連縄とワラで小屋をつくるタイプ（写真15）

大岡と八坂に二例あり、梨平は砂岩製の双体像、登刈場は自然石である。いずれも前面を除いた側面三面をワラで覆って壁にし、屋根をのせるタイプで、登刈場では風で飛ばされないように、割った竹でしっかり押さえている。これはまぎれもなく道祖神碑を護るためのワラ小屋である。梨平の道祖神は槍平（うっぎだいら）から住民とともに、ここに移転したもので、もとの槍平にあった時は注連縄のみで小屋掛けしていたが、今は注連縄が足りないためにワラで小屋がけをし

写真18　覆い屋に注連縄を張る道祖神碑
1生坂・大久保　2生坂・原　3生坂・大岩　4信州新町・左右　5生坂・大倉
6生坂・日岐　7生坂・才光寺　8生坂・小舟　9麻績・宮本

ているとのことである。

Ⅰ　常設小屋に注連縄・酒樽を添えるタイプ（写真16）

本来は支柱を立てて屋根をのせたり、ワラ小屋であったものが、毎年小屋をつくったり、葺き替えたりする手間を省いて、道祖神を風化から護る目的で木造の小屋を建て、雨漏りを防ぐために、トタン屋根を葺いたものである。そこに小菅のような前垂れジメやゴボウジメの注連縄をはり、酒樽を供えるタイプである。古坂の自然石を除き、ほかは砂岩製の双体像の道祖神である。分布は八坂、池田、生坂にあって、生坂地区に集中している。

写真19　覆い屋に注連縄を張る道祖神碑
1池田・有明　2樽ノ尾　3八坂・上笹尾　4池田・北足沼　5池田・七五三掛
6生坂・上生坂　7、8信州新町・鮭尾

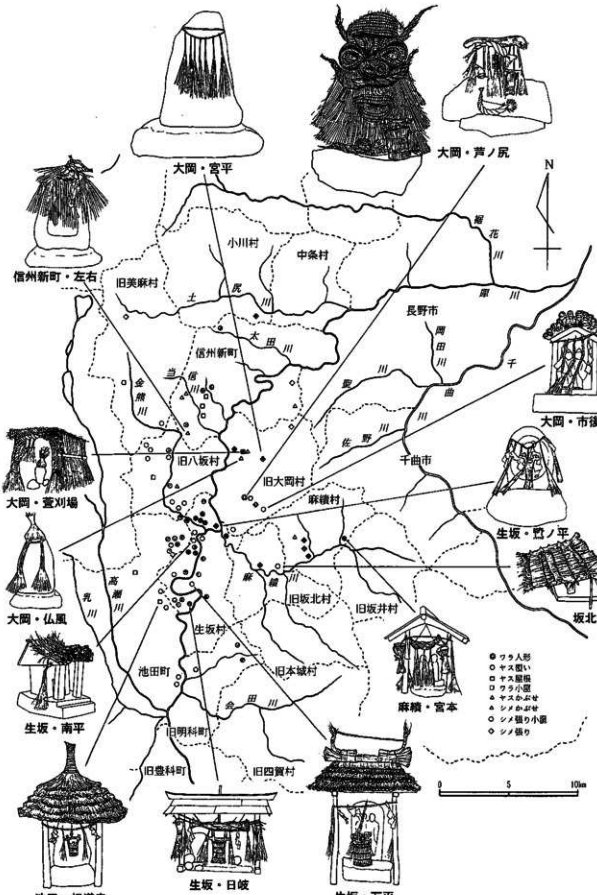

図3　中山山地・扉川丘陵における道祖神の分布（宮下 2007）

生坂宇留賀の才光寺や会では、「道祖神小屋」と呼び、そこに張ってあった注連縄を、元日に取り換して、七日に屋根替えをした。現在のような常設小屋になる以前、上生坂や下生坂では一四日に古い屋根を焼いて、一五日に屋根を葺き替える。日蛟では一五日に作り替えた。

竹の花では昭和五〇年ころまで、一月七日の午前中に集めた注連縄を材料に、ドーロクジンを入れた小屋の屋根を葺き替えたという。

J　常設小屋に酒樽のみを供えるタイプ（写真17）

池田花見と生坂草尾の二例のみであるが、本来は一タイプのように注連縄も張られたものが省略されて、酒樽のみが象徴的に残されたのである。草尾では平成一〇年まで南平と同じように祠の道祖神の屋根にヤスを並べて保護していたが、注連縄も少なくなって、シメ張りをすることはなくなったが、平成一五年にはその左手に安山岩の大きな双体道祖神碑をつくり、その際に木造の小屋をつくり、道祖神を「ウチノカカニイレタ」という。現在、昔の名残の酒樽だけを作り続けているのは、道祖神は縁結びの神で、かっては縁結びの際にはサケイレで角樽をもっていったからだという。花見では昭和三〇年代まで、相道寺と同じようにヤスで毎年屋根を葺き替えていたという。

K　常設小屋に注連縄を張るタイプ（写真18・19）

生坂を中心にして八坂、池田、信州新町、麻績と広い範囲に分布し（図3）、この中の生坂や池田の例には本来は酒樽を供えていたものが、現在では省かれた例も多いかと考えられる。小屋は木造にトタン屋根が基本だが、才光寺は鉄骨にトタン屋根、大倉と込地はブロックにコンクリート屋根である。

L　芦ノ尻のワラ人形道祖神（図1）

五　芦ノ尻道祖神の系譜関係

一九三一年（昭和六）発行の『東筑摩郡道祖図絵』によると、ヤスで屋根を葺き、前に酒樽を供えた道祖神は生坂村込地、同上生坂石原端、八坂野口にあり、麻績村下井堀東村では酒樽はないがヤスの屋根の写真が掲載されており、ヤスで

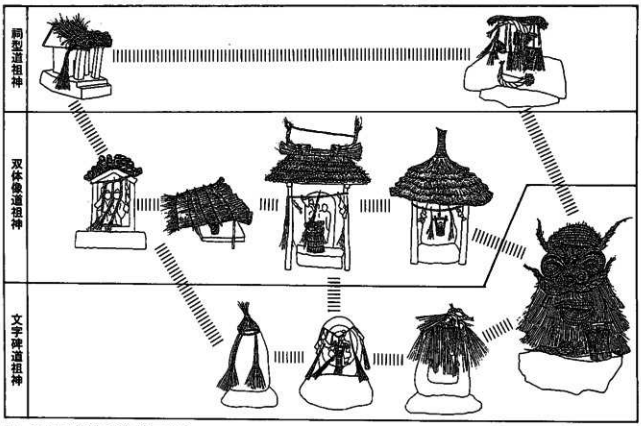

図4　芦ノ尻道祖神の系譜（宮下 2007）

屋根を葺く道祖神が麻績村までおよんでいたことがわかる。信濃教育会北安曇部会が昭和六年に発行した『北安曇郡郷土誌稿第三輯』には、松納めとして、「注連とやすは門松の足に縛りつけて置いて一五日に道陸神の屋根を葺く使ふ所がある（会染・陸郷・美麻）」と書き、口絵に池田町堀之内の写真を載せており、形態は現在のものと変わらない。

写真20　生坂村込地の覆い屋の変化（左 昭和6年　右 平成18年）

会染には日岐から陸郷通り、八代峠越えの道、草尾から四人峠を越える道、広津から平地に出るこの三本に道はすべて会染で平地に出ることができ、山間地の畑作地帯との文化交流によって安曇野側の平地部分では会染のみにヤスで屋根を葺いたり、酒樽を供える道祖神碑が認められる。

生坂の大倉では昭和三〇年ころまでは、道祖神碑を覆う小屋はなく、四本の杭を立てて柱にし、そこに屋根の横木を渡してその上にヤスで屋根を葺いたという。このことは込地で昭和六年に撮影された写真からも判明し、本来は注連縄を用いた簡単な屋から、ブロック積みの覆い屋に作り替えたことがわかる（写真20）。

昭和四七年ころは池田町の菅ノ田・目野・目影、八坂の切久保・長畑・中畑・小菅・荻では注連縄とワラで、道祖神碑を護る小屋をつくっている。このうち目野と中畑のものは現在の美麻の向のタイプと同じで、目影のものは現在の生坂目北平のものと類似している。[11]さらに昭和六〇年ころの記録では、池田町の目野と荻では、向タイプの小屋がつくり続けられており、南足沼や目影山の道祖神碑の前には酒樽が供えられているのである。[12]

こうしてみると、この地域の道祖神の宿った正月飾りの注連縄を小正月の火祭りで燃やすことなく、ヤスで上部を覆ったり、頂部を覆ったりしたものが、木を組んでヤスや注連縄で本格的な屋根を葺いて小屋をつくり、やがて毎年作り替えなければならない簡易な小屋に代わって、恒久的な本造や鉄骨・ブロックの小屋となり、雨漏がしないようにトタン屋根となった。

芦ノ尻の道祖神の人面の飾り付けは一般的には明治の初期に始まったとされているが、県史民俗編では「正月の注連飾りをドーロクジンサマに巻きつけて飾ったが、今のように顔を作ったりすることは飾りはしなかった」と地元住民が述べている。

この「巻きつけて飾った」のは、現在の大きな文字碑の道祖神も八坂の下世尾のようなタイプであった可能性があり、その始まりは今までまったく注目されなかった人面の隣にある祠形の道祖神を注連縄で覆うことの影響とみることができる。この祠形の道祖神に注連縄で覆うことこそ、この地域の道祖神に共通する要素であり、畑作地帯で貴重品であった正月飾りの注連縄をドンド焼きの火で燃やすことなく、砂岩製の道祖神を風化から護るために再利用するいうワラ文化こそが、芦ノ尻の道祖神を生み出したと考えたい（図5）。すなわち、本地域で江戸時代から継続していたのは神の宿った注連縄と砂岩製の道祖神を風化から護ることであった。それを芦ノ尻でずっと続けてきたのは神面装飾道祖神の石隅にある小さな祠形の道祖神碑であった。

その毎年の継ぎ足しの中である時、悪霊の侵入を防ぐ神として文字碑の大きな道祖神に、[13]どこの村にもいるようなコウシャな人気を現れて、[14]神の姿を神の宿った前垂れジメ・ゴボウジメ・ヤスという注連縄を組み合わせてつくることを始めたのであろう。神面装飾道祖神の誕生である。そこへ、隣の祠形の道祖神に供えるためにつくられ続けてきた御神酒樽・肴を供え、新たに御神酒樽とセットとなる酒杯を加えたのではないか。

この神面装飾道祖神が伝統的な道祖神碑の保護を目的としないことは、裏側をみると明らかで、前面の神面装飾をしっかり固定するために細縄やゴボウジメをつなぎ合わせて前面とは対照的に無造作に縛り付けているのである（写真21）。道祖神碑に注連縄を張ることと、注連縄で屋根を葺くことは、道祖神を護ると

六　道祖神信仰を支えた畑作とワラ文化

1　平地より有利だった山中の生活

本地域の道祖神信仰を支えたのは山間地の畑作農業を営む村であった。なぜ、江戸時代からこの地域に多くの人が住み、生活できたのか。道祖神信仰を理解する上で避けては通れない問題である。

かつてこの地域は傾斜地の畑作地帯で、大麦・小麦・大豆・そば・稗・粟・油荏などの雑穀、麻・煙草・楮・漆・漆の実・いぼたの木・胡桃・柿渋などが主な産物であった。この地域の傾斜畑地での主要な換金作物は北部は麻・葉たばこで全域では養蚕の桑であり、条件の悪い山間地の畑においても現金収入が得られたのである。生坂たばこは慶長年間（一五九六～一六一五）に上生坂の照明寺に最初の種が伝わってから、江戸時代には信州を代表する特産物で、明治になっても生産は拡大する。『信府統記』によれば、松本藩は一七四二年（寛保二）に領内に桑・楮・桐を植えることを奨励している。さらに松本藩は一八一六年（文化一三）に御作方から「養蚕録」を村むらに配布して、「五人組毎に一冊宛写し渡して組下の婦女まで残らず読み聞かせ、その家のためになるように心がけ専一にせよ」と申し付けていることから、養蚕の普及のようすが知れる。[11] 八坂村では一七八二年（天明二）に代官から「養蚕手引書」が村むらへの回状として回っている。

写真21　芦ノ尻神面装飾道祖神の裏側

いう観点からそれを祀る人びとの大きな意識差がある。その意味でこの地域は山間地の畑作地帯を共通ベースにして独自の道祖神文化圏を形成してきたといえる。

美麻の高地村の場合、江戸初期の慶安年間に三〇数戸の村が、幕末には戸数・人口ともに約二倍に増えている。また、一七二五年（享保一〇）ころの池田町村（旧池田町）の人口は八四二人に対して、八坂八カ村の人口は三五九三人となっていて、[12] 山間地に人口が集中していたことがわかる。

この背景として、江戸中期の元禄のころより貨幣経済が発達して、商品作物の生産が盛んになるが、その商品作物を栽培するのは水田ではなく畑であった。山間地の畑で作物を栽培し、山から得られる林産物を含めてそれを加工し商品化して販売することが盛んになった。山間地の畑作地帯では、経済が発展して農作物の商品化が進めば進むほど有利性を増大させていったのである。さらに、山間地の村には山林や原野の一部を焼いて畑とし、地力が衰えると再び原野に戻すような生産を行う切替畑がつくられ、これは年貢の対象外だった。高地村ではこの切替畑が実に町歩にもおよんでいた。[13] また、ここに自宅で飼育していた馬の田起こしや代かき作業への貸し出しや駄賃稼ぎをする作間稼ぎなども加わったのである。高地村では単位面積あたりの人口割合が高く、畑作で商品作物を栽培することによって、少ない耕地面積でも多くの人口を支える集約的な農業が営まれ、余剰分を拡大していったのである。

すなわち、江戸時代の経済は米穀中心の「米づかいの経済」であったため、山中の村むらの課税基準である村高は低く抑えられており、上畑でも上田の半分の価値しかなく、畑の年貢における斗代は田の下々より低く評価されていた。つまり、畑作農業は水田地帯に比べて年貢率は相対的に低かったのである。それゆえに本稿が取り上げた山間地の畑作率の高い村ほど有利な条件に恵まれたため江戸時代には水田をつくれないような山間地に畑作集落が拡大していったのである。[14]

その経済的な豊かさが民間信仰にも大きな影響を与え、八坂では近世中期の元禄年間（一七世紀）より文字のある石造物が現れはじめ、享保年間（一八世紀）には数が増えているのである。[15]

明治以降をみると、一八七七年（明治一〇）ころのこの地域の畑作の面積は第二表のようである。たばこ栽培の明治二一年の記録では、その栽培面積は生坂村

表2　明治初期の人口・田畑面積・馬牛数・物産（『長野県町村誌』による）

村名	人口	水田面積	畑面積	馬	牛	物　　産
美麻村	3287	128町2反9畝17歩	627町7反3畝16歩	64		麻8100貫・麻布150反・楮皮907貫・雉子193羽・兎93疋・狢67疋・鶏卵13000・鶏邦種510羽・米・大麦・小麦・大豆・小豆・蕎麦・稗・粟・豌豆・黍・蕪菜・蘿蔔
八坂村	2930	53町9反1畝25歩	557町6反8畝7歩	87	56	葉煙草190駄・刻煙草980箇・宮本紙1200束・繭53貫・麻395束・醤油・清酒・生柿78駄・楮・桑・炭980俵・栗12石・雉150羽・胡麻・松茸15貫・芍薬・桔梗・白朮
祖山村	1160	12町1反2畝4歩	29町8反2畝6歩	100		米・大麦・小麦・大豆・蕎麦・粟・麻1035束、農間に紙漉・伐薪
日影村	1351	54町1反2畝25歩	191町2反4畝9歩	146		米・大麦・小麦・大豆・小豆・蕎麦・粟・黍・稗・豌豆・蘿蔔・蕪菁・胡蘿蔔・馬鈴薯・茄子・瓜・南瓜・大角豆・獨活・蕨・栗桃・楮300貫目、狐7頭・猿6頭・熊1頭、麻1690貫目・畳糸1370貫目・皮麻240貫目・蚊帳115反・炭900貫目、清酒110石
鬼無里村	2818	64町9反3畝25歩	324町1反2畝	233		米・大麦・小麦・大豆・小豆・蕎麦・粟・稗・黍・豌豆・蘿蔔・蕪菁・胡蘿蔔・馬鈴薯・茄子・瓜・南瓜・大角豆・獨活・蕨・栗桃・楮900貫目・鶏・鶏卵・雉子100羽・狢15頭・狐10頭・猿9頭・熊1頭、麻3355貫・畳糸2730貫・皮苧480貫・炭3600貫・蚊帳200反・山中紙300束、清酒120石
大岡村	3006	152町6反3畝16歩	341町8反2畝28歩	139		糊入紙1万6千束・小判紙2万束・煙草2125斤・藍6875斤・繭20石・桑3万5千貫・楮皮1万5千貫・清酒・米・麦・蕎麦・大豆・小豆・粟・稗・豌豆・大角豆
生坂村	2734	14町8畝6歩	328町6畝21歩	85	42	刻煙草550駄・楮・漆・桑・桐・杉・紙・串柿
坂北村	2814	113町1反8畝15歩	216町1反1畝28歩	41		刻煙草3000箇・葉煙草1300箇・中折紙30駄・生糸50貫
麻績村	2265	164町7畝1歩	141町7反5畝21歩	83		紙・繭・生糸・干瓢・茸
日向村	1554	9町3反2畝6歩	117町6反8畝4歩	16		中折紙300駄・杏仁10石・繭20石・煙草・芍薬
池田町村	1973	238町6反8畝2歩	57町3反3畝29歩	92		煙草3000貫・生糸・蚕卵・清酒・米・小麦・大麦・大豆・稗・菜種
会染村	2284	311町3反9畝14歩	125町5畝10歩	225		米・清酒・葉煙草9600貫・刻煙草100箇・生糸19貫・蚕卵300枚・宮本紙500束・指下駄25000足
広津村	2995	17町5反9畝14歩	614町3反8畝1歩	50		生糸1貫・刻莨600駄・中折紙100駄・米・麦・山葵・清酒
陸郷村	2585	33町3反7畝2歩	500町7反8畝1歩	94		卵米・大麦・小麦・大豆・小豆・粟・黍・稗・蕎麦・豌豆・大角豆唐黍・葉煙草15030貫・刻煙草326箇・繭3石・生糸3貫800目・宮本紙600把・大判紙100把・中判紙50把・桑・楮・甘柿2050貫・胡麻・油荏・鶏卵・渋柿1400貫・製薄荷30斤
東川手村	2793	29町7反5畝11歩	284町9反1畝5歩	94	16	煙草1070駄
信岡村（水内村）	1936	4町4反9畝20歩	148町4反19歩	22	6	麻三ッ打10駄・生糸3000斤・藍玉256駄・生蝋150貫・桐下駄40駄・麻布150反・桐板25駄・桐甲裏30駄・箒1000本・伽羅油250貫・蚕種1345枚・酒・醤油・米・大麦・小麦・大豆・小豆・粟・蜀黍・稗・菜子・実綿・麻60貫・楮9600貫・桑24200貫・蘿蔔2800貫・菜・蕪菁・芋・茄子・隠元豆・胡蘿蔔・牛蒡
水内村	1032	7町7反9畝22歩	146町1反8畝14歩	35		繭200石・蚕卵紙200枚・鯉100尾・鮒200尾・年魚1000尾・鶏・鶏卵・雉子30羽・米・大麦・小麦・菜子・豌豆・大豆・小豆・蕎麦・粟・唐黍・胡麻・大角豆・蘿蔔・胡蘿蔔・蕪菁・菜・芋・甘藷・牛蒡・茄子・実綿250貫・葉藍7810貫・麻41貫・桑・生糸15箇・玉藍300駄・細美600反・皮楮1960貫（坂井・麻績・日向村へ）
山上條村（津和村）	900	5町4反1畝19歩	132町8畝23歩	57		味噌3240貫・麻苧118貫・麻布460端・藍玉10駄・鶏・鶏卵・雉子15羽・米・大麦・小麦・大豆・小豆・粟・黍・稗・蕎麦・豌豆・隠元大豆・蜀黍・菜子・胡麻・実綿・葉藍・桑・楮2890貫・煙草120貫・蕪・胡蘿蔔・芋・牛蒡・茄子
越道村	1488	2町3反1畝24歩	196町9歩	88		網糸20貫400目・細縄739筋・麻布281反・清酒・焼酎・麻実10石余・麻30貫・同998貫・同460貫・皮麻91貫・楮3720貫500目・葉藍650貫・米・大麦・小麦・大豆・小豆・粟・蕎麦・黍・蜀黍・稗・豌豆・蘿蔔・胡蘿蔔・蕪菁・牛蒡・茄子・葱・胡瓜
信級村	1052	20町2反1畝23歩	125町2反2畝25歩	124		小判紙100束・藍葉300貫・青麻2700貫・繭10石5斗・鶏卵・米・糯米・大麦・小麦・粟・大豆・小豆・蕎麦・蜀黍・黍・稗楮
孟津村（日原村）	892	15町9反1畝17歩	108町3反16歩		71	生糸11貫・杉原紙3400束・粘入紙8200束・小盤紙3800束・煙草1400貫・藍4500貫・清酒・繭20石5斗・鶏・玉子米・大麦・小麦・大豆・小豆・粟
中牧村（牧郷村）	828	63町8畝7歩	84町4畝22歩	102		粘入紙150束・小判紙254束・小杉紙1060束・繭1石・米・大麦・小麦・粟・大豆・小豆・蕎麦・稗・馬鈴薯・楮皮102貫
牧田中村（牧郷村）	381	23町7反8畝24歩	43町8反2畝27歩	25		粘入紙448束・小判紙240束・小杉紙640束・繭70貫・米・大麦・小麦・大豆・小豆・粟・蕎麦・柿・藍葉・葉烟草1050斤
弘崎村（牧郷村）	530	23町7反8畝1歩	59町1反4畝1歩	48		米・大麦・小麦・粟・大豆・蕎麦・繭100貫、粘入紙320束・山中紙1600束・小杉紙3840束・炭150駄・牡丹皮72貫・楮皮2450貫・材木松杉28駄

写真22　生坂日岐大倉の桑畑（生坂村誌より）

七四町、陸郷村三五町、広津村七一町であった。また、美麻・八坂・広津・除郷の大正一〇年の主要産物はそば・麻・養蚕・木炭・木材とわずかな米であった。中でも麻・そば・木炭の生産が多かった。

養蚕は明治時代になると国策によって振興されるようになり、八坂の鷹狩や広津平出、麻績野口などの風穴を利用した夏蚕・秋蚕用の桑種の保存も養蚕業の発展の上で大きな役割を果たした。養蚕は明治末から大正・昭和初年まで畑作農家の主産業であり、この地域の斜面は見渡す限り一面の桑畑だった（写真22）。農家では、繭の生産量を増やすために母屋の他に蚕室を建てられ、収量の多い家では年間二～三トンにも達した。農林業に依存する自給自足的な傾向の中において、この時期に一畑作農業王国時代」を迎えたのである。こうした中で、山間部の畑作地帯と結びついた池田町や信州新町は近隣の山村から物資や人が集まり、そのお客で商業が栄えたのである。

昭和五年には繭価が大暴落し、その後も価格は低迷したが繭の生産量は減少することなく、農業収入における養蚕の王座の地位は昭和四〇年代まで続いた。生坂村での最後の養蚕農家は平成二年の四戸であった。[21]

2　畑作地帯におけるワラ文化

本地域の通相神に注連縄を利用する要因を解明するには、この地域におけるワラ文化を明らかにしておく必要がある。

稲作農耕を基本とする日本人は、注連縄をはじめ食生活・住生活・生業・履物、運搬、燃料、肥料、飼料などあらゆる生活領域にワラを使い、日々の生活を支え、最後は土に返されて新たな生命を育てる糧となるという独自のワラの文化を築いてきた。ワラは農民の日常生活には不可欠で、俵・叺・釜輪・飯櫃・円座・叭・簑・草履・草鞋・雪靴・縄・苞・背負子・背負い籠・炭俵（の縄）などの生活用具の材料、縄・荷縄・荷付け縄・雪囲い・ワラニョウ・保温用ワラと農作業には欠かせないものであった。それゆえに、夜なべ仕事や冬季の副業として、家族総出でワラ仕事に精を出してきたのである。

山から離れて薪が少なく、ワラの豊富な平地の水田地帯では燃料としてワラを多用した。特に稲ワラの柔らかい火で炊いた飯の味は格別で「飯はワラで炊くもの」といわれた。いっぽうで、ワラがなく薪が豊富な山間地で貴重なワラを燃料に用いることは「家をつぶす」といって禁忌にもなっていた。こうしたことから山間地の畑作地帯と平地の水田地帯との間では、ワラを媒介にした交易・交換がみられた。山地の薪・炭・茅・草と平地のワラが交換されて、山地の冬の副業でつくられたワラ細工を平地の人が求めたのである。一八四四年（天保一五）池田組の職種と作間稼ぎをみると「藁細工」が七軒もみられ、同年の池田町村店商いの販売商品には「草履二一軒、「わらじ」二軒が記されている。[22]

一八七七年（明治一〇）の八坂村には男で「藁細工をする者百五〇人、菅笠を織る者二五人、石工を業とする者八人、刻煙を業とする者百二一人、炭焼をする者一八人、牛馬売買をする者七人」、女で「真葉巻をする者百五〇人、養蚕をする者一四人、麻製する者百三〇人、木綿布布を織る者百五〇人、紙漉をする者一四人、炭俵を編む者三〇人」と記している。八坂村の生坂は明治一〇年に馬八七頭、牛五六頭で、それが大正に入ると馬は一〇六頭に増えている。[23]

生坂村の丘陵上にある大倉では出作りをしていた池田会員の田から稲ワラを馬の背の両側の三束ずつ六束の大きなワラ束をつけて大倉まで何往復もして運んだという。また、一九四九年（昭和二四）に初めて田んぼがつくられる以前の生坂村草尾では、ワラは米とともに会染から購入して馬の背で運んできたという。八坂の槍平は大町の三日町から馬の背で六束のワラを運んだが、一日一往復がやっとであったという。

このように水田のない山間の畑作地帯ではワラの絶対量が不足し、ワラに対す

介とした平地と山間部の社会的、地域的、文化的結合のようすが知れ、その具体的な姿が池田町の会染地区とその背後の山間部にみられる注連縄で道祖神の屋根を葺く姿であるといってもよいであろう。

さまざまなワラ細工の中でも、注連縄に用いるワラは特別扱いされた。[3]「ワラはお米の親」と考えられ、そこには稲霊・呪力が宿り、生長のエネルギーが内包すると考えてきたからである。だからこそ、注連縄は神の依り代となったり、外部から入ってくる邪悪なものの侵入を防ぐことができるのである。

自分の田の中でも最もよく実り、籾が落ちないようなりっぱな穂をつけた稲を選択し、天日で清浄に乾燥させ、雨に濡れないように保存した。それを丁寧にワラ打ち石の上で横槌でワラ打ちをした。ワラは打たれることによって弾力性を増し、吸湿性を増大させ、その上細工しやすくなるのである（写真23）。

特に本稿で取り上げた地域の正月飾りの注連縄は、小正月の火祭りで燃やされることなく、自分たちの生活を守ってくれる身近な神である道祖神を風雨から守るとともにその祭場を標示する役割も果たしてきたのである。

この地域の人びとは注連縄・ワラ人形・ヤスの屋根をつくることによって道祖神に対する敬虔な思いを表現してきたといってもよい。つまり、ワラを通して神とのコミュニケーションをはかりながら、道祖神碑を祭る場をハレの祭りの場としてデザインしてきたともいえるのである。それは村の中に道祖神と共に住まう空間をデザインしてきたともいえる。

道祖神碑を護る屋根以外には、道切りにも注連縄が用いられ、また、ワラは疫病神を送るワラ人形や福俵、生坂村の大倉の紙御幣の俵、美麻中村家の福俵や俵巻きのような年中行事（写真24）、八坂の医王惣社の歳取り御膳のワラング（径二〇㎝）のワラの器に小豆飯と小魚を入れて神前に供える）、大岡の結納の際に持参したり、家でおこなった結婚式の三三九度の際新郎・新婦の後ろ壁に掛けた「鯛（勝男）」「寿留女（子産婦）」の「サンシキ」（写真25）などのハレの人生儀礼の大切な場面で用いられ、精神生活の上でも大きな役割を果たしているのである。こうしてみると、本地域は山間部の想作地帯にあって、独自のワラ文化を育んできた地域ともいえる。

本稿で取り上げた道祖神を風雨から守ってきた注連縄・ヤスの材料となる稲ワラさえ最近では入手が困難になってきている。多収穫・味の良さを追求した稲の品種改良、ハザ掛けによる天日干しをすることなしに、コンバイン収穫による脱穀とワラの寸断によって、ワラの文化そのものの消滅の危機にあるといってもよい。ワラの文化は高度経済成長以後の近代化・工業化に伴う、大量生産・大

写真23　勝手に常設されたワラ打ち場

写真24　美麻中村家のお礼入り福俵と俵巻き

写真25　大岡の結納に使うワラ細工（サンシキ）

量消費・大量廃棄の波に押されて、石油をもとにしたビニール・プラスチック製品が農村部にも入り込み、その姿を急速に消しつつある。日本における「ワラの文化」の終焉はワラ打ち石（ジョウベイシ）が家の中からなくなっていく、昭和三五〜四〇年といわれている。[11] ワラ文化の喪失は、一面において日本の伝統的な生活文化の消滅を意味しているのである。

七　過疎化の中の民俗行事

1　畑作地帯の過疎化

本稿で取り上げた長野盆地の西方の犀川流域、西山地方を中心とした地域は東・北・中信にまたがる過疎集中地域となっている。[12] その北部は豪雪地帯という条件が加わる。この地域の二〇世紀後半の一九五〇年と二〇〇〇年の人口比較では、本地域では五割から七割も人口が減少しているのである。信州新町（五六・六割）、旧大岡村（六六・一割）、生坂村（五九・六割）、旧八坂村（六〇・七割）、旧美麻村（六七・九割）、池田町（一四・六割）である（図5）。

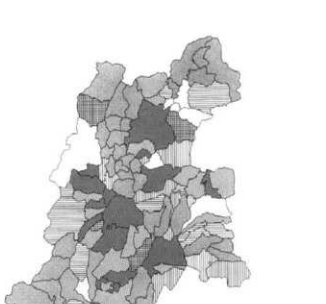

図5　1950年と2000年の人口比較

旧美麻村では明治初年から昭和三〇年ころまでの八〇年間は人口に大きな変化がなく、明治から大正にかけての人口は、北安曇地方一七町村のなかで一〜二位を占めていた。ところが戦後の高度経済成長が始まり、所得格差が拡大する中で、昭和三五年から四五年の一〇年間に全村で一五八世帯、一四八五人も減少したのである。

その中で最も顕著だったのは高地地区である。明治五年一〇戸、大正二年九九戸、昭和九年に九五戸あった世帯数が、昭和三七年ころから挙家離村が始まり、昭和四〇年になるとさらに拍車がかかり、昭和四四年には高地分校が廃止され、[13] さらに深刻化した。そして、昭和五三年には三戸、そして昭和五五年には〇となり、まさに挙家離村の典型村となった。交通が不便で山間谷間の傾斜地の畑作地帯、そこへ豪雪地・地すべり地域という幾つかの条件が複合して、大部分が職場のある大町市へと移転したのである。[14]

この間の一九七〇年（昭和四五）には過疎地域対策緊急措置法が制定され、美麻村・八坂村が「人口の急激な減少により地域社会の基盤が動揺し、生活水準および生産機能の維持が困難」な「過疎地域」に指定された。昭和五〇年（一九七五）からは集団で交通の便のよい場所に移転する集落整備事業も始まり、八坂の芋沢地区六戸が舟場へ（昭和五〇）、桑梨・櫓平九戸が梨平へ（昭和五一）、桐山地区ほか八戸が舟場へ（昭和五二）、中の沢地区七戸が舟場へ（昭和五九）、西の窪地区二戸、上籠の全戸は舟場に移転（昭和五〇〜五六）、上籠の沢地区三戸が刈手場へ（昭和五六）、明野には二〇戸の新しい集落が生まれ、地志原地区九戸が野平に（昭和六一）に移転した。[15] 昭和六〇年代に入ると第二の過疎化の波がこの地域を襲うようになった。

さらに、日本の高度経済成長の波を受け、一九六〇年二月には「国民所得倍増計画」が出され、翌年に制定された農業基本法により機械化[16]や化学化（化学肥料・農薬）が促進され、兼業化と「三ちゃん農業」が広がり、兼業化の進展は手

のかかる畑作を縮小して稲作への集中化を促した。しかしこの動きは本地域にあっては水田がないために稲作への集中もできず、狭い急斜面の畑では機械化さえ導入できないために過疎化にさらなる拍車をかけたのである。

そうした中で一九七一年からは米の過剰と農産物の輸入増加の中で、減反政策が始まった。さらに兼業農家は農業所得の依存度が低くなり、片手間農業、山間地から平坦部の企業に勤める土地持ち労働者へと変化していった。それを可能にしたのが過疎債による道路整備と一九七〇年代からの急速なモータリゼーション、自動車の普及であった。これにより農家世帯員の世帯別、個人別の独自行動が増え、若夫婦の親世代からの自立や嫁の自立化が顕著になった。いっぽう自家用車の普及により公共交通が次第に廃止され高齢者や車を運転しない過疎地域住民の不便さが増し、行政サービスからも取り残される事態が出てきた。

これが昭和五〇年代からの農業従事者の減少と極端な高齢化、離村、畑地の耕作放棄に油を注ぐことになった。これ以後山間地の畑作地域の農業では桑・養蚕に代わる現金収入源がなく、古くからの畑作の代表であった麦・大豆も国際化に伴う低収益性によってその栽培を減少させた。生坂村では広い河岸段丘上にある草尾上野の高台が、桑畑からドウの巨峰団地化されたことを除いて、急斜面の荒廃した桑畑は果樹への転換もできなかったのである。

まさに、山間地の傾斜地の多い地域における農林業を中心とした経済的基盤の弱体化が露呈したのである。

2　人とともに移転した道祖神碑

小集落が消滅して廃村になり、産土神は美麻高地のように大町の若一王子神社へ移転したが、多くの石仏はその場に取り残されて草木に埋もれ、探すのも大変な状態になっている。そうした中で、道祖神碑だけは住民と共に移転した集落が意外と多い。全村が移住した美麻品生、八坂の間羽・谷洞の道祖神碑は穂高神社へ、八坂の小田谷の道祖神碑は若一王子神社の境内に移転した。

美麻高地の保屋曲尾の道祖神碑は大町温泉郷へ、高地の小米立は大町市の塩の道博物館の庭に移転し、今も関係者が秋に集まって神主を招いて祭り・直会を行っている。明置の道祖神碑は大町市に移住した西村春美宅の庭へ、胡桃蔵里のものは大町市の窪田房治宅の庭に移転している。

写真26　住民とともに移転した道祖神（上　八坂明野、下　岡舟場）

八坂村堂平の道祖神碑は住民と共に梨平へ移されて、かつては注連縄で屋根や小屋をつくったが、移転地はワラで小屋をつくっている。八坂の新しい住宅地である明野には梨尾平・作ノ平・布川・土袋の道祖神碑が住民と共に移転してカヤと注連縄で屋根を葺いて団地入り口に並べて置かれ、八坂の産霊川・沢村・中畑の道祖神も国道一九号線沿いの舟場へ移され、りっぱな瓦屋根の建物の中に安置され、「道祖神団地」を形成している（写真26）。

数ある石仏の中でなぜ道祖神碑だけを移転したかを聞くと、どこでも「道祖神は大事は縁結びの神様だから」という答えが返ってくる。梨平へ嫁入りした老人は「自分たちは道祖神のおかげで縁が結ばれ子どもができたが、子どもやその孫の縁結びのために道祖神をもってきた」と話してくれた。そして、移転した道祖神碑の前を通るたびに、小学校五年生の孫の縁結び を祈っており、息子にまだ早すぎると言われているという老婆の話も聞けた。ここには縁が結ばれることで、家や村が繁栄してきたという長い歴史が横たわっているのである。

おわりに

以上、道祖神信仰という窓口を通して、畑作地帯における農村社会の変容をみ

ながら次のことを論じてきた。

①本地域の道祖神碑は地質学的に共通する新第三紀層の海底堆積の砂岩を石材に用いてつくり、風化の激しい道祖神碑を風雨から護るために、正月飾りに使用した注連縄で覆ったり、小屋がけするという地域性を有している。

②こうした江戸時代以来の伝統の中で、注連縄を部品として神樽などの造形を生み、やがて道祖神碑を覆うという要素と注連縄を組み合わせるという要素が合体して、大岡芦ノ尻の人形道祖神が誕生した。

③この道祖神信仰の背景として、本地域の畑作地帯は平地の水田地帯より自利便で、畑での商品作物の集約的な栽培や養蚕で、少ない面積でも多くの人口を支えることができたために集落が拡大し、集落ごとに縁結びの神として道祖神碑が立てられていった。

④一般的には、小正月の火祭りで燃やされる注連縄を本地域で道祖神碑の保護に用いてきたのは、ワラが貴重であった畑作地帯のワラ文化が生みだしたものであった。

⑤その地域が一九六〇代以降の高度経済成長の波の中で、養蚕業の衰退や麦・大豆などの輸入農産物の増加によって急速に過疎化が進み、集団移住を余儀なくされる中で、道祖神碑だけは、人とともに移転され、その信仰が継続され、本地域での根強い道祖神信仰を裏付けている。

平成の大合併に伴い、大岡は平成一七年一月一日に長野市に、明科町は同一〇月一日に安曇野市に、坂北村は同年一〇月一日に坂井村・本城村と合併して筑北村となった。美麻村と坂村は平成一八年一月一日に大町市に合併した。いっぽう、生坂村・麻績村・池田町・信州新町は合併せず、地方交付税が減額され、厳しい財政状況の中にあって単独で自治を行う道を選択した。

市町村合併に関わらず、農村社会では地域に伝承されてきた活習慣や伝統行事をしっかり受け止めながら、日々の生活を営んできたのである。年中行事などの民俗行事は地域社会やそこに住む人びとの生産や日常生活と密接に関わりあっているからである。その生活の中での不安や心配を解消したり、これから始まる農作業への祈りや願望、期待感があってはじめて道祖神などの民間信仰や行事が成り立つのである。正月は一年の中では最も神聖で、特別な思いで迎える年始めの時である。その歳神を迎える上で不可欠なのが注連縄・門松である。正月を祝うことを止めることはないが、今後も末永く注連縄をつくり続けるという保証もない。[10] また注連縄をつくっても、それで道祖神碑の屋根を葺くことなく、火祭りをしなくなるという手ぬきの方向が考えられる。

芦ノ尻の神面装飾道祖神もかつては未婚の若い衆がその担い手であったが、今は五〇代から七〇代と高齢化し、「あと五―一〇年もすればやり手がなくなる」と保存会では心配している。本稿に記録した芦ノ尻の人形道祖神やヤスの屋根や酒樽などが一〇年後のこれほど継続されているか心配である。

こうした中で、生坂村の大倉はかって二二戸、七〇数人であったが今は八戸九人になってしまった。このうち四戸は老人の一人暮らし、残り二戸が三人以上で、小学生二人、高校生が一人である。このような過疎化の波の中で、本年一月七日に、昭和一八年以来途絶えていた道祖神祭りに伴う紙御幣が、六四年ぶりに復活した（写真27）。扉川流域では唯一の御幣で、復活の中心となった真島知司氏（七七歳）はこのままでは地域の伝統文化が消えてしまうと危機感を抱き、周囲に協力を呼びかけ復活したが、この祭りを知っていたのは七〇―九〇代の四人だけだった。この復活にはふるさとの昔を忍び、昔の人の意気込みを知り、御幣を楽しんで明日からの心の糧としてほしいとの熱い願いが込められているのである。[11]

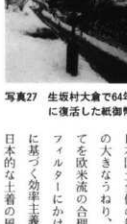

写真27　生坂村大倉で64年ぶりに復活した紙御幣

平成の大合併に象徴される日本国全体の都市集中化への大きうねり。そしてすべてを欧米流の合理的機能的なフィルターにかけ、利潤原理に基づく効率主義の波の中で、日本的な土着の風俗・風習・

伝承文化などが否定され、それを大事に担ってきた村社会は財政難を唇にした地方交付税削減という切り捨て政策の大波が押し寄せてきているのである。

本稿が取り上げた地域のようにかつては山間の畑作地帯ゆえに潤っていた集落が、一九六〇～九〇年代というわずか三〇年間で、燃料としてガス・石油を買い、水道で水を買い、その上で過疎にあえいで消滅するという歴史は過去に一度もなかったのである。消滅しないまでも集落機能を失いつつある限界集落を区や市町村の支援を得てどう維持し、日常生活を営むとともに、伝統的な年中行事等をどのように守り伝えていくかが大きな課題である。道祖神信仰やその火祭りなどの民俗行事は村社会の良さの一つであり、道祖神信仰に託す暮らしと命の大切さを失うことは都市化社会にはない豊かさや村の豊かさを失うことを意味しているのである。

注

1 千曲川水系古代文化研究所「大岡村芦の尻の道祖神祭」一九七六年。

2 神野善治「人形道祖神・境界神の原像（一九九六年、白水社）。

3 細井雄次郎「大関芦ノ尻の道祖神再考―セイゾーボー行事との関わりの中で―」『長野県民俗の会会報』二九、二〇〇六年。

4 宮下健司「ムラの生活と道祖神祭り」『信濃』三二―一、一九七九年。

5 宮下健司「道祖神火祭りの系譜」『長野県民俗の会会報』七、一九八四年。

6 明治四年（一八七一）の廃藩置県までは大岡村・信州新町は松代藩領の里方に対して山中大関通（二二村）・岡新町通（八村）であった。松本藩領との境の堅口と市後沢に口留番所を置いた。明科・麻績・八坂・池田・美麻は松本藩領の麻績組（一五村）・池田組（二七村）・大町組（三六村）であった。池田には御他屋とよぶ藩の主張所が置かれ、松代藩領との境には美麻の千見、麻績に高と麻績番所を置いた。

7 武田久吉「路傍の石仏」第二法規、一九七二年。

8 明科町史刊行会『明科町史　上巻』一九八四年。

9 青木村誌刊行会『青木村誌　歴史編上』一九九四年。

10 近世における村の祭祀形態は「村一鎮守（氏神）」という形態は確立しておらず、村氏神がもっ村統合の機能は希薄であった（長野県『長野県史通史編第五巻近世三』一九八八年）。

11 庚申信仰は江戸中期以降に各地の農村で始まり、その信仰だけでなく、農作業や農耕技術などの情報交換の場としての村寄合的な性格を有していた。また石造物からみると、江戸時代には道祖神・庚申・観音（なかでも馬頭観音）・地蔵・月などが庶民の主要な信仰対象で観音巡礼や念仏信仰もさかんだった（『長野県史通史編第五巻近世三』一九八八年）。

12 中村家は元禄一一年（一六九八）に建てられた民家である。平成九年に解体修理された際、六つの福俵の中から、幕末から明治にかけての戸籍・寄帳をはじめ、北は塩釜、南は出羽大社や金比羅までの神仏札が一五〇〇枚も発見されている。

13 石川県立歴史博物館『大聖寺藩』一九八六年。

14 大岡村誌刊行会『大岡村誌　歴史編二』一九八八年。

15 同じ美麻の千見では、現在は行われていないが、かって二月七日にネネアゲムといって、道祖神の石像の上にミズブサの木で屋根を組み、ワラで屋根を葺いて注連縄を張り、米・塩・酒・魚・野菜などをお供えをしたという。そこへ、ウッギやホウの木で男根をつくり供えたという（『長野県史民俗編第四巻二　北信地方　仕事と行事』一九八五年）。

16 牛越嘉人『北安曇の道祖神』柳沢書院、一九七三年。

17 池田町教育委員会『池田町石造文化財』一九八八年。

18 長野県『長野県史民俗編第四巻二　北信地方　仕事と行事』一九八五年。

19 大きな文字碑の道祖神は前形や双体像の道祖神碑に比べて後発で、しかも平板状の大きな石に文字だけを彫り込むという簡便さも加わって大型化していく。大型化の背景には大きければ大きいほど、その効力が増強されるという考え方が横たわっている。

20 小川村の久木においてもコウシ・者の宮嶋與惣兵氏（八〇歳）が、地区内の文字碑の道祖神にワラと注連縄で神面をつくっている。

21 生坂村誌編纂委員会『生坂村誌』歴史・民俗編』一九九七年。

22 美麻村誌編纂委員会『美麻村誌』二〇〇〇年。

23 横山十四男は「信濃の百姓一揆と義民伝承」（『信濃』三七―八、一九八五年）のなかで「山国とは言っても信濃は、交通が四通八達していたということ、そして山間の畑作物に商品作物が多くつくられ、養蚕・製糸に代表されるような遠隔地取引商品が

座出された」と地作地帯の優位性を論じている。

24 八峰村誌編纂委員会『八坂村誌　歴史編Ⅰ』一九九三年。

25 池田町誌編纂委員会『池田町誌　歴史編Ⅰ』一九九二年。

26 江戸時代の農書『耕稼春秋』の項の「注連の縄」は次のように記す。「年頭ニ産土の神社へ供ずるを先として、屋宅の門柱、庭柱の松竹に掛る料の稲種ニ、まづ稲を刈初る時は田のあぜの苔細の一束を刈取、其ほかもぬ稲のくき登たるを撰て株刈ニ刈分、清水ニ千七百下簀を去、茎を磨きて廻百ニ包、庭木などに高く結付、而後を被て雨露ものなり」と。

27 宮崎清『藁Ⅰ・Ⅱ』法政大学出版局、一九八五年。

28 過疎とは高度成長期の過程で、労働力の需要がないために起こった人口・世帯の移動によって、地域の人口の持続的、かつ急激な減少が現機となって産業や生活環境などの地域的諸機能が低下して、地域社会として存続しにくく、あるいは維持できなくなってきた状態をいい、最近ではそのような農業を限界集落と呼ぶようになってきた。

29 田村栄作「二〇世紀後半の長野県の市町村人口変動」（県立歴史館総合情報課会発表資料、二〇〇〇年）。

30 移転した住民の生の声は、「山村であっても時代に即応した文化生活をしたい。子供の教育も伸ばしてやりたい。収入も少なく、交通も不便であり、近隣の町へも遠い高地にあっては、等しく文化生活の恩恵に浴することも困難である。（中略）年々一人離れ、二人出、そしてついに部落全体が転住の状態になった。転住ということが、止むに止まれぬ宿命のたいなものであった。また、『出ていけばなんとかなる』『人も出るから』『嫁のきてもない』『雪掻きや道ぶしんの苦労が多い』」と書いている（美麻村高地区『高地の歩み』一九九四年）。

31 こうした中で相互扶助社会が基本であった農村の農民の意識が変化していく様子の高地分校に勤めていた教師は、「昭和三九年バスが開通した。そんな感動の中で区民の町への流出が急激に始まり始めていた。（中略）殆どの区民はみな山の畑よりも、工事仕事に出かけていった。」「転出が始まり浮き足だってくると、自分だけが取り残されてはならないという不安から、村の支え合い面に無仕反対、協力ごめんの風潮が生まれ、分校や公民館活動への意欲が衰え、あっという間に社会崩壊が始まった」と書いている（美麻南小学校高地分校『高地分校沿革誌』一九八九年）。

32 日本の高度経済成長は一般的には昭和三〇年（一九五五）から昭和四八年（一九七三）秋の第一次石油ショックまでをいい、この間の実質経済成長率は年率九・三％で、戦前の日本はもちろん、第二次大戦後に高度成長を記録した西欧諸国を上回る成長率であった（浅井良夫「現代資本主義と高度成長」『日本史講座』一〇、二〇〇五年）。

33 機械化の過程はまず耕耘機が一九五〇（二五年、動力脱穀機が一九六五年前後、刈り取り用のバインダー・コンバインが一九六〇年代の前半から普及するようになった。

34 加瀬和俊「農村と地域の変貌」『日本史講座』一〇、二〇〇五年。

35 昭和三〇年（一九五五）の農業生産員の全世帯員に占める割合は四一・一％であったものが、昭和四五年（一九七〇）には二六・八％まで、一五年間で一五％も減少した。高度成長以前の農村では、家としてまとまって労働することが至上命令とされた家父長制的家族協業制であったが、それは成長後には姿を消した（注34と同じ）。

36 この背景には国の第一次産業の衰退に伴う農山村への投資の比重の低下、農業と他産業との所得格差が広がり、治山・治水を中心とする国土保全の意識、都市中心型の文化政策、広域行政機関のもとで自治機能が低下したことも見逃せない。

37 戦前中は門松の松を伐ることも厳しされ、印刷物で松飾りの代用をしたが、これが自然保護の観点から昭和三〇年代に一部で復活したことがある。

38 生坂村の大倉では一月一四日に当番の家にワラを持って集まり、縄をなうもの、俵を編むもの、繁束を切るものなどに手分けして作り、できあがると道祖神の近くに長さ五間（一〇m）の杉の伐倒弊の竿にかつて倉で栽培が盛んであったタバコの葉をかたって飾り付けられる。一五一六日と飾って一七日の朝、くじ引きによって福俵を分ける。くじに当たり福俵をもらった家では松神酒を供える。大俵は一升、中俵は五合、小俵は三合、繁束各一合、二本で二合、合計二升の松神酒をその場でくみかわして終る祭りであるが昭和一八年頃紙がなくなり中止したままになっていた。なおこの紙の調弊は安曇野から松本平にみられる御宿高札、奈良井新田、塩尻市南内田などの「御柱」と類似している。

参考文献（注にあげたもののほかのぞく）

橋浦泰雄編　一九三一『東筑摩郡道祖神調査』（郷土研究社）。

信濃教育会北安曇部会　一九三二『北安曇郡郷土誌稿第三輯』。
南安曇郡誌改訂編纂会　一九六八『南安曇郡誌　第一巻下』。
宮下健司　一九八四「村落の空間構造と世界観」『信濃』三六―一。
北信地区民俗生活指導員部会　一九八〇『北信濃の冠婚葬祭』（銀河書房）。
大町市史編纂委員会　一九八四『大町市史　第五巻　民俗・観光』。
白馬村教育委員会　一九八四『白馬の石仏』。
山口通之　一九八五「長野県における道祖について」『信濃』三七―三。
明科町教育委員会　一九八六『明科の石造文化財』。
長野県　一九八九『長野県史民俗編第三巻二　中信地方　仕事と行事』。
信州新町教育委員会　一九八九『信州新町の石造文化財』。
鬼無里村村教育委員会　一九九四『鬼無里の石仏』。
美麻村教育委員会　一九九七『長野県宝　中村家住宅修理工事報告書』。
塚田章二郎　一九九七「日本農業・農村の再生の可能性」『経済地理学年報』四三―四。
生坂村誌編纂委員会　一九九九『生坂村誌　文化財編』。
美麻村誌編纂委員会　一九九九『美麻村誌　民俗編』。
古川貞雄　二〇〇〇「松代藩山中代かき馬と領内牛馬数」『長野』二一二。
小川村教育委員会　二〇〇一『小川村の石造文化財』。
宮下健司　二〇〇二「道祖神祭りと火祭り」『火祭り』（鬼灯書籍）。
宮下健司　二〇〇二「棚田の田づくりと耕作放棄―長野県飯山市常倉の事例を通して―」『棚田学会誌　日本の原風景・棚田』（棚田学会）。
市河俊和　二〇〇三『アルプスを眺める仏たち』。
宮下健司　二〇〇四「『野沢の火祭り』から地域を考える」『信濃教育』一四〇六。
東川手の歴史を語る会　二〇〇五『うるわしきふるさと東川手』。
宮下健司　二〇〇六「巻元寺遺四〇〇年―人とモノが行き交った祈りの道」『筑北郷土史研究会会誌』五。
宮下健司　二〇〇六「十湖と道祖神に込められた祈りと願い」『松本市立博物館一〇〇周年・松本市立考古博物館二〇周年記念特別展図録―祈りと偶像―』。
宮下健司　二〇〇六「慶師のデイドーボー」『館報おおおか』六。
宮下健司　二〇〇七「稲作をめぐる信仰と祭り」『ちょうま』二七。

研究活動

学芸研究会

一月二五日
大竹　憲昭　竹佐中原遺跡と日本先土器時代文化の研究
黒岩　龍也　歴史館が学校から期待されていること
―歴史館アンケートの結果より―

二月二八日
滝澤　正幸　川上冬慶・小山正太郎と北海道
―「北海道茅部嶺之図」及び「北海道アイヌ人之図」について―
福島　正樹（長野県教育委員会文化財生涯学習チーム）
みんなの信州遺産
―信州文化遺産保全中長期計画（案）について―

五月二一日
村石　正行　北信濃における南北朝内乱史
田村　栄作　長野県への学童集団疎開

六月二九日
水沢　教子　屋代遺跡群出土土器に見る「在地胎土」
―縄文中期から平安後期に至る土器群の胎土分析を通じて―
中條　昭雄　福島安正　―単騎シベリア横断の男―

七月二六日
谷　和隆　神子柴文化と土器の出現
川崎　保　縄文時代軟玉製品の起源と変遷

八月三〇日
小柳　義男　芋川氏の出自
唐澤　敏　生涯学習社会の形成と開かれた歴史館について

九月二七日
児玉　卓文　足利三代木像梟首事件とその周辺
宮下　健司　戸隠からみた鍛織・秋葉信仰

一〇月二六日
黒岩　龍也　夜間瀬川水系八ヶ郷用水の歴史
大竹　憲昭　長野県における先土器時代研究の歩み

一一月二九日
前澤　健　狂犬病の侵入とその情報
―元文二・三年信濃国伊那郡を事例に―
成竹　精一　ユニーバーサルミュージアムをめざして

一二月二〇日
福島　正樹　みんなの宝を守ろう　―長野県の文化財保護行政―
森山　俊一　「諸国道中商人鑑　中山道・善光寺之部　全」について
の一考察

審査委員

瀬良和征　唐澤　敏
宮下健司　小柳義男

編集委員

村石正行　中條昭雄

英訳監修

和田知子（長野県庁企画局国際課）

長野県立歴史館　研究紀要　第13号
BULLETIN OF THE NAGANO PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY Vol.13

2007年3月31日　発行
編集・発行　長野県立歴史館
〒387-0007　千曲市屋代清水 260-6
科野の里歴史公園内
TEL 026-274-2000（代表）
FAX 026-274-3996
URL http://www.npmh.net
E-mail rekishikan@pref.nagano.jp
印　刷　株式会社 プラルト
〒399-0033　松本市大字笹賀 5985
TEL 0263-28-8000（代表）

BULLETIN

OF

THE NAGANO PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY

Articles:

Transition of Pre-ceramic Age Assemblages of Stone Tools in Nojiri-ko Archeological Sites	TANI Kazutaka
Comparative Study of Two Circular Artifact Unit Blocks : Hinatabayashi-B Site and Kan-no-ki Site of the Nojiriko Archeological Sites in Japanese Pre-ceramic Age	OTAKE Noriaki
Observation of Cooking Pots Excavated from the Yashiro Archeological Sites, Useing a Polarizing Microscope Book One – Outline and Primary Material used in the Analysis–	MIZUSAWA Kyoko
A basic Study of *Zushi* (Seasoned engineers specialized in local geographic and administrative Survey, and social custom) in the Medieval Period	MURAISHI Masayuki
Maintenance of Nagano Administration Documents in the Early Meiji Era	KODAMA Takuburni
Two Japanese Translations, "SUUKOU" and "SOUBI", for Sublime Used by MARUYAMA Banka at the End of the Meiji Era	KISHIDA Eri
"DOSOJIN-Shinko (Public belief in guardians for the community)" in Mountain Farming Areas and "WARABUNKA (a straw culture)" – A Genealogy of Ooka Ashinojiri Dosojin	MIYASHITA Kenzi

Vol. 13
2007.3